

平成 20 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成20年 第3回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 9月9日～10月2日(24日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
9月9日(火)	提案説明	
10日(水)	休会	
11日(木)	"	
12日(金)	"	
13日(土)	"	
14日(日)	"	
15日(月)	"	
16日(火)	会派代表質問	
17日(水)	会派代表質問	
18日(木)	一般質問	
19日(金)	休会	予算及び基本構想特別委員会(総括質疑)
20日(土)	"	
21日(日)	"	
22日(月)	"	予算及び基本構想特別委員会(総括質疑)
23日(火)	"	
24日(水)	"	予算及び基本構想特別委員会(基本構想に関する集中審議)
25日(木)	"	"(総括質疑)
26日(金)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
27日(土)	"	
28日(日)	"	
29日(月)	"	学校適正配置等調査特別委員会
30日(火)	"	市立病院調査特別委員会
10月1日(水)	"	
2日(木)	討論・採決等	

平成20年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

9月9日(火曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第32号及び報告第1号	3
	市長提案説明(議1~31、報1)	3
	提案説明 (議32 新谷議員)	7
1	日程第3 休会の決定	8
1	散 会	8

9月16日(火曜日) 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし第32号及び報告第1号	13
	会派代表質問 佐藤議員	13
	会派代表質問 菊地議員	24
1	散 会	38

9月17日(水曜日) 第3日目

1	出席議員	41
1	欠席議員	41
1	出席説明員	41
1	議事参与事務局職員	42
1	開 議	43
1	会議録署名議員の指名	43
1	日程第1 議案第1号ないし第32号及び報告第1号	43
	会派代表質問 秋元議員	43
	会派代表質問 斎藤(博)議員	55
	会派代表質問 成田(祐)議員	70
1	散 会	79

9月18日(木曜日) 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし第32号及び報告第1号	83
	一般質問 中島議員	83
	一般質問 高橋議員	94
	一般質問 鈴木議員	104
	一般質問 大橋議員	111
	一般質問 佐々木議員	117
	予算及び基本構想特別委員会設置・付託	125
	決算特別委員会設置・付託	125
	常任委員会付託	125
1	日程第2 陳情	125
	常任委員会付託	126
1	日程第3 休会の決定	126
1	散 会	126

10月2日(木曜日) 第5日目

1	出席議員	127
1	欠席議員	127
1	出席説明員	127
1	議事参与事務局職員	128
1	開 議	129
1	会議録署名議員の指名	129
1	日程第1 議案第1号ないし第32号及び報告第1号並びに陳情及び調査	129
	予算及び基本構想特別委員長報告	129
	討 論 新谷議員	136
	採 決	138
	決算特別委員長報告	138
	採 決	138
	総務常任委員長報告	138
	討 論 菊地議員	140
	討 論 斎藤(博)議員	141
	討 論 吹田議員	142
	採 決	142
	経常常任委員長報告	143
	討 論 新谷議員	145
	採 決	146
	厚生常任委員長報告	147
	討 論 中島議員	149
	採 決	151
	建設常任委員長報告	151
	討 論 古沢議員	153
	採 決	154
	学校適正配置等調査特別委員長報告	154
	討 論 菊地議員	156
	採 決	156
	市立病院調査特別委員長報告	157
	採 決	159
1	日程第2 議案第33号	159
	市長提案説明	159
	討 論 北野議員	159
	採 決	161

1	日程第3	意見書案第1号ないし第16号及び決議案第1号.....	161
	提案説明	(意1 菊地議員).....	161
	提案説明	(意2 林下議員).....	162
	提案説明	(意3 鈴木議員).....	163
	討 論	秋元議員.....	163
	討 論	中島議員.....	164
	討 論	山口議員.....	165
	採 決.....		166
1	閉 会.....		167

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成20年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案第3号	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第4号	平成20年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第5号	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第6号	平成20年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案第7号	平成20年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第8号	平成19年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案第9号	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第10号	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第11号	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第12号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第13号	平成19年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第14号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第15号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第16号	平成19年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第17号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第18号	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第19号	平成19年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第20号	平成19年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案第21号	平成19年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案第22号	平成19年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案第23号	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案第24号	公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第25号	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第26号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案第27号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第28号	小樽市ラブホテル建築規制条例案
議案	案第29号	小樽市基本構想について
議案	案第30号	北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
議案	案第31号	小樽市土地開発公社定款の変更について
議案	案第32号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第33号	小樽市教育委員会委員の任命について

報告

報告	報告第1号	専決処分報告（転倒事故に係る損害賠償額）
----	-------	----------------------

意見書案

意見書案	案第1号	後期高齢者医療制度に関する意見書（案）
意見書案	案第2号	社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書（案）
意見書案	案第3号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）
意見書案	案第4号	生産資材価格高騰対策・国内農業生産基盤の確保実現を求める意見書（案）
意見書案	案第5号	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書（案）
意見書案	案第6号	道立試験研究機関の地方独立行政法人制度導入に対する意見書（案）
意見書案	案第7号	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）
意見書案	案第8号	「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書（案）
意見書案	案第9号	雇用促進住宅廃止計画の見直しを求める意見書（案）
意見書案	案第10号	父子家庭にも児童扶養手当の支給を求める要望意見書（案）

- 意見書案第 11 号 裁判員制度の慎重な実施を求める意見書(案)
- 意見書案第 12 号 北海道職業能力開発大学校の存続を求める意見書(案)
- 意見書案第 13 号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型(H T L V - 1)関連疾患に関する意見書(案)
- 意見書案第 14 号 太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書(案)
- 意見書案第 15 号 小中学校の耐震診断の即時実施及び耐震化工事実施に関する意見書(案)
- 意見書案第 16 号 実効ある介護労働者の人材確保と待遇改善の施策を求める意見書(案)

決議案

- 決議案第 1 号 小樽観光都市宣言に関する決議(案)

陳情

- 陳情 第 1085 号 政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める意見書提出方について
- 陳情 第1086～1108号 新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
- 陳情 第 1109 号 小中学校の耐震診断の即時実施及び耐震化工事実施方等について
- 陳情 第1110～1112号 灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について
- 陳情 第 1113 号 灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について
- 陳情 第 1114 号 灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について
- 陳情 第 1115 号 平成20年度福祉灯油の改善方について
- 陳情 第 1116 号 「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について
- 陳情 第 1117 号 福祉灯油制度の拡充方等について

質 問 要 旨

会派代表質問

佐藤議員（９月１６日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 市立病院について
- 3 新総合計画について
- 4 地域再生チャレンジ交付金について
- 5 観光について
- 6 まちづくりについて
- 7 歯周疾患検診について
- 8 教育について
- 9 その他

菊地議員（９月１６日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 2008年骨太の方針と福田首相の退陣
- 2 財政について
- 3 病院問題について
- 4 原油・穀物高騰と市民生活防衛
- 5 介護保険について
- 6 総合計画基本構想について
- 7 消防の広域化について
- 8 その他

秋元議員（９月１７日１番目）

市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 市立病院に関連して
- 3 総合計画について
- 4 教育に関連して
- 5 その他

斎藤（博）議員（９月１７日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 自治基本条例について
- 2 パブリックコメント手続について
- 3 バイオスタウンについて
- 4 病院問題について
- 5 放課後児童クラブの障がい児受入れについて
- 6 その他

成田（祐）議員（９月１７日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 予防医療への取組について
- 2 財政再建について
- 3 市立病院について
- 4 議案第７号（小樽市病院事業会計補正予算）について
- 5 お墨付きブランドについて
- 6 その他

一般質問

中島議員（９月１８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員長、教育長及び関係理事者

- 1 国民健康保険と資格証について
- 2 小林多喜二と小樽観光
- 3 小中学校統廃合計画地域懇談会について
- 4 後期高齢者医療制度は廃止を
- 5 高齢者給食サービスについて
- 6 その他

高橋議員（９月１８日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 観光問題について
 - （１）観光の経済効果の推移と現状について
 - （２）観光都市宣言について
 - （３）小樽市観光基本計画について
 - （４）観光に関する社会教育施設について
- 2 若年者の定住問題について
- 3 家庭用廃食油のリサイクルについて
- 4 全国学力・学習状況調査について
- 5 その他

鈴木議員（９月１８日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市立病院について
 - （１）地域医療連携
 - （２）高等看護学院
 - （３）経済連携協定（EPA）
- 2 空き家の活用について
- 3 小樽カジノ構想について
- 4 その他

大橋議員（９月１８日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 堺町通り周辺の観光活性化について
- 2 安全・安心の小樽公園について
- 3 伍助沢の旧廃棄物処理場について
- 4 ソウル市江西区との今後の交流について
- 5 その他

佐々木議員（９月１８日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政健全化について
- 2 メタボリックシンドロームについて
- 3 新型インフルエンザワクチンについて
- 4 行き届いた教育環境の整備について
- 5 教育委員会制度と在り方
- 6 全国学力・学習状況調査について
- 7 教員免許更新制について
- 8 その他

平成20年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成20年9月9日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
医療保険部長	佃信雄	福祉部長	長川修三
生活環境部長	小原正徳	建設部長	嶋田和男
小樽病員 小事務局長	吉川勝久	消防長	安達栄次郎
教育部長	大野博幸	監査委員 総務局長	宮腰裕二
会計管理者	中塚茂	総務部 企画政策室長	貞村英之
保健所次長	小林修一	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	木下正樹		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成20年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、成田晃司議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から10月2日までの24日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第32号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第31号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第7号の平成20年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、御膳水会館の増築等に対する助成金のほか、来年10月から開始する公的年金からの個人市民税の特別徴収に関連する電算システムの改修に係る経費や、北海道の「地域再生チャレンジ交付金」の対象として採択された事業に要する経費などを計上し、さきの平成20年第1回臨時会で議決をいただきました前年度繰上充用金を平成19年度の決算の確定に伴い、減額いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する道支出金、寄附金、特別会計繰入金及び諸収入を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は4,874万8,000円の増となり、財政規模は560億2,361万9,000円となりました。

次に、特別会計では、住宅事業で「オタモイ住宅3・4号棟」の建設に関連して、用地購入費のほか、既存住宅の解体事業を前倒しで実施することに伴う所要の経費などを計上いたしました。

企業会計では、病院事業で医事システムの更新に要する経費を計上いたしました。

次に、議案第8号から議案第23号までの平成19年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額541億2,289万5,647円に対し、歳出総額は554億1,948万7,604円で、実質収支は12億9,659万1,957円の赤字となり、平成20年度の歳入を繰り上げて充用し、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は1億1,258万2,381円、実質単年度収支は1億1,218万2,171円、それぞれ赤字となりました。

平成19年度は、前年度の赤字額約11億8,401万円を引き継ぐ中で、徹底的な経費の節減と事務の効率化に取り組んだほか、遊休資産の売却や退職手当債の導入などを行い、累積赤字額の圧縮に努めたところがありますが、地方交付税など一般財源収入の減少の影響などが大きく、ただいま申し上げましたとおり最終的には4年連続の赤字決算となったところであります。

財政健全化への道は依然として大変厳しいものがありますが、本市にとりまして「財政再建」はどうしても乗り越えなければならない最優先課題でありますので、本年3月に見直した「財政健全化計画」の達

成に向けて、歩みを緩めることなく、引き続き全庁を挙げて強力に取り組んでまいりたいと考えております。

平成19年度の決算の特徴を平成18年度と比較して説明いたしますと、歳入につきましては、市税が4.7パーセントの増となりました。主な内訳としましては、所得税からの税源移譲による個人市民税の増により市民税が17.2パーセントの増となりましたが、固定資産税が2.8パーセント、都市計画税が2.4パーセント、それぞれ減となりました。

そのほか、地方交付税が4.0パーセントの減となったほか、地方譲与税につきましては個人市民税への税源移譲に伴う所得譲与税の減などにより68.4パーセントの減となり、諸収入は病院事業会計などの貸付金の会計処理を見直したことによる貸付金元利収入の減などにより60.8パーセントの減となりました。また、財産収入につきましては、前年度に比べて不動産売却収入が増えたことなどにより16.9パーセントの増、繰入金につきましては8.6パーセントの増となりました。

一方、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費は1.6パーセントの減となりましたが、公債費は公的資金借換え分の増などにより3.5パーセント、扶助費も1.9パーセントの増となり、歳出総額に占める義務的経費の割合は60.1パーセントで、前年度より7.2ポイント増となりました。

そのほか、補助費等は小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金の増などにより、維持補修費は除雪費の増などにより、それぞれ増となりました。

また、特定目的基金などの基金残高は約18億1,813万円、後年度の負担となる市債残高は一般会計で約573億4,925万円となりました。

なお、昨年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算数値を基に算定した健全化判断比率等についてであります。 「実質赤字比率」は4.06パーセント、「連結実質赤字比率」は16.12パーセント、「実質公債費比率」は16.4パーセント、「将来負担比率」は149.8パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となりましたが、病院事業における「資金不足比率」は41.7パーセントとなり、経営健全化基準を上回る結果となりました。

次に、平成19年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、遠距離通学の児童・生徒の安全確保や保護者負担の軽減を図るため、昨年10月から長橋小学校、銭函小学校でスクールバスの運行を開始するとともに、バス通学に対する助成を冬期間から通年の全額助成に拡大したほか、不審者による事件を防止するため、防犯効果と児童・生徒に安心感を与えることを目的として、ボランティアパトロール員が着用する腕章などを整備いたしました。

また、旧小樽交通記念館を再整備し、博物館と青少年科学技術館の機能を統合した総合博物館として昨年7月に開館いたしました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、燃料費の高騰等に対応するため、市民税非課税の独居高齢者、重度身体障害者、母子世帯などを対象に、灯油購入経費の一部を助成したほか、18年度から施行された「障害者自立支援法」への円滑な移行を図るため、北海道の基金事業を活用して、事業者に対する激変緩和措置としての助成や制度利用者に対する負担軽減措置、相談支援体制の整備などの事業を行いました。

また、日曜日や祝日における保育ニーズに対応するため、昨年8月から新たに中央保育所での休日保育を開始いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、16年度から北しりべし廃棄物処理

広域連合で整備を進めてまいりました桃内の廃棄物焼却施設及びリサイクルプラザの供用を昨年4月に開始いたしました。また、平成21年度の完成に向けて廃棄物最終処分場の拡張工事に着手したほか、市立小樽第二病院の医療検査機器として、コンピュータ断層撮影装置を更新いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、小樽の地場産品の販路拡大を図るため、東京都板橋区の商店街のアンテナショップに出展する経費や台湾における商談会の開催事業のほか、商店街が活性化のために独自に企画し、実施する事業に対する支援を行いました。

また、増加する外国人観光客などに対応できるよう、5か国語併記の歩行者用案内標識の整備を行いました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、JR小樽駅前の第3ビルの再開発に当たり、その事業主体に対する補助を行いました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約6億7,560万円、道支出金が約1億2,089万円、諸収入が約18億2,117万円、それぞれ減収となり、歳入総額では約29億1,020万円の減収となりました。

歳出につきましては、約15億6,040万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約4億9,756万円、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約3億954万円、土木費が港湾整備事業会計繰上金の減などにより約2億8,298万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入・歳出総額ともに6億9,213万8,629円となり、港町ふ頭コンテナヤードや第3号ふ頭基部港湾関連用地などの整備を行いました。

国民健康保険事業につきましては、平成18年度末における実質累積収支不足額約17億4,151万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めたほか、国から特別調整交付金2億7,000万円の交付があったことなどもあり、1億6,800万円ほどの収支の改善が図られました。決算規模は歳入総額182億6,751万8,383円、歳出総額198億4,065万8,465円となり、収支不足額15億7,314万82円については、平成20年度の歳入を財源とした繰上充用により、決算を了したものであります。

老人保健事業につきましては、歳入総額199億5,124万3,822円に対し、歳出総額201億2,463万4,404円となり、差引き1億7,339万582円の歳入不足となりましたが、これは概算交付制度の中で道支出金は超過交付されたものの、支払基金交付金及び国庫支出金で不足を生じたためであり、平成20年度の精算見込額を財源として、繰上充用により決算を了しました。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに15億9,534万5,345円となりました。平成19年度には平成18年度に着手したオタモイ住宅2号棟の建替工事が完了したほか、オタモイ住宅3・4号棟の建替えに向け地質調査を行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額126億4,872万1,980円に対し、歳出総額124億7,097万2,010円となり、差引き1億7,774万9,970円の剰余金を生じました。この剰余金のうち1億654万2,069円は、国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものであり、平成20年度に精算することとなります。また、59万8,030円は被保険者への還付金であり、残る7,060万9,871円は介護給付費準備基金へ積み立てることいたしました。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、職員給与費などの経費削減や一般会計繰入金が増額などにより、当年度純利益を計上しましたが、年度末で約38億円の不良債務を抱える大変厳しい財務状況にありますので、現在策

定しております市立病院改革プランを踏まえながら、経営の健全化に向け、より一層努力してまいりたいと考えております。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益の減などにより416万4,526円の減収となり、支出では材料費などの減により1億3,332万6,395円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより6,540万770円の減収となり、支出では建設改良費などで3,940万8,388円の不用額を生じました。

なお、4,632万1,667円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は72億5,742万2,825円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は水道料金などの増により4,524万4,879円の増収となり、支出では職員給与費や維持管理費などの減により1億2,601万4,315円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減により612万3,237円の減収となり、支出では建設改良費などで866万3,260円の不用額を生じました。

なお、経費節減等に努めた結果、2億532万747円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は11億170万748円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの増により2,812万8,083円の増収となり、支出では維持管理費などの減により2,048万7,726円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから1億818万1,217円の減収となり、支出では建設改良費や貸付金などの減により3,978万5,041円の不用額を生じました。

なお、1億512万5,532円の当年度純損失を生じた結果、当年度未処理欠損金は110億2,889万5,667円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は建物の解体工事等から排出される「がれき類」等の搬入量の増などから3,171万4,385円の増収となり、支出では820万4,709円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、他会計貸付金で予算と同額である7,000万円で決算を了しました。

なお、6,685万2,094円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処分利益剰余金は2億2,576万968円となりましたが、このうち400万円は利益積立金として、また、4,639万8,472円を一般会計長期貸付金としてそれぞれ処理する予定であり、残る1億7,536万2,496円については翌年度繰越利益剰余金として処理する予定であります。

次に、議案第24号から議案第31号までについて説明申し上げます。

議案第24号公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公益法人制度改革による公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第25号化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、公益法人制度改革による民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成20年度における財政原則の特例措置に係る一般会計繰入金の額を変更するものであります。

議案第27号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、市営住宅の入居対象者から暴力団員

を排除するとともに、オタモイド住宅の一部を用途廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号ラブホテル建築規制条例案につきましては、ホテル等の建築に関し必要な手続を定めて、ラブホテルの建築を規制することにより、青少年の健全な育成のための教育環境、健やかに安心して暮らせる福祉環境、住宅地の良好な居住環境その他の良好な生活環境の保全を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第29号小樽市基本構想につきましては、市民福祉の向上を基本理念とし、本市が目指す将来都市像とその実現に向けた展開方向などを指針として定めるものであります。

議案第30号北海道市町村備荒資金組合理約の変更につきましては、組合市町村が財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第31号小樽市土地開発公社定款の変更につきましては、公益法人制度改革による民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の改正等を行うため、同法第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成19年11月22日に発生した市立小樽病院における転倒事故に係る損害賠償について、平成20年7月14日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

議長(見楚谷登志) 次に、議案第32号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第32号小樽市非核港湾条例案の提案説明をします。

1945年8月15日の終戦から63年、世界では戦争と平和をめぐる力関係が平和の方向に前向きに変化しています。「すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重」「意見の相違又は紛争の平和的手段による解決」「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」とうたい、日本の憲法第9条にも通じる原則を持つ東南アジア友好協力条約が、今年7月の北朝鮮の加入で東アジア諸国すべての25か国に広がり、その人口は37億人と、世界人口の57パーセントに達しました。東南アジア友好協力条約は、アジア諸国がアメリカのベトナム侵略戦争に巻き込まれた痛苦の経験を反省し、アメリカの軍事的覇権主義を拒否し、地域の自主的な努力で紛争を解決し、平和の実現に向かっていきます。このような中で、日本がアフガニスタンやイラクで戦争を続けているアメリカ追随の姿勢を改め、平和実現の努力こそ国民の願いであります。

今年もまた8月、広島と長崎で原水爆禁止世界大会が開かれました。国連代表が初めて参加、政府代表も過去最高になり、大会では2010年のNPT(核不拡散条約)再検討会議に向けて、世界で多彩な運動に取り組むことを確認、全世界的な共同行動として大会に参加した国内外の代表が、連名で「核兵器のない世界を」の新署名の開始を宣言しました。新署名は、核保有国に核兵器廃絶の明確な約束の実行を求め、すべての国の政府が速やかに核兵器禁止廃絶条約の交渉を開始し、締結するように呼びかけています。かつては核戦略を推進したアメリカのキッシンジャー元国務長官やシュルツ元国務長官、ペリー元国防長官、ナン元上院軍事委員長長の4人が、自国のアメリカにNPT再検討会議で合意された約束を守るよう求め、すべての核保有国の指導者たちに、核兵器のない世界を共同の目的として、核兵器削減に集中して取り組

むことを呼びかけていること、また、ドイツなど北大西洋条約機構諸国の首脳が、核兵器のない世界のために行動を起こそうと呼びかけていることも、世界を大きく励ましています。

このように、核兵器廃絶を求める声は、国際的な反核平和運動、非同盟諸国の運動、核兵器廃絶のために行動する新アジェンダ連合諸国の運動などとも連帯して、世界の大きな流れとなっています。その流れの中で、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている市として、実効ある施策としての小樽港の非核化は、小樽港の発展のためにもますます重要になってきたと思います。小樽港への外国艦船の寄港はアメリカ軍艦船がほとんどで、しかも道内重要港湾の中で突出しています。寄港した艦船がアフガン・イラク戦争に参加し、無差別攻撃、クラスター爆弾の投下などで、多くの子供や民間人が犠牲になっていることを明らかにしなければなりません。

1999年には、民間港で初めて米空母インディペンデンスが市民の反対を押し切って入港、以来、我が党は2000年9月から核兵器搭載可能艦の入港を認めず、小樽港の安全と市民の平和な暮らしを守るため、非核港湾条例案を提案し続けてきました。

小樽市は、外国艦船の受入れに際しては市独自の三原則を用いていますが、その一つ、核兵器搭載有無の文書での確認については、米総領事館の回答は決まって、事前協議がないから核兵器は搭載していないというのみで、個々の艦船についての協議は否定しています。しかし、核搭載艦船であっても港に通過途中であれば事前協議の対象にならないという核密約があることは、既にアメリカが解禁した文書で明らかにされており、核搭載疑惑は解消されていません。

さらにこの間、巡航ミサイルトマホークを搭載している米原子力潜水艦ヒューストンが日本への寄港を繰り返し、2006年から続けて放射能漏れを起こしていることや、原子力空母ジョージ・ワシントンの火災事故などで不安は増しています。

こうした中、長崎県議会が安全性が確認されない原子力艦船の入港を認めないという意見書を全会一致で可決しました。日米地位協定に対する態度は違っても、県民の安全を守るという点で一致できたのは、大いに県民や全国を励ますものです。

私たちも市民の安全を守る責務があります。何度も紹介をしているように、神戸港は非核証明書がなければ外国艦船は入港できないという実績を積み上げています。全国に知名度が高い小樽市が非核港湾になると、全国を励まし、小樽市の新たな発展につながるものと確信いたします。何より市民と小樽港の安全を守るため、核兵器廃絶平和都市宣言を全会一致で決議したように、ぜひ皆さんの御賛同をお願いして、提案説明とさせていただきます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月10日から9月15日まで6日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 成 田 晃 司

平成20年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成20年9月16日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	佃信雄
福祉部長	長川修三	生活環境部長	小原正徳
建設部長	嶋田和男	小樽病院院長	吉川勝久
消防長	安達栄次郎	教育部長	大野博幸
監査委員長	宮腰裕二	会計管理者	中塚茂
総務部企画政策室長	貞村英之	保健所次長	小林修一
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	木下正樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斉藤陽一良議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第32号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 13番、佐藤禎洋議員。

（13番 佐藤禎洋議員登壇）（拍手）

13番（佐藤禎洋議員） 平成20年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長及び関係理事者にお尋ねいたします。

今定例会は、平成19年度の決算を審議する、いわゆる決算議会です。本市の決算は、平成16年度から4年連続の赤字決算という大変厳しい状況に陥っておりますが、我々議員は足元を見据えた上で小樽市政の自治を維持する上からも、決算に表れる数字はもとより、各事業施策の内容や今後にもたらす影響など幅広く慎重審議をし、市民の負託にこたえ、議会としての役割を果たさなければならないと改めて感じ、質問に入ります。

初めに、財政問題について伺います。

先ほども触れましたが、市民の中には赤字決算を続けている小樽市は大丈夫なのかという素朴な不安が生じております。また、報道を通じて数々の財政用語が頻繁に紙面上に現れ、本市の財政指標についても他都市との比較で取り上げられることにより、市民から私たち議員のもとにそれらについての質問が寄せられるようになり、この問題に対する市民の関心の高さを実感しているところであります。

そこでまず、本市は財政再建団体に転落する懸念と財政非常事態宣言の両方を表明しており、厳しい財政状況を受けて当然のこととはいえ、自治体の長として苦しい選択であるとお察しいたします。4年連続の赤字となった平成19年度決算を受けて、市長のお気持ちを改めて確認させてください。

また、平成19年6月に「地方公共団体の健全化に関する法律」が制定され、毎年度決算時に財政健全化の判断基準を示す実質赤字比率、実質公債費比率に加え、連結実質赤字比率、将来負担比率を算出し公表することが義務づけられたところであります。

小樽市においては、昨年度までは実質公債費比率が18パーセント超と高く、この面においても許可団体でありましたが、これも改善されてきており、努力の成果が見られるものであります。気にかかるのは、連結実質赤字比率でありまして、この指標の早期健全化比率は16.25パーセントから20パーセントまでとされており、小樽市の場合は16.72パーセントが早期健全化基準ラインで、平成19年度決算における比率は16.12パーセントと、まさに綱渡りの状態なのであります。このようになっている大きな要因は何であるのか。また、今後どう改善を図っていこうとしているのか、お考えをお示しくください。

普通交付税が決定され、20年度当初予算との比較で約2億6,000万円の予算割れになっているとのことですが、予算割れの状況とその理由、さらに今後どのように対応していくのか伺います。

歳入の主要部分を占める普通交付税の予算割れは、財政健全化計画に影響を与えると思われます。本年5月に見直された財政健全化計画との関係はどうなるのか。変更していくのかどうかも含め御説明ください。

小樽市の歳入の約28パーセントを占める市税も、当初予算と比較すると約6億7,500万円の減額となっております。そこで、ふるさと納税制度がスタートし、小樽市では寄附条例を制定したり、また全国の小

樽出身の方などにさまざまな機会や媒体を通してPRをされてきたことと思われませんが、ふるさと納税制度の現況と、さらに市外から通勤している市職員に対する周知の状況をお知らせください。

次に、市立病院について伺います。

平成19年度病院事業会計では、基幹病院として地域医療の確保と医療水準の向上、患者サービスに一層の努力をして、収益は対前年度5.5パーセント増の100億7,277万6,428円、4,632万1,667円の純利益を上げましたが、一般会計からの繰入金増額を余儀なくされた結果であるのも事実であります。

報道によりますと、皮膚科と呼吸器科の医師が退職し、診療科が成り立たなくなってきており、病院経営に支障が出ているとのことでもあります。これは単なるうわさなのかもしれませんが、今後も医師の退職があるといううわさも聞こえてきております。市民の間からは、市立小樽病院はどうなってしまうのだろう、そういう不安の声がささやかれております。

そこで伺いますが、平成20年度に入ってから現在までの経営状況はどのようになっているのか。昨年度比較と当初予算比較を含めてお答え願います。

また、市立小樽病院においては、診療科ごとの収支は出せないとのことでもありますので、病院全体の収支について伺いますが、医師の退職に伴う影響額はどれほどで、今後の経営はどのようになるのか。さらに、今後、医師が確保されない場合、その診療科をどうしようとしているのか。勤務していた医療従事者は過員状態になると思われませんが、今後どのように対処するのか、現在の病院の現状もあわせてお示ください。

また、先般、道議会総合企画委員会において明らかになった報道によると、道内の自治体における公立病院特例債の発行を希望する総額は147億円に上っています。今年3月6日に我が党の横田・成田両議員がほかの党に先駆けて総務省に赴き、公立病院特例債の小樽市への適用について要望してきたことは御存じのことと思います。この公立病院特例債における道との現在の協議内容と、小樽市が希望する公立病院特例債の額と、仮にそれが認められた場合の健全化判断比率に及ぼす影響についてお知らせください。

また、補正予算の説明では、公立病院特例債の発行が認められた場合は、返済が長期になるので、資金不足が緩和され、同時に健全化の指標も改善されるとのことでありました。しかしながら、普通に考えた場合、起債というのは借金でありますから、現在、策定作業をしている公立病院改革プランにおいて、当該特例債の償還ができないような資金計画であれば認められないのではないかと。つまり、医師不足と累積赤字36億円という経営環境の中で病院の黒字を7年間常態化させるか、病院の経営赤字を一般会計が肩がわりしなければ、借金を返すことはあり得ないのではと思うのであります。

公立病院改革プランは、新病院建設には欠かせないプランとして、本年5月から策定に着手していると思いますが、今私が言ったようなことがもし思い過ごしでないとしたら、非常に厳しい状況ではと心配しているところであります。このような状況で策定しているプランの進ちょく状況とその概要並びに今後のスケジュールと方向性、国に認められる可能性についてお示ください。

次に、第6次小樽市総合計画について伺います。

総合計画とは、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すものです。現在は、社会、経済情勢が目まぐるしく変化し、本市を取り巻く状況も今後一層厳しくなることが予想されます。このような中で、少子高齢化問題、環境問題などのさまざまな問題を的確にとらえ、市民と行政による協働型の総合計画策定が重要な課題となっています。一般に総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の三本柱で構成され、基本構想については昭和44年の地方自治法の改正によって議会の議決を経て策定することが義務づけられています。本来であれば、既に基本計画がスタートしていなければならぬわけですが、このことによって現在中断している事業はないのでし

ようか。

基本構想とは、まちづくりの将来都市像と理念を掲げ、都市目標と施策の大綱、期間内の基本方針を示したものでありますが、前計画の理念を継承しつつ、新たな視点も導入し、小樽市が目指す将来都市像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な展開方向や主要施策を指針として示すために策定するものとしていますが、前小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」と第6次小樽市総合計画との相違点はどこにあるのでしょうか。

昨年、第3回総合計画審議会資料として提出された総合計画策定スケジュールで、基本構想は第2回定例会での議決が予定されていましたが、現在に至っております。果たして地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画である第6次小樽市総合計画はいつでき上がるのか、具体的なスケジュールをお示しください。

また、第6次小樽市総合計画が平成21年度にスタートするならば、当初予算案との整合性、さらに国・道の計画やほかの個別計画との整合性をどうとられるのか、お伺いします。

次に、北海道が地域活性化のために進めている地域再生チャレンジ交付金について伺います。

本市の財政は大変厳しく、新たな事業施策を展開するのは難しい状況にある中で、本市以外からの財源を確保するという努力は、地域を活性化する近道の一つであると思われれます。しかし、そのハードルは高く、日の目を見るまでには、それ相応の作業があったものと推察されます。本交付金は、人口減少や高齢化の進行が著しい本道において、地域が抱えるさまざまな地域格差の是正に向け、市町村が住民などと協議し合う地域の再生に意欲的な取組を支援するため、地元負担を義務づけのない新しい支援制度として、平成19年度に創設されました。19年度はモデル的に実施し、その実施結果や市町村の意見等を踏まえ、20年度からの本格実施であります。なお、地域の協働による長期的な取組の立ち上げりを支援する趣旨から、ソフト事業を交付の対象としています。

そこで、これまでの取組経緯と本市の地域再生プロジェクトの概要、今回の交付金対象となった構成事業の概要と事業費、さらには、これらの事業を今後どのように長期的な事業へと発展させていくのかについて伺います。

次に、観光について伺います。

今定例会で議案として提出されております第6次小樽市総合計画の基本構想においても、基幹産業として位置づけられている観光であります。年々観光客は減少傾向にあり、近年の本道の観光としては旭山動物園に象徴される道北への観光がクローズアップされています。

そこで、平成19年度の小樽市観光入込客数の概要と20年度の動向についてお知らせください。

また、我が党が主要施策要望として提案し続けてきた観光入込客数の減少傾向に歯止めをかける「小樽観光都市宣言」が実現しようとしておりますが、このことによって何をどう変えたいのか、また、それに向けてどう取り組んでいくのか伺います。

5月16日、参院本会議で「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案」いわゆる「観光圏整備法案」が可決成立しました。誘客や滞在促進に広域で取り組む隣接する複数市町村を観光圏に認定し、長期滞在につながる観光地づくりを補助事業などで総合的に支援する法案で、7月23日に施行され、初年度は十数か所の支援を想定し、調査費などを含めて約2億8,000万円が予算計上されているというものであります。この観光圏整備法の概要についてお知らせください。

時間消費型観光への移行を目指す本市としても、まずは観光客に来てもらわなければならないのも事実であります。18年4月に、日本政策投資銀行北海道支店が発行した「統計的手法を活用した北海道観光の満足度に関する分析」の旅行日程の項目の分析結果は、「食事、景観の満足度で、日程が長くなるにつれ

て満足度が高まる傾向がある。特に景観は6泊以上で満足度が高い。逆に交通機関は日程が長くなると満足度が低くなる傾向がある」とされています。多様な観光客のニーズに対応した情報やメニューの提供は、広域連携で考えたほうが得策ではないかと考えます。本市は、この観光圏整備事業をどう進めていくのか、また進めていく上での課題があれば、あわせてお聞かせください。

次に、まちづくりについて伺います。

今定例会で議案として提出されております第6次小樽市総合計画の基本構想においては、歴史的文化遺産を有している小樽市の将来都市像は「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」としていますが、小樽の未来予想図はできているのでしょうか。それがなければ景観計画も場当たりのものになってしまう。一般的に日本の都市景観の問題点は、乏しい歴史的景観、特にまちの中心部、市街地、住宅街とも統一されていない建築物のデザイン、色、高さ、老朽化した中心部のビル、郊外の乱開発、目立つ広告看板、電線・電柱、乏しいまちなかの緑と言われています。景観計画は、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度であります。パブリックコメントも既に終了しております。パブリックコメントにより、新たな課題はあるのか。また、計画の現在の進捗状況と今後の具体的なスケジュールをお示しください。

歴史的遺産や文化を生かした新しい法律が公布されました。「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」であります。この法律では、市町村の中に重点区域を設定し、その中にある未指定の建造物でも重要な役割を果たしているものについては、歴史的風致形成建造物として対象となるということですが、法律の概要についてお知らせください。

また、具体的な事業としては、どのようなことができるようになるのでしょうか。さらに、都市計画に関してはどういったメリットが想定されているのでしょうか。本市においては、この法律を活用することが可能なのでしょうか。できないとすれば、それはなぜか、お聞かせください。

先般、小樽に現存する北海道を代表する建築家である田上義也氏が設計した旧坂牛邸をまちづくりの拠点として、小樽市内に新たなコミュニティの場を創造することを目的としたNPOが設立されました。田上義也氏の作品としては、昨年5月26日に焼失した旧坂別邸が余りにも有名になっているのは御存じのことと思います。現在、旧坂牛邸は、小樽市の歴史的建造物に登録されていませんが、申請された場合は登録、さらには指定する考えはあるのでしょうか。

また、指定を増やしても、保存、改修工事に補助金がないというのであれば、寄附金の制度を有効活用すべきで、積極的に指定を増やす仕組みをつくることと、金銭的な問題を混同することは間違いだと思います。現在、制度としてセットになっているのであれば分けるべきと思いますが、どのようなお考えかをお聞かせください。

次に、歯周疾患検診について伺います。

「歯茎から血が出ませんか。」子供のころ見たテレビのコマーシャルです。今定例会で議案として提出されております第6次小樽市総合計画の基本構想においても、市民一人一人が健康で生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指すことがうたわれています。昨年の第4回定例会の一般質問で、継続的に受診して予防処置を含む適切な歯科医療を受けて、歯の喪失を防ぐことが全身の健康の維持増進に大いに寄与することを示しており、結論として、歯科の予防処置が経済的に貢献していると、本市における歯周疾患検診の必要性を提案いたしました。歯科医師会と連携、協力を図りながら有効な予防対策を検討するとの市長の御答弁をいただきましたが、歯科医師会と有効な予防対策を検討されたのでしょうか、お聞かせください。

歯周疾患検診の全国の実施状況で、都道府県の歯周疾患検診を実施している市町村数で、人口が多い割

に受診者が少ないにもかかわらず、北海道は全国4位にランクされております。これは、ほかの道内の自治体が歯周疾患検診の必要性を認めていることにほかなりません。北海道内で100人以上の検診受診者がある市は、札幌で591人、石狩市で190人、釧路市で168人、函館市で111人ですが、仮に札幌市と函館市の中間の350人を受診者の目標値とし、受診者負担を上限に設定した場合、小樽市が負担しなければならない事業費は幾らと算出されるでしょうか。

歯周疾患検診はあくまでも入り口で、そこからはPR方法などを含めて歯科医師会との強力な連携が必要であり、ぜひ今後実施していただきたいのですが、市長の積極的な御答弁を求めます。

最後に、子供の学力と生命に関する教育環境について伺います。

文部科学省は、先月29日、昨年度に引き続き行われた全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。北海道の平均正答率は、小学生が55パーセントで全国46位、中学生が59パーセントで全国44位、都道府県数は47でありますから、順位はおのずとわかると思います。昨年度は第1回目ということもありましたので、その結果はたまたまの結果であって、次はまさかこんなことにはならないであろうと楽観視していましたが、ふたをあけてみると2年連続全国平均を下回っていて、昨年度と全く同順位、全国の上位と下位は固定され、下位の常連となっております。こういった結果は、都道府県別に公表されていますが、各市町村別の結果となると公表は市町村教育委員会の判断にゆだねられております。昨年度で言えば、独自の調査結果、概要が公表されておりますが、教科に関する設問別の正答率80パーセント以上については、全道平均を上回るものがなく、今定例会で議案として提出されております第6次小樽市総合計画の基本構想においても、確かな学力をはぐくむ学校教育を目指すとしておりますので、とやかく言うことはないのかもしれませんが。しかしながら、OECDのPIISA調査においても、日本の子供たちの学力の低下は顕著であり、その中でも北海道のレベルはトップグループの秋田県や富山県と比べて相当の格差があるとすれば、小樽の子供たちは未来を担っていけるのだろうかとか、小樽の義務教育は確かな学力を身につけるために今後どのような教育を行うのだろうかとか、昨年、北海道検証改善委員会が作成した北海道学校改善支援プランとは別に、本市が独自に学力向上に向けて取り組んでいる結果だろうかなどと心配するのは私だけではないと思うのであります。今回の全国学力・学習状況調査の結果を個別の学校別に結果を示せとか、細かい数字まで示せなどとは言いませんが、せめて小樽の小中学生が全国・全道のどの程度のレベルにあるのかということ公表し、市民の共通認識の下で子供たちを育てていくことが大切であると思われまます。公表する意思があるのかどうか、公表できないというのであれば、その合理的な理由もあわせてお聞かせください。

また、結果、本調査の趣旨を生かすためにも、生活・学習習慣との相関関係も含めて調査結果を分析し、課題と対処方策などをしっかりと練り上げ、学力向上につなげていかなければならないと考えますが、教育長はどのように対処されようとしているのか伺います。

次にAEDは、突然の心停止時に心臓に電流を流して心臓の震えを取り除き、生命を守るための有効な装置であり、平成16年7月、一般市民にも使用が許可されたところであります。これによって企業や官公庁、学校などにおいてもAEDの導入が進み、時間的に間に合わなくてとうとい命が失われたという事故は少なくなるものと認識しております。現在、学校現場では、すべての道立高校で設置済みであり、また、各市町村の教育委員会においても小中学校で導入したというホームページを見かけますので、全道的にも配備が進んでいるものと思っておりますが、小樽市内の小中学校で導入したという話は聞いておりません。

そこで伺いますが、小樽市の現状について、また、今後どのように全小中学校への配備について対応していくのか、教育長に伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、平成19年度決算についてでありますけれども、平成19年度は前年度の赤字額約11億8,400万円を引き継ぐ中で、徹底的な経費の節減と事務の効率化に取り組んだほか、遊休資産の売却や退職手当債の導入などを行い、累積赤字額の圧縮に努めたところであります。地方交付税など一般財源収入の減少の影響などが大きく、最終的には4年連続の赤字決算となったところであります。平成16年度から行われた三位一体の改革に伴う市財政への影響は依然として深刻なものがあり、市民の皆さんや職員の協力を得て懸命に歳出削減等の努力をしても、なお地方交付税等の歳入減が上回る状況については、自助努力の限界に近づきつつあるとさえ感じております。本市にとりまして財政再建はどうしても乗り越えなければならない最優先の課題でありますので、当然のことながら今後も引き続き全庁挙げて財政の健全化には強力に取り組んでまいります。一方で、来年度以降の地方交付税の増額等地方一般財源の充実確保なくしては真の財政再建にはなり得ませんので、全国市長会などとも連携し、私どもの実情をさらに強く国に対して訴えてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる財政健全化法に基づく平成19年度の連結実質赤字比率についてであります。この比率は一般会計と特別会計や企業会計を合わせた全会計の赤字総額の標準財政規模に対する割合であり、本市の場合、一般会計のほか国民健康保険事業特別会計や病院事業会計で多額の赤字を抱えていることから、19年度決算では早期健全化基準に近い比率となっております。現在、厳しい財政環境の下、一般会計をはじめ各会計とも赤字の解消を目的とする計画に基づき、人件費の削減や民間委託の推進、収納率の向上などに努めており、連結実質赤字比率といった財政健全化法に基づく健全化判断比率をクリアするだけでなく、できるだけ早期にそれぞれの赤字が解消できるよう、今後も全力を挙げて収支の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、本年度の普通交付税の状況であります。まず本年度の見積りに当たりましては、地方財政計画で示された伸び率等を基に、地方再生対策費の影響等も考慮して、平成19年度の決算見込みに比較し、国が示した市町村分全体の伸び率4.8パーセントを下回る2.3パーセントの伸びとして積算したところであります。しかし、実際の交付税額の算定において、私どもが想定した以上に市民税や固定資産税などの収入額が多く見られたことにより、結果として前年度に比較して0.5パーセントの伸びにとどまり、予算額に対しては約2億6,000万円下回ることとなったところであります。今後の対応についてであります。年度内の残された期間、予算計上しております他の歳入の確保に全力を挙げるとともに、歳出予算の執行に当たっては、それぞれの事業の緊急性などを改めて見極め、経費の節減を図りながら不足財源のねん出に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の普通交付税が予算を下回ったことと、財政健全化計画の関係についてであります。今回の結果は、来年度以降の普通交付税額の見積りにも大きく影響いたしますが、健全化計画の収支の変更につきましては、本年度における歳入歳出の決算見込みや、年明けに国が示す平成21年度の地方財政対策などを踏まえ、また、来年度の予算との整合性にも十分留意しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税制度に基づく寄附であります。初めに寄附の現況につきましては、9月10日現在市内にお住まいの方13人から302万円、道内にお住まいの方13人から61万円、道外にお住まいの方58

人から313万3,000円で、合計84人676万3,000円となっており、寄附をしていただきました皆さんに対しまして、大変感謝を申し上げる次第であります。

次に、市外から通勤している職員に対しての周知状況であります。既にふるさと納税制度の内容や仕組みについて、庁内メールでの周知を図り、制度に対する協力などについてお願いしているところであります。また、あわせて全職員に対しても市外に住んでいる家族や友人へのふるさと納税制度のPRについて周知を図っております。

次に、市立病院について何点か御質問がございましたが、まず初めに平成20年度の経営状況であります。両病院を合わせた本年4月から7月分の累計では、入院収益は18億387万9,000円、外来収益は9億5,622万4,000円となっております。これは昨年度の同時期と比較しますと、入院収益では1,772万2,000円下回り、外来収益では798万3,000円上回って、合計で973万9,000円の減収となっております。当初予算の4か月分との比較では、入院収益では7,224万1,000円、外来収益では3,966万円、合計で1億1,190万1,000円、それぞれ下回る結果となっております。このように本年度は、病院経営の基本となる入院・外来収益で昨年並みを維持しているものの、予算に対しましては減収となっており、大変厳しい状況と考えております。

次に、医師の退職に伴う影響額であります。今年度内にその補充ができないとしますと、今年度の収支で2億円前後の影響が出るものと考えております。医師の退職後、このまま医師が確保できない状態が続くことになると、入院・外来の収益の確保は大変厳しいものがあり、現在、病院事業が抱えている不良債務の解消計画に大きな支障が生じると言わざるを得ませんし、診療にも大きな影響が考えられます。このことから、後任の医師の派遣については、年度内の補充は大学医局の異動の時期でもなく難しい面もありますが、特に内科については専門家の選択肢も広げて補充できるよう大学医局などへ働きかけを行っているところであります。また、各部門の体制については、これまでも患者数の減少などに伴い、その都度、休床や退職不補充、部門間の業務の見直し等で対応してきております。今後の医師の状況等を見極める必要もありますが、現在各セクションごとに経営改善チームをつくり、専門家のアドバイスもいただきながら、各部門の個々の職員の業務実態分析などを行い、業務量の変化に対応できる体制について検討を進めているところであります。

次に、公立病院特例債についてでありますけれども、現在までの協議では、これまで病院事業で取り組んできた給与費の削減、民間委託などの経費削減、病棟の再編などの業務効率化など、病院として経営改善に向けて努力してきた額と不良債務解消のために繰り入れた額を合わせた18億円程度を認めてもらうように協議をしております。仮にこの特例債の発行が認められた場合、長期債務への振替が可能となり、健全化法の連結実質赤字比率や病院事業の資金不足比率の算定から、特例債発行額が控除され、それぞれの比率を改善させることが可能となります。

次に、改革プランの進捗状況とその概要でありますけれども、改革プランの三つの視点ごとに申し上げますと、経営効率化については、今後の経営効率化に向けて経常収支比率や医療機能に係る平均入院患者数、病床利用率など、それぞれの目標設定と目標達成に向けた具体的な取組について検討し、病院内で詰めの作業を行っております。

次に、再編・ネットワーク化については、地域における市立病院の役割や市内公的病院など、診療所との役割分担がどのように図られるのかを、これまで4回の協議会を開催し、検討してきたところであります。先週開催された協議会においては、短期間で再編・ネットワーク化についての結論を得ることは難しく、まず地域医療の現状、課題を整理し、市立病院の当面の方向性についてまとめて中間報告をいただけると聞いております。今後は、同協議会を継続して開催し、さらなる議論をお願いしたいと考えております。

す。経営形態の見直しにつきましては、市立病院が今後存続していくためにも、不良債務の解消は喫緊の課題であり、経営改善のための一手法である地方公営企業法の全部適用に向け、取り組んでいるところであります。今後、新たに置かれる管理者の人選、病院組織のあり方や関連条例等の改正作業を行い、平成21年度の導入を予定しているところであります。また、近々、特例債についての北海道との事前打合せがありますので、その中で改革プランの骨子についての助言をいただき、その上で改革プランの素案をまとめ、庁内の改革プラン策定会議で原案を策定し、パブリックコメントなどの手続をとって年内をめどにプランの策定を終えたいと考えております。改革プランが国に認められるかとの御指摘でありますけれども、改革プランは各自治体が自主的に策定するもので、特例債を要望する場合には、その策定が条件とされており、特例債の償還が確実に行われるかどうかを審査する中で、資金収支計画の適否が国や道から判断されることとなります。

次に、第6次小樽市総合計画についての御質問でありますけれども、初めに基本計画がスタートしていないことにより、現在、中断している事業はないかとお尋ねでありますけれども、「市民と歩む 21世紀プラン」の基本計画期間は平成19年度で終了しており、現在、基本計画については空白となっております。しかしながら、市政運営に当たりましては、21世紀プランの基本構想を踏まえ、各施策分野の個別計画に基づく事業のほか、緊急に必要な事業についても十分検討の上、計画的に進めているところであり、基本計画が空白であることにより中断している事業はございません。

次に、21世紀プランと第6次計画の相違点でありますけれども、21世紀プランでは、さまざまな政策課題の中から緊急性や将来性などに着目し、とりわけ重点的、先導的に展開を図ることが必要な施策を取りまとめた「重点プログラム」と「創造プログラム」を設けておりました。しかしながら、この10年間を見ますと、当時の想定を超える少子高齢化の進行や地域経済の低迷など、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。そのため、このたびの計画では、少子高齢化や地域経済、雇用環境などの課題に対応するため、個別の施策分野を超えて横断的に取り組む「元気づくりプログラム」を設けたところであります。また「まちづくり 5つのテーマの中に市民意向調査の結果などを踏まえて自然環境や都市景観の保全に関連する施策を総合的に取りまとめた分野を設けたほか、基本計画の施策ごとに成果指標を設定することとしたのが、主な相違点であります。

次に、第6次計画の策定スケジュールでありますけれども、基本計画につきましては、今議会で基本構想の議決をいただき次第、早急に計画案を策定し、年内に総合計画審議会に諮問したいと考えておりますが、審議会の御意見を踏まえて調整の上、来年の第1回定例会で示したいと考えております。その後の基本計画に基づく実施計画を策定することになりますが、第6次計画の最終取りまとめについては、来年8月ころを予定しております。

次に、第6次計画と21年度当初予算や他の計画との整合性についてであります。来年度の当初予算につきましては、予算編成作業と基本計画の策定作業を並行して進めることとなりますので、整合は図られるものと考えております。

次に、国や北海道の計画との整合性でありますけれども、北海道総合開発計画は本年7月、北海道総合計画は本年3月にそれぞれ策定しておりますので、本市の基本構想は、それらとの整合性に配慮してまいりました。今後の基本計画や実施計画の検討に際しましても、国や道の計画との整合性に留意してまいりたいと考えております。また、各施策分野の個別計画との整合性についてであります。新たな総合計画の策定に伴い、個別計画の見直しが必要な場合は、適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、地域再生チャレンジ交付金についての御質問であります。まずこれまでの取組の経緯とプロジェクトの概要であります。この事業は地域活性化につながるソフト事業に10分の10の財源で、財政面

でも有利なものであることから、昨年度は小樽港の立地特性と対岸諸国との交流拡大の可能性についての調査事業ほか1件を応募いたしました。審査の結果、不採択となったところであります。今年度採択されたプロジェクトは、人口の減少、経済の低迷や中心市街地の空洞化など本市が抱える課題に対し、人が集まり人がにぎわうまちを創造するために、コミュニティ機能の再生、国外市場の販路拡大や観光客の滞在時間の延長などを取りまとめたところであります。

今回採択となったプロジェクトの中で交付金の対象となった事業の概要であります。まず、まちなかの空き家、空き地などの状況調査を行う「市街地空洞化調査事業」に200万円、旧国鉄手宮線整備に向けたイメージパースの作成などを行う「にぎわい拠点創出事業」に100万円、市内の機械金属関連産業のパンフレットの作成や産業展への出展によりPRを行う「小樽ブランド創造事業」に160万円、中国・上海などで地場製品の市場調査を行う「東アジア等・マーケット開拓事業」に410万円、おたる案内人による周遊型観光コースの創出などを行う「新しい観光の魅力発掘事業」に250万円となっております。

次に、プロジェクトの事業を今後どのように長期的な事業へと展開していくかという御指摘でありますけれども、本交付金の目的は、地域の協働による長期的な取組を立ち上がり段階で支援するもので、制度の性格から継続事業を実施する場合は交付金額は漸減していくことになると聞いております。このため、今後については、それぞれに関連する民間団体が主体となって取り組んでいける仕組みづくりが必要となってきます。今年度実施する事業については、その事業効果を見極めるとともに、継続すべきか、新たなものに移行すべきかなど十分吟味をし、関係団体等と連携を図りながら取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、まず平成19年度の観光入込客数の概要であります。観光入込客数は平成18年度を約29万人下回る740万5,000人で、内訳といたしましては、日帰り客数673万8,000人、宿泊客数66万7,000人、道内・道外の別では道内客数518万1,000人、道外客222万4,000人となっております。また、外国人宿泊客数は3万9,000人で、国別に見ますと多い順に香港、韓国、台湾となっております。18年度を下回った要因といたしましては、依然として根強い人気がある旭山動物園に客足が向いたことや、夏場が天候に恵まれず、海水浴客が減少したことによるものであります。また、今年度については、ゴールデンウィーク期間中は天候に恵まれましたが、前半が連休にならなかったことや、ガソリン税の暫定税率復活などの影響もあり、観光、宿泊、飲食の各施設ともに前年度の利用実績を下回っております。また、7月に入りましては、北海道洞爺湖サミット開催による交通規制の影響で客足が遠のいたものの、海水浴客は前年度を若干上回ると予想されております。今後は、原油高騰などによる消費マインドの冷え込みが観光客の入り込みに影響を与えることが懸念されますが、昨年度同様に小樽ロングクリスマスや小樽雪あかりの路などの開催による下半期の集客に期待を寄せているところであります。

次に、小樽観光都市宣言についての御質問でありますけれども、このたびの宣言は平成18年4月に策定した「小樽市観光基本計画」に基づき行うものであります。今後も多くの人々が訪れる観光都市として発展を続けていく上で、宿泊滞在型観光への移行をはじめ、観光入込客数の減少や滞在時間の短縮といった課題があることから、これら諸課題の解決に向け、まちを挙げて積極的に観光振興に取り組むという本市の意思表示であります。この宣言により何をどう変えたいのかという御指摘でありますけれども、観光まちづくりの主役はあくまでも市民であるとの自覚を持つことで市民意識の高まりが促され、市民一人一人がお客様におもてなしの心を持って接することにより、感動と安らぎを与えることとなります。このことがゆくりと時間をかけて小樽観光を満喫しようという観光客の行動につながり、ひいては滞在時間の延長に結びついていくものと期待いたしております。具体的な取組でありますけれども、これまでもおも

てなし意識の向上を図るため、小樽に誇りを抱く市民や産業人の育成を目指した「おたる案内人」検定の実施や「小樽雪あかりの路」をはじめとする各種イベントにおいて、ボランティア活動に参加した市民と観光客との交流が、観光に対する意識の醸成に寄与してきたものと考えております。今後は、観光関連団体と一体となり、市民意識のレベルアップにつながるようなイベント等の創出や情報提供、啓発に努める中で、より一層の市民ホスピタリティの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆる「観光圏整備法」の概要でありますけれども、この法律は国内外からの観光客の宿泊旅行回数や滞在日数の拡大を目指し、長期の滞在型観光を促進するため、地方自治体をはじめ幅広い関係者が連携した地域活性化の取組を国が支援し、観光圏の形成を促進することを目的としたものであります。具体的な支援策としての観光圏整備費補助制度においては、交付対象者を地方自治体、観光関連団体、農林漁業団体、NPO法人などで組織された協議会などとし、都道府県又は市町村の「観光圏整備計画」に沿って協議会等が策定する「観光圏整備実施計画」に基づき実施される補助事業が採択されることとなります。当該補助対象事業といたしましては、長期滞在を促進するような観光圏整備を目的とした宿泊魅力の向上、観光圏の商品の企画開発や販売促進、情報提供の充実、地域内の移動の円滑化などのソフト事業が対象であり、国費による補助率は40パーセント、補助対象期間は原則として継続した2か年となっております。

次に、観光圏整備事業の進め方でありますけれども、市といたしましても、当該事業は広域観光の推進の観点から有効な取組ととらえており、事業の可能性を探るべく後志管内の複数の町村に対して既に共同での取組を打診いたしました。一定の準備期間が必要であることなどから協議会を立ち上げる状況には至っておりません。今後は、北海道運輸局や後志支庁とも連携を図りながら、管内の自治体の方々と意見交換の場を設けていただくなど、実現に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

また、当該事業を進めていく上での課題であります。一義的には事業を実施するものによって組織される協議会が設立できるかどうか、また設立できたとしても、国の補助率が40パーセントのため、構成員それぞれの負担が可能かどうかなどが今後の大きな障害になるものと考えております。なお、本市といたしましては、これまでも近隣町村や洞爺湖町と連携した広域観光事業を実施してきており、その効果に期待を寄せておりますので、今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについての御質問でありますけれども、初めに景観計画のパブリックコメントによる新たな課題についてであります。パブリックコメントを寄せられた方は2名でありまして、12件の意見が寄せられました。その中には、基本的な方針に影響する御意見はありませんでしたが、小樽の歴史景観区域の制限として定めた色彩の基準について、少し厳しすぎるのではないかと御意見もありました。しかし、同区域の良好な景観の保全のためには、一定程度の規制は必要と考え、素案のとおりといたしました。また、進ちょく状況と今後のスケジュールであります。パブリックコメントの募集後、建築士会小樽支部、建築士事務所協会小樽支部への説明会の開催、さらには都市計画審議会を開催し、御意見をお聞きしたところであります。現在、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」の中に景観計画を位置づける必要があることから、景観計画策定と並行して景観条例の改正作業を進めているところであり、この景観条例の改正案につきましては第4回定例会に議案として提出する予定であります。景観計画につきましては、この改正案の議決をいただいた後、来年1月には告示を行い、4月には適用してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる「歴史まちづくり法」の概要についてであります。歴史まちづくり法は、歴史的風致を維持向上させるため、市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた計画に基づき実施する事業については、国の支援が受けられることになっております。国からの支援を受けられる具体的な

事業につきましては、新たに「歴史的環境形成総合支援事業」が創設されたほか、「街なみ環境整備事業」や「まちづくり交付金制度」などが拡充されたことにより、歴史的風致形成建造物の復元、修理や地区公共施設の整備等について総合的な支援を受けることができるようになります。

次に、都市計画に関するメリットについてであります。歴史まちづくり法の規定による「歴史的風致維持向上地区計画」の制度が都市計画に新たに創設されております。この制度は、用途地域による制限にかかわらず、伝統工芸品等の販売店舗や展示場、郷土料理店といった歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の立地が可能となるものであります。また、本市における法の活用につきましては、国指定の重要文化財として、旧日本郵船株式会社小樽支店と旧手宮鉄道施設があることから、この地区周辺での計画策定は可能と考えられます。しかし、法の適用の可否については、現在のところ政令や国が作成するとされている歴史的風致維持向上基本方針が示されていないことから、これらが示された段階で判断をしてみたいと考えております。

次に、坂牛邸の歴史的建造物への登録でありますけれども、景観条例では歴史的建造物について市が保存すべきものを歴史的建造物として登録を行い、そのうち景観審議会の意見を聞き特に重要と認めるものを、所有者などの同意を得た上で、指定歴史的建造物として指定できると規定しております。坂牛邸につきましては、北海道を代表する建築家、田上義也氏の設計による本市に残されている数少ない建物であり、保存状態もよく、シンボル性や建築様式などが特徴的な建物であることから、所有者の方からの指定への御意向が確認できれば、景観審議会の御意見を聞くなど、登録指定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、歴史的建造物への指定と助成制度との関係であります。現在、登録又は指定を受けている歴史的建造物に対しては助成制度を持っておりますが、予算の制約から新規の歴史的建造物の登録又は指定を抑制しているものではありません。今後も歴史的建造物の歴史性、シンボル性、景観性、保全状態を総合的に勘案し、本市にとって保存すべき建物と判断されたものについては、登録又は指定をしていく方針であります。

次に、歯周疾患検診についての御質問でありますけれども、最初に歯周疾患の有効な予防対策の検討内容であります。近年、生活習慣病の増加が社会的な問題となっている中、歯の健康管理はこれら疾病の予防につながることから、ますますその必要性が増しております。このような共通認識の下、歯科医師会とは今後の本市における歯周疾患予防に関する市民啓発の進め方や検診も含めた歯の健康管理の方策、また歯科医師会と市との協力体制などについて検討を行っているところであります。

次に、歯周疾患検診を350人に対して行った場合の事業費でありますけれども、1人当たりの検診委託料を4,000円と仮定し、そのうち自己負担額を上限の1,300円と仮定した場合、委託料と諸費用を含めた総事業費では約110万円となります。当歯周疾患検診については、国の補助事業で国と北海道からそれぞれ3分の1の補助がありますので、小樽市の負担はおおよそ42万円となります。

次に、歯周疾患検診の実施でありますけれども、以前には保健所において歯周疾患検診を実施しておりましたが、受診率が低迷したことなどもあり、平成16年度以降は実施を見合わせております。その後、生活習慣病の予防に重点を置いた健康施策が進められる中で、歯周疾患の予防の重要性が改めて認識されてまいりました。このような状況を踏まえて、市といたしましては、歯の健康についての市民啓発をより積極的に進めていくとともに、当面、保健所での歯周疾患検診を来年度から再開する方向で検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長（菊 譲） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の全国学力・学習状況調査結果の公表についてであります。この調査で測定できるのは学力の特性の一部分であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえ、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮することが文部科学省や北海道教育委員会から求められております。議員が御指摘の本市の教科に関する調査結果については、ほかの市町村の調査結果も承知しておりませんし、全国・全道のどの程度のレベルにあるのかを公表することは、市町村の順位づけにつながるため、全国的にも公表しない立場をとっており、調査の目的を見失うことも懸念されますことから、公表は考えておりません。しかしながら、今回の結果が、昨年度同様に北海道は全国的に見てかなり下位に位置しておりますことから、この結果に危機感を持っており、重く受け止めております。早急に本市の調査結果を分析し、各学校に対して指導する上での改善点を示してまいりたいと考えております。

次に、学力の生活・学習習慣との分析についてであります。基礎・基本の定着を図るには、学校での指導方法を改善することはもとより、家庭との一層連携した生活習慣や学習習慣を定着させる必要があると考えております。本市では、学力向上検討委員会において児童・生徒の質問紙調査の結果を分析し、学習意欲や生活習慣などの具体的な状況を把握、検証し、これらの状況と学力の相関関係について分析するとともに、その対策について検討することとしております。一方、各学校においては、保護者にその分析結果を具体的に説明し、理解を深めていただき、より望ましい生活習慣、学習習慣を通して、児童・生徒の学力向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、学校へのAEDの設置についてですが、道内の公立学校の設置状況は、平成19年3月末で小学校4.2パーセント、中学校27.8パーセントとなっております。本市の小中学校では未設置であります。市教委に保有している1台を中体連など市内で開かれる大会に貸出しをして対応しております。AEDの設置に当たっては、その取扱いについて教員研修を深めていくことが必要であると考えております。これまで学校安全講習を実施してまいりましたが、今年度からAEDの取扱いや心肺蘇生などを取り入れた内容にしたことから、67名の参加がありました。今後とも継続してこの講習会を開催し、たくさんの受講者に取扱いを知ってもらうとともに、AEDの設置に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 13番、佐藤禎洋議員。

13番（佐藤禎洋議員） 詳細につきましては、予算特別委員会ですでにさせていただきたいと思っております。

議長（見楚谷登志） 佐藤議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時30分

副議長（佐野治男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

副議長（佐野治男） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

初めに、「2008年骨太の方針と福田首相の退陣」と題して、混迷する国政についてお伺いします。

福田首相が任期途中で政権の座を辞しました。安倍前首相に続く政権投げ出しです。臨時国会の召集を9月12日と決め、先月末に定額減税を含む緊急総合対策をまとめたものの、直後の内閣支持率は急落するなど、国民の支持が得られませんでした。今度の辞任から国政における自公政権の行き詰まりの様相が見

てとれます。

振り返ると、小泉元首相、続く安倍前首相が進めた構造改革路線が、国民に格差と貧困を耐えがたいまでに拡大し、参議院選挙での自民党の敗北を招きました。福田首相は国民目線の改革を強調しましたが、毎年、社会保障予算2,200億円の圧縮路線は継続し、国民の怒りを買った後期高齢者医療制度も若干の見直し、手直して継続に固執し、非正規雇用を増大させた労働分野での規制緩和でも、日雇派遣の禁止を表明しつつ抜本改正には至っていません。そもそも構造改革自体が、大企業、財界からの要請にこたえ、大企業の利益を最優先課題として、そのツケを国民に回す政策ですから、国民要求との間に大きなあつれきを生み出すことは当然です。

同時に、福田首相がこれもまた強く主張したインド洋での給油活動を続ける新テロ対策特別措置法の継続も、到底国民の支持を得られないものです。アフガニスタンでもイラクでも、治安は、今、最悪の状況です。NGOに参加していた日本の青年がとうとい命を落とすという悲惨な結果を招くほどに緊迫した状況になっています。戦争や報復でテロはなくすることができない。このことは今や世界の常識にもかかわらず、アメリカとの共同路線に固執することで国民支持の急落、与党内でもき裂が深まった結果が、今度の辞任に至った最大の要因ではないですか。国政の混迷は、地方自治体の政策にも大きな影響を及ぼしますから、市長がどのように政局をごらんになっているのか、お伺いします。

労働法を改悪し、派遣労働や非正規労働者の増大に道を開いた労働分野での規制緩和、こうしたことを引き起こした構造改革路線に決別して、大企業は社会的責任を果たせと要求する国政への転換が、今こそ求められると考えます。自民党総裁選挙直後に臨時国会召集、冒頭での解散総選挙を示唆する声が聞こえてきますが、国民生活にかかわるさまざまな施策については、国会でしっかりと審議していただき、争点を明確にして国会解散、国民の審判を仰ぐべきと考えますが、市長はどのようにお考えか、お伺いします。

財政問題で何点かお尋ねします。

初めに、平成19年度決算です。

平成20年第1回臨時会では、13億7,900万円の繰上充用を行いました。19年度決算での実質収支は12億9,659万円、繰上充用時期より8,241万円の収支改善は見られましたが、18年度決算よりさらに財政が悪化した決算です。19年度予算執行において財政悪化をもたらした主な要因についてお示ください。

平成19年度予算は、地方財政対策での税源移譲を考慮、市税の伸びを18年度予算との比較で6.8パーセント、10億1,104万円の増収、うち個人市民税については前年度比129パーセント、法人市民税は同111パーセント、固定資産税は同96パーセント、都市計画税は同97パーセントの収入と見込んでの編成です。18年度決算との比較で固定資産税2.8パーセント、都市計画税2.4パーセント、それぞれ収入減となった主な要因についてお示ください。

19年度決算における不用額は15億6,040万円です。民生費、商工費、土木費などが主な構成です。どれも市民や地域企業の生活に直結する項目です。なぜ不用額となったのか、年々予算規模が縮小していくにもかかわらず、予算額に対して2.7パーセントの不用額を生み出しているのは、適正な執行をしているのかという疑念を感じ得ません。詳しくお答えください。

19年度は定率減税全廃による市民税増税で2億6,000万円、職員給与削減など、市民と職員に負担を負わせての予算執行でした。市長自身がこれ以上市民に負担を負わせられるものはないと常々お話しをされているように、地方交付税削減のしわ寄せは、市民と職員においかぶせての財政再建計画です。そこまですながら、なお年度ごとの目標を達成できずにいるのが実態です。地方交付税削減路線の転換こそが地方再建の道です。麻生幹事長が来樽、講演された折には、市長も臨席されておられたようですが、地方再生には地方交付税を平成15年度以前の水準に戻すようお話しされたのでしょうか、お伺いします。

次に、平成20年度の予算執行についてお尋ねします。

まず、地方交付税の決定額です。小樽市の当初予算と比較して2億6,000万円の減となりました。昨年度は、基準財政収入額の算定で納税義務者を過大に見積もられ、3億3,500万円の減収となり、大変な苦勞をしながら収入確保に努めたところです。今年度の普通交付税が当初予算との比較で減収となった主な要因については、どういった分析をされているのでしょうか、お答えください。

今年度の予算は、国の財政計画をにらみ、基準財政収入額については昨年度の3.8パーセントの減額としたとの財政課の説明ですが、予算をさらに下回る普通交付税となります。今定例会での補正予算を加え、20年度予算ベースでの財源不足は幾らになりますか。普通交付税の減収とあわせ、今後も相当厳しい財政運営が求められますが、先ほどお尋ねしました財源不足額とあわせて減収補てん、財源措置の考え方をお示しく下さい。

財政健全化計画についてお尋ねします。

収支計画の19年度決算見込みでの累積収支が達成されていません。続く20年度の予算執行の厳しさが見えてきますが、財政健全化計画の見直しはしないと報道機関に答えています。しかし、収支計画の見直しは必要です。いつの時点で見直しをするのでしょうか、お伺いします。

健全化計画の今年度目標達成に向けて、どういった手だてを考えているのでしょうか、お伺いします。

各年度の予算編成では、他会計からの借入れに加え、各種基金からも借入れを行っています。一般会計に貸し出しているために、基金本来の目的に充当できないではないのでしょうか、お伺いします。

地方公共団体の財政の健全化に関して、何項目かにわたってお尋ねします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されて、19年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられました。19年度決算では実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ともに健全化基準をクリアできたとの報告です。しかし、病院事業会計では、19年度の不良債務解消計画を年度途中で大幅に修正しながら事業を執行しました。不良債務解消に向けての一般会計からの繰入れは幾らで、不良債務はどこまで解消できたのでしょうか、お伺いします。

連結実質赤字比率が早期健全化基準を0.6ポイント下回ったとはいえ、予断を許さない状況と審査意見書でも指摘されています。連結実質赤字比率の行方を決定する病院事業の改善の行方によっては、さらなる一般会計からの持ち出しをしなければ、将来にわたって連結実質赤字の比率をクリアできなくなるのではないのでしょうか、お伺いします。

財政の状況に大きな影響を与えると同時に、地域再生活性化の基盤として重要な病院問題についてお尋ねします。

平成19年度決算で見る限り、18年度との比較では医業収益に改善が見られますが、その要因についてお示しく下さい。

18年度との比較では収益増になっていますが、不良債務解消を目的とした病院の努力目標には到底及ばず、年度途中で大幅に下方修正しました。当初年度で達成できなかった不良債務は先送りした形です。今月末には3名の医師が退職予定と聞いていますが、医師補充の見通しはついているのでしょうか。医師が1名いなくなると2億円の減収と以前から伺っていますから、ここでも相当に厳しい病院事業になります。そうした状況の中で、今年度以降、不良債務解消のために、医業収益の改善は今後とも継続できる見通しでしょうか。今後どういった手だてを講じるつもりなのか、お伺いします。

自治体病院の赤字経営は、たび重なる診療報酬の引下げ、患者負担増による受診抑制、交付税の切下げ、医師の抑制政策など、国の医療政策に多くは原因があることは、これまでも指摘してきたところです。小

樽病院の不良債務は、同時に小樽市独自の会計処理の失態にあるとはいえ、市民の健康と命を守る自治体病院としての役割と責務は厳然としてあります。

先般、我が党の国会議員団、北海道議会議員団が政府と交渉しました。小樽市の財政状況の厳しさなどの事情もあり、不良債務解消計画の年次繰り延べを考慮できないかとの要求も携えての交渉となりました。事情を抱えている自治体病院の状況には機械的には対応はしない、相談には応じるとの態度ですので、不良債務解消に20年以上の計画繰り延べを訴えるべきではないでしょうか。もともと新病院建設計画の中では相当長期での不良債務解消計画を立てていたはずですから、見直しは可能なはずで、市長にそのおつもりはありませんか、お伺いします。

病院改革プラン策定の進ちょく状況についてお伺いします。

今年度、医療機器購入の起債申請のためにも、プランの作成は待ったなしですが、今議会に原案は提案されるのでしょうか。医療機器更新については、どういったものを予定しているのでしょうか、お伺いします。

原油・穀物価格高騰と市民生活防衛対策についてお尋ねします。

原油や原材料の価格高騰が農業、漁業、中小企業や家計を直撃し続けています。原油高での漁船の燃料価格は1キロリットル当たり11万5,000円、この5年間で3倍にも急騰、「漁に出れば出るほど赤字になる」、「国は燃油価格に補てん措置を講ぜよ」と7月には全国25万隻の漁船が一斉休漁して、危機的状況を世間にアピールしました。北海道でも根室での1,000人集会をはじめとして、登別、函館と同時に、小樽市では「燃油価格暴騰から食料・漁民を守れ」と漁業経営危機突破を掲げ、小樽地区漁民集会が開かれました。漁業者のみならず農業者も、飼料や肥料、生産資材の高騰に対し、生産価格が低く、対策を国に求めています。北海道中小企業家同友会のアンケート調査にも、仕入価格の上昇を販売価格に転嫁できず、諸経費削減に努めているものの自主努力にも限界と、早急な公的支援、対策を望む声が寄せられています。

一連の高騰が需給関係だけではなく、投機マネーによって増幅されているところに大きな問題があります。経済産業省が発表した通商白書によれば、5月時点の原油価格125.5ドルのうち50.8ドルが投機資金による押し上げであり、同様に6ドルのトウモロコシは2.9ドル、7.8ドルの小麦は2.7ドルが投機による押し上げ分であり、投機マネーによって実に4割前後も価格がつけ上げられていることとなります。投機マネーによる価格の押し上げは、漁民や農民、中小業者の責任ではありません。不当に押しつけられた経営危機の問題は、政治の力で解決するのは当然のことです。国際的な協調の力で投機マネーを規制するための実効ある行動に踏み出すこと、投機マネーの規制で価格引下げが実現するまでの間、漁業者、農業者などに対する直接補てんの措置をとること、この2点を国に対して自治体の責任で申し入れることが大事だと考えます。市長の御見解をお聞かせください。

原油・穀物高騰と、それに連なる物価の高騰で市民生活も苦しめられています。自治体の市民生活防衛対策も急がれます。福祉灯油の実施について伺います。

原油価格が若干下がる傾向にあるとはいえ、家庭用灯油の小売価格1リットル当たりの平均価格は8月5日の調査で134円と、昨年同時期との比較で55円も高騰している実態があります。もうあと一月もしますと、朝晩には暖房が欲しくなる気候になります。越冬対策は待ったなしです。

日本共産党は、北海道に対し、道民生活にかかわる実にさまざまな問題で毎年交渉を行っていますが、ここ数年は特に地域政策総合補助金の自治体の実情に合った交付を求めて、粘り強く交渉を繰り返してきました。各自自治体の声にも押され、北海道は今年度の地域政策総合補助金、福祉灯油特別対策事業を当初の予算1億円に加え2億円を上積みする補正予算を組みました。福祉灯油の実施について上限を決めず、対象世帯の実態に合わせて補助をするというものです。小樽市としても積極的に活用しての今年度の福祉

灯油実現を望みます。市長の御見解をお示しく下さい。

昨年度は、生活保護世帯は対象外となりました。冬季加算があるからというのが大きな理由でした。しかし、昨年から今年にかけての諸物価の高騰は、食料品など生活必需品にいや応なくおいかぶさり、保護世帯、低所得世帯の生活全般を脅かしています。2007年度はおよそ20自治体が保護世帯をも対象にして支給しました。政府の見解としても補助対象にしていますし、厚生労働省も保護世帯への補助金は収入認定しないと指導しています。昨年度は、ふれあい見舞金支給の対象世帯でも、福祉灯油の対象外となった世帯がありました。対象世帯への支給額の拡大とともに、生活保護世帯をも含め対象世帯の拡大へと改善を求めるものです。ふれあい見舞金については、今年度当初予算には組まれていません。第4回定例会の補正で出されるのでしょうか。このこともあわせてお伺いします。

介護保険についてお尋ねします。

平成12年に導入された介護保険制度は、平成20年度で第3期介護保険事業計画が終了し、平成21年度からの第4期計画の策定が始まっています。制度導入以降、介護保険法、老人福祉法の改正、二度にわたる第1号保険料の見直し、施設給付の見直しがされてきました。第3期計画では、新予防給付が導入され、小樽市では平成19年1月1日から新たな要介護認定区分が導入されています。介護予防給付の導入の効果については、どのように判定するのか。小樽市における効果についての御見解をお伺いします。

平成17年度と比較して今年度では介護認定者数は約750人増加していますが、要介護別に見ると、要支援、要介護2、要介護3、要介護5は増加、要介護4は変わらず、要介護1だけは減少しています。従来の要介護1を要支援に変更してきた結果です。

要介護1から要支援2に変更になった市民から相談が寄せられています。奥沢在住の80代の女性は、今年2月、要介護1から要支援2になり、これまで通院時に利用してきたヘルパーによる通院等乗降介助が利用できなくなりました。介護度が変わってもバスに乗って通院できるわけでもなく、自費負担でタクシーを利用して月額1万8,000円もかかるといいます。稲穂地域の70代の男性は、病気による中途失明者の全盲の方です。要介護1から要支援2になり、これまで利用していたデイサービスが1回ごとの料金から利用回数に関係なく月額料金になり、納得できないとの御意見がありました。

介護予防サービスは、要介護状態が軽く、心身の維持・改善の可能性が高い人として位置づけられ、重度にならないように予防に重点を置くとありますが、80代の老人に通院等乗降介助をやめることが予防サービスでしょうか。全盲の障害者の方は自宅から外出するときに支援が必要ですが、自宅内の生活は何も変わりはありません。なぜ要支援に変更になったのか、認定変更の理由は何かお聞きします。

新予防給付の導入は、介護サービスを縮小し、必要なサービスが受けられなくなっています。介護保険料は年金から天引きされ、介護サービスは介護認定で制限される。これではまさに保険あって介護なしです。

第4期計画に向けて、以下何点かについて市長の御見解をお尋ねします。

これまで第3期計画の下で実施されてきた介護内容の点検、総括がされた上で第4期計画は策定されるべきと考えます。点検、総括はどういった資料に基づいてされているのでしょうか、お答えください。

計画策定委員会の開催状況と第4期計画策定に向けた審議内容についてお示しく下さい。

介護保険料の質問です。

第2回定例会では、我が党の中島議員が基金を次期介護保険料の引下げに充てるべきと質問しました。市長は、選択肢の一つとして考える、策定委員会の中で議論していただくと答弁されました。この市長答弁に基づく趣旨は、策定委員会に提起されているのでしょうか、お伺いします。

介護保険に従事する労働者の待遇改善を求める声は切実です。国も介護報酬の引上げについての審議を

始めました。懸念するのは、保険料へのはね返りです。小樽市の介護保険料は全道35市の中で最高額です。これ以上の引上げは、市民生活擁護の立場から決して許されません。国に対して介護報酬引上げの財源は政府の責任で措置すること、そのことをしっかりと申し出ていただきたいと考えます。市長の御見解をお示してください。

次に、議案第29号小樽市基本構想についてお尋ねします。

計画策定の趣旨などは、「計画の策定にあたって」として資料提出されています。趣旨は基本構想の前提だと考えるのですが、参考資料として枠外になっているのはなぜでしょうか。

そのことをお尋ねするのは、市民アンケートや各団体との懇談でも御意見が寄せられていましたが、これまでの計画についての分析、評価がしっかりとなされ、その上で引き継ぐべきもの、大きく転換を図るべきものが取捨選択されるべきではないかと考えるからです。計画策定の趣旨には「前計画の理念を継承しつつ」とありますが、継承すべき理念についてお示してください。

将来の人口想定についてお尋ねします。

人口が5,000人増えることを売り物にマイカル誘致を推し進めながら、前基本構想では「現状維持を基本に、最大限の増加に努める」とのあいまいとした表現にしつつ、基本計画で将来人口を16万人と設定しました。しかし、人口は増えるどころか、減少に歯止めがかかりません。平成元年の新総合計画では、21世紀初頭に22万人の人口を目指すと、まさにバブル人口設定をしました。計画上の市民を対象とした過大な事業計画を引き継いだプランが前基本構想だったはずですが。

小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画の点検報告書、重点・創造プログラム、躍動いきいきプログラムでは、工業出荷額は、平成7年工業統計調査結果1,937億円を基準とし、年次目標である平成19年には2,302億円、118.8パーセントと見込み、平成17年同調査結果では1,600億円と、目標から700億円も落ち込みました。商業販売額についてもしかりです。新総合計画の反省もなく、バブル計画を引きずったのが前計画でした。こうした施策の反省の文言は、どこにも見当たりません。こうした負の理念を引き継ぐことは許されません。

一転して今度の基本構想では、「人口減少を最小限にとどめるように努める」との表記、これはずいぶん及び腰ではありませんか。しかも最小限とはどこまでの幅を想定するのでしょうか。2007年2月に小樽信用金庫、北海道信用金庫、信金中央金庫総合研究所が小樽市の地域活性化への提言を行っています。提言では、目標とする将来都市と期待される効果として、雇用の機会と市内就業者を増やし、人口増加や消費額増加につなげ、地域経済への波及効果を小樽で働きながら、小樽に住み、小樽で楽しむ人を増やすことを目標に、2015年には市内居住、市内就業・就学者数7万人を掲げています。過大な人口設定は無論許されませんが、現状に見合った人口設定の目標があってこそ積極的な施策が生まれるのではないのでしょうか、お伺いします。

以下、まちづくり5つのテーマに沿って、何点かにわたって市長、教育長の御見解を求めます。

学校教育です。

「一人ひとりの個性を大切に、社会や自然、環境とのかかわりの中で、創意工夫を凝らした特色ある教育活動」そのように基本構想では表記されていますが、今まさに小樽市の小規模学校でこそ達成できる目標であり、適正配置計画や競争心をあおる学力テストとは無縁のものではないのでしょうか、お伺いします。

スポーツ・レクリエーション施策では、この間、市民からの要望で明確であり、緊急性の高い市民プールの建設に対して、総合計画審議会ではどのような議論がされたのでしょうか。市長は先般、高島小学校温水プールを視察されたようですが、御感想はいかがでしたのでしょうか。それぞれについてお尋ねします。

子育て支援についてです。

厚生労働省は、保育行政への国の財政支出を抑えることを目的に、最低基準の見直し、保護者と施設の直接契約の導入、民間企業の保育産業へのさらなる参加促進に道を開こうとしています。基本構想の理念とは相いれません。国の施策に惑わされることなく、市長の責任で子育て支援の施策を推進すべきですが、いかがでしょうか。

市民アンケートでは、今後、重点的に取り組まなければならない項目に除雪・排雪、高齢者や障害者の福祉、医療体制や保健予防対策、雇用促進が上位を占めていました。住み続けたいと願う市民の切実な思いです。一方で、健全な財政基盤の確立も命題に掲げられています。財政改革の大きな転換を図らなければ、さきに述べた市民の望みをかなえることも難しいのではないのでしょうか。港湾行政での石狩湾新港と小樽港との共存は可能なのでしょうか、お伺いします。市民各階層、各団体との懇談、審議会で真しに議論された内容が生かされる総合計画になることを期待するものですが、今まさいに行われている市の行政との整合性もとれないのではないかとの感はぬぐえませんが、市長の明快な御答弁を求めるものです。

消防の広域化についてお尋ねします。

平成18年6月に市町村消防の広域化を推進する消防組織法が改正されました。総務省消防庁の広域化に関する基本方針では、人口10万人以下の市町村消防を広域化、人口30万人以上の広域消防を目指すとしています。総務省消防庁は、広域化に当たって期待できるメリットを住民サービスの向上、人員配置の効率化と充実、消防体制の基盤強化の3点を挙げていますが、果たしてそうなるのでしょうか。一つだけ例を挙げてみますが、人口5万人規模の自治体では、消防車の配置は4台必要とされています。30万人規模だと14台です。仮に5万人規模で基準に満たない3台しか保有していない自治体が六つ集まって30万人規模の消防本部をつくったとすると、消防自動車は18台となり、30万人規模14台に対し4台が基準オーバーになり、消防力の削減の口実とはなりません。消防の広域化は、現状の基準に満たない消防力を追認するもので、賛成しかねるものです。それぞれの地域の実情に合わせた消防力の整備こそ急がれると考えますが、消防力の強化について市長はどのように考えておられるでしょうか。

今年3月には、北海道消防広域化推進計画が示されました。北海道の推進計画では、全道を21の消防本部にする組合せです。小樽市は、岩内・寿都地方、羊蹄山ろく、北後志地方消防組合あわせての後志圏での消防本部体制が示されています。山ろく地帯から長く入り組んだ海岸線までの富山県に匹敵する広大な面積を統括することは、防火・防災、救急業務上から見て大変問題です。北海道の推進計画に対する本市の認識と対応についてお伺いします。

自治体消防の管理者は当該市長です。消防の広域化は、消防責任があいまいにされる懸念があります。消防責任が市長から広域化の管理者に移行する消防責任に対する御認識をお聞かせください。

消防組織法の第1条「消防は、その施設及び人員を活用して国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震などの災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする」このように明記されています。この崇高で重要な任務を担い、日々奮闘されている消防関係の皆さんに敬意を表し、自治体消防が市民の安全を守る身近な組織として充実した体制が求められることを願い、質問とします。

なお、再質問は留保します。(拍手)

副議長(佐野治男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(佐野治男) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長（山田勝麿） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、最近の国政といいますが、政局についてどう見ているかという御質問でありますけれども、このたびの首相の辞任表明につきましては、北海道洞爺湖サミットも終わり、また内閣を改造して総合経済対策や消費者庁の設置など、国民のために取り組んできた諸施策の実行がこれからというときだけに、一体どうなっているのだろうというのが率直な感想であります。また、衆議院の解散などにつきましては、さまざまな憶測が飛んでおりまして、私から特に申し上げることではございませんけれども、積雪寒冷地の本市にとっては、これから冬に向かい原油価格高騰などの影響が市内経済や各家庭に重くのしかかってくるわけありますから、新内閣には一刻も早く政権運営を軌道に乗せて国内外の山積する諸課題に全力を挙げて対応してほしいものと思っております。

次に、財政問題でありますけれども、平成19年度の財政悪化の主な要因でありますけれども、平成19年度は前年度の赤字額約11億8,400万円を引き継ぐ中で徹底的な経費の節減と事務の効率化に取り組んだほか、遊休資産の売却や退職手当債の導入などを行い、累積赤字額の圧縮に努めたところでありますが、歳入におきましては、市税や地方交付税など一般財源収入の減少、歳出におきましては、2月の連続した降雪に伴い除排雪経費に追加を要したことや、燃料単価の高騰による経費の増高などの影響もあって、最終的には実質収支で約12億9,659万円、実質単年度収支で約1億1,218万円の赤字となったところであります。18年度と比較して市税のうち固定資産税と都市計画税の収入が減少した主な要因でありますけれども、地価の下落や設備投資の落ち込みなどにより、土地や償却資産に係る現年度分の調定額が減少したことが大きな要因となっております。なお、現年度分の収入率につきましては前年度並みとなりましたが、滞納繰越分については景気の後退などにより納付額は減少しております。

次に、一般会計における不用額についてでありますけれども、主なものといましては、民生費では生活保護費などの扶助費、商工費では中小企業等への制度融資に伴う貸付金、また土木費では港湾整備事業特別会計への繰出金などで不用額を生じております。これらの不用額が生じる要因としましては、予算計上の際の見積りに比して各制度の利用等が少なかったことなどが大きく、意図的に予算執行を制限したものではありませんので、その意味では予算執行上、特段の問題はなかったものと考えております。

次に、地方交付税の復元でありますけれども、平成16年度から行われた三位一体改革に伴う市財政への影響は依然として深刻なものがあり、職員はもとより市民の皆さんの御協力も得て懸命に歳出削減等の努力をしても、なお地方交付税等の歳入減が上回る状況については、みずからの努力だけではもはや限界に近づきつつあるとさえ感じております。先月、麻生幹事長が来樽されましたが、特に陳情会、要望会といったものはありませんでしたが、いずれにいたしましても、来年度以降の地方交付税の増額等の地方一般財源の充実確保なくしては市の財政再建はあり得ず、地方六団体も今月5日に改めて国に対し平成21年度予算における地方交付税の復元、増額の要望を行っておりますので、これらの動きとも連携し、私どもの実情をさらに強く国に対して訴えてまいりたいと考えております。

次に、本年度の普通交付税の状況でありますけれども、まず本年度の見積りに当たりましては、地方財政計画で示された伸び率等を基に地方再生対策費の影響等も考慮して、平成19年度の決算見込みに比較して、国が示した市町村分全体の伸び率4.8パーセントを下回る2.3パーセントの伸びとして積算したところであります。しかし、実際の交付税額の算定においては、私どもが想定した以上に市民税や固定資産税などの収入額が多く見られたことにより、結果として前年度に比較して0.5パーセントの伸びにとどまり、予算額に対しては約2億6,000万円下回ることとなったところであります。

次に、本年度予算における財源不足額と今後の対応でありますけれども、まず今定例会補正後における予算上の財源不足額は14億5,198万円です。また、普通交付税の減収などへの今後の対応でありま

すが、年度内の残された期間、予算計上しております市税や各種使用料などの歳入の確保に全力を挙げるとともに、減収補てん債等の導入なども検討し、歳出予算の執行に当たりましては、それぞれの事業の緊急性などを改めて見極め、経費の節減を図るなど、収支両面の取組により不足財源のねん出に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しでありますけれども、平成19年度の決算で累積赤字が増となったことや、本年度の普通交付税が予算を下回ったことなどにより、現時点では本年度の収支は計画よりも厳しい状況にあります。健全化計画の収支の見直しにつきましては、本年度における歳入歳出の決算見込み、年明けに国が示します平成21年度の地方財政対策などを踏まえ、また来年度の予算との整合性にも十分留意しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、各種基金からの一般会計の借入れでありますけれども、近年の非常に厳しい財政状況の中で、一般会計の財源対策としてやむを得ず基金からの借入れを行っておりますが、これにつきましては、あくまで各基金の設置目的や活用計画等に支障を及ぼさない範囲で期間を定めて行っており、仮に今後、取崩しの必要が生じた場合には、繰り上げて基金へ償還することとしております。

次に、病院事業会計の不良債務解消でありますけれども、平成19年度一般会計からの繰入金は総額で16億3,000万円で、このうち不良債務解消分としては3億6,300万円を繰り入れました。結果として19年度末の不良債務は、不良債務解消計画で予定していた39億5,600万円を1億7,100万円圧縮でき、37億8,500万円となり、18年度末と比較いたしますと、不良債務は5億3,500万円の解消をしたこととなります。

次に、連結実質赤字比率と病院事業についてでありますけれども、この連結赤字の縮減に向けては病院事業会計の収支改善が大きな要素となることは確かであり、そのために一般会計側の負担が大幅に増大し、健全化計画の達成が困難になるような事態は避けなければならないと考えております。病院事業につきましては、現在、市立病院改革プラン策定作業の中で、公立病院特例債の導入や一般会計繰入金等の精査などを含め収支計画の見直しも行っており、一般会計の健全化計画への影響や連結実質赤字比率などにも十分留意しながら検討しております。いずれにいたしましても、今後とも連結赤字の縮減に向け、引き続き全会計を挙げて強力で収支改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医業収益の改善でありますけれども、平成19年度の医業収益は18年度と比較いたしますと、入院収益で約2.2パーセント約1億1,800万円、外来収益で2.1パーセント約5,900万円、それぞれ増加し、医業収益全体では2.2パーセント約1億7,700万円の増となりました。その要因といたしましては、入院及び外来において患者数はそれぞれ10.3パーセント、5.8パーセント減少したものの、入院においては7対1入院基本料の取得が通年化したこと、外来においては長期投薬患者の割合が増えたことによる1診療当たりの投薬量の増などにより1人当たりの単価が入院で14.0パーセント、外来で8.4パーセント、それぞれ増となったことによるものであります。

次に、医師の確保についてでありますけれども、医師の退職後、補充ができない状態が続くこととなりますと、入院、外来の収益の確保は大変厳しいものとなり、現在、病院事業が抱えている不良債務の解消計画に大きな影響が生じると言わざるを得ませんし、診療にも大きな影響が考えられます。このことから後任の医師については、年度内の補充は大学医局の異動時期ではないため難しい面もありますが、鋭意確保に向けて働きかけを行っているところであります。特に内科につきましては、呼吸器の専門医に限らず、一般内科など選択肢を広げて確保していきたいと考えております。

次に、不良債務解消計画の延長でありますけれども、本市病院事業会計では多額の不良債務を抱えており、起債の許可を得るためには、不良債務を5年間で解消する不良債務解消計画の策定が義務づけられ、

かつその実効性が問われております。医師の減少等により規定年限での不良債務の解消は大変困難な状況でありますので、解消期間を長期に繰り延べすることについて、私も何度か国へ申入れをしております。また、特例債の償還期間については、その延長を要望するなど、今後も病院事業の厳しい実態を北海道や国に対して訴えてまいりたいと考えております。

次に、市立病院改革プランの策定についてでありますけれども「経営形態の見直し」、「経営の効率化」については策定作業を進めておりますし、再編・ネットワーク化につきましては、医師会や公的病院にも参加していただき、協議会を立ち上げ、協議を行っているところであります。病院経営を取り巻く状況が大きく変化していく中で、しかも短期間で計画を策定することは大変ではあります、近日中に予定されております北海道との特例債導入に向けた協議においては、改革プランの骨子についての協議を行うことになっております。その際、北海道からの助言などいただき、骨子案をまとめる予定でありますので、まとまり次第、議会にもお示しをしたいと考えております。なお、今年度予定をしております医療機器につきましては、小樽病院では内視鏡ビデオシステムほか14品目を、第二病院では遠心型血液ポンプ装置ほか4品目の購入を予定しております。

次に、原油・穀物価格高騰と市民生活防衛対策ということの御質問でありますけれども、まず国への対策支援の申入れについてであります、市といたしましては、原油等の価格高騰は市民生活はもとより生産活動や企業の経営に大きな影響を及ぼすことから、北海道市長会に対し、国へ要望活動を行うよう提案をいたしました。その結果、去る8月5日に、会長の室蘭市長と私が北海道市長会を代表して生活関連石油製品の供給と価格の安定対策、購入費の支援措置をはじめ、漁業者や農業者への支援などの項目を関係省庁や道内選出の全国会議員に要望を行ったところであります。これから冬に向かって石油の需要期となりますので、価格動向などに注視しながら、必要に応じ支援策などを国に働きかけてまいりたいと思っております。なお、投機マネーの規制については、国際的レベルの課題でありますので、国において抜本的な価格安定対策を講じる中で一定の解決に向けた行動があるものと考えられます。

次に、福祉灯油についての御質問でありますけれども、灯油価格は昨年の冬以来高値が続いており、市民生活への影響が大きいことから、北海道市長会を通じ、北海道に対しては補助金拡大を要請し、国に対しては先ほど申し上げましたが、私も実際に上京して財政支援の拡大について要望してきたところであります。このような中、国の助成については、昨年同様に交付税措置される方向で閣議決定されており、北海道の補助内容も拡充されたところであります。市といたしましては、これらの助成や補助制度を活用し、今後の灯油価格の動向も見据えながら今年度の実施について、ふれあい見舞金を含めて支給額や対象世帯を検討したいと考えております。なお、生活保護世帯については、冬季加算が支給されていることや北海道の補助対象に含まれていないことから、対象世帯とすることは難しいものと考えております。

次に、介護保険についての御質問でありますけれども、最初に新予防給付導入効果の判定方法でありますけれども、この方法は国においては全国83市町村の要支援者を対象に、新予防給付導入前後における要介護度が悪化した者の発生率を比較しているものであります。この結果では、要介護2以上に悪化する者の人数を平均で3.6パーセント減少させることができたこととされておりますが、最終的な評価は平成21年3月末に行われることとされております。本市は、この調査対象市町村に含まれておらず、細かい条件も不明なことから同様に算出することができませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、要介護1から要支援2に変更になる理由についてでありますけれども、平成19年1月の制度実施により、御指摘の例も含めて改正前に要介護1の認定を受けていた方が引き続き要介護1となるには、病気やけがなどにより心身が安定していない状態や、認知症などにより介護予防サービスへの適切な理解が困難な状態の人とされており、この条件に該当しないため、要支援2という判定結果となったもの

であります。

次に、第4期介護保険事業計画策定に当たっての第3期計画の点検、総括ということでもありますけれども、現在、策定委員会の中で第3期計画の進ちょく状況や高齢者人口、高齢化率、要介護認定者数、各種介護サービスの利用状況、介護事業所数、介護給付費等のそれぞれの計画期間内での推移、保険料の道内比較のほか、アンケートによる介護サービス利用者へのサービス内容の満足度等の調査結果などにより分析、評価を行っているところであります。

次に、策定委員会の開催状況と審議内容であります。策定委員会は市民公募4名を含めた20名の委員の下、5月16日、8月29日の2回開催しております。審議内容としましては、現計画の進ちょく状況、アンケート内容やその結果、第4期計画策定に向けた国からの新たな指針や保険料に影響を与える基金を含めた療養病床の転換や地域密着型サービスなどの内容、第4期計画での保険料の試算の方法のほか、委員の皆さんから御要望のあった特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所者数や待機者数を示し、さまざまな角度から審議がなされているところであります。

次に、介護給付費準備基金を介護保険料の引下げに充てるということでもありますけれども、策定委員会におきましては、次期保険料算定に当たり、保険料の引上げの要素としてグループホームや他の地域密着型サービスの新設等があり、一方、引下げ要素としては御指摘の基金のほか、療養病床の転換等があることを提起しております。今後この取扱いについて議論していただくこととしております。

次に、介護報酬引上げの財源措置であります。利用者に安定したサービスが提供されるためには、介護労働者が事業所に定着できるような報酬設定が重要であると考えております。平成20年6月に全国市長会を通じて次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定することを国に要求したところであります。

次に、総合計画基本構想についての御質問でありますけれども、初めに「計画の策定にあたって」についてであります。この資料は、過去の総合計画の策定経過や時代の潮流と本市の現状、さらには市民意識など、新しい総合計画の策定に向けて留意した事項を概括的にまとめた説明資料であります。一方、基本構想は、本市が目指す将来都市像とその実現に向けた基本的な方向を示す行政指針として議決を経るべく求められているものであることから、「基本構想」自体と「計画の策定にあたって」とは、前回同様に取扱いを別にしたものであります。

次に、第6次小樽市総合計画の理念でありますけれども、何よりも自治体に求められていることは、住民の福祉の増進を図ることです。このたびの基本構想においても21世紀プランと同様、市民福祉の向上を基本理念としております。なお、計画の目的につきましても、市民と行政の協働によりまちづくりを進め、快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会をつくるという基本的な考えに変わりはなく、21世紀プランを継承したものであります。

次に、将来人口についてでありますけれども、全国的にも平成16年度をピークに人口減少社会に突入したことや、本市の人口動態を踏まえますと、当面、人口減少は避けられないという状況にありますが、今後も続くと思われる社会経済情勢の変化も不透明な中で、具体的な数値を示すことは難しいと考えたところであります。いずれにいたしましても、各施策を総合的に推進することにより人口減少を最小限にとどめるよう努力したいと考えております。

次に、プールの建設についての審議会での議論でありますけれども、総合計画審議会ではプール建設の時期などについて具体的な意見はありませんでしたが、一部の委員からは、プールの位置づけについてはスポーツ・レクリエーションの観点よりも医療や健康増進の観点から検討するべきではないかとの御意見がありました。

次に、高島小学校温水プールについての感想でありますけれども、昨年7月1日にリニューアルオープンしましたが、7月から今年6月までの1年間の市民の利用状況は3万人を超えておりまして、駅前に比べれば交通アクセス等の問題はありますけれども、市民プールとして一定の役割を果たしているものと思っております。

次に、子育て支援についてでありますけれども、基本構想では「安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかにはぐくまれる環境づくり」を目指すこととしております。今後、基本計画を策定し、国の施策の動向も見ながら、多様な市民ニーズに対応した子育て支援策を推進してまいりたいと考えております。

次に、小樽港と石狩湾新港との関係でありますけれども、小樽港と石狩湾新港にはそれぞれの特性に応じて築き上げてきた機能の蓄積や土地資源などがありますが、これからの地域経済を支えていく視点で見ますと、それらが持つ戦略的価値には大きなものがあるものと考えております。両港につきましても、今後日本海側に位置する重要港湾として中国、ロシアなど対岸諸国との経済交流に大きな可能性を秘めており、それぞれの特長を生かしながら、また時代のニーズに的確に対応しながら共存していくべきものと考えております。

最後に、消防の広域化でありますけれども、本年3月に示された北海道消防広域化推進計画では、広域化は、消防体制の整備と確立を図ることを目的とし、広域化によって消防本部の対応力や住民サービスが低下するようなことがあってはならないとされております。

また、広域化を進めるに当たっては、圏域ごとに市町村、消防本部が具体的に協議・検討し、互いに理解とコンセンサスを得るとともに、それぞれの自主的な意思に基づき行われることが必要であるとされております。本市といたしましても、消防の広域化は、消防力の充実強化はもとより、市民サービスの向上につながるものでなければならないと考えておりまして、去る8月上旬に後志管内の消防長会議を開催し、今後、実務者による広域化の具体的な協議・検討を行うこととしておりますが、消防広域化が本市にとって望ましい消防体制の構築になるかどうか、今後、検証してまいりたいと考えております。また、消防責任につきましても、広域化したとしても、構成市町村長には住民の安全を守るという重要な責務があるものと認識をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(佐野治男) 教育長。

教育長(菊 讓) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

総合計画基本構想の中の学校教育の分野についてであります。特色ある教育活動とは、学校の教育目標の達成を目指し、それぞれの地域にあるさまざまな教育資源を活用しながら、創意工夫を凝らして展開される教育活動のことです。このことから、特色ある教育活動は、学校規模の大小にかかわらず、市内のどの学校においても取り組まなければならない活動でございます。

また、学校規模配置の適正化は、教育環境の整備のために進めているものであり、全国学力・学習状況調査については、子供一人一人の状況をしっかりと把握し、確かな学力をはぐくむ上で必要なものであると考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐野治男) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 何点が再質問します。

財政の問題ですが、普通交付税の今年度の2億6,000万円減額された理由についてお尋ねしました。昨年度は、3億3,500万円が削減されたときに、基準財政収入額に対する市税が大幅に大きく見積もられた

と御答弁されました。今年度についても市民税、固定資産税の伸びを大きく見積もられたと市長は先ほどおっしゃいましたけれども、昨年度はかなりそういう計算というか、見積りについては是正してほしいということで、いろいろな自治体から要望も上がっていましたし、我が党にしても政府交渉や道議会の質問の中でも取り上げてきて、一定の改善はされたのではないかという印象があったのですが、今年度についてもそういったことが主な要因となりますと、今後こういう普通交付税の算定について、一体どれだけ少なく見積もっていてもそのままいくのかと、大変な状況ではないかというふうに思うのですが、これについては政府に対してどのように見解を求めていくのか、お尋ねしたいと思います。

それから、不用額です。市長は決して適切に執行していないということではないとおっしゃいましたけれども、生活保護費について毎年度の伸び率を見ながら大体の予算を立てると思うのです。今は不景気ですし、生活も大変になっており、私どものところへも深刻な生活相談が持ち込まれています。増えていくのは自然な現象ではないのかと思うのですが、支給抑制はしていないでしょうか。

また、平成19年度決算のことですから、現状の道路の状況を当てはめることはできないのですけれども、パトロール車が巡回していて、なおかつアスファルトが陥没している箇所というのはあちこちで見られるのです。この財政の厳しい中でどうやって財源措置をしていくのかという問いに対しては、市長は歳出の圧縮ということ为先ほどから何回もおっしゃっているのですが、結果として不用額として出たとはいっても、この年度途中、圧縮、圧縮というかけ声の結果として不適切な予算執行になっていかないのか。20年度もまた不用額が大きく出るといったことはないのかということについてお尋ねしたいと思います。

原油価格高騰のところで、福祉灯油についてお尋ねしました。ふれあい見舞金を含めて、今後、対象世帯とか額について考えていただけるということなのですが、昨年度はふれあい見舞金支給対象と福祉灯油の支給対象の世帯では、1,000世帯ぐらい開きがあったのです。ふれあい見舞金ということで市長からお答えがありましたので、そういったふれあい見舞金、これまで支給対象とされていたその範囲での支給がされると思うのですが、今までのふれあい見舞金の支給対象ではなく福祉灯油を支給した対象に限るとか、そういうことのないように、そこのところははっきりとお尋ねしておきたい、それが一つです。

また、今年度も生活保護世帯については対象世帯から外す旨おっしゃっていますけれども、先ほど質問の中で言いましたけれども、冬季加算があるとはいえ、生活費そのものが相当に厳しい状況になっていますから、ぜひ生活保護世帯も対象に入れていただきたいと思います。北海道の地域総合政策補助金は、昨年度、小樽市がどれだけ支出しても最高の100万円しか補てんされなかったはずなのです。でも、今回は上限は撤廃する。要するに予算を立てた分の半分は確実に来るはずですから、小樽市のその支出額に対する補てんというのは大幅にふえているはずで、そういう予算のあり方を見ますと、ここではしっかりと生活保護世帯もその中に入れて、低所得者の方の生活、福祉向上の目的から対象世帯にしていきたいというふうに思います。

総合計画の中で保育の問題についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、基本構想の子育ての理念、小樽市の基本理念は、今、政府がやろうとしている保育政策とは相当開きがあるといいますが、国の保育政策はこの基本理念が生かされない傾向にあると思うのです。現在の保育制度というのは、民間保育園であっても自治体が保護者からの申込みを受けて自治体の責任で保育するという公的保育制度がしっかり守られていますから、それを意識するかしないかということに関係なく、若い世代は仕事や家庭や子育てに希望が持てるという状況があると思うのです。直接契約が入ってくると、自治体による公的保育をなくすということですから、小樽市が子供の保育をしっかり保障していく、そういうことを掲げている基本理念とは大きくかけ離れていくと思うのですが、小樽市の基本理念ですから、小樽市独自の自治体の責任としてそういうことはやっていくということを市長はお答えになったのでしょうか。そこのところははっきり

と確かめておきたいと思います。

介護保険についてもお聞きしておきたいと思います。

実際、80歳の高齢者の通院等の補助、介助が切られたということは、バスでの通院が可能と判断されたということなのです。でも、80代というのは、元気な方は元気ですけれども、相当足元が危なくなって、実際にバスに乗って病院に行くということが不可能な方もいらっしゃるし、この方は実際にバスには乗れなくてタクシーで通院しているということなのです。国の示された基準で、こういう方々が必要とするサービスを受けられなくなるということが、今度の予防介護の実態ということについて市長はどのようにお考えなのか、そのことについてお尋ねしておきたいと思います。

副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（佐野治男） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。最初に普通交付税の問題ですけれども、昨年度は算定についていろいろ問題があったということで要望しましたけれども、今回の中身について、まだ各市の状況を把握していませんので、各市共通にそういった対策をとられたのかどうか、そういった問題を確認しましてやっていきたい。昨年度は結構いろいろなまちで削減され、算定と実際の額とのかい離がありましたので、それで全国市長会としても、これは問題だということで申入れをしました。一部改善されましたけれども、今年度の例がどういうふうな状況なのか、小樽市だけ特殊なのか、よそのまちにもこういった実態があるのかどうか、その辺を確認した上で申し入れるべきものは申し入れをしたいと、こういうふうに思います。

それから、不用額の問題ですけれども、不用額が出たからといって抑制したということではなくて、私どもとしては適正な執行をしたいと思っています。特に最近、市民から不正受給の通報が来るのです。それで、不正受給をなくすため、きっちりと対応するようには言っていますけれども、抑制しようとは言っていません。ただ、歳出を圧縮するためにやっているということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、財源不足の問題ですけれども、先ほども答弁しましたとおり、すべて何もかも削れと言っているのではなくて、可能なものについてはぜひ財政再建のために協力してほしいということは、財政部から各担当のほうにお願いをしております。

それから、福祉灯油の問題ですけれども、実は昨年度、ふれあい見舞金を支給し、そして後から福祉灯油の支給という問題になって、では支給対象をどうするかという話になったときに、やはりこれは市民税非課税世帯を全部一緒にしようと、そういう一つの基準をつくりましたので、今年度につきましてもすべて福祉灯油、ふれあい見舞金の対象者は市民税非課税世帯にしたいというふうに思っております。ふれあい見舞金のほうは、主に年末の歳末助け合いの募金ですから、これの集まりぐあいによるわけですけれども、これは年々減少しております。額が減ってきておりますから、なかなか大変なのですけれども、そういったことも含めて年末に向けて検討していきたいと思っています。

それから、生活保護の問題は、先ほども答えたとおりですけれども、私も8月に国に陳情に行きましたときに、今回の要望事項にもあるのですけれども、冬季薪炭費の特別基準について、灯油小売価格急騰の実態に即して増額をしてくださいと、保護課長に申し入れしてきました。そういったことで御理解を願いたいと思います。

それから、保育所の問題ですけれども、先ほどの子育て支援についてはトータルとしての子育て支援ということでお答えしましたけれども、直接契約という話ではなくて、まだそのことについてはどういうこ

とになるのかはっきりとわかりませんので、子育て総体としては、市独自でやるものはやっていきたいというふうな趣旨で答弁をしたので、御理解を願いたいと思います。

介護保険については、担当部長から答弁いたさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(佐野治男) 医療保険部長。

医療保険部長(佃 信雄) 菊地議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃっていましたが、80歳の方が通院等乗降介助の適用にならなかったことに対して実態と合っていないのではないかというお話でございますけれども、これは御承知のとおり、この新予防給付が開始された前後で、要介護1の方がこの制度をくぐることによって、要介護1と要支援2の二つの階層に分かれてございます。そういった結果、先ほど市長から答弁申し上げような理由で、おっしゃられていた方は要支援2ということで、要介護1には該当しなかったために、病院に行かれるときの通院の介護助成サービスが受けられなくなったということでございますので、実態に即しているかしていないかではなくて、あくまでも基準に従って介護度を決めた上でサービスが提供されているということで、御理解をいただきたいと思います。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

副議長(佐野治男) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 実態に即しているか即していないかということではなくて、その基準に合わなかったということが理由だとしたら、予防介護というのは一体何だったのかというふうに思うのですが、実は5月20日の参議院厚生労働委員会で、この介護の取上げ、各自治体では基準以上の介護の取上げが横行しているのではないかという指導実態について、小池晃議員が調査と改善を求めました。厚生労働大臣がこのようにおっしゃっているのです。「介護保険というのは何が目的かということ、介護される人ないしその家族、そういう方が快適な状況になるということ」、「柔軟な発想を持ってやる必要があって、何でもかんでもお金の計算だけでやるということがどうなのか」というような答弁をしながら、「犬の散歩だって認めてもいいではないか」というような発言をしたことに、与野党議員を問わず、この答弁に大きな拍手があった、そういう実態があるわけです。厚生労働大臣がこのようにおっしゃっていますから、ぜひ実態に合ったサービスの支給ができるようにということは、それぞれの利用者の実態を一番よく知っている現場の自治体の皆さんが声を大きく上げていただきたいと思いますので、このことについて一言、もう一度、御答弁を求めたいと思います。

総合計画及びその他の福祉灯油の問題については、引き続き委員会の中でもお尋ねしていきたいと思いますが、再々質問はこの1点についてお願いいたします。

副議長(佐野治男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(佐野治男) 医療保険部長。

医療保険部長(佃 信雄) 今、国会の答弁の例示がございましたけれども、私どもとしましては、こういった制度改正に伴いまして、どういう状態でおの方の介護度を認めるかというのは、あくまでも認定審査委員会の中で、介護度の認定をしておりますので、繰り返しになってしまいますけれども、我々としては国から示された基準に基づいて介護度を決めて、結果としてそれに伴うサービスが受けられているというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

副議長(佐野治男) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時48分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

副議長 佐 野 治 男

議員 斉 藤 陽 一 良

議員 林 下 孤 芳

平成20年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成20年9月17日

出席議員(28名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	佃信雄
福祉部長	長川修三	生活環境部長	小原正徳
建設部長	嶋田和男	小樽病院事務局長	吉川勝久
消防長	安達栄次郎	教育部長	大野博幸
監査委員局長	宮腰裕二	会計管理者	中塚茂
総務部企画政策室長	貞村英之	保健所次長	小林修一
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	木下正樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、古沢勝則議員、大竹秀文議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第32号及び報告第1号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

1番（秋元智恵議員） 第3回定例会に当たり、公明党を代表し質問いたします。

初めに、財政について伺います。

自治体財政健全化法が2007年6月15日に成立し、この目的は財政破たんする団体が出るのを未然に防ぐ制度であり、4項目の健全化判断指標を導入し、自治体の財政状況を全面的に把握することとなっています。これまで対象になっていなかった企業会計や第三セクターの不良債務なども対象になりました。本市でも、財政の健全化に向けてさまざまな努力を重ねてきたことと思います。

今定例会で、平成19年度決算における健全化指標が議会に報告されました。実質赤字比率4.06パーセント、連結実質赤字比率16.12パーセント、実質公債費比率16.4パーセント、将来負担比率149.8パーセントであり、早期健全化基準はクリアされているものの、いまだ予断を許さない状況が続いています。まずは、この早期健全化基準をクリアした点に関して市長の見解を伺います。

また、病院事業会計の資金不足比率は41.7パーセントで、経営健全化基準を21.7ポイントもオーバーしたことについてはどのように考えますか。

次に、本市においては、実質収支の赤字額が17年度決算において赤字限度額を超えたことから、当該赤字の解消を図るため財政健全化計画を策定し、本年3月に収支の見直しをしました。しかし、報告をいただいたように、地方交付税などの一般財源収入の減収などの影響もあり、一般会計の実質収支で12億9,659万円の赤字となり、19年度決算での単年度収支均衡ができず、計画達成ができませんでした。健全化法が適用されることになり、一層強力に財政再建に取り組むとのことですが、連結実質赤字比率も早期健全化基準の16.72まであと0.6ポイントに迫っていることから、財政健全化計画をさらに見直すことは考えているのか。見直すとした場合、人件費の抑制、事務事業や経費の見直しなど、どこをどのように見直すのか、どれほどの収支改善目標額を設定するのか、お答えください。

また、実質公債費比率についても、18年度決算における実質公債費比率で過去3か年の平均が20.2パーセントとなり、正常値ラインである18パーセントを超えていました。今回の健全化法に基づく実質公債費比率が16.4パーセントと大きく下回った具体的要因は何か、その具体的な意味合いと今後の見通しについてお答えください。

将来負担比率については、今までわかりにくかった公社や第三セクターなどが抱える負債を正確にとらえ、どこに原因があるのかを分析し、それを財政の運営に生かすことが今後大事になることから、将来にわたって財政の健全性を明らかにすることが、市民に信頼されるまちづくりを進める市としての仕事だと思えます。将来負担には地方債や債務負担行為などがあり、今、関心を集めているのが土地開発公社が先行取得した土地です。報告があった土地開発公社の負担見込額が6億881万1,000円ですが、本来自治体がい戻す義務がありながら放置されているものは現時点で何件あるのか。また、買戻しのスケジュールについてもお知らせください。

そして、先行取得した土地は買戻し条件がついた債務ですから、この購入額、利子などの諸経費の総額は将来負担に算入することになっています。今回示された将来負担比率149.8パーセントに含まれる購入費、利子などの諸経費内訳と総額及びその割合についてもお示しください。

次に、経常収支比率ですが、通常は70パーセントから80パーセントが望ましく、80パーセントを超えると財政構造の弾力性が失われつつあるとされていますが、本市は19年度決算で103.9パーセントであり、18年度普通会計決算時の101.6パーセントより2.3ポイント上昇し、さらに財政の硬直化が進んでいます。まず、2.3ポイント悪化した原因と今後の見通し、改善策についてお答えください。

次に、市立病院について何点が伺います。

8月23日の朝日新聞の記事によりますと、全国に約1,000ある公立病院で、医師不足により経営難のため民間に売られたり、運営を任されたりする例が相次ぎ、今春までの6年間に民間譲渡されたのは少なくとも19病院、公設民営化は44病院であります。千葉県の銚子市立総合病院は393床であります。9月末で休止することが決まり、同病院は昨年度、患者数が4年前に比べて4割近く減り、入院と外来の収益は約17億円減り、4割以上減。毎年約9億円を病院に繰出し、昨年度は基金を取り崩して15億円まで支援を広げた市も、昨年度以上に収益が悪化しそうな状況下ではこれ以上は無理だと判断したとのこと。佐賀県武雄市は、今年5月、累積赤字が約6億4,000万円となった市民病院で155床ありますが、これを2010年2月に民間移譲することを決めたとのこと。公立病院を取り巻く現状は年々悪化をしていると感じておりますし、今まで以上に経営の健全化や地域で果たすべき役割を明確にして、市民が望む良質な医療を提供するために努力するときが来ているとも感じております。

初めに、改革プラン策定にかかわり、詳細も含めて伺います。

市長は今年の第1回定例会の中で、改革プランの策定期間を20年度の起債申請、21年度予算編成を考慮し、9月ごろをめどに策定しなければならないと述べておりました。公立病院改革ガイドラインの中の経営の効率化、財務内容の改善にかかわる数値目標設定の考え方についてですが、数値目標を設定する際にはおおむね以下の考え方に沿って行うことが適当であるとして、経営指標にかかわる数値目標の設定に当たっては、一般会計などからの所定の繰出しが行われれば経常黒字が達成される状態、すなわち経常収支比率が100パーセント以上となることを想定して、これに対応した水準で各指標の目標数値が定められるべきであり、当該公立病院の経営の実態から、今次改革プランの対象期間中に目標を達成することが著しく困難と認められる場合には、最終的に経常黒字の達成を目指す時期を明らかにしつつ、改革プラン対象期間末時点における目標数値を定めるものとするあり、経営努力したがどうしてもこの期間中に経常黒字を達成できない場合は、対象期間の23年度の末時点における目標数値を定めてもいいのだというふうな表現になっています。本市もこれまで重ねてきた経営努力も踏まえ、今まで以上に厳しい分析をしたことと考えます。まずは、経営の効率化の目標数値は当然この期間中に達成する数値目標だとは思いますが、現状も考え、経常黒字達成の時期を明らかにした上での数値になることも考えているのか、お答えください。

また、昨年11月に見直された病院事業の資金収支計画との整合性、また、この達成年度についてはどのようにお考えですか。心配する部分では、目標が達成できずに何度も修正しなければならないのではないかとことです。今年度も医師が退職することで、歳入にも大きく影響することが懸念されています。医師退職に伴う歳入への影響はどれくらいを見込んでいますか。また、この件に関して、改革プラン策定への影響についてはどう考えているのか、お答えください。医師確保についてもなお一層強力に取り組まなければならないと思いますが、大変厳しい現状もあり、今後医師確保に向けどう取り組むのか、お知らせください。

次に、目標達成に向けた具体的な取組についても明記することとなっています。例えば診療報酬確保、

紹介率・逆紹介率の向上、未収金管理強化、未利用財産活用、材料費削減対策、給与体系見直し、契約形態見直しなどであると思いますが、これまでの課題、また、改革プランに明記し取り組む対策についてお答えください。

市長はこのプランの策定に当たり、外部有識者の御意見をいただく場を設定したいと言っておりましたが、外部有識者からはどんな指摘があり、どのようなアドバイスを受け、このプランのどこに反映されたのか、お知らせください。

また、改革プランを計画どおりに進めるためにも全職員の協力が不可欠になってきます。そこで、職員への周知徹底はどのようになさるのか、お答えください。

病床利用率の改善について、一般病床及び療養病床の病床利用率がおおむね過去3年間連続して70パーセント未滿となっている病院については、改革プランにおいて病床数の削減、診療所化などの抜本的な見直しを行うことが適当とあることから、基準になる70パーセントを大きく割っている現状をどう分析しているのか。さらには病床利用率を増やす努力をするのか、それとも今以上に病床数を削減するという考えなのか。削減するというのであれば何床削減し、何床にするのか。そのことによる影響もお答えください。

次に、再編・ネットワーク化について伺います。

再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しについて、平成20年度中に具体的な実施計画を確定することが困難な場合には、20年度においては、当面検討・協議にかかわる方向性、検討・協議体制、スケジュール並びに結論を取りまとめる時期などを決めることで足りるものの、後日改革プランの改訂によりこれらにかかわる実施計画を追加し、その追加された実施計画については、おおむね25年度までの間での実現を目指すことと記されていますが、まず再編・ネットワーク化についてはこれまでどのような検討、話合いがされてきたのでしょうか。どういう課題、問題があるのか、お答えください。

また、今紹介したように、20年度中に再編・ネットワーク化の話合いがまとまるのか、それとも後日改訂版により25年度までの実現の方向で考えているのか、お答えください。

再編・ネットワーク化の議論で重要な点と言えば、後志地域も含んだ災害拠点病院に指定されている小樽病院の役割であり、後志圏の近隣町村との話合いも進めているのか。もし話合いを進めているとすれば、その議論されている中身についてもお知らせください。

次に、経営形態の見直しについて伺います。

地方公営企業法の全部適用は、事業管理者に対し人事、予算などにかかわる権限が与えられ、より自立的な経営が可能となることが期待されていますが、これまで議会で議論されてきたとおり、この全部適用による成功例も少ないという事実もあります。また、全部適用が成功している事例を見ますと、やはり事業管理者の責任が明確で、大幅な事業の見直しなどを行っていることも事実です。市長は事業管理者をいつぐらいをめどに人選するお考えなのか。また、全部適用移行の時期についてもお尋ねいたします。

また、もし全部適用がうまくいかなかった場合は地方独立行政法人化もあり得るとの話も伺っておりますが、ガイドラインによればあくまでも非公務員型ということでもあります。この件での市長のお考えをお示しください。

この項の最後になりますが、公立病院特例債について伺います。

特例債を希望する道内自治体は13に上り、総額は147億円であるとの報道もありました。特例債にあっては平成20年度に限り、15年度以降の医師不足の深刻化などにより発生した不良債務などを長期債務に振り替える公立病院特例債を発行できることとし、9月末までに収支計画などを国に提出することになっています。早くから特例債の要請を総務省にしていた本市ですが、その後状況はどのようになっているのか、お知らせください。

次に、第6次小樽市総合計画についてお尋ねいたします。

「市民と歩む 21世紀プラン」は、平成10年度から19年度までの10年計画で取り組んできました。この間、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、少子高齢化や環境問題については驚くほどの急激な変化をし、少子高齢、人口減少社会は労働力の不足、税収の不足、社会保障の増加となって、社会生活の全般にわたりさまざまな影響を及ぼすと指摘されております。本市はこのほど第6次小樽市総合計画の基本構想を発表しました。構想目標年次は2009年度から2018年度までの10年間とされています。この基本構想については、「市民と歩む 21世紀プラン」の各施策についての進ちょく状況を把握した上で現状を分析し、それぞれの課題についても明らかにした上での基本構想だというふうに認識しております。

この基本構想の将来都市像は「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」としていますが、その前書きには「本市の将来あるべき姿を市民とともに考え行動する協働のまちづくりを一層推進し」とあります。今後、基本計画、実施計画をつくる上でも、これまで寄せられた市民や各団体からのパブリックコメントをどのように施策に反映させるのか、市民とともに考え行動する協働のまちづくりを一層推進するには、今まで以上に小樽市の将来像に対する理解、賛同を得られるような努力が必要になってくるのではないのでしょうか。これからの多様な市民ニーズにこたえていく上で、市長の御見解をお聞かせください。

昨年の第3回定例会で新総合計画策定にかかわり行政評価の質問をいたしました。市長からは、平成12年度に21世紀プランの第1次実施計画について事務事業評価を行い、平成14年度には中間点検に当たり、計画の進ちょく状況、現状と課題、今後の方針を作成するための施策評価を実施し、この評価では職員の意識改革が図られるなどのメリットはあったものの、一方で担当課の主観的な判断とならざるを得ないなどのデメリットもあった。新しい総合計画ではこれらの経過を検証の上、行政評価システムを活用し、計画、実行、点検、見直しによるPDCAサイクルによる計画の進行管理を行いたいと考えておりますとの御答弁をいただいております。18年度までの実施計画推進状況では、事業費ベース進ちょく率は、教育文化93パーセント、市民福祉92.8パーセント、生活環境95.1パーセント、産業振興80.4パーセント、都市基盤91.9パーセント、計画全体では90.9パーセントでありましたが、市民の一番の関心はどれだけコストを投入したのか、どれだけのことを行ったのかではなく、どれだけ効果があったのかについてだと考えます。

21世紀プランの基本理念と目的にある「市民福祉の向上を基本理念とし、市民と行政が一体となって個性豊かで魅力あるまちづくりを進め、市民が快適で安心して暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目指す」との目的に照らし合わせて市が行ってきた施策を点検した結果、どのような効果があったのか、またどのように見直しをしたのか、大綱ごとにお答えください。

新総合計画は21世紀プランの理念を継承することですから、各施策ごとの点検・見直しの結果につきましては、ぜひ今まで以上に市民との協働という関係をつくるためにわかりやすい方法で公表していただきたいと思いますが、いかがですか。

地区別・団体別懇談会では、人口対策、観光を含めた経済振興、雇用の確保、新病院建設に関する提言があったと伺っております。提言のあった件についての質問ですが、人口対策については初めにも述べたとおり、少子高齢化などによる人口減少は社会の大きな問題となっておりますが、研究機関によれば、10年後の本市の人口も11万人台にまで減少するとの報告もありました。国はもちろんのこと、本市においても、少子高齢化や人口減少問題にも取り組んできたところと思います。2009年度より取り組まれる新総合計画を後に点検作業をする時点で正確な判断をするためにも、将来人口を明記することは必要だと思います。現状を踏まえた基本計画においては将来人口を何人とするお考えなのか、お答えください。また、現時点

で考えている人口対策についてもお答えください。

次に、生活基盤の項目ですが、防災についてお聞きいたします。

初めに、今年の第1回定例会で質問・要望した要援護者の対応に関して、市も積極的に取り組んでいたという認識をしていたところですが、先日、本市の要援護者名簿作成に当たり苦労しているというような記事がありました。そこでまず現時点での名簿作成の進ちょく状況を伺います。あわせて問題点についてもお知らせください。それと要援護者の対象となる人数は何人になるのか伺います。

個人情報の取扱いについても非常に苦労していると思いますが、他市にあっても同様のようです。また、要援護者になり得る人が理解できなかったりすることもあるそうです。今後、名簿づくりを進める上で、例えば家族や近所の住民、町会の方に訪問してもらったり、前にも紹介しましたが、出入りするケアマネジャーなどにも協力してもらうことはできないものかと考えますが、御見解をお聞きします。

報道などを見ますと、防災対策にもこれまで以上に積極的に取り組んでいる自治体が増えています。問題点についても明らかになってきており、一つは食料の問題が挙げられます。高齢者向けのおかゆや乳幼児用の粉ミルクが十分に確保できていない自治体も多いとのこと。本市における高齢者、乳幼児などの要援護者の食料確保についての状況と、今後確保しなければならない品目やその量について試算していればお示しください。

次に、要援護者は把握したものの、では一体だれが助けるのかという問題です。早い段階でだれがだれを助けるのかという周知をすることも欠かせないわけで、例えば東京都武蔵野市では被災前に支援方法を確認し合い、いざというとき円滑に援護できるように、事前に援護される側と救助する側を引き合わせるという活動を始めたとのこと。小樽市では救助する人への周知や人選はどのように進めていくのか、お答えください。また、双方についての避難救助マニュアルはできているのか、お知らせください。

仙台市では、トイレや食事、移動にヘルパーの助けが必要な高齢者、障害者のうち症状の軽い方を対象に、市の社会福祉、障害者福祉、老人福祉の各センターや民間の養護老人ホームを避難受け入れ施設に指定するなどの対応をしている市もあります。これから基本計画をつくる上で、ぜひこの要援護者と呼ばれる方々の対応についてもこれまで以上に具体的な対策をとっていただきたいのですが、市長の御見解を伺います。

次に、産業振興について伺います。

本市ではこれまで商業について、商店街の集客イベントへの支援や経営基盤の強化、空き店舗対策などに取り組んできました。しかし、市内の卸売業、小売業だけを見ても、平成6年から16年まで商店数で596店減、従業者数も1,413人も減、年間商品販売額では824億円の減となったわけですが、この数字を見ても一目りょう然で商業関係の落ち込みがわかります。この落ち込みをどう分析しているのか、すべての産業が落ち込んでいる現在、今後どのような対策を打つ考えなのか、お聞きします。

また、農林業についても、つくって売るだけでは経済的な波及効果に限界があります。そこで、地域経済の活性化を促し、ひいては雇用の拡大などにもつながる国の施策として、いわゆる農工商等連携促進法が本年5月16日に成立し、7月21日に施行されました。農林漁業者が中小企業者と連携して相互の経営資源を活用し、新商品や新サービスを生み出すほか、工夫を凝らした取組を展開することでそれぞれに経営の改善が見込まれ、そして地域経済の活性化を促し、雇用の拡大などにもつながるのではないかと期待されております。減税や低利融資、債務保証などきめ細やかな支援措置を受けることもできます。産業振興という部分を考えれば、こういう国の施策があるということに関係者に周知していただきたいと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、教育に関連して何点か伺います。

近年、青少年の犯罪、いじめ、不登校などさまざまな問題が発生していますが、こうした背景には都市化、核家族化、少子化及び地域のつながりの希薄化などいわゆる地域の教育力の低下が指摘され、学校現場では多様な問題を抱えており、教員の教育活動以外の業務量増加が問題となっています。これらの状況を改善し、地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子供の教育を推進し、地域の教育力向上などを図る取組として、平成20年度から学校支援地域本部事業が実施されています。原則として中学校区を基本的な単位として設置される学校支援地域本部では、学校支援活動の企画、学校とボランティアの間の調整をする地域コーディネータの配置、学校支援ボランティア活動の実施、広報活動、人材バンクの作成、事後評価などを行います。本部内には事業の状況や方向性などを協議するため、学校長、教職員、PTA関係者、公民館館長、自治会長、商工会議所関係者などで構成された実施主体となる地域教育協議会が設置されます。また、退職教員、PTA経験者など、学校と地域の現状をよく理解している地域コーディネータも配置されます。地域コーディネータは、中学校やこの校区内の小学校の求めに応じ、登録した住民のボランティア活動の調整を行うとのことです。小樽市においても18年度から20年度までの3年間の学校教育推進計画、いわゆるあおばとプランの中で保護者や地域住民の信頼にこたえ、学校が家庭や地域社会と連携して地域全体として子供たちの成長を支え、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重点に挙げ、学校支援ボランティアの取組も記載されていました。地域の支援を得ることで学校と地域との連携が築かれ、地域の人たちの学校に対する関心も高まるのではないかと思いますし、多忙な教員を支援し、負担を軽減することで、教員が子供一人一人に対しきめ細やかな指導をする時間を確保できるのではないのでしょうか。

そこで、これまでの本市における学校支援ボランティアの活動はどのようなものだったのか、現状と課題をお答えください。

今年度で計画期間が終わるあおばとプランですが、新しい学校教育推進計画策定に当たり、例えばボランティア探しの苦労や、多くの地域住民や保護者に呼びかける学校側の諸経費など経済的な負担もあったのではないかと思います。学校支援地域本部事業などを活用することにより、この事業で言う各地域本部がボランティアを募る際の広報活動費用やボランティア名簿の作成経費、各種会議の費用など財政面での支援があるとのことです。ぜひこの事業を利用するべきではないかと考えます。まず、この事業を利用する考えはないのか、その上でクリアすべき課題があればお答えください。

今年の2月、我が党で視察に行った埼玉県志木市では特徴的な教育を行っておりました。その一つが「志木っ子ハタザクラブラン」と呼ばれるものです。このプランは小学校一、二年生時にクラス編制を25人学級にするというものであり、生涯学習の出発期としての学校教育、その同年齢、集団生活の初期に当たる低学年にこそ、基本的な生活習慣を家庭との連携の下に確立していくことが大切であるとしています。また、小1プロブレム、いわゆる幼児的な過度の要求や教師への過度な甘えの傾向もあり、教室に秩序が生まれないという現状があり、実施されました。

この25人学級をつくるに当たり、臨時教員を募集。第1次試験は小論文、面接。合格者は名簿に記載され、その中から各校の校長が自分の学校にふさわしい人を数名人選。各自が教材を研究し、2次選考に入ります。この間は1週間です。第2次選考では校長、PTA会長、学校評議員などが生徒役となり、その前で自分が用意した教材を使い模擬授業をし、その後関連質問があり終了。後日、選考委員により自分の学校に来てほしい教員を決め通知、そして研修後教科担任となるほか、必要に応じて不登校や病気療養中の小中学生の自宅などでホームスタディ制度の派遣教師になるわけです。また、基礎学力低下という問題にも取り組んでおり、義務教育最終学年に当たる中学3年生に対し、生徒一人一人の進路に応じ必要な学力を身につけ、夢の実現を応援するために実施する「基礎学力アップ夢応援事業」がそれです。各中学校

が自校の実情と生徒の学習ニーズに合わせ、希望する3年生の講座を設けるわけですが、支援員1人が週一、二回、1回1時間程度の講座になっています。

支援員については広報、ポスター、大学訪問などで、社会人、学生からも広く募集しています。学校ごとに国語、英語、数学、理科を学習するのですが、それぞれの学校が自校の状況、生徒のニーズによって、その学校のこのクラスでは英語の基本文法、こちらのクラスでは数学で一、二年生の基礎などとなっています。当然教えるほうも学ぶほうも目的があるわけですから、双方非常に真剣で、年々受講者も増えているとのことです。

要するに何を言いたいのかといいますと、紹介した志木市のように自分の地域の実情、問題点、課題となっていることを的確に把握し、そのことを施策にし、実施し、結果を出す、将来を担っていく子供たちをどう育てていくかということです。財政や本市の抱える問題が山積していることも承知しています。しかし、そういうときだからこそ知恵を出し合い、市民、教育関係者などとも協力関係を築けるのではないかと思っています。小樽市も将来のビジョンをはっきり持った上で、市の実情に合った教育に取り組んでいただきたいと切に願うところです。市の持つ特徴や課題をどういうふうにとらえているのか。これまでのあおたとプランでは触れていない具体的な施策を新しい学校教育推進計画でははっきり掲載し、取り組むという考えはあるのか、お答えください。

本市が抱える問題と取り組まなければならない課題、具体的な施策を実践する上で直面する問題もあればお示しください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、平成19年度決算における健全化判断比率等に対する見解でありますけれども、本市の場合、一般会計のほか病院事業会計や国民健康保険事業特別会計で多額の赤字を抱えていることから、四つの健全化判断比率のうちの連結実質赤字比率で早期健全化基準に近い比率となっているほか、病院事業会計の資金不足比率も経営健全化基準を大きく超えております。今回、このような各比率が明らかになったことにより、本格的な法の適用となります20年度に向けて一定の目安ができたとは思っておりますが、実質赤字があること自体が健全な姿ではありませんし、連結実質赤字額も依然として多額でありますので、今後の健全化に向けて決して楽観できる状況にはないと思っております。

また、病院事業会計の資金不足比率につきましては過去の不良債務であるため、19年度では経営健全化基準を大幅に上回ることになりましたが、今後の病院事業改革の取組の中で、できるだけ早期に改善が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しでありますけれども、平成19年度の決算で累積赤字が増となったことや、本年度の普通交付税が予算を下回ったことなどにより、現時点では本年度の収支は計画よりも厳しい状況にあります。20年度決算においても財政健全化法上の基準をクリアできるよう、年度内の残された期間、歳入の確保と経費の縮減に最大限努めてまいりたいと考えておりますが、健全化計画の収支の見直しにつきましては、本年度における歳入歳出の決算見込み、年明けに国が示す21年度の地方財政対策などを踏まえ、また、来年度の予算との整合性や健全化比率の動向にも十分注意しながら判断をしてまいりたいと考えております。

次に、実質公債費比率でありますけれども、まず健全化法に基づく実質公債費比率が平成18年度決算時より大きく下回ったのは、総務省から示されました算定基準において、比率算定上の分子である公債費から新たに都市計画税を控除するようになったためであります。一般的に実質公債費比率が高くなると弾力的な財政運営に支障を来すこととなりますが、今後、建設事業の厳選に伴う起債発行額の抑制や19年度から3年間実施する高金利の公的資金の借換えなど、公債費負担の適正化策によりこの比率は低減していくものと考えております。

次に、将来負担比率に関連して、市が土地開発公社に依頼し先行取得した土地についてであります。まず現在のところ買戻しに至っていない土地は8件となっております。また、これらの買戻しの見通しがありますが、現時点で具体的な計画はありませんが、今後も市として活用する予定のないところについては、公社独自で売却していくことを含めて、土地の処分について検討してまいりたいと考えております。

次に、平成19年度の将来負担比率の中に算定された土地開発公社が土地を先行取得するに当たって要した経費などについてであります。まず経費の内訳は用地購入費が7億7,084万円、支払利息や用地測量費などの諸経費が4,715万円で、総額8億1,799万円となっております。また、この分に係る将来負担比率は約3.1パーセントであります。

次に、経常収支比率でありますけれども、この比率は財政構造の弾力性を示すもので、19年度決算における本市の比率は103.9パーセントでありますので、財政の硬直化が非常に進んでいると言えます。前年度に比べ比率が悪化した主な要因であります。歳入では普通交付税が減少となり、また、歳出では人件費などが減った一方で、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金など補助費等が増加したことなどによるものであります。

また、今後の見通し、改善策でありますけれども、市税や普通交付税など一般財源収入が減少する中で扶助費などは増加しており、この比率を引き下げることは容易ではありませんが、市税などの一般財源の確保と経常経費の節減を図りながら、その改善に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、市立病院についての御質問でありますけれども、初めに改革プランにおける経営の効率化の目標数値と収支計画についてでありますけれども、本市の場合、設定する数値目標はガイドラインで示された経常収支比率や医業収支比率、病床利用率に加えて、起債借入れの条件となる資金不足の解消などを盛り込む必要があるものと考えております。お尋ねの経常収支比率については、平成23年度に経常収支の黒字化を達成できるような計画を策定したいと考えております。

一方、資金不足の解消につきましては、昨年の11月に策定した病院事業資金収支計画では23年度を予定しておりましたが、本年度の医師退職による影響などから予定どおりの達成は困難な状況となっており、資金収支計画の見直しは避けられないのが実情であります。今後、北海道と公立病院特例債の導入に向けた協議を行う中で改革プランの資金収支計画の調整を行いますが、なるべく早い時期に資金不足が解消できる計画としていきたいと考えております。

次に、医師の退職による収支への影響でありますけれども、内科、皮膚科の医師3名の退職の影響は、入院・外来収益を合わせて約3億5,000万円、収支にいたしますと約2億円の影響があるものと思われ。また、改革プランへの影響についてであります。皮膚科については新年度の補充を期待しておりますが、呼吸器科医師の補充がこのままできない状態が続きますと、収支計画に大きな影響が出てくると言わざるを得ません。そのためより一層の経営改善努力は行ってまいりますが、後任の医師の補充に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医師確保への取組であります。年度内での補充は、大学医局においても異動の時期の関係から難しいものと考えておりますので、派遣などの応援についての要請を行っているところであります。新年

度に向けましては、内科においては呼吸器科のほかにも選択肢を広げて確保できるよう働きかけを行っているところであります。

次に、経営改善のこれまでの課題と改革プランに明記する対策でありますけれども、まずこれまでの課題であります。大きくは医師の減少に伴う患者減の中で7対1入院基本料の維持など増収対策と、病棟再編や業務委託化等による人件費、経費削減などあります。

また、改革プランに明記する対策につきましては現在作業中ではありますが、民間的経営手法の導入としては、来年度からの地方公営企業法の全部適用や医事会計システムの更新、オーダリングシステムなどの導入などによる経営情報の分析強化など、また、経費削減抑制対策としては給与制度の改善、材料費や委託料などの民間病院並みの価格の実現などあります。また、収入増加確保対策としては差額ベッド料金による増収や未収金対策などを検討しております。

次に、改革プランの策定における外部有識者のアドバイスでありますけれども、市立病院改革プラン全体を審議する改革プラン策定会議におきましては、今後改革プランの素案について協議を行います。その際に外部有識者からのアドバイスをいただく予定であります。

また、改革プランのうち経営効率化につきましては、大学で医療管理学を研究されている専門家の方からのアドバイスもいただきながら策定しているところであります。

次に、改革プラン推進のための職員への周知であります。今までも全職員を挙げて経営改善に取り組む必要がありましたので、病院の経営状況や収支計画、ガイドラインの内容など、その都度職員への説明会などを実施してきたところであります。改革プランにつきましても、目標の達成に向けて各部門で具体的な取組を行うこととなりますので、各部門別の説明会も開催するなどして周知徹底をすることにより、両病院長を先頭に経営改革の意識を高く持って、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病床利用率の改善の問題でありますけれども、まず現在の病床利用率が許可病床の70パーセントを大きく下回っていることにつきましては、人口の減少や医師の減少、また、平均在院日数が大きく短縮されたことや精神科の診療が通院型に変わってきたことなどにより、入院患者が大きく減少したためと考えております。今後の病床数につきましては、現在も医師確保に努めておりますので、その状況も見ながら効率的な病床数を検討してまいりますが、いずれにいたしましても実稼働病床と許可病床数のかい離を早期に解消する必要がありますので、一定程度病床を削減することにより、病床利用率を高めてまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化の検討状況であります。再編・ネットワーク化協議会ではこれまで4回の協議会を開催し、小樽市の医療の現状や課題について資料を基に協議を行い、現在の市立病院の現状と課題についても説明をし、意見をいただいたと聞いております。また、再編・ネットワーク化については短期間で結論の出せる問題ではないため、今後おおむね1年をかけて引き続き協議を行っていくこととなったと聞いておりますので、さらなる議論をお願いしたいと考えております。

また、本市の医療の現状と課題などこれまで協議した内容については、まとまりましたら近いうちに中間報告をいただくと聞いております。

次に、後志地域での話合いの問題でありますけれども、先日、後志支庁におきまして、後志地域における保健医療・福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、後志保健医療福祉圏域連携推進会議が設置されまして、第1回目の会議が開催されたところであります。小樽市からはこの会議に小樽市医師会、保健所が委員として参画しており、このたびの初会合に、後志地域から自治体病院のある小樽市のほか黒松内町、京極町の担当者が出席し、それぞれの改革プランの取組状況について説明があり、今後道の連携構

想にかかわって、自治体病院等広域化・連携構想検討会議の中で御議論をいただくことになるものと考えております。

次に、病院事業の公営企業法の全部適用でありますけれども、これまで申し上げておりますとおり、この導入は平成21年4月1日を予定しております。また、管理者の人選につきましては現在鋭意進めているところでありますので、何とか年内をめどに決定していきたいというふうに考えております。

次に、今後、地方独立行政法人化を検討するという場合には非公務員型なのかという御指摘でありますけれども、まずは公営企業法の全部適用により、新たに設置される管理者の下で改革プランに沿った経営改善がなされていくことを期待しているところであります。しかしながら、効果が見られない場合には地方独立行政法人化も検討する必要があると思っておりますが、本市に導入する場合には非公務員型になるものと考えております。

次に、公立病院特例債についてであります。現在までの協議では、これまで病院事業で取り組んできた給与費の削減、民間委託などの経費削減、病棟の再編などの業務効率化など病院として経営改善に向けて努力してきた額と、不良債務解消のために繰り入れた額を合わせた18億円程度を対象として認めてもらうよう協議をしております。

次に、総合計画についての御質問でありますけれども、初めにパブリックコメントの反映についてありますが、基本構想原案に対するパブリックコメントは38件寄せられました。個別の施策や事業に係る提言・要望も見られますので、今後の基本計画や実施計画の検討に際し、それらも参考にしたいと考えております。

次に、協働のまちづくりを進めるための市民の理解でありますけれども、第6次総合計画につきましては基本計画の策定後に、市ホームページへの掲載はもとより概要版を作成して戸別配布をするほか、まち育てふれあいトークの活用など、さまざまな機会を利用して市民の皆さんの御理解を得るように広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、21世紀プランの施策の効果についてでありますけれども、施策の大綱ごとに主なものを申し上げますと、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」では、銭函パークゴルフ場や望洋サッカー・ラグビー場の整備によりスポーツ環境の向上を図ったほか、図書館業務の電算化や開館時間の延長により、貸出冊数及び貸出者数が増加するなどの効果がありました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」では、いなきた児童館、地域子育て支援センター、子ども発達支援センターなどの開設や、高島保育所と赤岩保育所を統合した新赤岩保育所の建設のほか、保育所定員や特別保育事業の拡大による子育て支援の充実を図ったところであります。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」では、計画的な市営住宅の建替えにより居住環境の向上を図ったほか、全市での資源物収集の実施や家庭ごみの有料化などにより、ごみ排出量の抑制が図られたところであります。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、小樽フィルムコミッションの設立や冬のイベント小樽雪あかりの路が創設されるなど、官民挙げて観光施策の推進に取り組んだ結果、観光入り込み客数700万人台が維持されているほか、中国定期コンテナ航路の開設による新たな物流ルートの開拓を実現したところであります。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」では都市景観保全の取組を進め、特別景観形成地区の区域の拡大に取り組んだほか、コミュニティ道路や歩道の整備など観光都市にふさわしいまちなかの基盤整備も進んだものと考えております。

また、点検結果による施策の見直しについてですが、この点検結果につきましては、第6次総合計画の

基本計画・実施計画の策定に生かしてまいりたいと考えております。

次に、21世紀プラン施策の点検結果の公表等についてでありますけれども、平成19年10月に点検報告を取りまとめ、総合計画審議会への報告のほか、市政資料コーナーへの備えつけや市ホームページへの掲載により公表したほか、昨年12月の第4回定例会の総務常任委員会で報告したところであります。

なお、第6次総合計画では施策効果の測定が可能となるように成果指標を設定するなど、市民の皆さんにとってわかりやすい公表方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、基本計画における将来人口についてでありますけれども、全国的な人口減少社会や本市の人口動態を踏まえますと、当面人口減少は避けられない状況にあります。今後も続くと思われる世界経済の変化も不透明な中で具体的な数値を示すことは難しいと考えておりますので、基本計画におきましても基本構想同様、将来人口の設定は難しいものと考えております。

次に、人口対策であります。人口対策に特効薬はありませんが、これまでも取り組んできた企業誘致の強化や市外からの移住促進などに着実に取り組むほか、子供を産み、育てやすい環境をつくるため、子育て支援の充実など各施策を総合的に推進することにより、人口減少を最小限にとどめるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、防災についての御質問でありますけれども、初めに要援護者名簿作成の進捗状況であります。本年5月に民生・児童委員の方々に名簿作成のための基礎調査を依頼したところであります。対象者の方には避難支援プランの目的についておおむね御理解をいただいているものの、個人情報の取扱いについて御心配をされる方も多く、調査に時間を有しておりますが、年内をめどに集約してまいりたいと考えております。

なお、要援護者の対象者数につきましては、基礎調査の結果を集約した中で明らかになると考えております。

次に、地域の方々の協力でありますけれども、名簿づくりに向けた基礎調査の段階におきましては、個人情報保護の観点から、基本的に守秘義務のある民生・児童委員の方々に調査を依頼しているものであります。しかしながら、名簿づくりが予定どおり進んでいない状況もありますので、この調査の趣旨の周知について市民の皆様への御理解を得られるよう、家族や付近住民、町会などにも御協力をいただきながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者、乳幼児などの要援護者の食料確保でありますけれども、高齢者や乳幼児を対象とした食料につきましては本市においては常時備蓄しておりませんが、災害時には流通備蓄として取扱業者から調達できるよう協定を締結しているところであります。

また、要援護者が必要とする供給品目や数量についてであります。今後、避難支援プランの策定を進める中で一定程度把握できるものと思われまので、計画的に食料の確保に向けた協定の締結も含め検討していかねばならないと考えております。

次に、救助する人への周知や人選でありますけれども、避難支援プランを作成する時点では、自主防災組織や町会の方々と十分協議をする中で避難支援者の人選を進め、さらに研修や訓練などを実施していかねばならないものと考えております。また、要援護者に対する避難マニュアルや避難支援者に対する救助方法のマニュアルについては、避難支援プランと並行して作成していかねばならないと考えております。

次に、災害時における要援護者対策でありますけれども、防災対策上も重要な課題でありまして、現在の21世紀プランの中にも要援護者対策について基本的な方針が示されておりますが、今後検討する第6次総合計画の基本計画の中でも、その見直しを含めて十分検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な要援護者対策については、地域防災計画の災害時要援護者対策計画の中に詳細を定めており、今後も必要な項目については修正をしております。

次に、産業振興にかかわって商品販売額等の落ち込みについての御質問でありますけれども、卸売業については、生産者と小売業者との直接取引の増加などにより流過程が短縮した影響で店舗が統廃合され、市内からの撤退が進んだことや、取引先である小売商店の減少などが主な要因であると考えております。

また、小売業については景気低迷による消費の冷え込みやネット販売の普及による消費者行動の変化、さらには市外への購買力の流出などが直接の原因と考えておりますが、この10年間に人口が約1万4,000人減少したことも影響しているものと分析しております。

また、今後の対策につきましては、景気の低迷が長引く中、本市を取り巻く経済状況は厳しいものがありますが、卸売業については本市商業において依然として重要な役割を担っていることから、流通環境の変化に対応した機能の効率化に向け、制度融資の活用など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、小売業については、これまでも商店街団体や個店に対して支援を行ってまいりましたが、今後とも事業者の皆さんと十分に話し合いながら、にぎわいのある商店街や魅力ある個店づくりの取組に対して必要な支援を行うほか、市内での買物を促す取組についても、関係団体と一体となって進めてまいりたいと考えております。

最後に、いわゆる農工商等連携促進法に基づく事業を関係者に周知すべきということではありますが、この事業は中小企業者と農林漁業者が産業分野の壁を越えて連携し、相互のノウハウや技術を活用して新商品の開発や販路拡大等に取り組み事業を国が支援するもので、道内では国が札幌市に地域活性化支援事務局を設置し、説明会の開催や業界団体を通じての周知を行っております。企業にとりましては、農工商連携事業を含めて、こうした国の制度の活用によって経費の補助や低利融資など経営の補完や改善が期待できると考えられますので、市といたしましても、毎年開催している商工業施策説明会などさまざまな機会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 譲) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校支援ボランティアについてであります。学校と家庭、地域社会が連携・協力して地域全体で子供たちの成長を支えていくことは何よりも大切なことであると受け止めております。あおばとプランの「新しい時代を拓く信頼される学校づくり」の中にも学校支援ボランティアの活用を位置づけており、各学校においては幅広く地域の皆さんの協力を得ながら教育活動を進めているところであります。学習面では国語、社会、体育などの教科においては読み聞かせや戦時中の生活などを話題とした体験談、水泳、スキーの学習などが行われ、総合的な学習の時間においては稲作指導や縄文遺跡、校区の歴史、命を大切に教育などを題材として取り上げ、これらについてゲストティーチャーから支援を受けております。部活動については野球やスキーなどのスポーツ面での指導を受けており、環境整備についても業者の御協力により、大規模なプラント整備や校舎のペンキ塗り、赤水対策のため給水設備の改修、地域の方々による花壇整備など、校内外の整備の支援を受けております。

また、児童生徒の安全確保については、登下校時における通学路の安全パトロールや子ども110番の家など、さまざまな形で地域の皆さんの御協力を得ながら、教育活動を進めているところであります。

今後も同様に教育活動の充実や教育環境の整備にお力添えをいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、学校支援地域本部事業の利用とその課題についてであります。本市におきましては、かねてよりあおばとプランに基づき、それぞれの地域の状況と学校のニーズに合わせて、学校支援ボランティアの活動を実施しているところであります。現状においては、この学校支援地域本部事業によらず、本市の学校支援をより充実させてまいりたいと考えております。

最後に、新しい学校教育推進計画についてであります。小樽市の学校教育については、平成18年度に3年にわたり進めていくあおばとプランを策定し、地域に開かれた学校づくりに取り組むなど、新しい時代に対応した学校教育に必要な基盤を整えてまいりました。これまでの取組の課題として、とりわけ重点事項でもあります基礎的・基本的な学力の定着が十分ではない状況が見られております。新しい計画においては、子供たち一人一人が確かな学力を身につけるため、特に基礎・基本の確実な定着を図る施策の充実に取り組んでいかなければならないものと考えております。ただいま新しい計画案を作成中ですので、関係者の知恵を出し合いながら、小樽の子供たちのために、よりよい計画を作成してまいりたいと考えております。

議長（見楚谷登志） 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時30分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 平成20年第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

最初は、自治基本条例についてです。

私は昨年第2回定例会の代表質問において何点が市長の考えを伺いました。その際、私は今日の自治体を取り巻く状況が自治基本条例の制定を求めていると話しました。その理由として第1に、ひっ迫する自治体の財政事情を指摘しました。多様化し、一層増大する市民ニーズに対してすべてにこたえていくことができた時代は終わり、市民ニーズについてもどちらを選ぶのか、どこを我慢するのか、開かれた議論による政策の厳しい吟味や選択、そして合意が不可欠な時代になったのです。

そして、理由の第2は、地方分権の時代にあって自己決定と自己責任、そして説明責任が自治体運営の基本になり、この間、市役所の中で開発され制度化されてきた政策決定システムや情報公開や公募による委員が参加する各種審議会等の市民参加ルールなどを総合化し、体系化し、行政も市民も、そして議会も同じルールを手にして自治体運営に参加することが求められているからです。

こうした考えを述べた私の自治基本条例についての質問に対して、市長は、「市政の現状や課題についての情報を積極的に公開し、市民とともに考え、行動する協働の市政運営を推進する。そして、その協働の市政運営のルールとして自治基本条例の策定を考えている」と答えております。また、「自治基本条例のポイントは情報の共有と市民参加であると理解しており、まちづくりの主役は市民であることを念頭に、条例の策定に向け準備に入りたい。地方自治法では組織の制度や仕組みについての規定はありますが、市民参加や協働のあり方についての言及はなく、自治基本条例はそうした観点からのルールを定めるものと理解しております」と、市政運営の基本認識と自治基本条例についてのポイントを述べております。また、質問に答える形で市長は、「8月から開催される次期総合計画の策定のための地区別懇談会などで市民の声を聞きたい」とも答えております。

最初に、総合計画策定に向けての地区別懇談会において、自治基本条例を制定するという市長の公約はどのように参加者に提起され、参加者からはどのような意見が出されたのか、お聞かせください。

次に、今回、議案として提案されている第6次小樽市総合計画基本構想の、市政運営の中の三つの基本姿勢において、第1に参加・協働によるまちづくりの推進、第2に効率的な行財政運営の推進、第3に広域連携の推進の三本柱が示されております。こうした基本姿勢を踏まえ、この総合計画基本構想を受けて出されてくる基本計画、さらには実施計画を統括し、その進行管理をしていくためにも、総合計画の上位に位置づけられるべき自治基本条例の制定が必要と考えますが、市長の御見解を求めます。

また、昨年の質問には、「条例制定には他都市が2ないし3年かけていることを踏まえ、一定の時間が必要と考えております」とも答えております。新しい総合計画がスタートする時期を一つのめどとすべきではないかと考えますが、市長の御見解を求めます。

聞くとところによりますと、全国では90を超える自治体が自治基本条例を制定しております。その条例について発案者はだれかを切り口に整理してみますと、一番多かったのが首長型でした。これは首長が自治基本条例の制定を明言したもので、選挙公約で自治基本条例制定が掲げられていたというのがきっかけになっているのが多いのが特徴になっております。そのほかの形として協働型があります。これは首長や行政や市民が一緒になって自治基本条例の検討を進めるものです。そこでは審議会などが設置され、庁内ワーキンググループが事務局的役割を果たし、そこが作成したたたき台を審議する方式です。そのほかに行政型、議会型、住民型などもあります。市長は小樽市における自治基本条例づくりを進めるに当たってどのような方式を採用しようとお考えなのか、形を示し、御見解をお聞かせください。

次に、パブリックコメントについて何点が質問します。

2006年4月に施行された改正行政手続法により、国の段階ではパブリックコメント手続を法制化しました。また、自治体においても条例化が進んでいます。国や自治体のパブリックコメント手続は、計画や制度などの案を意思決定前に公表して市民から意見を募集し、寄せられた意見を考慮する仕組みであり、また、提出された意見への対応として概括的な応答をすることが求められているものであります。こうしたパブリックコメント手続が法制化された背景には、国においては国会の議論を経ずに策定される政省令などの命令についても、法律と同様の効力を持つにもかかわらず、立案から意思決定までの経過が行政機関内部で完結していたことにより、行政機関の裁量を不当に拡大させる要因となるとの指摘があったからです。

2006年の法制化は、パブリックコメント手続が「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」とされ、その効果として政省令案などを意思形成過程の段階で公表することで自制が働き、行政機関による不当性、違法性のある命令等の制定を抑制することが期待されています。

他方、地方自治体においては、国が行政手続法の改正を検討する以前からパブリックコメント手続の条例化の動きが始まっておりました。その背景にあるのは、国のパブリックコメント手続の法制化の目的が行政の適正化だったのとは異なり、地方自治体ではパブリックコメント手続を、市民の市政への参加の手段としたいと考えていた点があります。条例ではありませんが、全国で最初にパブリックコメント手続を導入した滋賀県では2000年4月から滋賀県民政策コメント制度が、また、2001年9月全国で最初に条例化した横須賀市でも、その目的の中に市民参加が意識されております。このことはこの年、つまり2000年4月の地方分権一括法の施行をはじめとする地方分権の流れがあったと思います。

最初の質問ですが、パブリックコメント手続が条例であれ本市のような要綱であれ、その目的が小樽市の要綱にも記載されているように、市の施策の意思決定の過程における公正性の確保と透明性の向上を図

るとともに、市民の市政への参加を推進することにある以上、市政運営の適正化と市民参加は表裏一体のものであると考えますが、市長の御見解をお示してください。

私はパブリックコメント手続が動き出した今日、従来の行政内部で意思形成が完結していた時代から、意思形成過程で市民という、いわば外とのコミュニケーションが求められる時代になったと思います。そのためには、この間、行政内部で通用してきた論理や仕事の仕方に市民の理解を得るためには、行政という仕事そのものを客観化し、適正化し、みずからの仕事を説明可能なものにしなければなりません。パブリックコメント手続は、今後ますます重要な手順、プロセスになると考えます。パブリックコメント手続に関しては議会の議論を経た条例の形をとるべきだったと考えますが、市長の御見解をお示してください。

また、改正行政手続法では、自治体における条例化を次の段階として求めていると解釈されますが、あわせて御見解をお示してください。

次に、基本的な議論とは別に、2008年4月1日に施行された小樽市パブリックコメント手続実施要綱の内容について何点か質問します。

最初に、要綱の第5条の1です。「実施機関は、計画の策定等に当たっては、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする」となっておりますが、この適切な時期とはどのような時期を示すものなのか、お示してください。

また、公表対象となる資料の中に「政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点」を加えている自治体もあります。これにより当該案件の問題点などが明確になると考えますので、小樽市においても資料の中にこれを加えたほうが親切と思いますが、御見解をお示してください。

次に、このパブリックコメント手続は、市長が直接市民の声や考えを聞いて条例や計画などの政策立案に反映させるというものです。そして、その後に議案として議会に提案されてくることになり、議会制間接民主主義とのかかわりについても、今後研究していきたいと考えているところです。

そこで、当面パブリックコメント手続と議会をつなぐものとして、一つのパブリックコメント手続が終了した時点で議会への報告を検討していただきたいと思いますが、市長の御見解をお示してください。

この項最後の質問ですが、4月から今日まで、この要綱に基づき何件のパブリックコメント手続がとられましたか。日付、件名、また寄せられた意見とそれに対する市長の御見解をお示してください。

質問を変えます。

地球規模で急速に深刻さが増している地球温暖化、世界各地で起きている異常気象。日本においても地元の気象台観測史上最高とか、初めてという報道をよく耳にします。地球温暖化対策が緊急かつ重要課題となっています。地球温暖化の原因に地球を覆う二酸化炭素の増加があり、二酸化炭素の削減対策が現実的かつ具体的課題です。一つの方策としていわゆる化石燃料からの転換が提起され、化石燃料にかわるエネルギーの開発と実用化の研究が進められています。

そうした中で一つ注意しなければならないのが、原子力発電が再び注目されようとしている点です。テレビなどでは、「原子力発電は二酸化炭素を発生させないクリーンなエネルギーです」などといった宣伝を目にします。しかし、原子力発電は原発の燃料となるウラン採掘現場での被爆労働者の発生、原発運転中の微量放射能の放出、大量に出される核のごみ、そして運転を停止した後の原発の解体費用など、従前から指摘されている問題が何ら解決されていないことを考えると、二酸化炭素を出さないという表現に惑わされて原発を再評価することはできません。やはり太陽光、風力、波力、地力などの自然エネルギーの利用方法の研究や日常生活での利用の商業ベース化が必要です。

他方で、エネルギーの使い方を変えたり、資源の再利用や再資源化も進めていかなければなりません。各分野で循環型社会形成に向けた取組が進められています。資源リサイクルは流通系の商業施設より廃棄

される事業系ごみを自分のところでリサイクルする方針もあり、主に食品残さの活用方法として、有機肥料化やエネルギー転換による熱利用などが各地で進められています。また、廃棄される食用油を回収して、バイオ燃料として再利用する取組も進んでいます。

そうした流れの一つにバイオマスの利用があります。バイオマスとは木材、廃材、おがくず、食品廃棄物、海藻、さらには有機系産業廃棄物などを一定量集積した植物由来の資源と定義されており、1997年の京都議定書以来、地球温暖化対策として二酸化炭素の削減が各国に義務づけられようとする中、日本としての二酸化炭素削減目標の設定と達成に向けた取組が開始されました。バイオマス・ニッポン総合戦略が策定され、その施策の一つとしてバイオマスタウン構想があります。

最初に、バイオマス・ニッポン総合戦略とバイオマスタウン構想について御説明ください。

次に、地域バイオマス利活用交付金制度について御説明ください。

今日、全国でバイオマスタウン構想の公表を受けた自治体があり、一部では事業化が図られ、雇用も生み出されたとも聞いております。北海道の自治体での公表を受けた状況や、事業化や雇用効果についてお知らせください。

次に、2006年2月に小樽市内で「有機物リサイクルと循環型社会」という講演会が、サブタイトル「バイオマス再利用を中心として」と銘打って開催されました。小樽市も行政の立場から積極的にこれにかかわったと聞いております。

そこで質問ですが、この講演会では小樽が地域として有しているバイオマス資源についてどのように報告されておりますか、お示しください。

次に、バイオマスを利用して資源循環型社会を推進し、その発展を図るとともにバイオマスをエネルギーや新しい製品に活用することは、ごみ処理等の環境対策や産業振興、雇用対策といった経済対策、さらにはまちづくりなど多くの面を持っています。こうした課題であるバイオマス、又はバイオマスタウンについて担当する部局もふくそうするとは思いますが、現在の小樽市役所ではどこが所管するのか、お示しください。

私はこの間、二酸化炭素削減をはじめ環境問題に全庁的に取り組んできた小樽市として、バイオマスタウンとしての公表を受け、地域における研究活動に対する環境整備を進めるべきと考えます。バイオマスタウン構想の公表を受けるための手続は自治体にしかできないことになっているわけですから、市長の御見解を求めます。

次に、病院の問題について何点が質問します。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る健全化判断比率についてです。

先般、小樽市の平成19年度決算によるところの健全化判断比率が公表されました。その中で唯一基準値をクリアできなかったのが資金不足比率でした。まず、この数字の意味するところをお示しください。

次に、この数字を健全化判断比率の20.0パーセントをクリアするためには、約35億9,000万円の資金不足額を19億2,000万円に圧縮しなければならないと考えるところですが、平成19年度の病院の収支、さらには平成20年度の前半を見ると大変困難なことのよう思われます。市長はどのように対処しようと考えられておりますか、御見解をお示しください。

次に、公立病院特例債に関してです。

昨年、総務省が公立病院改革ガイドラインを公表して以来、その中に記載されていた特例債の扱いが注目されてきました。これは地方の公立病院の経営悪化の主要原因である医師不足や診療報酬の引下げや総医療費抑制などに対して、医師不足により発生した赤字分という条件設定となるなど問題のあるものです。私は今年の3月に市立小樽病院と市立小樽第二病院の労働組合の代表と一緒に総務省を訪ね、一般会計か

ら病院事業会計に繰出しが行われているのは一般会計に余裕があるからではないかという見解は、新病院の新築統合を目指し頑張っている地方自治体の一つの小樽市の例からも同意できない。職員のボーナスや賃金の削減が行われ、病院の赤字を抑えるための努力が続けられ、何とか赤字の増加を食い止めている実態を説明し、赤字という数字では残らない公立病院の赤字処理分を、医師不足等により発生した赤字と同様に特例債の対象とするように要請しました。

総務省自治財政局長との話合いの場を用意し、当日も同席してくれた鉢呂、逢坂両衆議院議員や峰崎参議院議員に対する配慮もあったかと思いますが、席上、地方から寄せられる想定し得なかった意見や要望についてはよく検討したいとお話がありました。聞くところによりますと、特例債の金額等を定める作業は少し遅れているようですが、現段階での国や北海道との協議の進捗状況はどのような段階ですか、お聞かせください。

また、小樽市としてはどのような考え、スタンスでこれらの協議に臨んでいるのかもお示してください。

次に、一定額が特例債の対象となると考えられるわけですが、その場合には先ほど述べました資金不足比率はどのように変化するのですか。また、小樽市全体の財政指数的に見たときにはどのような形で反映されるのか、お示してください。

次に、病院改革プランの中の地域連携ネットワーク化について質問します。

地域での再編・ネットワーク化の議論をする協議会では、小樽市内の医療需要や医療資源を分析した上で検討を進めると聞いております。この協議の場で、3か所の公的病院と小樽市医師会の委員との間で、小樽市内の医療需給や医療資源に関してどのような現状認識の一致が形成されたのか、お示してください。具体的な議論経過や結果につきましては現在も協議中とのことですので、今回はこの議論の前提となる部分だけ質問します。

次に、この協議会では小樽市の国保データを分析して、小樽市民の患者としての動向等についても調査すると聞いております。そこでお尋ねしたいのですが、私は以前に小樽市の夜間急病センターの現状を考えたときに、いわゆる銭函方面にお住まいの皆さんの夜間急病センターの利用実態として、札幌の手稲深仁会病院に向かう傾向が強まり、それが固定化されてきているのではないかと質問し、手稲深仁会病院の救命救急センターの小樽市民の利用実態について調査するようお願いしました。しかし、病院側の協力が得られなかったとの報告でした。改めて今回小樽に戻された国保レセプトを分析した際に、この部分について判明した点がありましたらお示してください。

また、このこと以外で銭函地区の国保レセプトを分析した結果、判明した点をお示してください。

次に、8月6日付けの小樽病院長名の「小樽病院内科呼吸器専門外来の休診について」という文書があります。その中で「呼吸器内科医師2名のうち1名が本年9月末に退職することはお知らせしていたところですが、残り1名の医師も突然9月26日で退職することになりました。急な話のため補充はありません。そのため9月26日から呼吸器の外来及び病棟は休診とさせていただきます。現在通院中の患者、入院中の患者は他の病院への紹介及び転院に向け努力中です」となっております。一人の医師の退職が引き金となって、残された医師が負担の増加に堪えきれなくなり退職していくという医療現場の連鎖崩壊について話を聞いたことがあります。また、拠点病院への医師の集約化の話も聞いたことがあります。私はこの間、地域医療や地域連携のあり方、さらには新しい市立病院の役割や規模機能について地域的な合意を目指し、公的病院や医師会と率直に話し合うべきだと話してきました。今回の再編・ネットワーク化を検討する協議会もそうだと考えております。このような理解の上で今回のケースを見たときに疑問が残ります。最初に、今回の医師の退職についての経過をお聞かせください。

私は地域医療のあり方の議論が進み、市立病院の役割が整理されたとき、限られた医師を合理的に配置

し、活用していくための医師の集中化もあり得ると考えております。今回の動きは現在協議中の小樽における地域連携による医師の集約化の先取りだったのですか。仮にそうであったとしたら、なぜ協議会の結論が出るまで待てなかったのでしょうか。見解を求めます。

次に、さきの案内では呼吸器外来と病棟は休診となっておりますが、このことは現在の小樽病院6の2病棟を閉鎖してしまうことを意味しているのですか。また、小樽市内さらには後志管内で唯一の結核病棟はどうなるのですか。過去3年間の結核患者の年間入院患者数と今年8月1日現在の入院患者数をお示しください。これらの入院患者はどうなるのかもお示しください。

病院問題最後の質問です。

医師の相次ぐ退職、外来・病棟の閉鎖などが続く中、病院職員の間将来に対する不安が広がらないか心配です。今年に入ってから退職者は何人になっておりますか。職種・職制別にお示しください。

また、今後の退職予定者についても同様にお示しください。

次に、障害児の放課後児童クラブに関して質問します。

小樽市では、小学校の空き教室を使用する形を中心に放課後児童クラブが運営されています。その名称が留守家庭児童会から放課後児童クラブに変更されたのは、子供を取り巻く環境の改善の一つと考えています。当初、親が働いていて、子供が学校から帰っても家にだれもいない、いわゆるかぎっ子の救済対策的的色彩が強かったわけですが、その後、どの子供も学校生活だけでなく、学校の終わった後の放課後においても健康で文化的に、そして安心・安全に暮らすことは当然の権利であるという考えが広がり、その結果が名称の変更にも反映されたのだらうと考えます。

最初に、現在、市内では何か所で何人の子供が放課後児童クラブを利用していますか。学校とそのほかの施設利用に分けて学年別にお示しください。

次に、小樽市では障害がある子供の放課後児童クラブの受入れを行っています。最初に、障害児の受入れを行ったのはいつどこでしたか、お示しください。

次に、小学校の中にある放課後児童クラブでの障害児の受入れも開始しましたが、それはいつどこで実施されましたか、お示しください。

従来、放課後児童クラブは小学1年生から3年生までを対象とすると承知しておりますが、障害児を受け入れる際の実態では1年生から4年生となっております。いつ3年生までが4年生までに変更になったのですか。そのときの変更の理由とともにお示しください。

現在、障害のある子供は何人、何か所のクラブに入会しているか、学年ごとにお示しください。

障害のある子供の放課後児童クラブ入会に関しての運営要綱があります。その中の入会を認める条件として身辺自立が可能であると認められる児童という1項目があります。私自身も過去にこの項目の表現に関して、身辺自立が可能な障害児という表現で入会条件を設定することに関して、障害児に対する理解不足や認識不足を厳しく指摘された経過があります。小樽市もこの項目について、その解釈で障害児の放課後児童クラブへの入会条件を変更し、入会を認めたケースがあったと聞いております。どのように身辺自立の部分に解釈を加えたのか、お聞かせください。

今年の夏、放課後児童クラブに在籍している障害児の親元へ教育委員会から電話があり、来年度は受け入れられないとの話があったと聞かされました。その子供は、両親をはじめ祖父母、学校関係者、教育委員会、さらには放課後児童クラブ指導員など多くの人々に支えられることにより小学校に通学している障害児です。最初に、教育委員会が保護者に電話で話した内容をお示しください。

また、その内容はいつどこで決定されたものなのか、お示しください。

先ほどの要綱の第7条に対象児童入会判定委員会の項目があり、その第6項で「対象児童の入会の取り

やめについてのこと」という条項があります。今回の件に関して、判定委員会が開かれ議論されましたか。出された結論も含めてお示しください。

私は以前代表質問で、障害児を持つ母親は働くことさえ許されないのかという市民の訴えに対する教育長の見解を求め、障害児の放課後児童クラブの入会への条件整備を強く求めた経過があります。今回もまた、この家庭ではせめて小学校6年が終わるまでは自宅から通学させたいとの思いから、母親が退職を考えていると聞いております。

最後の質問です。今回、この子供の放課後児童クラブへの受入れを拒否した教育委員会は、この子供の4月1日からの放課後の生活について、言いかえれば居場所についてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

また、小樽市では、障害児のいる家庭では子供の放課後を安心・安全な場所において、両親ともども働き続けることはできないのでしょうか。御見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 斎藤博行議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、自治基本条例についてでありますけれども、まず総合計画の地区別懇談会、団体別懇談会での自治基本条例についての参加者への提起でありますけれども、参加された市民や団体の皆さんにパンフレットを配布し、条例の必要性や目的、理念など基本的なことについて説明をし、意見聴取を行ったところであります。残念ながら市民の皆さんからの御意見は一つもありませんでした。

次に、自治基本条例と総合計画でありますけれども、簡単に申し上げますと、総合計画はまちのあるべき姿を規定するものであるのに対し、自治基本条例はその手法や方策を規定するものであると理解をしています。

さらに自治基本条例のスタート時期についてであります。まず条例制定の必要性を含めた条例の趣旨を市民の皆さんに御理解いただくことが必要であることから、自治基本条例の制定に向けて庁内での研究を行い、市民との議論を重ねていくことが必要であると考えております。制定までの期間としましては、道内の先進都市の事例などを見ますと、審議会などで議論をスタートしてから3年ほどの時間がかかるものと考えております。

次に、自治基本条例の制定手法であります。市政運営のあり方や進め方を明らかにし、市民と行政が連携してまちづくりを進めるために制定するものであり、このことから条例は行政だけでつくるものではなく、市民と協働してつくらなければならないものと認識をしております。今後、自治基本条例のあり方などを検討するため庁内に研究会を立ち上げ、この中で本市に合った制定手法も含めて検討していきたいと考えております。

次に、パブリックコメントについての御質問でありますけれども、初めにパブリックコメントの目的であります。要綱に示すとおり、市の施策の意思決定の過程における公正性の確保及び透明性の向上と、市民等の市政への参加を促進することでありまして、市の施策に関する基本的な計画や条例を定める前に広く市民などの意見を事前に聴取をし、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指すものであります。

次に、パブリックコメント手続の条例化でありますけれども、昨年国が調査したところによりますと、

83パーセントもの自治体が条例によらず要綱や指針等で制定しておりますが、これはパブリックコメント手続が市民に対し、権利を制限したり義務を課すものではないという理由からであり、本市においても要綱を制定し、制度化したところであります。

また、行政手続法における意見公募手続の規定は直接地方自治体には適用されないものでありますが、行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための措置を講ずるよう求めているものであります。この場合必ずしも条例を制定しなければならないということではなく、多くの地方自治体で実施している要綱や指針という形態であっても、行政手続法の趣旨を損なうものではないと考えております。

次に、最終的な意思決定を行う前の適切な時期の問題でありますけれども、これは計画案が最終的に決定される前に市民が修正や変更をすることが可能な時期を指しており、具体的には最終意思決定期限や意見募集期間等を考慮し、対象事例ごとに判断をすることとなります。

次に、公表する資料の中に実施機関の考え方及び論点が含まれていないことについてであります。公表資料で実施機関の考え方や論点を事前に示すことにより、先入観を持たれ、意見が固定化するなど市民意見に影響を及ぼすことも懸念されることから、規定を設けなかったところであります。

次に、パブリックコメント手続の議会への結果報告についてであります。結果につきましては常にホームページ上で市の考え方などをオープンに開示しておりますが、特に必要のあるものについては、これまで同様議会に示してまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメント手続の現在までの実施状況でありますけれども、これまで5件の意見募集を行っています。1件目は4月1日から5月15日まで意見募集をした第6次小樽市総合計画基本構想の原案策定、2件目は6月16日から7月15日までの市営住宅条例の一部改正、3件目と4件目は6月25日から7月24日までのラブホテル建築規制条例の制定と景観計画の策定、5件目は7月1日から31日までの観光都市宣言であります。これらに寄せられた意見と市の見解であります。意見はさまざまであり、中には計画等の案と直接結びつかないものや質問なども見られ、現在のところ素案の修正に結びついた事例は1件ですが、大切なことは市民が意見を出せる場が確保されているということであり、実施を重ねることで制度の趣旨の普及に努めていかなければならないものと考えております。

次に、バイオマスについての御質問でありますけれども、初めにバイオマス・ニッポン総合戦略についてであります。地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農山漁村活性化等の観点から、農林水産省をはじめとした関係府省が協力して動植物から生まれた再生可能な有機性資源であるバイオマスの利活用推進に関する具体的な取組や行動計画を、バイオマス・ニッポン総合戦略として平成14年12月に閣議決定したものであります。その後、利活用の状況や京都議定書発効等の戦略策定後の変化を踏まえて平成18年3月に見直しを行い、国産バイオマス燃料の本格導入、間伐材などの未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウン構想の加速化を図るための施策を推進しているものであります。

次に、バイオマスタウン構想についてであります。バイオマスの発生から利用まで、一定の地域内において効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムを有する市町村をバイオマスタウンと位置づけ、その実現に向けて市町村が策定する利活用の全体プランがバイオマスタウン構想であります。バイオマスタウンは本年7月末現在、全国で153の市町村が公表されており、国としては平成22年で300市町村を目標にバイオマス利活用の推進を目指しているところであります。

次に、地域バイオマス利活用交付金制度であります。この制度はバイオマスタウン実現に向けた地域での取組を支援するためのものであります。交付対象の事業としては、ソフト面ではバイオマスタウン構想の策定や構想実現に向けた利活用システムの構築、また、ハード面ではバイオマスの円滑な利活用に関

連する施設の一体的整備などであります。交付先は市町村となりますが、構想策定以外の事業については、市町村のほかNPO法人、民間事業者等が実施主体となることができます。

次に、バイオスタウン構想が公表されている道内の自治体の状況でありますけれども、公表されている自治体は本年7月末現在で22となっております。

次に、事業化については農林水産省の取りまとめによれば、ほとんどの公表自治体において、たい肥や燃料としての利活用などの事業が展開されていると聞いております。また、雇用効果については、先進的なバイオマス処理技術を開発しての業種転換による雇用確保、固形燃料や石油代替燃料を製造する企業立地による雇用創出、木質ペレット製造施設整備による雇用拡大などの事例があると聞いております。

次に、本市のバイオマス資源についてでありますけれども、平成18年2月に開催されたシンポジウムの中でパネルディスカッションに市も参加をしまして、本市のバイオマス資源として考えられるものは主に食品製造業や飲食店などから排出される食品残さ、建設業関係から排出される木くずなどがあるという意見を述べております。

次に、バイオマスを所管する部局でありますけれども、資源の再利用を担当する生活環境部であると思えます。

次に、バイオスタウン構想の取組であります。構想が公表されるためには、域内で発生する廃棄物系バイオマスの90パーセント以上、又は未利用バイオマスの40パーセント以上の利活用が可能であること、さらに地域住民、関係団体、地域産業等が協力して、安定的な利活用が進む実現性の高い計画内容であることなど、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議が示す基準を満たしていることが必要であります。本市においては、これらの基準を満たすことのできるバイオマスの発生から利用までの総合的な利活用システムを前提とした構想を策定することは、現段階では難しいものと考えております。

次に、病院問題についての御質問でありますけれども、まず病院事業における資金不足比率であります。この比率は病院事業における資金不足額、約35億9,400万円を分子とし、医業収益約86億400万円を分母として求めた比率で、経営健全化基準の20パーセントを上回る41.7パーセントとなりました。この比率が経営健全化基準の20パーセントを超えますと、財政健全化法の規定に基づき経営健全化計画を策定して、議会の議決を経た上で公表をし、あわせてこれを知事へ報告することになります。

また、この計画策定に先立ち外部監査が義務づけられるなど、病院事業がいわゆる早期健全化団体と同じような対応をすることが必要となります。

次に、資金不足額の圧縮でありますけれども、病院事業が抱える不良債務が多額でありまして、平成20年度の不良債務解消額だけでは健全化判断比率を下回することは困難でありますので、現在北海道と協議中の公立病院特例債の導入も図りながら、20年度決算において基準を下回るよう努力してまいりたいと考えております。

次に、特例債であります。現在までの協議では、これまでの病院事業で取り組んできた給与費の削減、民間委託などの経費削減、病棟の再編等の業務効率化など病院として経営改善に向けて努力してきた額と、不良債務解消のために繰り入れた額を合わせた18億円程度を対象として認めてもらうよう協議をしております。仮にこの特例債の発行が認められた場合、長期債務への振替が可能となり、病院事業の資金不足比率や健全化法の連結実質赤字比率の算定から特例債発行額が控除され、それぞれの比率を改善させることとなりますので、早期健全化団体を回避し、病院の財務状況の改善のためにも、特例債の借入れについては強く要望してまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会における現状認識でありますけれども、当協議会においては、国保のレセプトデータの分析結果などを基に市民の入院や外来の受診動向や救急のあり方、連携の必要性など

の現状分析や課題を議論しており、近日中に中間的なまとめを行い、報告をいただくと聞いております。

次に、手稲溪仁会病院の救命救急センターの小樽市民の利用実態でありますけれども、協議会では、平成15年度から19年度の5か年の国保加入者のデータを基に検討を行っておりますが、病院ごとの利用実態につきましては、市内の場合は両市立病院や公的3病院の状況は把握しておりますが、市外分につきましては一括で整理をしております、個別の病院に関する利用実態の分析はしておりません。

また、銭函地区住民の受診動向でありますけれども、平成19年度では入院で約4割、外来で約5割の方が小樽市以外で受診しており、隣接する札幌市の医療機関への依存が高いものと推定しております。

次に、呼吸器科医師の退職の経過でありますけれども、背景には道内の呼吸器科の専門医が大幅に不足してきている現状があります。まず、呼吸器科は2名体制であります、まず1名につきましては、大学医局の人事により9月末で市外の病院への転出が予定されており、その補充がないため、呼吸器科専門医が1名で診療を行っていくこととなっております。ただ、呼吸器科の診療を1名で続けることが困難なことから、今後の診療体制についても検討していたところであります。

一方、協会病院においても呼吸器科は医師1名のため負担が極めて大きく、このままでは継続できなくなるおそれがあるため、両病院が協議の上、市内の呼吸器科の診療体制を確保することが重要であるとの判断から苦渋の選択をしたものであります。

次に、今回の呼吸器科医師の退職は地域連携の先取りかということでありまして、現在、市立病院及び公的病院などのうち、呼吸器科の専門医がいるのは小樽病院と協会病院の二つの病院となっております、それぞれ1名の医師による診療体制では医師の負担が増大し、継続が困難なことから、集約化により地域から呼吸器科医師がいなくなることを防いだことは、結果としては再編・ネットワーク化の流れに沿ったものと考えております。

なお、今回の集約化については早急な結論が必要であったため、協議会においては議論はしておりません。

次に、呼吸器内科の医師退職に伴う6の2病棟の今後の取扱いでありますけれども、当該病棟において患者を診ている医師がほかにもおりますし、今後の医師確保がどうなるか、看護師の状況がどうなるかという問題もあまして、現在、院内で協議を行っているところであります。

また、結核病棟につきましては担当する医師が不在になることから、当面の間休止せざるを得ない状況となっております。

結核病棟の過去3年間の実入院患者数は、1日平均で6名から7名となっております。なお、本年8月1日現在の入院患者数は4名でありましたが、転院等によりまして、現在では結核病棟の入院患者はおりません。今後、市内で結核病床への入院が必要な患者が発生した場合は、札幌市内で結核病床を持つ病院へ受入れを依頼することになります。

次に、両病院における退職者数及び退職予定者数であります、4月から9月までの退職者は医師が4名で医療部長1名、医長が1名、医員が2名となっております。このうち第二病院で退職された医員1名の後任は補充されております。看護師は17名で主査が3名、一般職14名となっております。このほか栄養士1名、事務職員1名となっております。

今後の退職予定であります、来年3月の定年退職者としては、医療技術の課長職1名、看護部主査3名、助手1名となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの利用状況についてであります。9月1日現在の状況でお答えいたします。学校の施設での利用は、小学校22校と小樽聾学校の23校となりますが、これらを利用したクラブでは、1年生244人、2年生150人、3年生104人、4年生1人の計499人です。ほかの施設では、勤労女性センター、塩谷児童センター、いなきた児童館の3施設を利用し、1年生26人、2年生29人、3年生13人、6年生2人の計70人です。学校とほかの施設の利用を合わせますと、1年生270人、2年生179人、3年生117人、4年生1人、6年生2人の計569人が利用しております。

次に、市内で最初に障害児の受入れをした時期とそのクラブについてであります。平成15年7月に塩谷児童センターの放課後児童クラブにおいて、余市養護学校に通う児童の受入れを行ったのが最初であります。

次に、小学校の余裕教室を利用して最初に障害児の受入れをした時期や場所についてであります。平成17年度から受け入れることにしましたが、実際に入会があったのは平成18年4月で、花園小学校、天神小学校、桜小学校の3校であります。

次に、障害児の受入れを3年生から4年生までに変更した時期とその理由についてであります。国において放課後児童クラブの充実に伴い、障害児の受入れを進めるための方針を提示してきましたことから、小樽市においては次世代育成支援行動計画の平成17年度から21年度、つまり前期実施計画の中で、放課後児童クラブに小学校4年生以上の障害児の受入れ拡大を検討することにしました。そこで受入れ拡大を検討するため、平成18年度に4年生を試行的に受け入れ、翌19年度から本格実施したものであります。

次に、障害児の在籍状況についてであります。9月1日現在、11か所に16人在籍しております。その内訳は1年生が7人、2年生が2人、3年生が4人、4年生が1人、6年生が2人となっております。

次に、障害児の放課後児童クラブの入会条件についてであります。その受入れについては実施要綱に基づいて進めております。要綱の第2条に受入れ対象児童の定めがあり、同条第1号に「身辺自立が可能であると認められる児童」、第2号に「集団での生活及び遊びが可能である児童」、第3号に「児童クラブにみずから通い、又は保護者の付添いにより通うことが可能であると認められる児童」とあり、各号のいずれにも該当する児童を対象としております。しかし、第1号、第2号の規定の解釈によっては障害児の受入れを大きく制限することになるため、市長が特に必要と認めるという条項を加え、弾力的な運用を図ったものであります。

次に、放課後児童クラブに在籍する障害児の保護者に対して教育委員会から伝えた内容についてであります。6月下旬に保護者が来られて、現在4年生の児童が5年生以降も在籍できるかどうかとの問い合わせがありました。これに対して、7月上旬に保護者に電話を差し上げたところです。保護者には、特別支援学級在籍児童の受入れは実施要綱により4年生までとなっていることを話しました。また、現在5年生以上の児童の受入れは試行であり、来年度以降についてのこの試行の継続についてはまだ決まっていないう旨伝えました。電話で話した段階では、まだ試行の取扱いをどうするのか決まっておりました。

次に、判定委員会の開催と結論についてであります。受入れ実施要綱の第7条には対象児童入学判定委員会の設置が定められておりますが、これは個々の児童の入会について判定することを目的とした委員会でありまして、障害児の受入れについて議論する組織ではないため、この件に関しては判定委員会を開催しておりません。

次に、来年度からの放課後の居場所についてのお尋ねであります。議員も御承知のとおり、小樽市では平成17年度から、学校の放課後児童クラブにおいて障害児の受入れを3年生までとしてスタートいたしました。その後、子育て支援の見地から障害児の受入れ枠の拡大を検討し、平成18年度に4年生の受入れを試行、平成19年度に本格実施することにいたしました。さらに19年度、20年度と5年生、6年生の受入

れを試行しております。

今後の受入れについて、放課後児童クラブ指導員の指導の限界やほかの子供たちとの集団生活のかかわり、学校の施設設備などについて関係する各部で総合的に検討した結果、特別支援学級在籍の子供については4年生まで預かるよう努力いたしますが、5年生以上の子供については、放課後児童クラブという枠組みの中では預かることが困難であると判断いたしました。

次に、障害児のいる家庭では、両親ともども働き続けることができないのではないかとのお尋ねであります。このことにつきましては放課後児童クラブだけではなく、保健、福祉、教育の分野に広くまたがる重要な課題であると認識しております。放課後児童クラブについてもただいま答弁させていただきましたように、小樽市は以前は受入れを行っていなかった障害児について受入れを段階的に拡大する努力をし、現在4年生まで受入れをしまいましたが、先ほど申し上げましたとおり、検討の結果、放課後児童クラブの枠組みの中では5年生以上の受入れは困難であると判断したところでございます。これまで放課後児童クラブにかかわるほかの福祉サービス事業についても検討しておりますので、そうした事業の利用も可能ではないかと考えているところでございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 17番、斎藤博行議員。

17番(斎藤博行議員) 何点が再質問させていただきます。

最初に、自治基本条例の取扱いの部分でお尋ねしたいと思います。

市長は、今日の答弁の中で二つ枠組みをお話しいただいたというふうに思います。一つは庁内で検討委員会といいますか、そういったものをつくって少しもんでいきたいという部分と、それから具体的に審議会等をつくって条例づくりを進めていきたいと、そのようにお話ししいただいたと思いますので、その辺をもう一度整理してお聞かせいただきたいと思ひますし、もう一つは時期の問題なのですが、前の話の中でもやはり二、三年ということがありまして、今回もそういう時間をかけていかなければならないというお話がありました。今言っている庁内での自治基本条例をつくる作業部会といいますか、そういったものの設置というのをいつぐらいにお考えになっているのか。それから、たぶん市民の皆さんとかいろいろの方に意見を聞くような審議会方式をとっていくというようなことをお話ししいただいていますので、その辺の設置のめどを昨年から1年間たっていますし、そうは簡単ではないとは思ひますけれども、今回お話ししいただいているこの二つの議論の場の中身をもう少し整理してお聞かせいただきたいのと、設置の時期なり進めるスケジュールについてお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

それから、二つ目は、パブリックコメントの部分と議会とのかかわりの部分であります。私は、パブリックコメントが今後その役割を果たすようになってきたときに、議会とのかかわり合いが大変大きくなっていくというふうに考えているものですから、そこら辺のつながりをどうしていくのかということはこれから考えていくと、今日は言わせてもらいました。

ただ、一つあるのは、やはり市長はホームページで公表すると、市民の皆さんにお知らせするというような形をとろうと思ひますけれども、やはりパブリックコメントをくぐった結果、議案なりいろいろ計画として議会に提出されてくる以上は、パブリックコメントが終了した時点で、その都度その結果について、内容、様式等については十分、今後、研究といひますが、整理する必要はあると思ひますが、やはり流れとしてパブリックコメントの結果と議会というのをクロスするようなシステムを、先ほどは必要があるときにはというような御答弁だったと思ひますので、市長なり理事者の方が必要だと思ひるときではなくて、パブリックコメントをかけたならば、自動的に議会のほうにそういった結果なり内容を知らせるようなシステム化をお願いしていききたいというふうに思ひますので、もう少しその辺につ

いてお聞かせいただきたいと思います。

三つ目は、病院の問題の中で、国保のレセプトを使って小樽市民の状態について調べて、それも地域連携のあり方の一つのたたき台といいますか、議論の始まりに使っていくというふうに理解しているわけなのですが、銭函の問題ではなくて、改めて国保のレセプトを今回地域連携の協議をする場に出すために整理してみたときに、小樽市民の国保に限定していますけれども、その特徴的なものがあるのであればもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、結核病棟が閉鎖になることによって、小樽市内では結核にかかられた方は結核予防法に基づいて措置入院をするというようなことにもなると思うわけなのですが、その際に急にそういうことが起きたときのために、小樽は市立小樽病院の中に結核病棟を常時といいますか用意して、そういういつ措置入院で隔離といいますか、入院させなければならないような患者が出てきても対応できるような意味で、結核病棟を常備していたといいますか、そういったふうに考えるわけなのですが、それが小樽の市立病院になくなったときに札幌の病院にお願いするというだけで、急にそういう患者が出て、仮に直ちに入院させなければならないようになったようなときに対応できるものなのかどうなのかという部分についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、障害児の放課後児童クラブの取扱いの部分で今聞いていて、細かい時系列的な部分について理解できなかった部分もあるわけでして、親から電話照会があった。この親は5年生、6年生の試行をやっていることは知っていて電話しているわけですから、当然何も無い場合はそのまま試行を続けるというようなことを期待していたのだらうというふうに思うわけなのです。ところが、その時点ではそういう期待とは違った内容の話がされているというわけですから、当然その親からの電話なりが来る前に教育委員会としては、この子供のケースの場合の5年生の取扱いについて、どこかの時点で先ほど言ったような結論を出したのではないかというふうに私は思っているわけなのですが、それがいつなのだというふうに私は聞いているわけなのです。親から来たのは6月ですと。電話したのは7月だとわかりました。けれども、その内容というのは、従来の子供については試行をやっている場合もあるけれども、この子供はやらないというふうに決めて答えたいような雰囲気聞こえるわけなのですが、それは今までのやり方とちょっと違って、今は、今日の本会議では、その子供の状態とかいろいろ限界もあたりいろいろあるので難しいというふうに言っているわけなのですが、そういったことを含めて親には言ったのかどうかということもありますし、やはり結論だけが言われているのであれば、今は理屈になっていると思うのですが、そういう判断をどこの時点でされたのかというのをもう一度お聞かせいただきたいのと、それから先ほど最後に教育長のほうも、その子供の4月1日以降については大変大事な問題なので、これからは全庁的に検討していかなければならないというようなお話をいただいているわけなのです。

これは順番の問題かもしれませんが、やはりこういう子供で5年生の試行をお願いできるのだらうかと聞いてくる親の気持ちからすると、もし教育委員会がだめであれば、どうしてもだめなのかということもあるのですが、仮にだめなのであれば、ほかの道筋なりを示せるようなことを含めてそれなりのものを見せて、うまく言えないけれども、そういったものがあつた時点で初めて子供の試行が、あなたの子供ではこの学校で受けられないというような話をするべきであつて、試行を続けられないというようなことを先に言って、その子供に、では将来4月1日からどうなるのだという議論になったときに、全市的な議論を始めていくというのは、手続的にはそうなのかもしれませんが、言われる側からしたらたまったものではありませんから、やはりできたら本来は道筋なりを考えて、放課後児童クラブの限界と小樽市の新しいシステムでどうですかというようなことを提案すべきだったのではないのかというふうに思うわけなのですが、その辺の御見解とこれ以降どうするのかというあたりをもう少しお聞か

せいただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝鷹） 私から自治基本条例の関係についてお答えします。その他の問題は担当部長からお答えいたします。

この条例の問題ですけれども、先ほど申し上げたとおり、庁内で研究会を立ち上げたいと思っています。それで、これは行政だけで先行してつくるといふような考えは持っていないので、あくまでも市民と協働してつくらなければならないという、そういう認識の中で今進めていますので、一応庁内の研究会の中でいろいろな検討をしながら、いつの時点で住民説明をしていくのかどうか、あるいはまた審議会の立ち上げとか、そんなことを協議しながら順次進めていきたいと、こんな考え方でおります。

本当に昨年の説明会のときは一つも意見が出なかったものですから、これはやはり相当時間がかかるかという感じは受けています。したがって、いろいろな講演会なり市民と懇談の場を持ちながら理解を深めてもらうということの手続が必要だというふうには強く思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 総務部長。

総務部長（山崎範夫） パブリックコメントの関係について私のほうから答弁をいたします。

現在もホームページの中で計画等の名称、募集期間、公開資料、処理状況、こういったものについて既に公開をしております。先ほど答弁申し上げましたが、私どもとしては常にタイムリーにこのホームページ上に市の考え方も含めて早期にアップをしながら、広く市民の皆さん等には示していくという、そういう基本的な考え方であります。ですから、そういう意味では議会への報告うんぬんというよりも、もちろん特に時点時点で必要なものは議会に報告をさせていただきますけれども、手続が調ってでき上がったものは早期にホームページ等にアップをしながら広く市民の皆さんに示していくという考え方でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長（吉川勝久） 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

最初は、まず国保データからわかったことと申しますが、動向についてです。答弁で申し上げましたとおり銭函地区のような地区別の動向はわかっております。全体の説明は結構膨大になりますので主なものを申し上げますと、大きくは小樽市の人口は減っておりますけれども、国保の被保険者はほぼ横ばいで、実は入院、外来とも受診のニーズというのは増えているというのが一つあります。その中で入院につきましては、実はレセプト件数でいくと4分の1は札幌に流れております。ここ数年、1パーセントぐらいずつ増えているという傾向があります。これにつきましては、市立病院が医師の減で患者が減っておりますけれども、実は公的病院も医師が減って患者を減らしています。計数だけ見ると、その分が市内で受けられなくて、札幌市に出ていっているという傾向が一つございます。外来につきましては、これは若干減ってきてはいるのですが、やはり9割は市内でかかっている。外来はわざわざ札幌市に行けないという状況が一つここに表れております。

これについては、市立病院、公的病院、やはり医師が減ったら患者が減っているのですけれども、これは市外のほかの病院なり診療所が受け入れているというような状況になっておりますので、結果として病診連携が少し進んでいるということも言えるのかと思います。あと大きくは小樽市以外の北後志は、入院では26パーセント、外来で23パーセントというのは小樽市へ来て受診しているということがわかります。

そのほかいろいろな疾病分類別にとったデータもございます。主なものはそういうところですよ。

次に、結核病床のお話がありまして、起きたときにどうするのかということでございますが、まず結核にかかったら全部入院するというわけではありませんので、当然通院で治されている方もいます。いわゆる排菌してきてどうしても入院しなければならないというケースは入院となります。年に数十件ということですから、月に2件と、小樽市内であると思えますけれども、やはりこれは後志管内では小樽市だけです。例えば倶知安町とか余市町とか古平町とかで起きたら、そこから小樽市に送ってきていたのです。その分が今度札幌市にシフトするということですから、小樽市でもそういう患者が出た場合には札幌市に、確かに小樽市内よりは遠くなりますけれども、移送するというので、今、保健所と病院等で、どういう手段で搬送するのか等も打合せを行っております。もちろん小樽病院としても後志管内は当院だけです。維持したいというふうに思っていますので、何とか担当できる医師を確保して、再開はしたいと考えておりますけれども、現状では実際に診る医師がおりませんので受け入れることができないということで、札幌市のほうの医療機関に依頼をしているという状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

障害児の放課後児童クラブの件なのですけれども、いつの時点で意思決定したのかということが中心だったと思います。先ほど教育長からも答弁しましたとおり、保護者の方からは6月の末に御連絡というか、どういうふうになるのだということがありました。それで、以前にもこの試行について、あまりぎりぎり年度変わりが近くなってから回答をするということにはならないだろうということもありまして、私どものほうでも半年ぐらい前には一定の結論を出さなければいけないだろうと。

また、試行についても5年生以上につきましては2年間既にやっていて、いつまでも試行のまま継続するというわけにもいきませんので、一定の結論というか方向性は出さなければいけないだろうということ、実は8月早々ぐらいから関係部、主に子ども教育委員会と福祉部ということになるわけですが、その中で協議を行いまして、先ほども申し上げましたとおり、なかなか5年生以上の子供を放課後児童クラブという枠組みの中で受け入れていくことは難しいという、そういった結論に達したわけでありまして、このことについては、保護者にも一定の連絡をしております。いろいろな経過があるものですから、私どもとしては一度お会いして、経過なり状況なりについては話をしたいというふうに思っております。

ただ、かわるべき制度という部分なのですけれども、福祉サイドのほうでは、例えば親が仕事ですとか病気ですとかで子供を見れなくなった場合に、日中看護を行うという、一つの枠組みというか制度もございますし、それから送り迎えの対応も可能だといったこともありますので、そういった制度なども保護者の方には話をしながら、御理解を求めていきたいというふうに思っております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 17番、斎藤博行議員。

17番(斎藤博行議員) 二つだけ再々質問をさせていただきます。

今、総務部長から答弁があったパブリックコメントの扱いの部分なのですけれども、これは今の言われていることがわからないというのではなくて、私が提起しているのは、パブリックコメントの結果と議会とのかかわりの部分を何とか検討してもらえないかというようなことでありまして、ホームページで見ればおわかりでしょうという、平べったく言えばそういうことを言っているのだろうというふうに思うのですけれども、それはそれで了解をしてもいいのですけれども、やはり議会という場との兼ね合い、かかわりの部分でもう少し研究していただけないかと。それは私ははっきり言って制度化してもらいたいという

ふうになっている部分もありますので、これについてもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、放課後児童クラブの兼ね合いなのですけれども、経過はともかく、これから来年の3月31日までの間に、年内ぐらいでやめるかという話もないわけではないですから、そういったときにメニューというのですか、手だてを考えていくというのは、教育委員会の手を離れて、要するに福祉部のほうが所管するようなことになるのだということをおっしゃっているのですか。そこら辺について改めてお聞かせ願いたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 総務部長。

総務部長（山崎範夫） 決して報告しないと言っている意味ではありませんので、これまでも議会に必要なものについては報告をさせていただいてきております。これからも議会への報告がどのような形になるのかも含めてこれは検討させていただきますけれども、ただ私どもとしては先ほどから言っていますとおり、なるべく早く全体へ広く周知をするという意味からすると、早く出していきたいということになると議会への報告が遅れるだとか、逆にいえばもう相当前に出たものを後から報告とかということも考えられますので、これらも含めてこれは検討させていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 福祉部長。

福祉部長（長川修三） 放課後児童クラブへの障害児の受入れについての今後のことということでお答えいたします。

今後は福祉部で対応させていただくということで、教育部長からも答弁がありましたけれども、具体的には障害者自立支援法の中に日中一時支援事業というメニューがございます。これはいわゆる子供を日中預かるというサービスをしております。それから、学校からサービスする事業所までの移動、あるいは自宅まで帰る移動、そういったことが必要ですので、移動介護事業というメニューもございますので、そういった二つの福祉サービスを組み合わせて、いわゆる放課後児童クラブの完全なる代替サービスということではございませんが、福祉の受皿で受けるとしたら、放課後児童クラブの機能を一定程度カバーできるということで、今後そのような対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（見楚谷登志） 斎藤博行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時20分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

6番（成田祐樹議員） 平成会の会派代表質問をいたします。

まず、予防医療への取組についてお伺いします。

高齢者の医療費が全国に比べ非常に高い小樽市においては、老人医療費が大きく財政の負担となっているのが現状です。しかし、大きな負担になっているからといって老人医療費を簡単に削減するという話にはならないと思います。では、この問題を解決しようと考えたときには、もっと高齢者の方が健康であり、

病院にかからない状態をつくるのが大切ではないでしょうか。健康であることが一番市の医療費の負担を減らすよい方法であり、それには予防という観点が重要になると考えられます。

ここで、本市において高齢者の健康を守るために肺炎球菌ワクチンの公費助成をできないでしょうか。肺炎は日本人の死因の4番目とも言われています。小樽市でも同様に死因の4位が肺炎であり、全体の8.3パーセントの方が肺炎により亡くなっています。糖尿病などの生活習慣病からも肺炎に結びつくと言われ、高齢者は常に肺炎になる危険性を抱えているわけです。

肺炎球菌ワクチンは先進国では約半数の高齢者が接種していると言われており、WHOでは肺炎球菌に対するワクチン接種を推奨しています。また、福祉の国スウェーデンで行われた比較実験によると、インフルエンザワクチンを併用することで最も効果が高まるとの結果が出ています。インフルエンザワクチンとの併用で入院が63パーセント、死亡が81パーセント減ったとの海外報告もあるそうです。この肺炎球菌ワクチンを小樽市で公費補助するために、同じ北海道の旧瀬棚町の場合には接種料5,530円のうち2,030円を負担し、結果的に翌年の老人医療費は27パーセント減になったそうです。肺炎になれば治療に1人当たり25万円がかかりますが、ワクチン補助で100人に1人の高齢者の方の肺炎予防ができれば採算が合うと言われています。もし小樽市で同様の取組ができて成功し、仮に老人医療費を年間1人当たり10パーセント削減したとしても、年間100万円ぐらいかかりますから、少なく見積もっても1人当たり10万円といった金額が削減されるわけです。それを老人医療費全体に当てはめると、億単位での削減というのが期待できます。

また、小樽市の市立病院改革プラン策定会議において外部有識者として加わっている北海道大学医療システム研究科がありますが、その医療システム学の前沢政次教授も予防医療が大切であると、つい2か月前の7月下旬に、直接私に、つまり本市にアドバイスをいただきました。高齢者の健康を守るとともに市の財政負担を緩和する施策であると思いますが、取り組むことができないのでしょうか。御見解をお伺いします。

昨年第4回定例会の予算特別委員会でも私は同様のことを尋ねました。今回できないという場合には、その理由を明確に答えていただきたいと思います。

2番目に財政再建についてお伺いします。他の議員からも同様の質問が相次いでおりますが、独自の観点で質問したいと思います。

平成19年度の病院事業会計において一部算定方法を変更したことにより、資金不足額を37億8,500万円から35億9,400万円に算出が変わったことによって、ぎりぎり連結実質赤字比率の早期健全化基準から脱出できましたが、逆に言いかえると病院事業会計そのものがイエローカードをもらうかどうかの大きな影響を与えている状況にあると思います。本年度の医師退職により大幅な収入減となり、赤字額も増えると思われるのですが、その平成20年度の病院事業会計の見通しと、それを踏まえた平成20年度連結実質赤字比率の見通しはどのようになると思われているのか、御見解をお示しください。このまま医師の流出が続いた場合、赤字額の拡大により一般会計からの繰出しではもたず、早期健全化基準に該当してしまう可能性があるのではないかと考えます。

また、財政再建の取組において、現在のところ病院事業会計が一番大きな足かせになっているという認識でよいのか、その点についての御見解をお示しください。ただし医療が必要である、不必要であるという議論を除いて客観的に一つの事業として見たときという観点でお願いします。

3番目に、市立病院についてお伺いします。

現在における再編・ネットワーク化協議会の進行状況をお知らせください。3回の開催がされ、その会議録は一部ホームページにも公表されていますが、その情報を現段階で集約した方向性について、病院を

統合した形態ということを前提に説明していただけたらと思います。

また、改革プランの骨子の総務省提出が今月末と迫っておりますが、骨子の発表はいつできるのでしょうか。残り2週間ですので、発表の時期をお伺いします。

また、今後策定される素案を基に12月までパブリックコメントを募集するそうですが、市民からパブリックコメントを集めるのであれば、この素案に対する説明会を開く必要があるのではないのでしょうか。少なくとも以前の計画からは変更されており、説明の義務があると思います。

また、その説明会が実施されるのであればいつごろであるか、お答えをお願いします。

続いて、病院が赤字である理由を明確に説明してください。ただし、医師確保が厳しいという状況は全国どこでも一緒であり、医師不足という以外での理由で御説明をお願いします。

民間病院であっても医師不足の状況は変わらないわけですから、その点についてはどこも一緒だと考えます。しかしながら、民間病院は黒字なわけですから、そう考えると人件費が民間病院と比べて高い、つまり職員給与と比率が高いということしか考えられませんが、これに対する御見解をお伺いします。

本市の病院事業形態の見直しにおいて、来年度に地方公営企業法の全部適用を導入すると予定されていますが、全国的に全部適用の病院であっても黒字で運営されているところは非常に少なく、その後追いを必要性があるのでしょうか。御見解をお示しください。

健全な運営をすると考えるのであれば、給与体系を民間並みにする非公務員型の独立行政法人化しかあり得ないと思いますが、これを本市が導入できない理由の大きなものは何かをお知らせください。

また、病院事業を民営化するとすると、病院関係者の退職手当にかかわる費用はどのくらいの見積りとなるか、御見解をお示しください。勤続年数等の若干の将来的な誤差は生じるとは思いますが、概算でよいのでお願いいたします。

今後は病院職員の給与体系という聖域に踏み込まねば抜本的改革は難しいと考えます。しかも、それは公務員という給与体系の維持ではなく、非公務員化した上での給与体系でなければ健全な病院運営ができると思えません。このまま全部適用という公務員のまま職員の雇用を守り、赤字を生み続けることと、給与体系を変えることによって健全な運営をし、病院を維持して、市民の皆さんの健康を長く守ることと、一体どちらが大切なのか、御見解をお示しください。

医師確保について話が出ておりますが、勤務する医師にとってメリットが見えないと医師確保は難しいのではないのでしょうか。全国どこの自治体であっても医師派遣の要請はされており、当然医師を派遣するとなれば、医師その人自身と派遣する医局側にメリットがなければ、派遣することをちゅうちょしてしまうのが現状ではないのでしょうか。では、小樽市は他市と比べて勤務する医師にどのようなメリットを持たせるつもりでいますか、御見解をお示しください。

現状を伺うと、当直医師などの負担があまりにも重すぎます。本年第1回定例会の予算特別委員会では、第二病院の医師において月13回もの当直を行っているという答弁がありました。当直は1回当たり32時間労働、それが月に13回という数字はあまりに過酷ではないのでしょうか。朝8時に病院に来て、夕方5時まで診察をし、そのまま連続して朝まで当直。そして、次の日の朝8時から夕方5時まで通常の診察を行う。しかも、人の命を守るという使命を背負いながらです。夜間に手術が入れば仮眠すらできません。知り合いや友人の医師のだれに聞いても、この当直回数は異常だと口をそろえて言います。医師不足だからといって、医師のことを思いやらずに極めて過酷な労働をさせ、果たしてこのような勤務体制で医師が残ってくれるのでしょうか。月に26日は当直を含めた勤務をして、この医師は一体いつ体を休めることができるのでしょうか。いつ医師として勉強する時間をとることができるのでしょうか。スキルアップのために学会にも参加したいはずですが、果たしてこんな場所に医師が残りたいと思うのでしょうか。今はきっと小樽市

民の命を守りたいというとうとい気持ちだけで勤務されていると思います。当直などの非常勤医師の確保による常勤医師の勤務時間の負担軽減や医師の能力とモチベーションを高めるために、各種学会・研修会などへの補助を充実させるべきではないかと思いますが、御見解をお示してください。

4番目に、議案第7号小樽市病院事業会計補正予算についてお伺いします。

医療情報システムの取得において1億1,000万円の補正予算案が提出されましたが、この用途について疑問が残るのでお尋ねします。その理由は、もし通常のメンテナンス等による維持費用であればあまりに高額であり、またそうではなくシステムの新規購入とすると、統合等を控えたこの時期に果たして購入の必要があるのかということです。統合までの数年間しか使えないようなものであっては認めるわけにはいかず、一体どのようなものであるのか御説明を伺いたいと思います。

まずは、この1億1,000万円の補正予算が機器やシステム等の新規購入なのか、既存システムの維持更新費用なのかの説明をお願いします。

また、その医療情報システムについて、ハード・ソフトの両方の点からの費用の内訳の説明をお願いします。

また、今後、統合新築を予定している新病院でも、継続してそのシステムが利用できるのかをお答えください。

また、このシステムの取得によって、電子カルテが導入されるのか否かについてもお答えください。

特に電子カルテは病院間の患者情報の共有化に役立ち、救急搬送などでかかりつけ医以外の病院などに搬送されても既往症などが一目でわかり、市民の命を守るために今後必要かと思ひます。御見解をお示してください。

最後に、「お墨付きの小樽ブランド」についてお伺いします。

9月1日から「お墨付きの小樽ブランド商品」が市のホームページにて公表されました。そのお墨付きの定義も、各種品評会に入賞した商品という非常にわかりやすく、かつ信頼を持てる定義だと思ひます。今までは小樽市のブランドを生かすといつても、商品の品質や保証について市が判断と責任を持つことが難しいとの答弁がありましたが、この手法で解決し、取組を始めたことに対しては非常に高く評価するとともに、さらなる取組の強化をお願ひしたいと思ひます。

現在公表されているのは17品目ですが、小樽市商品のポテンシャルを考えるとまだまだ商品の数は増え、そのすべてがそろったときにはどれだけ商品が集まるかと思ひと楽しみでさえあります。入賞した品質のよい小樽発の商品すべてを認識している業者などはとてもいると思ひません。つまり産業振興課がお墨付き商品をまとめて各種販売業者に周知させることによって、新たなる小樽の地場商品の販売のきっかけにつながると考えられます。また、市民に対しても良質の地場産品のアピールになり、お土産等の購入につながるかと思ひます。

ここで今後商品の品目を増やしていけば相当多くの商品が集まると思ひますが、各業者への参加をどう促していくか、また、最終的にはどの程度まで品目が増えそうであるか、御見解をお示してください。

また、このお墨付きをできた商品を小樽市がどうPRを補助できるのか、ホームページ以外での今後の取組について非常に気になる所です。例えばお墨付きシール、お墨付き物産展、お墨付きリストの小売店への配布による販売促進活動など、少額の費用で大きくアピールする方法は多数あると思ひれます。また、例えの一つに宮崎県の東国原知事のシールなどがありますが、それにかわつて小樽市の山田市長のシールで売れるかどうかはちょっと疑問は残つてしまひますが、その辺も含めまして上手なPR方法を考へていただけたらと思ひます。御見解をお願いします。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、予防医療の取組に関しての肺炎球菌ワクチンの公費助成の御質問でございますけれども、御指摘のとおり海外における調査では、肺炎球菌ワクチンの接種により肺炎による入院率や死亡率が減少したという報告例もございます。しかし、我が国においては肺炎球菌ワクチンの使用実績が少ないため、厚生労働省は平成15年度から、肺炎球菌ワクチンの有効性等に関する研究を継続して行っているところであります。その研究結果を踏まえて予防接種法での定期接種化の必要性を検討することとしています。このようなことから、本市におきましては現時点において公費助成による肺炎球菌ワクチンの接種は考えておりませんが、引き続き国による検討の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、財政問題に関連して、平成20年度の病院事業会計の収支見通しと連結実質赤字比率についてであります。病院経営の基本となる入院・外来収益では昨年並みを維持しているものの、予算に対しましては減少となっており、退職した医師の補充がこのままできない状態が続きますと、収支については大変厳しい状況であると考えておりますので、鋭意医師確保に向けて働きかけを行っているところであります。

また、連結実質赤字比率の見通しでありますけれども、現在の全会計の予算ベースでは、早期健全化基準を下回ると試算しておりますけれども、まだ年度途中でもあり、ただいま申し上げた病院事業会計以外におきましても不確定要素が多くありますので、残された期間それぞれの会計において収支改善の取組を進めるとともに、特に病院事業会計においては、現在北海道と協議中である公立病院特例債の導入などにも努めながら、最終的な決算において基準を下回るよう努力してまいりたいと考えております。

次に、財政再建の取組と病院事業の関係でありますけれども、本市の場合、一般会計や国民健康保険事業会計における赤字のほか、連結実質赤字比率が高い他の自治体と同様、病院事業会計で多額の赤字を抱えていることから、早期健全化基準に近い比率となっております。市財政の健全化を進める上で、この病院事業会計の赤字額は確かに重いものがあり、その解消を計画的に進めることも課せられた責務でありますので、今後とも他の健全化の取組とあわせてできるだけ早期に赤字が解消できるよう、全力を挙げて収支改善の取組を進めていく必要があると考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会でありますけれども、再編・ネットワーク化については短期間で結論を出せるものではなく、今後1年間程度をかけて協議を行うことになったと聞いておりますので、今後とも同協議会を存続し、さらなる議論をお願いしたいと考えております。

なお、地域医療の現状や課題、また両市立病院の現状と課題など、これまでの協議結果についてはまとも次第、中間報告という形で出していただけると聞いておりますので、近いうちに提出していただけるものと思います。

次に、市立病院改革プランの公表でありますけれども、現在、三つの視点で策定作業を進めており、今後北海道と改革プランの骨子についての協議を行うことになっておりまして、その際北海道からの助言などもいただきながら骨子案をまとめる予定でありますので、まとも次第議会にも示したいと考えております。今後は改革プラン全体を審議・決定する市内部の機関である改革プラン策定会議において審議をし、外部有識者の助言をいただきながら原案の決定を考えており、広報おたる、市のホームページの掲載も予定しております。なお、パブリックコメントについては市の規定に準じた方式で進めたいと考えておりまして、説明会等の開催については予定をしておりません。

次に、病院事業の赤字の理由でありますけれども、やはり医師の急激な減少による患者減、収益減が最大の理由であると考えております。人件費の民間病院との比較については民間病院のデータが得られにくいことと、また、病院の規模、職員数、職員の年齢構成なども民間との正確な比較は難しいものがありますが、過去の調査では、一般的には公立病院では給与水準が高いと言われております。

なお、本市の場合は現在給与の独自削減も行っておりますので、給与水準は下がっているものと考えております。

次に、病院事業の経営形態の見直しでありますけれども、昨年12月に総務省から通知された公立病院改革ガイドラインの中では、本市が導入を予定しております地方公営企業法の全部適用のほか、非公務員型の地方独立行政法人化なども選択肢として挙げられております。本市におきましては、ガイドラインが検討される以前から全部適用に向けた作業を進めていたということもありますが、特に非公務員型の地方独立行政法人化については、法律上財産的基礎を有しなければならないとされておりまして、独法化のためには病院事業が抱えている多額の不良債務を一般会計が背負う必要が生じますことから、本市の財政状況を考えますと、この経営形態の選択は現状では困難と判断したところであります。いずれにいたしましても病院事業の経営改善は喫緊の課題でもあり、そのためには経営形態の見直しに踏み込む必要があるとの判断から、現に取り得る経営形態として、平成21年度に地方公営企業法の全部適用を導入することとしたものであります。

次に、病院事業を民営化した場合の病院職員の退職手当の見込みでありますけれども、指定管理者制度の導入や民間移譲の場合は、移行の際、退職手当を支給する必要が生じますが、異動可能な事務職員を除いた概算では約40億円の財源が必要になると試算しております。

次に、病院事業改革のスタンスでありますけれども、病院事業は市民の命と健康を守るために行ってきた事業であり、今後もそのことには変わりはありません。市の行政全体は市民の利益のために行っており、職員に対して事業主としての責任はありますが、職員の雇用のためにやっている事業ではありません。

次に、医師確保に向けた考え方でありますけれども、確かに各医師や大学医局から選ばれるような条件整備が大切であるという認識は持っております。施設の老朽化や医師が少ない中でメリットを持たせるといったのは難しい側面もありますが、現在も両市立病院は学会認定医、専門医などの資格取得ができる教育関連施設に認定されておりますが、今後もさらなる施設認定に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、高度医療機器の整備及び各種検査機能の充実や医療スタッフのスキルアップなど診療環境を充実させ、医師や大学医局の評価を高めていきたいと考えております。

なお、医師の学会への出席についてでありますけれども、年1回は出席していると承知しております。

次に、議案第7号についての御質問でありますけれども、まずこのたびの医療情報システムの予算計上についてでありますけれども、新規の購入ではなく、既存のシステムの更新であります。今回更新するのは主に医事会計システムでありますけれども、このシステムは平成14年度に更新し、6年が経過しておりまして、機械的にも耐用年数が過ぎていることに加え、ソフト面でも制度変更や各種分析への対応が困難となっております。厚生労働省から求められているレセプトのオンライン請求にも対応できないシステムとなっていることなどの理由から更新するものであります。

次に、医療情報システムの予算の内訳でありますけれども、サーバーやパソコンなどのハード系に係る経費が約3割、システム本体のソフトにかかる経費が約3割、本市の両病院に合わせたデータ移行を含めたシステム構築費用などが約4割と見積もっております。

次に、このたび導入を予定している医療情報システムにつきましては、小樽病院と第二病院との統合新築を視野に入れ、システム構成はもとより運用に当たりましては両病院で共通化していくことを基本に進

めておりまして、統合した後も継続して利用できるものと考えております。

次に、将来における電子カルテの導入でありますけれども、今後、総合的な医療情報システムの構築のためにオーダリングや電子カルテを導入してまいりたいと考えております。

次に、「お墨付きの小樽ブランド」についての御質問でありますけれども、まず各業者への参加をどのように促していくのかという御質問であります。9月1日現在、9社17品目がお墨付き商品として市のホームページに掲載されており、これまでホームページや業界団体を通じて事業の周知を行い、掲載商品を募ってまいりました。市といたしましては地場産品の普及・振興のため、できるだけ多くの商品を掲載したいと考えておりまして、今後とも市広報やホームページにより呼びかけを行うとともに、企業訪問などを通じて該当する商品の把握に努め、掲載商品を増やしてまいりたいと考えております。

また、最終的な品目数でありますけれども、全国又は全道規模の品評会などでの受賞が掲載条件となりますので、最終的な品目数を予測することが難しいわけでありますけれども、今後ますます増加することを期待しているところであります。

最後に、お墨付きブランドの今後の取組でありますけれども、地場産品の普及・振興を図るためには小樽で生産・製造された商品を多くの消費者に知ってもらうこと、買ってもらうことが必要でありまして、このお墨付きブランドは、アクセスの件数が多い本市のホームページを通じて知ってもらうことを主眼とした事業であります。今後、市といたしましては買ってもらうことの方策を検討しなければなりませんので、小樽物産協会など関係する団体とも連携を図りながら、本市を訪れるパイヤーへの提案を通じて、全国各地で開催される北海道の物産と観光展で販売を行うとともに、市内で開催されるイベントへの出展など、市内外に向けてお墨付き商品の販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番(成田祐樹議員) 再質問をいたします。

最初に、肺炎球菌ワクチンなのですが、これを検討するというお話が出ましたが、これは以前からも話が何度も出ているわけです。少なくとももう半年以上も前に私が話したということもありますし、全国的な実際の取組において肺炎球菌ワクチンを導入しているところがあるわけですから、この検討しているという部分は一体どの点を検討しているのか、導入できない部分に対して、何が一番導入できない理由があるのかということをもまず明確にお答えください。

2点目に、公立病院特例債の発行についてなのですが、18億円の特例債発行について、この特例債の償還には病院事業会計の黒字分から7年間の償還となっています。その病院事業会計の自力での返済を条件に特例債の発行をしておりますが、本市の病院が今後毎年2億6,000万円もの黒字を生み出せるとは到底思えません。発行もできるとは思えません。それでも18億円発行であるという見通しが今言われましたが、これを説明をいただきたいというのが一点です。

そして、市立病院改革プランの素案についての説明会なのですが、説明会が行われないというのはどうということなのですか。市民には広くパブリックコメントを求めると言いながら説明はないというのは非常に矛盾しているわけです。これに対してなぜ説明会を行う必要がないとお考えなのか。その点の答弁を一つと、あとこれは議員に対する説明も一切ないということなのではないでしょうか。その点も含めてお願いします。

そして、病院職員の給与水準が下がっているというふうにおっしゃいましたが、これは何と比べて下がっているのか、お答えください。これは民間と比べて給与水準が低いのか、何と比較しているのか基準がわからなかったもので、その点もお願いします。

最後に、当直医師についての回答がなかったもので、学会等の参加等の補助もありますが、当直医師に対

して、どのようなこれからフォローをしていくのか。それについての点と、この年1回学会に参加しているというこの年1回というのは非常に少ないわけです。一体この年1回で満足されているのかどうか。少なくとも、とてもではないけれども、年1回程度の学会参加でスキルアップが図れると、知識が増えるというふうには思えないし、実際の医師方も学会へはもっと複数回参加されていると思うので、その点についてもっと改善する余地がないのか、お伺いしたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝鷹） 素案についての説明の問題ですけれども、私どもとしては今回の市立病院改革プランの内容につきましては、いろいろな場面で説明しますけれども、あえて市民説明会をする予定はございません。議員への説明はもちろんいたしますけれども、改革プランの内容というものは非常に重要な問題ですから、これは議会に対する説明は当然でありますけれども、そのことをもって市民への説明というふうには思っておりませんけれども、これからどういう状況になっていくかわかりませんが、当面はホームページ等での掲載といいますか、それは考えていきたいと思えます。

それから、病院の職員の給与水準が、何に比べてという話ですけれども、現在決められている条例より下げておりますから、それは御承知と思えますけれども、条例で決まっている給与額を削減していると、こういうことでございます。

それから、当直医師の問題は私は聞いておりませんが、実態をよく聞いてみます。その上でどう対応をするのか、実態を聞いてから対応を考えたいと思えます。学会の参加もあわせて聞いてみます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 保健所次長。

保健所次長（小林修一） 第1番目の肺炎球菌ワクチンの接種についてなぜ導入できないかという御質問でございますけれども、まず基本的には、国際的には一部の国でこの肺炎球菌ワクチンの有効性というのは認められているところでございますけれども、先ほど市長のほうから答弁したとおり、まず国において安全性ですとか、医療経済性の費用対効果の問題ですとか、その辺を検討されているところでございますので、その推移を見守りたいというのが基本でございますけれども、あと財政的状況もございまして、基本的には予防接種法の定期接種化というものが位置づけられ、国の財政的支援がなされる中で、基本的にはそのような方針が出た中で実施をしていきたいという考えはございます。

ただ、現状として、高齢者のインフルエンザの予防接種はこの予防接種法に位置づけられておりまして、実施しておりますけれども、年間2万人ほどの接種者がございます。基本的にはこの肺炎球菌ワクチンも、そのインフルエンザワクチンとあわせてやるというのも有効だと言われておりまして、例えばこの2万人を想定して、旧瀬棚町と同じような形で1人当たり2,000円ぐらいを負担するといいたしました場合に、結構大きな4,000万円ぐらいの予算を伴うということもございまして、今、全体の市の予防接種の予算自体は、9,500万円ですけれども、結構大きな額となるものですから、その辺もやはり考慮をして、現時点では位置づけされていない中ではちょっとできないというふうには考えておりますけれども、今、定期接種化に向けて国は結構積極的に検討をなされておりますので、この接種が予防接種法の中に位置づけられたときには実施していきたいというふうには考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長（吉川勝久） 公立病院特例債の発行についてでございますけれども、特例債の発行

の対象団体として、やはり公立病院改革ガイドラインに基づいた市立病院改革プランをつくっていると、その実行により、単年度収支の均衡を図れる、あるいは特例債の償還財源を確保できるというような規定があります。そういうものに基づいて、現在、道とも下協議と申しますか、本協議はまた今後始まってきますけれども、病院事業会計、一般会計を合わせた中でどういう格好で償還していくのか、そこをこれから協議していきますので、そこをどう見られるかというところがあります。先ほど申し上げましたように、最終的には小樽市として、今回の不良債務を抱えての過去の経緯とかもありますので、その事情も話しながら認めていただく方向で協議を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番(成田祐樹議員) 再々質問を2点いたします。

まず、1点目ののですが、肺炎球菌ワクチンなのですが、安全性等を考えなければならないといいますが、これは安全性もインフルエンザワクチンと同等の安全性があるというふうに公表されているわけです。その部分についてなぜ今さら安全性などを危ぐしなければいけないのかという、その点についてお伺いしたいのと、その肺炎球菌ワクチンが導入できないというふうに判断されたのは一体だれなのか。医師なのか。それとも行政の、行政マンのほうであるのか。これは世界保健機関やもうほかの自治体や医師たちが肺炎球菌ワクチンを接種することを勧めているのに、なぜ行政の人がこれを判断してできないのかと、非常に不満を覚えるわけです。納得がいかないわけなのです。それについて一体だれがこの最終的な判断を下したのか、きちんと御説明ください。

そして、4,000万円かかるとおっしゃいましたけれども、これは数億円のお金、医療費が減るわけですね。その数億円が減るということを見越さず、ただ4,000万円かかる、目先のお金だけで後のことを考えていない。その話は通らないのではないですか。そこについても、だからこれは数億円といっても、非常に少なく見積もっての話ですから、億単位の話になるというのは、4,000万円のおかげで数億円の医療費を削減できるという可能性をもう完全に捨ててしまっている。これは非常に納得がいかないとともに、今、この安全性についての話もそうですけれども、少なくとも今まで昨年の第4回定例会から今回までに勉強されていたとはちょっと思えないので、その点についてもう一度御見解をお示しいただきたいのと、2点目に市立病院改革プランの素案について、市民には説明できなくて議員にはする。なぜ議員にできて市民に説明できないのか。議員だって一市民であるし、たまたま代表になったわけですから、皆さんの負託を受けて。これを市民にできないというのも非常に矛盾しているというか、やはりこれは到底納得できないのです。これに関しては、強くこの後、予算及び基本構想特別委員会でももう一度質問したいと思います。

それとともに一点だけお願いがあるのですが、今度、国政選挙が近くなっており、各会派の議員も大変忙しくなると思えます。選挙期間中のこの改革プランの素案に対しての説明だけは避けていただきたい。私も参加できないので、ぜひ選挙期間中を除いた時期にお願いしたいというのが一つあります。それについて御見解をお願いします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 市立病院改革プランをなぜ市民に説明しないかということですが、通常はしていませんよね、すべてのものを。ですから、我々の判断としては、市民の代表であります議会に説明をする。場合によっては市民に説明をするものはありますけれども、すべてを全部市民に説明するというのではなくて、これはホームページにも公表して、そういうような部分でお知らせしていきたいというふ

うに思っています。

それから、肺炎球菌ワクチンの問題ですけれども、私は詳しくはわかりませんが、安全性がなくてすごく効果があるのであれば、国はすぐに認めるのではないですか。国がまだ予防接種の中に入れていないということは、日本の場合よくあり得ますね。外国で有効な薬を日本の厚生労働省がまだ認めないという薬がたくさんありますね。その部分ではよく私もわかりませんが、もし機会がありましたら、よくその辺は聞いてみたいと思います。確認します。

議長（見楚谷登志） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

なお、明日の本会議は午後5時から開会することとし、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 古沢 勝則

議員 大竹 秀文

平成20年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成20年9月18日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	教	育	委	員	会	長	高	木	正	一				
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊		讓								
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁	總	務	部	長	山	崎	範	夫			
財	政	部	長	貞	原	正	夫		産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	
医	療	保	険	部	長	佃	信	雄	福	祉	部	長	長	川	修	三			
生	活	環	境	部	長	小	原	正	建	設	部	長	嶋	田	和	男			
小	樽	病	員	長	吉	川	勝	久	消	防	長	安	達	栄	次	郎			
教	育	部	長	大	野	博	幸		監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二		
会	計	管	理	者	中	塚	茂		總	務	部	長	貞	村	英	之			
保	健	所	次	長	小	林	修	一	企	画	政	策	室	長					
財	政	部	財	政	課	長	木	下	總	務	部	總	務	課	長	田	中	泰	彦

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 5時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第32号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 一般質問を行います。

最初に、国民健康保険と資格証についてお聞きします。

国民健康保険は、政府が1984年の国民健康保険法改悪で国の医療費負担割合を引き下げ、その後、次々と国の責任を後退させてきたために、住民1人当たりの国保料が大幅に増えてきました。そのため、国保料が払えない世帯が急増しています。重大なことは、滞納世帯が増えるにつれ、保険証の取上げが広がってきたことです。保険料を1年間滞納すると、医療費を一たん全額負担する資格証明書が交付されます。1997年の国民健康保険法改悪で、これまで市町村の判断で交付していた資格証の発行が義務づけられ、さらに拍車がかかりました。最近のマスコミでは、今年1月時点で道内の国保加入世帯の8.8パーセントに当たる約10万2,000世帯が保険証を取り上げられ、医療にかかりづらい事態にあることが報道されています。また、全国で1,700を超える病院、診療所が加盟している全日本民主医療機関連合会が昨年実施した国民健康保険死亡事例調査では、高い国保料、医療費を払えず、病気になっても受診が遅れ、死亡した人が31人報告されています。

小樽市では、国保世帯に占める滞納世帯の割合は、今年1月1日時点で14.1パーセント、20世帯に3世帯が滞納です。資格証発行数は490件、3か月、6か月の短期保険証も含めると約1,250世帯、3.8パーセントに保険証が交付されていません。市長は、これらの市民に必要な医療が保障されているとお考えでしょうか。受診が遅れて手遅れになったり、重症化したことはないのか、最初にお聞きします。

資格証世帯には子供が含まれており、小樽市では昨年9月の保険証更新時で、小学生10人、中学生4人、高校生2人が含まれています。全国では資格証の発行をやめる自治体が増えています。さいたま市は、保険料の収納の効果が上がらないとして2月にやめ、広島市は5月に発行をゼロにしています。道内でも、深川市は加入世帯の生活への影響が大きいと、平成13年度から資格証は発行していません。このほか、千葉県習志野市や東京都板橋区では、昨年からは中学生以下の子供への資格証の発行をやめています。厚生労働省も、資格証発行世帯の子供の人数などの実態調査を始めています。社会保障として、国民保健の向上を目的とする理念に基づき、保険料滞納に対して資格証の発行はやめるべきです。せめて義務教育の子供たちには、本来の国保証を発行するよう改善を求め、市長の見解をお伺いします。

また、資格証で医療機関を受診したときは10割負担で、後に7割が返還されますが、通常これは保険料の滞納分に充てられます。近年、年齢や所得に応じた医療費限度額の窓口払いになりましたが、原則保険料滞納者には適用されません。また、国保では、出産一時金が35万円、現物給付で支給されますが、これも滞納があれば委任払いは利用できません。保険料滞納理由の8割から9割は生活困窮です。生活が大変で保険料が払えない人にこそ適用すべき制度が、滞納者には制裁措置として除外されています。低所得者への社会保障対策として見直すべきではないでしょうか。

次に、滞納世帯に対する保険料徴収についてお聞きします。

保険料滞納については、国の指導で世帯主などと直接接する機会を確保し、十分な納付相談を行い、納付につながるよう努めるとあり、面接時に納付計画を立てます。しかし、最近の相談では、収入の見通しが立たず、無理な計画になったり、計画どおり払えなくなり、相談しても決めたとおりに払うよう責められ、もう行きたくないとの意見が出ています。そのため、ぎりぎりまで我慢して保険証なしで病院にかかる人も出ています。市長は、現状をどのように認識しているのでしょうか。親身な納付相談の実施のために、今後どのような対策をお考えでしょうか。

最後に、国保について質問します。

4月から75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行して、小樽市の国保世帯数は約1万世帯減少しました。小樽市国保の葬祭費は2万円ですが、後期高齢者医療制度では3万円で、小樽市民でありながら74歳で死亡したら2万円、75歳以上なら3万円という差ができてしまいました。国保の葬祭費は全道主要10市の6割が3万円です。小樽市国保の葬祭費を1万円引き上げて75歳以上の高齢者と同額にし、公平を図ってはいかがでしょうか。

また、療養費には、コルセットや装具などの経費が含まれており、一時全額払いです。その後、償還払いされますが、被保険者に係る一部負担金の支払で済むように改善できないでしょうか。

次は、小林多喜二の「蟹工船」と小樽観光について質問します。

運河論争を契機として、小樽に多くの観光客の皆さんが訪れるようになりました。地元の観光発展のために多くのボランティアの方が参加しています。小樽観光を支えているボランティアの皆さんに敬意を表しつつ、今後の小樽観光の一層の発展を願って質問いたします。

今、小林多喜二の「蟹工船」がプロレタリア文学としては異例のベストセラーになり、主要な新聞やテレビが特集を組み、その注目は海外にまで及んでいます。80年前のオホーツク海でカニ漁に従事する労働者の非人間的実態を描いた「蟹工船」に、不安定雇用、ワーキングプアの若者たちが自分たちの姿を重ね、共感を呼んでいると話題になっています。多喜二がこの作品の中で描いたのは、奴隷的な労働を強いられた労働者の苦難だけではありません。そうした苦難を生み出す社会的な仕組みがどこにあるのかに目を向け、その打開に向けて連帯して立ち上がる人々の姿を描き、それが今日、派遣労働に象徴される奴隷的な労働の下で働く若者たちの心をとらえ、困難の中でも団結して立ち上がるよう励ましているのです。

小樽は、多喜二が暮らしたまちであり、旭展望台に文学碑が建立され、小樽文学館には伊藤整とともに展示コーナーがあります。多喜二ブームを反映してか、10月、札幌で開催される全国規模の新聞大会から、大会後、多喜二と伊藤整の文学案内の依頼があるそうです。

また、北海道母親大会連絡会は、10月に「多喜二の小樽と洞爺湖を巡るツアー」を2泊3日で組み、そのうち小樽で1泊する計画を全国に呼びかけています。市内には、多喜二が29歳の若さで拷問の上、虐殺された2月20日に、墓参り、講演会などの取組を毎年継続している小林多喜二祭実行委員会があり、「小樽 小林多喜二を歩く」という観光めぐりを含めた小冊子を発行しています。この際、蟹工船ブームを生かし、小樽観光に小林多喜二コースを設定してはどうでしょうか。

また、小林多喜二をテーマに、全国的な観光キャンペーンの企画はいかがでしょう。御見解をお聞かせください。

今回、小樽観光を支える小樽観光ガイドクラブと小樽おもてなしボランティアの会の皆さんの声を聞きました。直接観光客に接する皆さんの声は貴重です。浅草橋周辺が観光客の集中する場所ですが、真夏は炎天下で、熱くて大変です。日陰をつくる工夫はできないのか。韓国、台湾、中国などの観光客向けの案内所の設置、石畳のでこぼこでハイヒールは歩きにくく車いすが移動しにくい、専用の歩行部分をつくれぬかなどの声に対しては、どのように対応する計画でしょうか。市はボランティア団体の声を聞く場

を設け、その意見を観光に反映してはどうでしょうか。

また、帽子やベスト、名札などのユニホーム購入のために支給されていた年間9万円の助成が今年度から3万円に減額されています。これまでどおり9万円を支給するよう、ぜひ検討してください。

おたる案内人の制度についてです。

小樽市観光のホスピタリティの向上を目的とする小樽観光大学校による御当地検定制度です。現在、1級が123人、2級が112人、1級取得が前提になるマイスターは18人いますが、資格取得後、観光現場にどのように活用されているのでしょうか。1週間ほど観光ガイドクラブやおもてなしボランティアとともに活動するような実習を取り入れ、小樽観光への参加を促す動機づけにはいかがでしょうか。御意見を伺います。

制度は、受験料が3,000円、テキスト2,100円、1級とマイスターでは受験資格を得るために1回3,000円の講座を5回受けなければならず、お金がかかります。料金を引き下げて参加しやすくできないのか、あわせてお答えください。

小樽観光では、入り込み数や滞在型の拡大などが課題ですが、現段階では運河を歩いて、すしを食べ、ガラス製品をお土産に買う、これが基本パターンです。ここは期待を裏切らないようなものにしたいものです。小樽のすしはおいしいけれども、値段が高い。修学旅行生が5,000円のすしを食べていたなどと聞くと胸が痛みます。どこの店に行っても1,500円から2,000円ぐらいで、おいしいすしが食べられる、そんな観光メニューをすし店統一メニューとして提供できないでしょうか。庶民生活がひっ迫するときだからこそ、安くおいしい定番のすしを目玉にして小樽を楽しんでもらってはいかがでしょうか。御意見をお聞かせください。

次に、小中学校統廃合計画地域懇談会についてお聞きします。

我が党は、学校統廃合については、第1に、子供の教育にとってプラスになるのかどうか、第2に、その地域における学校の役割と位置づけからどうか、第3に、行政が一方的に決めることなく、住民合意の下で進めてきたかどうか、この3点が基本と考えております。最初に、教育委員長にこの点についての御見解をお聞きします。

7月に学校規模・配置の適正化計画策定に当たっての基本的な考え方についての地域懇談会が行われました。参加数は市教委の調査では約280人でしたが、市教委、関係者等を除くと、保護者、地域の参加者は約130人、1日平均9人程度でした。参加者からは、中学校で行うので小学校は関係ないと思っている人がいたとの意見がありました。我が党が議会で指摘したように、中学校区ごとに開くからといって会場を集まりづらい中学校にしたり、小樽祭りや潮まつり当日も懇談会を強行したためではありませんか。集まりが悪かったことに対して教育委員会はどのように考えているのかお答えください。

マスコミ報道では、7月9日「小中統廃合に不安の声」に始まり、8月8日「親や住民、なお不安」で締めくくり、まさに不安を残したままの終了でした。それにもかかわらず教育部長は新聞紙上で「適正配置の必要性には大卒で理解が得られた」と評価していますが、これで市民の了解を得られたと統廃合計画を進めていくのでしょうか。説明してください。

そもそも学校規模適正化とは、自治体のリストラ、平成の大合併のときに財政上の観点から学校を減らそうと出されたものです。当時、児童・生徒1人当たりのランニングコストも約3割効率化、縮減できたと総括しており、財務省の財政制度等審議会は、財政難の自治体に対して再びこの学校統廃合を進めようとしています。教育委員長は、これらの経過についてどのようにお考えでしょうか。

懇談会では、今後の計画案や進め方が明確になりませんでした。平成20年度内に策定する学校規模配置の適正化計画案の内容についてお示しください。

この中で、現在の41校から何校を減らすのか示されるのでしょうか。

また、地域懇談会で出された貴重な意見をどのように反映させていくのか。

その後の地域説明会はどのようなブロックに分けるのか。ブロックごとに各地域で廃止する学校を決めるといいますが、地域と教育委員会の意見が分かれたときには、どのように調整するのかお答えください。

次は、後期高齢者医療制度です。

政府は、4月から始まった後期高齢者医療制度に対する国民の批判を受けて何点か制度の見直しを実施しました。一つは、保険料軽減の拡大です。小樽市では、均等割が7割軽減となっている8,221人が一律8.5割軽減となりました。新たに保険料が軽減されたのは所得割50パーセント軽減で1,761人、全体の8.5パーセントにすぎません。均等割の軽減対象は年金収入168万円以下といいますが、本人の年金収入が168万円以下でも同居者の所得が33万円を超えるときは対象になりません。75歳以上の夫婦世帯では、夫と妻の年金所得の合計が33万円以下でないと対象にならず、例えば世帯収入が同じ300万円でも、妻が50万円、夫が250万円では対象にならず、二人とも150万円なら7割軽減の対象になります。なぜこのような違いになるのか説明してください。

これでは同額の世帯収入でも、軽減されたりされなかったり不公平で、低所得者への軽減制度としては矛盾します。国に改善を求めるときと考えますが、市長の御意見をお聞かせください。

2つ目は、保険料の年金からの天引きです。世論の批判を受けて政府は条件付で口座振替を認めましたが、小樽では申請者は168人にすぎません。問題は年金天引きにすると税金が増える場合があることです。この点については具体的に説明してください。

また、市民にはどのようにお知らせしたのでしょうか。十分理解して振替手続が終了したとお考えでしょうか。あわせてお答えください。

高齢者医療制度の変更で全国の健保組合では、高齢者医療の負担金が増え、解散するところも出ています。厚生労働省の調査では、全国の8割の組合健保で負担が増えており、そのうち8割が高齢者への拠出金といえます。こうした負担に耐えきれず、組合を解散して政管健保への加入が増えています。制度は高齢者負担の増加だけでなく、国民すべての負担を拡大し、保険制度を崩壊するものです。後期高齢者医療制度は、1年以上保険料を滞納すると、保険証が取り上げられて資格証明書が発行され、事実上医療が受けられません。国民負担を拡大し、日本の医療制度を壊し、高齢者から医療を取り上げる後期高齢者医療制度は廃止する以外にありません。市長の御見解をお聞きます。

最後は、給食サービスについてです。

小樽市では、介護保険の地域支援事業として65歳以上の高齢者世帯を対象に給食サービスを実施しています。事業は社会福祉協議会が市の委託を受けて実施しており、1週間に1度、金曜日の夕食を町会等のボランティアが届けています。1食510円で市民負担は300円です。過去5年間の実績では、年間配食数は1,000食、参加地区は2倍に増加していますが、登録者数、ボランティアがほとんど増えていません。昨年の実績では、配食に参加している地区は28、いまだに配食サービスは全市的に利用できる状況にはなっていません。しかし、この間、他都市では高齢者への給食サービスは大きく前進しています。今回、共産党市議団として、道内35市を対象に高齢者配食サービスについてアンケートを実施したところ、32市から回答がありました。そのうち実施していない2市を除いた30市の結果では、配食回数週1回は、小樽市を含め2市のみ、他の市はすべて3回以上、日曜を含め毎日実施している市が10市もありました。配食内容は、夕食のみが一番多く17市、利用者負担額は平均425.1円、約8割の市で栄養士がメニューをつくり、特別食は16市で実施されています。問題の配食システムですが、ボランティアや社会福祉協議会、タクシー会社などもありましたが、ほとんどが委託業者が安否確認も含めて実施していました。現在に至るまで市は給

食サービス充実のためにどのような対策をとってきたのか、経年的にお答えください。

市内には、民間の配食業者が参入しています。顧客の多くはケアマネジャーが紹介する高齢者のため、安否確認も含めて行っているそうです。配達方式の見直しも含めて検討し、週7日すべての地域で利用できるよう改善を図るべきではないでしょうか。答弁を求めます。

市営住宅でひとり暮らしをしている母が、年のせいかストーブの管理も危険になったので施設に入りたいと相談を受けたことがあります。外出は通院のみ、部屋にこもったきりで会うことも難しい方が、週1回、金曜日の午後、外に出て待っているのが給食サービスでした。日本人の平均寿命は、女性が86歳、男性は79歳になりました。住みなれた地域で元気に生きることは、すべてのお年寄りの希望です。この原点をしっかりと応援する行政を強く望みます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険と資格証についての御質問でありますけれども、まず資格証等を交付している市民が必要な医療を受けられているかどうかという点でありますけれども、短期証は有効期間が短くなっておりませんが、一部自己負担割合は本証で受診する場合と同様でありまして、支障はないものと考えております。また、資格証の交付後において世帯から受診の相談があった場合は、治療を優先することを念頭に事情を伺い、今後の納付相談を行った上で3か月証を交付するなど、柔軟な対応を行っているところであります。なお、受診が遅れて重症化した事例につきましては、現在のところ聞いておりません。

次に、資格証の発行の取りやめでありますけれども、資格証の発行は滞納世帯との接触機会を確保するための手段でありまして、きちんと納付している世帯との公平性の観点からもやむを得ないものでありまして、義務教育の子供たちを除外することは難しいものと考えております。現在、資格証を発行している世帯のうち義務教育の子供がいる世帯は17世帯であります。これらの世帯に対しましては、これまでも納付について接触を図ってまいりましたが、改めて制度への理解を求め、それぞれの事情もお聞きする中で資格証の解消に向けて努力してまいりたいと思っております。

次に、滞納世帯に対する高額療養費等の取扱いでありますけれども、保険料の滞納がある場合は、災害等特別な事情があるときや滞納に係る納付計画の提示がある場合などを除きまして承認を行わないことと、法令により規定されておりますので、給付と負担のバランスの観点からも見直すことは難しいものと考えております。

次に、納付相談の現状認識と今後の対策でありますけれども、これまでも納付相談に当たりましては、まず滞納世帯の事情を詳しくお聞きをし、世帯の収入状況等を十分勘案し、納付計画を提示していただいているところでありますが、長期の失業や疾病など、重大な事態が発生した場合などは、これらを考慮し、改めて納付計画を立て直していただいていると認識しております。一方、直接私のところへ市長への手紙などで御意見をいただくこともありますけれども、現場の対応を確認しながら必要に応じ指示をしているところであります。また、親身な納付相談というお話でございますが、今後とも事例研究や職員間の連携を通して、適正な対応をとるような配慮をまいりたいと考えております。

次に、葬祭費でありますけれども、本市の葬祭費については、昭和55年度に2万円に改定されて以来、長期間据え置かれたままでありますけれども、現在、国保財政は多額の累積赤字を抱え厳しい財政運営を

行っておりまして、葬祭費の引上げは保険料の算定や保険財政に影響を与えることから、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、コルセットなどの装具の支給方法でありますけれども、現時点では支払方法を変えることは難しいものと考えておりますが、議員御指摘のとおり被保険者にとっては一時的にせよ全額支払うことは負担が大きい場合もあると思われまので、治療用装具に係る償還払い制度の改善について、全国市長会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、小林多喜二と小樽観光についての御質問でありますけれども、まず小林多喜二をテーマに据えた観光コースの設定というお話でございますが、既に文学館の協力によりまして、小林多喜二ゆかりの地をめぐるツアーコースを作成し、市内の旅行代理店と商品化に向けた具体的な検討に入っております。早ければこの10月から道内を中心に販売となる予定であります。また、この旅行代理店は、全国にネットワークを持つ大手でありますので、販売状況の推移によっては、今後、全国展開の商品としての販売も十分に期待されているところであります。

次に、観光ボランティア団体についてでありますけれども、観光シーズンにあつては、連日、市内の観光スポットを中心として観光案内に従事されておりますことを、会員の皆さんに対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。これらボランティア団体から寄せられた意見は、観光小樽の最前線を知る方々の生の声として重く受け止めており、改善すべき点については観光関連団体をはじめ国・道といった関係行政機関との協議を行う中で、可能な限り解決に向けた対応に努めてきております。また、二つの観光ボランティア団体とは、昨年10月、それぞれ意見交換の場を設けたほか、各種観光イベント等への協力を依頼する現場において事あるごとに話し合いを行っておりまして、貴重な御意見と受け止めたものについては、さまざまな形で参考にさせていただいております。

次に、観光ボランティア団体のユニホーム等の購入に対する助成でありますけれども、平成18年度までは小樽観光誘致促進協議会の事業として実施され、同協議会と小樽観光協会が統合された昨年度からは観光協会の事業として実施されております。助成金の削減につきましては、あくまでも観光協会の独自の判断によるものでありますけれども、昨今の観光協会の財政状況からして助成額を9万円に戻しての支給は難しいものではないかというふうに思っております。

次に、おたる案内人の活用でありますけれども、資格取得者の中には観光ボランティア団体に所属している方や観光事業者の方など、既に観光の第一線で活躍されている方がおられる一方、観光とは直接かわりを持たない方も多くおります。ガイドとして活躍の場を求める資格取得者に対しましては、観光大学が既存の観光ボランティア団体への加入案内を行っているほか、市といたしましても、本年の潮まつりから期間中の会場案内や環境美化を行う潮エコ・クルーとして活躍の場を提供しているところであります。

次に、資格取得者への観光ボランティア団体を活用した実習でありますけれども、実習を希望する方に対する取組については、観光大学に検討をお願いしてまいりたいと考えております。また、検定の受験料につきましては、あくまでも観光大学で決定されているものでありますので、お話の趣旨については伝えてまいります。

次に、すし店の統一メニューというお話でございますけれども、このような取組をしている例といたしましては、宮城県寿司商生活衛生同業組合の加盟店がJR東日本と同県とが共同で開催する観光キャンペーン、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに合わせて実施している統一価格での共通メニューの取組があります。市といたしましても、観光客が小樽に抱く代表的なイメージの一つにすしがあることから、これまでも小樽グルメとして積極的にPRをしてきたところでありますけれども、食を観光の目玉にするという取組は本市の観光振興を図る上で有効なこととらえておりますので、今後、関係団体にも話

をしまいにしたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、まず夫婦世帯で年金収入が同額でも均等割が7割軽減の対象となる場合とならない場合が生じる理由であります。7割軽減は世帯の収入ではなく、夫と妻それぞれの所得の合計額により判定し、その所得が33万円以下の場合、適用となります。例示の場合の年金収入が夫が250万円、妻が50万円の世帯では、夫の所得だけで33万円を超えるため7割軽減には該当せず、一方、それぞれ150万円の年金収入がある世帯では、それぞれの所得が15万円、合計所得が30万円となるので、7割軽減に該当し、違いが生じることとなります。この制度の改善につきましては、国において他の制度との関連も含めて検討されておりますので、その動向を見極めてまいりたいと考えております。

次に、保険料の納付方法と税金との関係ですが、保険料は所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となっております。しかし、妻の保険料が特別徴収により年金から差し引かれている場合は、夫の社会保険料控除に含めることができないことになっているため、妻の保険料の分だけ夫の控除額が減ることになり、世帯全体で見た場合の所得税や個人住民税の額が増える場合があります。一例を挙げますと、年金収入が夫250万円、妻50万円の世帯の場合、夫の保険料は13万6,500円、妻の保険料は4万3,100円となります。妻の保険料が特別徴収の場合は、夫の控除に含めることができないため、夫の保険料13万6,500円だけが社会保険料控除の対象となり、税率5パーセントで所得税は1万5,100円となります。一方、妻の保険料を普通徴収で納めた場合、夫の保険料13万6,500円と妻の保険料4万3,100円、合計17万9,600円が夫の社会保険料控除の対象となって、税率5パーセントで所得税は1万3,000円となり、その結果2,100円負担が減ることになります。なお、納付方法の変更につきましては、文書による本人への通知や「広報おたる」などで周知してまいりまして、税の取扱いについても北海道後期高齢者医療広域連合の新聞広告や政府広報「あしたのニッポン」の新聞折り込み広告により周知が図られております。しかしながら、まだ十分とは考えておりませんので、窓口でリーフレットを配布するとともに、「広報おたる」11月号でも改めて周知をしまいにしたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の廃止というお話ですが、後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決するため、長年にわたり多くの関係者が議論を積み重ねた上で、高齢者の方々が将来にわたって安心して医療を受けられる制度として創設され、その後、見直しや対策も示されてきているところであります。しかしながら、保険料の軽減判定を個人単位で行うことの是非など、引き続き検討すべき課題が多く、また新たに健保組合の解散による財政上の懸念など、さまざまな議論がなされているところであります。いずれにいたしましても、私としては高齢者の方々が安心して医療を受けられる安定的で持続的な医療制度にしていきたいと思いますと考えております。

次に、高齢者給食サービスの御質問でありますけれども、初めに事業充実のための対策ですが、平成14年度から毎年2回程度、利用者、ボランティア、栄養士等によるふれあい会食会を通じ、給食弁当の献立や味つけなどの改善を行ってまいりました。平成18年度からは新たに介護保険の地域支援事業として位置づけし、給食サービスのほか安否確認等の見守りを加えまして実施するとともに、老人クラブ連合会や町会に対して趣旨説明や試食を実施し、PRに努めてきたところであります。また、平成19年度には、地区ごとでボランティア活動を行っている方々を対象に交流会を開催し、給食サービスへの参加を促したところであります。これらの結果、平成18年度と19年度を比較しますと、給食サービス実施数は19地区から28地区に、延べ配食数は6,666食から7,974食に、ボランティア数は72人から89人に、それぞれ増加しているところであります。

次に、配達方法等の見直しでありますけれども、このサービスは配食を通じた地域での見守りという観

点もありまして、高齢者が地域で安心して暮らせるための体制づくりにもつながるものと考えております。したがって、現在の配食サービスは、民間配食業者の安否確認に比べ、配食時以外のときでも機能するところに大きなメリットがありますし、コスト等の課題もあることから、当面は現状での推移を見守ってまいりたいと考えております。また、配食回数と地域の拡大につきましては、全市的にまだ実施地区が少ない状況から、配食の回数の増よりは実施地区の拡大を目指して、今後とも町会長との懇談会や交流会を通じましてPRに努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育委員長。

教育委員長(高木正一) 中島議員の御質問にお答えをいたします。

学校規模・配置の適正化にかかわって、幾つかの御質問がありました。

初めに、学校規模・配置の適正化に伴う学校統合の考え方についてであります。子供たちにとっての教育環境を整えるために進めるべきものと考えております。その際には、地域の皆さんとよく話し合い、御理解と御協力をいただきながら取り組むことが大切だと考えております。

次に、学校統廃合に関する財務省の動きについてであります。国の予算編成に向けた財政制度等審議会からの財務省への建議の中で、近年、学校規模の適正化について触れられていることは報道等で承知をしております。本市の学校適正配置の取組については、平成11年から進めているところであり、平成19年10月には市民各層から構成された小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会から答申をいただき、この7月に地域懇談会を開催して市民の皆さんから多数の御意見などをちょうだいしながら、計画案づくりを進めているところであります。そのようなことから、独自に検討を進めている状況にあります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域懇談会の参加人数のとらえ方についてであります。開催に当たって「計画策定に当たっての基本的な考え方」の概要版を作成して、町会回覧や児童・生徒のいる全部の家庭をはじめ、幼稚園や保育所に通う子供の家庭にも配布し、参加を呼びかけましたが、学校教職員などを除いた保護者や地域の方の参加は130人とどまり、予想していたより少なかったと思っております。今後も、保護者や地域の皆さんとの話し合いを行う際には、今回の参加者が少なかったことを反省点として、日程や会場の設定など、より工夫をして多くの参加者が得られるようにしていきたいと考えております。

次に、地域懇談会において市民の了解が得られたのかどうかについてであります。地域懇談会の目的は少子化の中で全市的な学校規模、学校配置の適正化が必要であるとの考え方に立って、計画の策定に当たっては、三つの観点で取り組んでいきたいという教育委員会の考え方を示して市民の皆さんから御意見を聞くというものでした。懇談会で市民全体の御意見をいただくということではありませんが、懇談会の論議としては多くの御意見をちょうだいしたと考えております。その中では、少子化が進展する中で学校規模・配置の適正化の必要性は理解されたものと受け止めております。

一方、計画策定に当たって掲げた三つの観点であります。地区を単位とした検討・協議と将来を見据えた学校の老朽化・耐震化整備への対策については、おおむね理解を得られたと考えておりますが、望ましい学校規模のあり方については、今後さらに地区での協議の中で議論を深めていきたいと考えております。

次に、今後策定する計画案の内容についてであります。地域懇談会では今後の進め方について、より具体的なものにしてほしいという御意見も多かったと押さえておりますので、計画案については地区単位

での検討・協議がよりかっ達に意見交換できるような内容にしていきたいと考えております。いずれにしましても、在り方検討委員会の答申を基本としながら、地域懇談会でいただいた御意見も踏まえ、計画案の策定に努めてまいります。具体的な内容につきましては、教育委員会で検討をまいります。

次に、検討地区の設定とその中での合意についてであります。「計画策定に当たっての基本的な考え方」でも触れておりますが、計画をつくるに当たっては学校規模や配置のあり方のほか、通学時の安全性、小学校と中学校の通学区域の整合性など、幾つかのブロックに分けて学校の置かれている状況を見ながら検討・協議することが必要であります。ブロックの設定については、児童・生徒数の推計、学校規模、通学区域、総合計画の地区区分などの視点から考えてまいります。これまで申しておりますが、計画策定に当たっては地域や保護者の皆さんの御理解と御協力が必要であり、そのための努力を続けていかなければならないものと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 再質問を行います。

最初に、資格証発行の問題ですけれども、市長の答弁では、今のところ重症化して病院にかかれぬ、そういうことはなかったと判断していると。資格証が発行されていても医療が必要な段階では適切な対応がされていると、そういうふうに認識されているとおっしゃいました。しかし、実際には全国で調査した結果、病院にかかれぬまま治療が遅れて死んでいる人が発生しているという事実はあるのです。

小樽市の平成19年度の受診状況は、資格証の発行世帯501世帯で受診した方が56件だったのです。世帯構成数が不明なのですけれども、こういうことはあり得ないのですけれども、1世帯たとえ1人の家族だとして見ても、資格証を持っている皆さんは1年間に1人0.1回の受診だったということになるのです。実際にはもっと多くの方々が世帯としているはずですから、受診回数はさらに低くなると思います。同じく平成19年度の国保世帯の被保険者で見ますと、1年間の受診回数は、計算してもらいましたら大体1人14回です。こういうことを見れば、資格証を持っている方の医療機関を受診する数というのは、けた違いに少ないのです。このこと自体が医療の受診抑制になっていると私は思います。そういう点において、さらに資格証世帯の収入を見ますと、所得ゼロの方が34件です。100万円以下が294件、これだけで全体の5割です。さらに言えば、全体の8割が所得200万円以下、年齢構成でいけば30代から50代までの働き盛り、いわゆる子育て世代が6割を占めているのです。こういう皆さんが保険料を滞納して資格証になっているということは大変重たく受け止めなければならないと思います。

市長は、今年の第2回定例会で私の代表質問に答えて、「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って運用する、そのことが示されておりますので、適切に対応してまいります」と答弁されています。今、説明したように、資格証明書世帯の収入状況、世帯構成、受診状況、これを見て改めてどのように適切に判断されたのか、もう一度お答えください。

市内の資格証世帯では、小学生の子供が保険証がないのでしょうかと言って、ぐあいが悪くても我慢している、そういうふうに聞きました。全国でも保険証がないために受診できない子供たちが増えて社会問題になってきているのです。最近では、この原稿を用意している最中に、鳥根県の雲南市で10月から国保料滞納者に対して、就学前と義務教育の子供には一般の保険証を交付すると変更している市もあります。小樽市では既に小樽市福祉医療助成制度の対象者、ひとり親世帯や重度心身障害者、乳幼児には資格証を発行していません。ですから、義務教育の子供たちにも実施できると思うのです。保険料を払う世帯との公平性といいますけれども、子供すべてに公平に医療が保障されることが第一ではないでしょうか。実施できない理由を再度説明してください。

観光問題です。

つい先日も東京から小樽に来た方が、小林多喜二ブームだからと来てみたけれども、駅前の観光案内所で聞いても、お墓に行く方法がわからない。函館では石川啄木の墓に行くバス案内まで詳しくわかったのにと苦言を呈されておりました。ぜひ商品化して出すだけではなく、小樽市内の観光案内でも、具体的な説明ができるようなきめ細かなサービスにつなげてほしいと思います。

小樽観光ガイドクラブやおもてなしの会の皆さんのユニホームの件ですけれども、小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会の組織が一緒になったということで、新たに観光協会から支給される内容になったということです。小樽市からこれまで観光誘致促進協議会には補助金が出ていました。平成19年度の予算では930万円、この協議会からユニホームの補助金が出ていたわけです。組織の一体化によって今度は観光協会からの支給になったわけですが、小樽市は市民ボランティアに対する支援が低下するかもしれない、そういうことは承知だったのでしょうか。このことについてお答えください。

後期高齢者医療制度の問題では、制度の矛盾について今詳しく答弁されました。実際に、個人の所得で保険料を算定しながら、軽減は世帯全員の所得で判断するという矛盾があるわけです。そういう点では、ぜひこれは改善しなければならない課題として、市長は国の動向を見るとおっしゃいましたけれども、動向を見るのではなく、現場の声として改善してほしいという声を上げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

給食サービスの問題です。現行どおり続けたいと、簡単に言えばこういう答弁でした。しかし、平成13年の第4回定例会の一般質問で、我が党の新谷とし議員がこの問題を取り上げているのです。そのときにも小樽市は拡大に努めるといって答弁をしておりますし、平成11年度当時の実態調査では、まだ全道で全然この問題は進んでいませんでした。実施していない市は函館市も含めて10市もありましたし、実施している市といっても月に二、三回程度です。その中で小樽市は、週1回、夕食を運ぶという先進的な給食サービスをやっていたのです。それがこの10年近くたっても、この現状がちっとも変わっていない。高齢者保健福祉計画という3年ごとの計画書を見ても、毎回、事業を拡大したい、こう書いてあります。しかし、現在まで全然進んでいない。一番遅れた市になってしまった。これについては、どういうまじめな取組をやったのかということでは聞いていますから、このままでいいとする、そういう根拠も含めてもう一度お答えください。

小中学校の統廃合の懇談会の問題ですが、今回は参加者が少なかったことについては今後検討していきたいというお答えでした。しかし、この中でも適正配置の必要性については了解されたと判断するという、この矛盾がよくわかりません。まだまだ不十分だから、さらにお話を聞いていくという答えならわかるのですが、了解がされたという点においては、まだまだこれはちょっと現状と合わないのではないかという気がいたしますが、さらに委員会でも話を深めていく内容だと思っておりますので、この点については答弁は要りません。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 国民健康保険料の納付の問題ですけれども、話を聞きますと、確かに滞納者には、いろいろな方々がいるのです。ですから、本当に困って収入がなくて払えない人もいますし、結構収入があっても払わないという人もいます。いろいろな理由をつけて納付をしないということなものですから、我々としてはよく世帯の状況を確認した上で対応するようにと私も言っていますが、その意味でいろいろな、全国では死亡している方もいますけれども、たまたま小樽市にはそういう方はいないと

ということでも安心しておりますが、いずれにいたしましても、状況をよく確認した上で対応してほしいというふうに思っています。

それから、義務教育の関係は、先ほど申し上げましたとおり17世帯ありますから、改めてこの世帯をもう一回訪問して、よく実態を調べた上で対応してもらおうというふうに指示しておりますので、近くまた結果が出ると思います。

それから、観光案内所の対応ですけれども、小林多喜二のことがわからないということであれば、これは問題ですから、場合によっては人をかえてもいいですから、きっちりやってもらいます。

それから、ボランティアの関係は、産業港湾部長から答えさせます。

後期高齢者の問題につきましては、これは制度発足以前から改定されたものもありますし、10月に改定するもの、それから来年の4月に改定するものという制度が変わってきておりますが、先ほど申し上げましたとおり今検討されているようですから、その状況をよく見ながら、問題があればまた要望していくと、そういうふうに思っております。いずれにしても、非常にこういうふうに頻りに制度改正されると、我々も事務方も非常に参っています。ほとんど毎日残業していますから、かわいそうなのです。ですから、一日も早く安定した制度にしてほしいというのが我々の気持ちです。

それから、給食サービスがさっぱり前に進んでいないというお話ですけれども、決してこのままではいいと思いませんが、なにせ小樽市の場合は非常に高齢者が多いわけですから、こういった方にどう対応していくかという大きな課題があります。すべて公費でやっているわけではありませぬので、自己負担もありますから、そういった問題もありますし、それから今ボランティアの方にかなりの部分をお願いしているということもあります。小樽市の場合は、給食の配布サービスとともに安否確認もやっていますから、この安否確認も非常に大事な話なのです。ですから、これをまずは先ほども申し上げましたとおり、地域をもっと全市的に拡大していく、そしてまたボランティアの方に協力してもらってやらなければいけないと思いますので、この点を重点的に取り組んでいきたいというふうに思っていますので、もう少し時間がかかるとは思いますけれども、取組を進めてまいりたいというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見越谷登志) 産業港湾部長。

産業港湾部長(磯谷揚一) 中島議員のボランティアの皆さんへのユニホーム代の関係の御質問でございますが、市が小樽観光誘致促進協議会の事務局を持っていた時代から、補助金という格好で協議会には出してありますけれども、これはあくまでもパンフレットの作成と、それから協議会が持つホームページの管理経費を対象にした助成でございます。その中にユニホームを支給するというようなことは対象にしておりませんでした。しかしながら、この観光誘致促進協議会のほうは、市のそういった助成金だけではなくて、パンフレットの内容を充実させるとか何かという意味もございまして、関係する企業からもいわゆる負担金だとかそういったものを集めて、それでつくっていたという経過がございます。ですからそういった総体で集まった収入の中から、協議会のほうとしてはボランティアの皆さんにユニホームの足しにさせていただきたいということで助成をしていたという経過があるというふうに聞いてございます。したがって、組織上、観光協会に一本に統合したわけでございますけれども、そういう意味から我々の助成金については、市としては同じものを対象にございまして、ユニホームについては観光協会のそういった全体の中でもって支給できる範囲で今までの9万円から3万円というふうにならざるを得なかったということで、市長が答弁させていただきまして、今の観光協会自体の財政状況の中では今までどおりということとはなかなか難しいのではないかと聞いています。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

8番（中島麗子議員） 再々質問です。

資格証の問題では、今の資格証の発行の仕方というのは、1年間保険料を滞納した世帯には、機械的に自動的に発行する、こういう仕組みですね。すべて納付相談をして実態を把握して出しているのかどうか、この点については私はそうではないと。国で決めたことだから保険料を滞納したら1年間で自動的に資格証が出ると。本人に会えなくても資格証を発行する、こういう事態について望ましくないと思うのです。どんな状況なのか確認して、これは資格証を発行する対象だという判断がされているのかどうか、この点についてははっきりお答えください。

給食サービスの問題ですけれども、そういう話は10年前からしているのです。対象者を増やす。地域を増やす。ボランティアを増やす。この10年間そういうところが成功しなかった理由があるのです。ボランティアといっても、地域の高齢者の方々が善意でやっているわけですから、なかなか拡大できない。それが理由で、この給食サービスが進んでこなかった。では次の手をどうするのかという段階が10年間ずっと続いているのです。ほかの市は、その10年間でさまざまな工夫をしながら進んできたのです。私は、そのことを検討するときではないですかという提案をしているので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝鷹） 資格証については、1年滞納があれば自動的に資格証を発行しているというふうには理解しておりませんので、そういうふうにお答えいたします。

それから、給食サービスは、確かに前からいろいろなお話を聞いておりますので、そう簡単に行く、すべて行政ができる問題でもありませんので、やはりいろいろ人の力をかりなければできないのです。ですから、そういう意味で力をかしてくる人、こういう人をたくさん探してほしいして、そして実行に移していくと、こういう段階を踏んでいきたいと思えます。

議長（見楚谷登志） 中島議員の一般質問を終結いたします。

高木教育委員長は、退席していただいて結構でございます。

（高木委員長 退席）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

9番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、観光問題についてであります。

本市の観光産業は、基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるに至っております。また、年間700万人を超える観光客が訪れる全国有数の観光都市として成長してまいりました。しかし最近の傾向では横ばいの状況が続いており、内容もさらに短時間の通過型観光が進んでいるため、今後の小樽観光が懸念されるところであります。初めに、この点についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

観光の経済効果の推移と現状についてであります。

平成12年度と平成16年度の調査結果によりますと、年間観光総消費額は約1,351億円から約1,319億円になっており、これに経済波及効果を加えた総売上高は約3,046億円から約2,668億円であり、約378億円の減

となっております。これらの要因についてお示してください。

また、最近の状況はどのように推移しているのか、特徴や消費額、効果などの現状についてお答えをいただきたいと思います。

観光都市宣言についてであります。

昨年第2回定例会の代表質問の中で、この観光都市宣言について大きな意味と重要性を感じ、質問をさせていただきました。そのときの御答弁では、できるだけ早い時期に宣言をしたいという内容でありました。改めて伺いますが、この観光都市宣言の経緯と背景及びその意義についてお示してください。

観光都市宣言の素案にあります「今こそ」の副題は、極めて重要なキーワードであり、これからの観光に対する姿勢に反映をさせていかなければ意味がありません。宣言については、小樽市全体でオール小樽で取り組むことが必要と考えられます。いつどのように観光都市宣言を行おうと考えているのか、市長の決意も含め、お答えをいただきたいと思います。

また、できるだけ多くの市民に知っていただくことも必要と考えます。PR、周知についてどのように検討されているのか、お答えください。

観光基本計画についてであります。

平成18年、小樽市観光基本計画が策定されました。キックオフ宣言をした後に具体的な計画の確実な実施が重要であります。そこで何点が伺います。

1点目ですが、時間消費型観光の推進の施策であります。

先ほども述べましたが、小樽観光の滞在時間について、最近の旭山動物園のブームにより、以前より短縮される傾向があるようであります。運河周辺地区から外への広がりとして、新たな魅力ある観光資源の発掘、多様なニーズに対応するメニューの検討が求められておりました。これらについてはどのように検討されているのか、お示してください。

また、大きな課題である滞在型への増加対策も含め、お答えください。

さらに、観光情報提供ネットワークの拡充について、ガイド組織と観光案内所の連携を強化するとありましたが、具体的な対策はどのように検討されているのか、お答えください。

2点目に、おもてなし意識の向上の施策であります。

観光都市の共通課題でもある、おもてなし意識の向上が常に求められています。特に観光客に接する観光事業者などの関係団体の接客サービスの向上が求められています。先月、知人の個人タクシーに乗車する機会がありました。その中で観光客の女性グループを乗せたときに言われたことが印象的だったという話を教えてくれました。その観光客の方は、北海道内の観光地での印象として、「北海道の人は、人はいいと思うけど愛想がないね」という話をされたようです。つまり、接客サービスの内容であります。その運転手は、いつも気軽に観光客の方に声をかけていたので、そういう会話ができたとあります。小樽観光では、以前と比較して少しずつこの点はよくなっていると思いますが、キックオフ宣言以降、確実な推進が必要と考えます。リピーターの多い小樽観光にとって満足度の高いものを目指すに当たり、おもてなし意識の向上は大きな課題であります。これまで接客サービスについてのクレームやその対策、そして質的向上への取組について、今後の具体的な施策についてお答えいただきたいと思います。

次に、市民の観光に対する意識であります。

市民の観光意識は、平成15年度実施の小樽市民観光意識調査によりますと、市民の観光を通したまちづくりに対する思いは、次の内容であります。観光客に道を尋ねられたら「親切に教えたい」は9割以上が同意、「ボランティアガイドとして接したい」が3割、「穴場情報を教えたい」が7割弱なのであります。ただ、実際に観光とは隔たりに感じている方も多くあり、共通認識と市民への広がりが必要と考えます。

御当地検定などの工夫もされているところですが、さらなる市民との共通認識の向上にどのような対策を考えられているのか、お示してください。

3点目、港の活用についてであります。

最近、豪華客船誘致の積極的なポートセールスの展開があり、大きなクルーズ客船の入港が見受けられます。前年度と比較してどのように推移をしているのか、ポートセールスの特徴と効果についてお示してください。

また、これらの観光客の小樽観光に対する感想や要望はどのようなものがあるのか、お答えください。

さて、市民の観光客が気軽に海に親しめるウォーターフロントを創出するための整備対策が課題となっております。この点については、小樽港将来ビジョンに関連すると考えられますが、具体的な内容と今後の方向性についてお示してください。

また、港での多彩なイベントが施策として計画されておりますが、どのような内容があるのか、今後の予定や考え方も含め、お答えください。

さらに、物流機能と観光機能のあり方や共存の考え方について御見解を伺います。

4点目、国内外の観光プロモーションの推進であります。単一的なプロモーションではなく、多様なニーズに対する目的別を基本に、またターゲットを明確にしたプロモーションが必要と考えます。ホームページなどいろいろと検討されていると思いますが、今後の考え方と検討されている内容についてお示してください。

次に、観光に関連する社会教育施設についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に関連して、教育委員会所管である文化施設の市長部局への移行の考え方について、本年第1回定例会で質問をさせていただきました。まず、この点について、どのように検討されてきたのか、経緯とその内容についてお示してください。

観光に関連する社会教育施設の中で小樽市総合博物館、文学館、美術館は、小樽観光にとって重要な施設であります。それぞれの施設においては、館長を中心としていろいろな努力をされていると認識をしています。ただ、観光行政やまちづくりの観点から、これらにリンクした考え方や積極的、戦略的な協議については、極めて少ないと感じます。ゆえに単なる組織移行という問題ではなく、観光行政を含めて大きな観点で先ほどの協議の場が重要であると考えて以前も質問をしたところであります。この点について、観光に関連する社会教育施設、先ほどの3館について、それぞれどのような考え方をされているのか、今後の予定も含めお示してください。

また、全体観に立っての今後の考え方や方向性も含め、市長の見解を伺います。

次に、若年者の定住問題についてであります。

小樽市の若年者の人口であります。平成10年9月末と平成20年7月末との比較では、15歳から24歳までの人口が1万9,596人から1万2,055人と、約4割減少しております。少子化現象もありますが、大幅な減少傾向にあります。将来の小樽像を考えると、大変大きな問題であります。これらについてどのように認識をされているのか、市長の御見解を伺います。また、この状況の要因と傾向についても含め、お答えいただきたいと思っております。

次に、新卒者も含めた若年者の定住対策についてであります。本市においても、今までにさまざまな対策を検討し、施策を実施されてきたと思っております。これらの効果と今後の課題や考え方についてお示してください。北海道の若者は東京などの大都市圏をはじめ、他都市より道内に定着したいと考える傾向があると言われております。本市においても同様の傾向が考えられ、地元就職先があれば、小樽で仕事につきたいと思っている新規学卒者は多いと思われれます。ただ、実態は就職先の多くある大都市圏に集中している状

況であります。

さて、本市の状況であります。平成19年度小樽市内の高校、大学の新規学卒者の就職状況はどのようになっているのか、人数と地元の就職率についてお示してください。

次に、就職先である企業誘致対策であります。

本市では、企業誘致について、税制の優遇などさまざまな対策を検討されていると思いますが、最近の対策内容と、その効果についてお示してください。また、現状の課題と今後の考え方についてお答えください。

次に、産学官の協力体制についてであります。

最近のIT化時代とともに新たな起業家や新事業を検討する若者も見られる状況にあります。本市の最近の状況はどのようになっているのか、件数と内容についてお示してください。

また、起業のサポート体制や以前進められていた産学官の協力体制での商品開発や観光など経済産業にかかわる協力関係の拡充について、どのように考えられているのか、今後の考え方や展望も含め見解を伺います。

次に、家庭用の廃食油のリサイクルについてであります。

近年、環境問題の意識向上から、ごみの減量や資源化などが多く実施されるようになってきました。廃食油リサイクルは、他都市でも試験的に実施しているところもあり、道内では札幌市が平成18年10月から本格的に家庭用廃食油資源化促進事業がスタートをしております。この目的は、家庭からの廃食油の減量、資源化を目指し、リサイクルによりBDF（バイオディーゼル燃料）として使用することで、自動車の排気ガスによる大気汚染、地球温暖化の防止を促進するという内容であります。これらについてどのように認識をされているのか、市長の御見解を伺います。

現在、学校給食など、市関連施設で多くの廃食油が排出されております。これらについてはどのように処理をされているのか、年間の処理量や処理費用で主なものについてお示してください。

また、札幌市の廃食油資源化促進事業の関係で、これらの廃食油が産業廃棄物の処理から資源物として売却の動きもあるようですが、この点について内容も含めお答えください。

さらに、廃食油リサイクルであります。本市においても地球環境問題の課題として検討が必要と考えます。また、環境リサイクルを推進する行政のかかわりも重要であります。この点について、現状の課題や問題点と今後の考え方や方向性についてお答えください。

最後に、全国学力・学習状況調査についてであります。

昨年度から全国的に実施されておりますが、本年4月に行われたこの調査の結果が8月29日、文部科学省から発表されました。この内容によりますと、都道府県別の順位は、小学校6年生が46位、中学校3年生が44位で、昨年度と同じ結果となっております。まず、この結果についてどのように受け止めておられるのか、教育長の率直な御見解を伺います。

また、この目的と本市の実施状況についてお答えください。

本市の結果については、昨年度も全道とほぼ同様な傾向にあるとの教育長の御答弁でありましたが、今年度も同様な結果と予想されるところであります。これらの公表についてどのように考えられているのか、御見解を伺います。

さて、昨年度は、あおばとプランにある学力向上検討委員会から、この全国学力・学習状況調査の結果について、全体の傾向と指導上の改善点の指針が出されております。これについて具体的な対策はどのように検討され、各学校で実施されたのか、また保護者に対してどのような説明をされたのか、保護者からはどのような意見・要望があったのか、お示してください。

今年度については、昨年度の内容を点検し、新たな指針と対策の検討を考えられていると思いますが、これらについて教育長の御見解を伺います。

次に、あおばとプランの重点の1「確かな学力の育成」ですが、この中で基礎・基本の確実な定着という観点から、きめ細かな指導の充実の取組が計画されています。この取組で、基礎・基本の定着、「1校1実践」の実施と指導方法工夫改善連絡協議会の開催について、どのように行われてきたのか、それぞれの内容と各学校への影響についてお答えください。

また、これらについて課題や今後の考え方についてお示しください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光問題であります。平成16年度の観光基礎調査における観光総消費額に経済波及効果を加えた総売上高が平成12年度に比較して減少したことでありますけれども、市内から調達される観光関連産業の原材料の割合が低下したことにより、経済波及効果に影響を及ぼしたことが大きな要因であると考えております。また、最近の状況につきましては、平成16年度以降、同様の調査を実施していないため把握してはおりませんが、観光入り込み客数に大きな変化はないものの、依然として通過型観光から脱却できないことや、滞在時間がますます短縮傾向にあるとの現状を勘案しますと、総売上高については引き続き減少傾向にあるものと推測されます。

次に、観光都市宣言の経緯と背景でありますけれども、本市は昭和61年の小樽運河の整備完了を契機に、近年、年間700万人を越す観光客が訪れる全国有数の観光都市に発展しておりまして、今や観光は本市の基幹産業の一つと言えるまでに成長いたしました。こうした中で平成18年4月に策定しました小樽市観光基本計画では、観光振興にまちを挙げて取り組むことの意味表示として観光都市宣言を行い、観光都市小樽を市内外に広くアピールすることの必要性を明言しているところであります。また、昨年4月には、小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会との統合により、オール小樽での観光振興の推進体制が確立するとともに、本年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにより本道が世界的に注目されるなど、まさに今が小樽観光にとって新たなステップを踏み出すにふさわしい時期であると判断いたしました。このたび観光都市宣言を行うには、小樽観光のさらなる発展はもとより、本市のまちづくりに大きく寄与し、意義あるものと考えております。

次に、宣言を行う時期であります。この宣言につきましては、本市が観光振興にまちを挙げて取り組むことの強い意思表示であることから、オール小樽としての取組をより明確にするためにも、議会の皆様の御賛同をいただき、本定例会において決議案の決議をいただき次第、直ちに宣言を行ってまいりたいと考えております。また、市民への周知方法につきましては、広告塔への掲出や横断幕の掲示を行うとともに、市広報誌や「きらっと小樽」などの観光情報誌、観光ポスター、観光パンフレット、さらには市のホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて観光都市小樽の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、時間消費型観光の推進施策でありますけれども、現在、小樽観光プロジェクト推進会議において、既存の観光資源を効果的に活用するという考えの下に、具体的なメニューづくりを行っております。その中でも、滞在型観光への移行策として夜の魅力づくりを中心テーマに据え、即効性のある取組を検討して

おります。市といたしましては、6月からの奥沢水源地「水すだれ」を觀賞していただくために、水管橋を一般開放したほか、ブームとなっている「蟹工船」の作者、小林多喜二関連の施設をめぐるツアーや来ぶり百選を基に、おたる案内人を活用した新しい回遊コースの創出など、多様なニーズに対応する取組を進めることとしております。また、ガイド組織と観光案内所の連携強化であります。平成18年度にJR小樽駅内の観光案内所の運営をガイド組織にお願いいたしましたが、ガイド業務と案内業務の違いなどから、十分な効果を上げることができなかったという経緯があります。今後とも、将来的な案内所のあるべき姿や、機能充実に向けて観光協会と協議を進めてまいります。その中でガイド組織との協力体制について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、おもてなし意識の向上についてであります。まず接客サービスに対するクレームにつきまして、総体の件数としては特に多いという状況にはありませんが、これまでも苦情が寄せられた場合には、観光協会と一体となり、問題の解決に当たってきたところであります。また、質的向上への取組につきましては、例年、商工会議所が中心となり、商店街振興組合連合会や観光協会の協力を得ながら接客・接遇セミナーを開催しているところであります。市といたしましても、このたびの観光都市宣言を契機に観光関連団体との連携を図りながら観光事業者等に対する、より実践的なセミナーを開催するなど、接客サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の観光に対する意識の向上でありますけれども、本市におきましては、これまでおたる潮まつり、ポートフェスティバル、サマーフェスティバルなど、さまざまなイベントが民間レベルで実施され、これらの場を通じて市民と観光客が交流してきたことが市民の観光に対する意識を高める要因の一つになっているものと考えております。特に平成11年から開催されました小樽雪あかりの路では、年々たくさんの市民の皆さんがボランティア活動に参加されるようになり、このイベントを契機に、その後、観光ボランティア団体が組織されております。また、平成18年5月に開校した小樽観光大学校では、小樽の歴史や文化などの幅広い知識を有した地域に誇りを抱く市民や産業人の育成を目指し、おたる案内人検定を実施してきたところであります。これまで市民の方々を中心にマイスター18人、1級取得者123人、2級取得者112人の、あわせて253人もの方々が合格されておまして、このことは何よりも小樽市民の観光に対する意識の高さを顕著にあらわしているものと言えます。今後とも、観光関連団体と一体となり、おもてなし意識のレベルアップにつながる市民参加型イベント等の創出に努める中で、より一層の市民ホスピタリティの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船についてでありますけれども、昨年度のクルーズ客船の入港隻数は9隻で、今年度は10隻となっております。クルーズ客船の誘致につきましては、主に東京の船会社やクルーズ旅行会社を訪問し、小樽及び周辺観光地などをアピールするとともに、入出港時の歓迎体制や停泊中の歓迎行事、観光コースの提案などを行っております。その効果として、小樽港を起点に航空機とクルーズ客船を組み合わせた「飛んでクルーズ北海道」が今年度で3年目を迎え、1年ごとに1航海ずつ増加しておりますし、また8月31日に、にっぽん丸とばしふいっくびいなすの2隻が同じ日に寄港するなど、日本のクルーズ客船4隻すべてが今年小樽港に寄港しております。小樽観光への感想といたしましては、歴史的景観とまち並みはもとより、寿司などの食べ物やガラス製品などの土産品、さらには天狗山や祝津などの自然の美しさに満足されております。また、要望といたしましては、地元市民との懇談会や文化活動などの交流機会の提供や短い寄港時間で回遊できる見やすい市内マップの作成などが上げられております。

次に、海に親しめるウォータフロントを創出するための整備や対策でありますけれども、小樽港将来ビジョンでは、第3号ふ頭周辺や若竹地区周辺などのウォータフロント空間を交流・生活ゾーンとして位置づけており、これらの地区を中心に親水空間としての整備や活用に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、第3号ふ頭周辺については、小樽運河の浄化や小樽地方合同庁舎の建替えに合わせた周辺道路の整備など、ウォーターフロントの環境改善を進めております。また、港でのイベントや物流機能と観光機能のあり方についてですが、マリノフェスタ、花火大会などの海に親しむイベントや小樽港に寄港するクルーズ客船の船内見学など、関連イベントが年々増加しております。今後とも、市民や観光客の港湾活動への理解を深めながら、親水性を生かしたイベントの拡大に努めるとともに、交流空間として秩序ある利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、国内外への観光プロモーションでありますけれども、国内においては、道内の観光入り込み客の7割を占める道央圏からのリピーター対策が重要と認識しており、その意味から、札幌市手稲区をターゲットにした新たな取組として小樽ロングクリスマスなどの観光イベントのチラシ配布や、年末年始に向けて主に市内宿泊施設等を利用した忘・新年会プランの情報提供を行ってまいりたいと考えております。国外については、香港、台湾、韓国などの東アジア圏に対する積極的なプロモーション活動を継続するとともに、今後とも観光関連団体との連携を図りながら、新たに中国、極東ロシアなどに対してもプロモーション活動を展開し、一層の外国人観光客の誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光に関連する社会教育施設についての御質問でありますけれども、教育委員会所管の文化施設等の市長部局への移管につきましては、現在、教育委員会において検討をいただいている段階ですので、その推移を見て判断してまいりたいと考えております。また、総合博物館や文学館、美術館は、小樽の観光やまちづくりの観点からも重要な施設と認識しており、旧手宮線と分庁舎の接点の周辺整備などについても関連部局での協議を始めております。また、観光振興室と文学館の連携によりまして、11月から大手旅行代理店による小林多喜二関連のツアーが実現するなど、具体的な成果も現れております。今後とも観光、文化、まちづくりの連携による地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若年者の定住問題でありますけれども、まず若年者の減少につきましては、将来の本市の人口に大きな影響を及ぼすだけでなく、市内の生産力や購買力、さらにはまちの活力の面にも影響を及ぼすものと認識しております。また、若年者の減少につきましては、過去10年間の社会動態による傾向を見ますと、減少全体のおおむね40パーセントから50パーセントを占める状態であり、毎年500人前後の減少が続いております。減少の要因につきましては、複合的な要素があるため、一概には申し上げられませんが、少子化による減少のほか、本市の厳しい雇用環境から生活基盤を隣接する札幌市に求める傾向が強いのではないかと考えております。

次に、若年者の定住対策でありますけれども、これまでも雇用、住宅、子育ての各分野でさまざまな対策を講じてまいりましたが、急速な人口減少社会の影響などにより、残念ながら若年者の減少に歯止めをかけるまでには至っておりません。近年の小樽市における社会動態の実態を見ますと、札幌市の転出入の差による人口減少が圧倒的に多いことが課題として挙げられます。現在、手稲区とのさまざまな交流事業を進める中で、小樽の魅力をアピールしてきておりますが、今後とも札幌市域との交流を積極的に展開し、少しでもこのような状況を改善していきたいと思っております。

次に、平成19年度の市内の高校、大学の新規卒業者の就職状況であります。平成20年3月末時点では、高校は道外が71人、道内は107人、市内は141人で、地元への就職率は約44パーセントとなっており、同様に小樽商科大学の状況は道外が291人、道内が167人、市内が9人で、地元就職率は約2パーセントとなっております。

次に、企業誘致でありますけれども、まず企業誘致に係る優遇措置とその効果であります。平成18年制定の企業誘致促進条例によりまして固定資産税と都市計画税の課税を2年間免除することとし、平成18年度、19年度合わせて16件の申請があり、投資額は約80億円でありました。今年度は既に6社が工場等の

新築に着手又は完工しているほか、今後、1社の新築が予定されており、高い効果を上げているものと考えています。このほかにも、いわゆる企業立地促進法に基づき法人税の設備投資減税など、国による新たな支援策が適用されることになりました。

次に、現状の課題と今後の考え方ではありますが、昨今の原油、原材料の高騰などにより、企業の設備投資に対する意欲が減退することが予想され、進出計画を中止又は延期するなど厳しい状況となることが懸念されます。加えて、銭函工業団地及び石狩湾新港地域においては、通勤時間などの関係から必ずしも市民の雇用につながらないなどが課題となっています。今後、新規に立地しやすい環境を整えるため、市内中心部における空き工場の情報提供や操業環境のフォローアップなどを行い、市内中心部への誘導を積極的に進めてまいりたいと考えております。また、銭函や石狩湾新港地域につきましては、先ほど申し上げました企業立地促進法に基づき、誘致活動を推進し、立地した企業に早期操業を促すとともに、進出企業と地元企業のビジネス交流を促進するなど、地域経済の活性化が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、最近の新規開業による起業の状況ではありますが、個人と法人に区分される経営形態のうち、市では、法務局での商業登記簿を基に法人の新規開業について調査を行っております。この調査によりますと、平成19年度の市内における新設法人の件数は57件、主な業種としては卸・小売業が16件、製造業が12件、サービス業が10件などとなっております。

次に、産学官による経済産業に係る協力体制ではありますが、市といたしましても、これまでも地域経済の活性化を目的として東アジア・マーケットリサーチ事業や異業種交流事業などを産学官で推進するとともに、新規開業の相談があった場合には、小樽商大のビジネス創造センターや金融機関などとも連携を図りながら、開業に向けた支援を行っているところであります。産学官による協力は、企業にとって事業に必要な経営ノウハウや技術、情報など、自社にはない外部の経営資源を活用できるメリットがあり、既存事業の高度化、新商品の開発、さらには新たな市場の開拓などに有効と考えられます。このため、市といたしましては、今後とも産学官の取組を強化することにより企業活動を支援し、地場産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、家庭用の廃食油リサイクルについての御質問でありますけれども、初めに家庭から排出される使用済食用油、いわゆる廃食油の減量や資源化についてであります。廃食油のリサイクルは近年、環境問題に対する関心が高まる中で、札幌市をはじめ道内各地で既に実施されており、資源の有効利用のみならず、地球温暖化防止など地球環境問題の観点からも効果が期待できますので、本市においても取り組むべき課題と認識しております。

次に、市の施設から排出される廃食油についてであります。多量に排出している学校給食施設と病院給食施設について申し上げますと、学校給食施設では平成18年度の排出量は1万6,550リットルで、処理費用は14万8,554円であり、19年度は排出量1万6,500リットルで、無償での引取りとなっております。病院給食施設では、18年度の排出量は1,170リットルで処理費用は1万9,828円で、19年度は排出量1,116リットルで、こちらも無償引取りとなっております。また、廃食油リサイクルの取組が広がる中で、昨今においては原油価格高騰の影響などにより、事業所から大量に排出される比較的品质の安定した廃食油については、資源として有価で取引されるようになってきておまして、本市の学校給食施設においても、今年度から1リットル当たり33円で売却をしております。

最後に、家庭用の廃食油リサイクルの推進ではありますが、本市の現状における課題としましては、効率的な回収方法や安全管理の体制づくり、またバイオディーゼル燃料の製造を含めた安定的なリサイクルルート確立などが挙げられますが、廃食油リサイクルは本市としても取り組むべきものと認識しております。

すので、民間とも連携を図りながら、課題解決に向け、今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

最初に、教育委員会所管の社会教育施設の市長部局への移管についてであります。今年4月1日に施行となった地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び本年6月の社会教育法、図書館法、博物館法などの改正内容も含め、現在、教育委員会及び社会教育委員会議で検討を進めているところです。今回の改正では、文化・スポーツ行政は権限の特例により市長部局への移管が可能となりましたが、図書館、博物館等は従前どおり教育委員会の所管となっております。この法改正とほかの市の動向も踏まえ、社会教育委員会議において、移管した場合のメリットとデメリットについて検討をしております。10月に開催を予定しております次の社会教育委員会議において一定の考えをまとめ、教育委員会としての結論を出してまいりたいと考えております。

次に、観光資源としての社会教育施設についてであります。総合博物館においては観光的な要素も十分視野に入れており、希少で価値の高い鉄道保存車両に加えて、本年開催のクラシックカーフェスティバルでは1日で1,400人、ラジコンカーグランプリでは2日で3,300人の集客を得たところでもあります。また、文学館、美術館においても、伊藤整、小林多喜二、中村善策など、小樽出身の作家の作品が観光資源としても来館者から注目されているところでもあります。伊藤整の処女詩集から名づけられた冬の祭りである雪あかりの路も、市民と観光客の皆様に支えられて10年間継続してきましたが、これらの施設と作家及び展示資料を道内外の方々に知っていただくことが重要であると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査にかかわる北海道の結果の受け止めや本調査の目的などについてであります。文部科学省が公表した本年度の結果を見ますと、全国的に見て北海道の状況は教科に関する調査において昨年度と同様、かなり下位に位置しております。このことから、本市も含め、昨年度の調査結果を踏まえたこれまでの学力向上に向けた取組が、必ずしもよい結果には結びついていなかったことに危機感を持っており、重く受け止めているところでもあります。本調査は、教育委員会や学校がみずからの教育活動の成果や課題を的確に把握し、その改善を図ることや児童・生徒の学力や学習状況を把握して、学習指導や学習状況の改善に役立てることを目的としております。本市の実施状況は、すべての小学校6年生と中学校3年生を対象としており、調査を受けた児童・生徒数は1,959名で、全対象児童・生徒数の96.7パーセントとなっております。小樽市での調査結果については、昨年度同様、実施要領に示されており、序列化や過度な競争により調査の意義が失われることから、文部科学省の通知や道教委の指導も踏まえ、市全体や各学校の結果については公表はしませんが、結果を十分に分析し、指導していく上での改善点について各学校に示してまいります。

次に、指導改善の具体的な対策と保護者への説明や保護者からの意見・要望等についてであります。昨年度、本市では学力向上検討委員会を立ち上げ、ここで学力・学習状況調査の結果を分析し、指導改善のポイントを五つ示しました。各学校においては、これらの五つのポイントと自校の結果を基に、校内で検討委員会を組織するなどしながら、学力向上に向けた改善プランを作成して取組を進めております。また、保護者への説明については、校長からの学校だよりや保護者会などの場において課題や改善方策について説明し、御理解をいただいております。保護者からの御意見・要望については各学校から伺ってはおりませんが、各家庭に個人の結果を2年継続してお知らせしてきましたことから、今後、保護者の御意見も参考にしながら学校と家庭、そして教育委員会が協力して、学力向上に向けた取組をしなければなら

いものと考えております。

次に、今年度の結果を踏まえた改善策についてであります。この8月29日に調査結果が届いてから、市教委はこれまで5回、学力向上に向けた検討委員会を開催し、本市の状況について分析作業を進めているところであります。ここでの分析結果や指導に向けた改善点を整理し、10月上旬を目途に示す予定です。今回は2回目の調査でもあり、昨年度に学力向上検討委員会から示された指導上の改善点や各学校のこれまでの取組状況を詳細に分析し、どこに問題があったのか、何が原因なのか具体的に検証し、道教委からの資料も取り入れながら、より実効性のあるものになるよう作業を進めてまいります。

最後に、「1校1実践」や指導方法工夫改善連絡協議会についてであります。1校1実践とは、あおばとプランに示した1つ目の重点「確かな学力の育成」を図るため、実態に応じた各学校の取組であります。例えば、小学校では漢字や計算ドリル学習、朝の読書、中学校では朝自習やチーム・ティーチングによる補充的指導などが行われており、基礎的・基本的な学力の定着や学習意欲の向上に努力をいただいております。指導方法工夫改善連絡協議会とは、道教委からチーム・ティーチングを実践するための教員の加配を受けている小中学校11校が中心となって、その成果や課題を学期ごとに交流するものであります。ここでは11校がそれぞれ授業交流会をしながら、個に応じたきめ細かな指導方法などについて研修を深めております。また、その成果を実践事例集にまとめ、活用いただくよう、各学校に配布するとともに、学校経営交流会の場で紹介するなどしながら、その普及に努めております。しかしながら、実践の結果がほかの学校に十分浸透しない実態も見られますことから、各学校の取組をホームページなどに掲載し、広く保護者や市民に理解していただくとともに、指導方法工夫改善連絡協議会が行っている授業交流に他校の多くの教員が参加し、指導方法の工夫・改善がより確かなものとなるよう取り組んでまいります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 9番、高橋克幸議員。

9番(高橋克幸議員) 2点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、若年者の定住問題でして、先ほど質問のときも述べましたけれども、この10年間で4割弱の若者が減っているという、これを調べて私は大変驚いたわけです。それで、今までの定住対策は、やはり弱かったのではないかというふうに感じております。先ほど市長も言っていましたけれども、人口問題にも関係する、そして生産人口も減少するという中で、財政問題にも影響してくるということを考えると、これはもう小樽市の将来像を考えると、本当に重要な課題としてもう一度練り直すべきだというふうに私は思っております。その点で、今後のできるだけきちんとした方向性と、それから具体的な対策、少しずつでもやっていかなければ10年後、20年後、本当に厳しいというふうに思っていますので、もう一度この辺の御見解をお願いしたいと思います。

もう一点は、教育長にお聞きしたいと思いますが、先ほど教育長は調査結果について危機感を覚えたというふうにおっしゃいました。以前の報道でも、道教委の教育長も危機感を覚えたというふうにたしか発表されたと思います。ただ、昨年度実施した結果をある教員の方に聞いたことがあります。教育長のおっしゃったその危機感と学校現場の危機感といいますが、受け止め方、考え方がかなり差があるのではないかと私はそのときに感じました。ですから、今、教育長がおっしゃったその危機感というのは、どこまで実際の学校現場に反映できるのかというのが非常に疑問があります。そういう面で、なるべく具体的にお示しいただきたいのですが、これから教育長としてこの結果を踏まえてどうしていくのか、自分としてはどういうふうに進めていくのかという、その思いといいますが、考え方をぜひお聞きしたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 若年者の定住対策というお話ですけれども、先ほども申し上げましたとおり非常に非常に大きな問題です。就職の話で申し上げましたけれども、新卒者の7割、8割の方は地元で就職したいという希望を持っているのですけれども、実際には市内で就職できる人が50パーセントを切る、先ほどの数字で言いますと44パーセントです。したがって残った方は札幌なり道外へ行ってしまおうという状況なものですから、やはり何といっても若年者を地元にとどめるためには、働く口をまずつくるという、そこが一番だろうというふうに思っていますけれども、これはなかなか経済との絡みがありますから、そう簡単ではありませんけれども、いずれにしてもそういった視点でこれから取り組んでいくということが必要だというふうに痛切に感じております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 譲） 再質問にお答えいたします。

結果の公表等につきましては、連日新聞で書いてございますように、賛否いろいろあると思いますが、議員の御質問に対応しまして、私としては、その結果の公表うんぬんよりも、まずどういう状況にあるのか、それをきちんと分析することが第一ではないかと思っております。当然十分理解できているところは、それにさらに上積みしていくことでありますし、やはり何よりも、結果が結果でございますので、不足している部分の原因が何なのかというのをまずきちんと見極めまして、その後、それに対してどういうふうな対策を打っていくかという、その対策を明確に持ちながら、それぞれの教員に子供たちのために力添えをいただく、そういう方策にしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（見楚谷登志） 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時49分

再開 午後 7時10分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

3番（鈴木喜明議員） 第3回定例会の一般質問をいたします。

まずは、市立病院関連につきましてお聞きいたします。なお、財務内容につきましては、自民党の代表質問で佐藤議員から行っておりますので、私は地域医療の観点からお聞きいたします。

平成13年11月に発せられた医療制度改革大綱の診療報酬の項で、「診療報酬体系の基本的な見直しを視野に入れつつ、包括払いの拡大、大病院等の診療報酬の取扱い、かかりつけ医と病院の連携、公私の医療機関の機能分担等について検討を急ぐ」とありました。この答申を受け、14年には診療報酬本体1.3パーセント、薬価・医療材料1.4パーセント、合わせて2.7パーセント、18年にはそれぞれ1.36パーセント、1.8パーセントと合わせて3.16パーセントの減額となりました。このことによる診療報酬の削減は約1兆円であり、国の医療費削減効果は2,390億円となりましたが、この国の医療費総額抑制政策等による医療機関を取り巻く状況は、市立病院のみならず市内の医療機関にも多大なる経営不安を与えてきました。実際、全国の病床数で比較しますと、13年は病床総数164万6,797床、うち一般病床数99万4,315床、療養病床27万2,217床、18年には病床総数162万6,589床、うち一般病床数91万1,014床、療養病床数は35万230床となっております。すなわち5年間で総病床数は若干の減少を見たものの、ほとんど変化せず、我々がけがや病気で

入院する一般病床が約1割減り、その分療養病床へ移行しているという現状です。このことは、一般診療では医療点数が稼げず、収入の安定が図れる療養型に転向しているということです。また、その療養病床も、医療保険でのコスト高により削減され、国の施策として介護保険施設への吸収を余儀なくされています。以上の状況からも、官民間わず中・大規模病院の再編は当然の流れと言えます。

平成15年6月に出された新市立病院基本構想の概要の中で「新市立病院は、地域中核病院として地域完結型医療の提供を目指し、地域医療連携担当を設置しオープン病床を確保することにより、地域医療連携の中心的な役割を果たします」とあります。当時、病床数は493床の構想でした。16年10月に出された新市立病院基本構想の中でも、地域医療連携について触れておりますし、17年11月に出された新市立病院基本構想見直し結果の中にも「現在、地域医療においては、医師確保や病院経営の困難さなどから、連携による医療資源の効率的な活用が求められており、また、新市立病院においても、大幅な病床削減が行われることから、市内あるいは近隣の医療機関などとの連携が不可欠となっています。医療連携といっても一朝一夕にできるものではないため、今後、なるべく早い時期に医療連携室を立ち上げ、他の医療機関の連携室などと情報を共有するなど、地域医療連携の推進に努めることとします」とあります。小樽市として早くから地域医療連携をうたい、今も新市立病院に対するその基本姿勢は変わらないものと考えます。また、現市立病院にも、その実現に向け導入できることは、新市立病院建設を待たずして行い、公立病院改革プランにも明記すべきと考えます。

しかしながら、先月、先々月、その医療連携の中核である市内の公的3病院、すなわち北海道済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽掖済会病院の各院長にお会いしてきました。3院長が口をそろえておっしゃっていたことは、平成15年6月に出された新市立病院基本構想概要の説明を受けたとき、地域完結型医療を目指し、地域医療連携を掲げてはいるが、診療科目、病床数にかんがみると、市立病院一病院完結型を目指し、我々との連携を考えているとはとても思えないという印象だったとお聞きいたしました。また、総花的な診療科目で、今後の医師確保の難しさからも、このプランの困難さを直観的に感じ、市との基本構想に対する説明会の中でも、診療科目、病床数、今後の医師確保などについての問題点は進言したが、取り上げられる雰囲気でもなかったともあります。また、当時、いずれは市立病院との連携の必要性を感じつつも、自分たちの病院の経営で手がいっぱい、市から呼びかけもなく、そのままになっていたとあります。しかしながら、現在、市内3公的病院とも、前項で述べた診療報酬抑制の余波のみならず、医師不足による診療科目の閉鎖、看護師不足による看護体制維持の難しさなど、直接経営を圧迫する問題が起こっています。そして、既存の市立病院の必要性と新市立病院に寄せる大きな期待があります。特に新市立病院で掲げている三本柱、脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療、がん診療は、今後の小樽地域完結型医療には欠くことのできないものとの認識で、これに付随する内科、外科についても当然、経営安定のためにも持つべきだとの御意見でございました。

しかし、小樽を一つの医療地域とみなした場合、一部は重複するにしても市内個人病院で対応可能な診療科目、公的3病院に任せる診療科目、みずからが担う診療科目とおのずと選別されるわけで、小樽市民の皆様も市立病院に何でも求めているのではなく、小樽地域としてのどんな病状にも不足なく高いレベルで対応してもらえる地域医療を望んでいるわけです。今回、このタイミングでの新市立病院建設中断にかかわる公立病院改革プランの策定並びに再編・ネットワーク化協議会の設置は、市内3公的病院の院長の皆さんにも、そこに寄せる期待、すなわち真の意味での市立病院が基幹病院の役割を目指し、高次医療を担い、地域全体で市外流出の患者数を減らし、それぞれの病院が財務内容の改善を図れるということです。残念なことに、4回行われた同協議会も、最初の2回は入り口論、3回目にしてやっと核心に触れてきたと聞きます。これからというときに4回目でまともに入ったと聞いております。ガイドラインの策定のた

めとはいえ、この4回のみでは、あまりにもおざなりだと言わざるを得ません。また、小樽市が言い続けてきた地域医療連携が実現できると思えません。

市長にお聞きいたします。

前段で触れた国の医療費総額抑制政策で、現市立病院が受けた影響とは何でしょうか。

また、その対応として、どうしてきましたか。

現市立病院や新市立病院が目指す地域医療連携とは何ですか。

また、具体的に地域医療連携について、過去のプロセス、現在の状況、これからの計画についてお聞かせください。

また、このたびの再編・ネットワーク化協議会の中で公立病院改革プランに盛り込む診療科目の再編、病床数等につきまして市立病院と3公的病院との連携の具体案がありましたらお知らせください。

これはお願いですけれども、今後の再編・ネットワーク化協議会のより有意義な運営と存続をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

また、市内医療連携では解決することが難しいと思われる事項として、小樽・後志唯一の結核病床休床の状態が生じました。自治体病院だからこそ維持できると言われている結核診療ですが、近年の結核患者の微増傾向は全国的にも懸念されるところでございます。今回、市立病院の結核病床休床の決定は、市民の皆様にも不安を与えているようで、休床による影響と今後のお考えを聞かせてください。

市立病院につきまして、別な角度からもう一つ質問いたします。先ほどの医療を取り巻く現状の中でも述べさせていただきましたが、看護師不足の問題です。

先般、市立小樽病院高等看護学院のほうへ出向き、現状の看護師を取り巻く社会状況をお聞きしてきました。要約しますと、現在、看護師は不足している。ただし、資格を持ちながら働いていない看護師も相当数いる。看護学校の難易度や少子化を考え合わせると、今後も大幅な増員は見込めないとのことでした。看護師不足解消の手段としては、もちろん現在働いていない看護師の再就職促進が一番とは思いますが、幸い小樽市には高等看護学院がありますので、お聞きいたします。

過去3年間の高等看護学院の卒業生数と就職状況をお知らせください。

また、入学金、授業料、過去3年間の収支をお知らせください。

平成16年第3回定例会の市長答弁の中で、「看護師養成については、4年制大学への移行が近年の大きな流れであり、その動向を十分に見極めなければならないと考えております」とのお答えがありました。現在は高等看護学院についてどうお考えか、お聞かせください。

先般、新聞報道で、経済連携協定（EPA）に基づきインドネシアから介護福祉士候補と看護師候補の第1弾、計205名が8月7日来日との記事がありました。北海道ではどこも受入先として名乗りを上げていないそうですが、今後フィリピンとのEPAも始まります。そうした中、小樽市として過去にこの制度を検討したことがありますか。

また、受入れ施設として現市立病院は可能なのか、制度の簡略説明とともにお示しください。

国際都市を目指し、今後、充実した地域医療実現のためにも、また団塊の世代が移住先の重要な条件として挙げるのが医療機関の充実と老後の福祉環境とのことですが、リタイア組の移住促進の観点からも、このような制度を市立病院として利用するつもりはありせんか。

次に、前項で移住促進の話をしました。移住者が移住先を選定する基準要素として、医療機関などの充実ともう一つ、安価な居住用住宅のあっせん・取得が可能かなどがあります。そこで、平成19年第2回定例会の一般質問の中で、住宅問題について触れておりますので、その後の経過について確認させていただきます。

私は、昨年の第2回定例会の一般質問で「小樽の高校生、大学生、20代、30代の若者は、将来に対して不安を募らせている。私たちは、この大好きな小樽に住んでいられるのだろうか。家庭を持って子供を育てていけるのだろうか」とお伝えしました。その際、地域が抱える空き家を調査し、市外への人口流出防止策として若い世代が安価な住宅を賃借できるよう、また移住者向け対策の一環として、空き家の活用を市が主体的立場で積極的にかかわってはいかがでしょうかと提案させていただきました。答弁で、空き家バンクの制度の立ち上げというものについて、これから検討していきたいと市長は述べられています。

そこでお伺いいたします。その後、市内全域での空き家の調査はされましたか。今後、空き家に関して新たな調査項目がありましたらお知らせください。

また、空き家の活用策についてもお尋ねしています。その後、どのような形で活用をお考えなのか、お聞かせください。

最後に、カジノ構想についてお聞きいたします。

市長は、前回の第2回定例会の我が会派のカジノ新法に関する質問で、合法化されるのであれば前向きに考えていいのではないかという旨の答弁をされました。自民党をはじめ全国各地において、法制度や勧誘に向け研究や検討がされているところではありますが、と博という性格からさまざまなデメリットが指摘されている半面、小樽市民の皆さんの中から、「カジノ構想の実現が停滞した小樽の地域経済活性化や市中の景気浮揚につながるはず、どうなるの」との意見が寄せられています。小樽市として誘致に対してどのような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

また、先般、新聞報道において商工会議所などの民間が主導し、市民の間でカジノ誘致に対して論議をしようとする小樽における取組が紹介されていましたが、小樽市としてカジノの特別法が成立するまで具体的な行動を起こさないつもりなのでしょうか。法が成立してから準備を始めるのでは、先行している他都市の誘致活動からかなり出遅れることになると思いますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市立病院についての御質問でありますけれども、まず医療費総額抑制政策の市立病院への影響でありますけれども、平成14年度から18年度にかけての診療報酬改定では、薬価や診療材料の引下げのほか、画像診断や検査、透析など診療報酬本体での引下げなどが直接診療報酬への影響がありますし、高齢者の自己負担引上げなどについても影響があるものと考えております。その対応としましては、薬価や診療材料費の引下げに対しましては、積極的な価格交渉により納入価格の引下げに努めてきたところであります。また、平成18年度の改定で新設された7対1入院基本料を算定すべく、看護師の勤務体制や平均在院日数を下げるなどの条件整備を行い、第二病院は18年6月から、小樽病院は18年10月から、道内自治体病院の中ではいち早く7対1入院基本料取得を実現し、対応したところであります。

次に、地域医療連携についてでありますけれども、地域医療連携の目的は、市民の命と健康を守るため、市内の医療機関相互の連携を深めて地域完結型医療を目指すものと考えております。小樽病院では、昭和44年に全国初のオープン病棟を開設し、高度な医療機器、検査機器や看護体制を市内の開業医の皆様へ御

利用いただくなど、地域連携の先駆的な取組をしてまいりました。また、平成19年4月には両病院に地域医療連携室を設置し、市立病院と市内や後志地区の医療機関との間で患者の相互紹介を行っているところであります。今後の医療連携につきましては、現在、改革プランの視点の一つである再編・ネットワーク化を検討する中で協議会を組織し、市立病院のあるべき姿、市内の公的病院、診療所との役割分担や連携について協議を進めているところであります。

次に、再編・ネットワーク化協議会でありますけれども、9月11日に行われた第4回目の協議会において、短期間では結論を得ることが難しく、第1段階として地域医療の現状や課題を整理し、両市立病院の当面の方向性について中間報告をまとめることにしたと聞いておりますので、近いうちに提出していただけるものと思います。その上で同協議会を継続し、第2段階として再編・ネットワーク化の方向性や連携の具体的な方策などについて、引き続き協議することで意見が一致したと聞いておりますので、今後とも同協議会を存続し、さらなる議論をお願いしたいと考えております。

次に、結核病床の休床による影響と今後の方針であります。結核を担当する呼吸器科の医師が今月末で退職し不在になることから、当面の間、休診せざるを得ない状況となっております。今後、市内、後志管内で入院が必要となる患者が発生した場合には、札幌市内の結核病床を持つ病院への受入れを依頼することになります。また、結核病床を持つ病院は、後志二次医療圏で唯一小樽病院でありまして、小樽病院が果たす役割も大きいことから維持すべきであると考えておりまして、北海道とも協議を行っております。今後、病床の再開に向け、医師確保に努力をしてまいりたいと思っております。

次に、高等看護学院でありますけれども、平成17年度から19年度までの3年間の卒業生数は延べ86名になります。卒業生の就職状況であります。市立病院に就職した者が37名、札幌を中心とする道内に就職した者が34名、道外へは4名が就職しております。このほか保健師、助産師等の資格取得のため進学した者が11名となっております。

次に、高等看護学院では、現在、入学金の制度はなく、授業料は一月1万円となっております。学院の収支状況でありますけれども、各年度とも主な収入は授業料及び受験料でおおむね1,300万円であり、支出については学院職員の給与費、院外の講師への謝礼、教材費、施設管理経費でおおむね7,300万円となっており、これらの支出額を授業料などの収入額で賄えない分を交付税で措置される一般会計からの繰入金をおおむね6,000万円をもって収支均衡を図っております。

次に、学院の4年制大学への移行であります。近年の医療の高度化に対応するため、看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での教育に移行していく流れが本格化していることは認識しております。一方で、地域医療を実践する上で、看護師を継続して確保していくためにも、大学に一律に限定せず、多様な看護師養成の場が必要であるとの議論もあり、本市の高等看護学院の必要性は高いと考えておりますので、当面は現行の3年制の養成施設として存続をしていきたいと考えております。

次に、インドネシアとの経済連携協定に基づく看護師の派遣制度でありますけれども、これはインドネシアと日本との経済活動の連携強化の観点から、我が国ではこれまで外国人労働者の受入れを認めてこなかった看護師について、2国間の協定に基づき特例的に受入れを行うもので、インドネシアの看護師資格者が日本で就労しながら、3年間で日本の看護師資格を取得し、就労できるようにする制度で、受入れについては厚生労働省の外郭団体である社団法人国際厚生事業団で行っており、首都圏を中心に受入れ施設が決まったと聞いております。この制度について本市では、これまでその検討をしたことはありませんし、言葉の問題など現実の対応が困難であり、現時点ではこの制度を利用する考えは持ってありません。

次に、空き家の活用についての御質問であります。初めに調査についてであります。これまでも消防本部や建設部では一部の空き家については把握しておりますが、市内全域を対象にした調査については

未実施であります。そのため、今年度と来年度の2か年の予定で、地域再生チャレンジ交付金により空き家の実態を調査し、位置やその状態をデータベース化することとしておりまして、今年度の予算につきましては本定例会に補正予算として提案したところであります。

次に、空き家の活用でありますけれども、庁内関係部局で構成する空き家対策庁内連絡会議において、移住者の居住やまちなか居住の促進などに活用すべく検討を行っているところであります。

次に、カジノ構想についての御質問であります。初めにカジノ誘致に対する考え方ですが、我が国ではカジノは刑法により明治期から現在まで一貫して非合法な博として禁止されていますが、近年、先進諸国においては、楽しい雰囲気の中で時間を過ごすというエンターテインメントの一つとしてとらえられています。日本を除いたG8各国をはじめ140か国を超える国がカジノを合法化している点を見ても、もはや国際観光のグローバルスタンダードになりつつあるのではないかと考えられます。現在、国内では、特別法の制定や誘致に向けての活動が高まっており、立法化された場合においては、観光資源として地域経済の活性化の可能性を秘めているものであり、国際観光都市小樽としても誘致について積極的な検討をすることに値するものと考えております。

次に、カジノ誘致活動を始める時期でありますけれども、現在、小樽商工会議所を中心とした民間レベルにおいて、カジノ誘致に向けた検討組織を立ち上げ、市民の意見を聞き、議論していこうとする動きがありますが、市といたしましても、その検討の場に参加をしていきたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 3番、鈴木喜明議員。

3番(鈴木喜明議員) それでは、再質問をさせていただきます。

こちらはお答えをいただかなくても結構ですけれども、空き家の問題ですけれども、やはり私が住んでいる地域にも本当にぼろぼろというか、かなり危険な空き家がいっぱいあるということもあわせて、何とか早い実施といいますが、そういう具体案のほうを進めていただきたいというお願いでございます。

あと、カジノにつきましても、お答えは要りません。と博という性格上、賛否両論があるのはわかっております。しかしながら、この小樽で本当になかなか経済活性化が進まない中で、ひとつ大きな起爆剤ともなり得るものについて、やはり真しにいろいろ情報を集めて、なおかつ、できるできないも含めまして論議をしていくということをお勧めいたします。

それと最後に、これは質問でございますけれども、ただいま市長の御答弁の中で、再編・ネットワーク化協議会が継続されるというお答えをいただきましてありがとうございます。これは大変評価しております。そういった中で、私もこの再編・ネットワーク化協議会につきましては、やはりこれから市立病院や小樽の地域医療ということの観点からしましても、重要な会議であろうかというふうに思っております。それで、その会議から後ほど中間報告をいただけるというお話だったので、たぶんその会議の内容はまだあまりまとまっていないのかというふうな思いはあります。しかしながら、その会議の中でこういうのがあったとか、こういう議題でお話が上っていたとか、そういう参考になる意見を多少でもお知らせいただければというふうに思っております。この点につきましては、副市長が再編・ネットワーク化協議会の委員長ということですので、ぜひとも参考になる意見等がありましたら、生の声として二、三、お聞かせ願いたいということでございます。

それから、できましたら、今後のスケジュールをもうちょっと具体的に言っていただければということで、再々質問はいたしません。ほかの答弁につきましては各委員会で行いますので、御答弁をよろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 副市長。

副市長（山田 厚） 再編・ネットワーク化協議会の委員長ということで4回会議を仕切ってきましたけれども、まず基本的に議員が御質問の中でお話しをされていたように、院長とお会いになった際のお話にもあったとおり、基本的なスタンスがどうしてもそこにございましたものですから、私どもが今回の協議会をスタートするに当たって、基本的には地域医療の現状や課題を話し合っ、市内の診療所や病院の役割、そして現状の小樽病院の役割と申しますか、それと相互連携というものを改めて再編・構築してネットワーク化をしていくためのいろいろな御意見を賜りたいという趣旨で開いたわけですが、どうしてもやはり新しい病院のスタンスがどうなるのかということに、議論が先行して進みましてものですから、今回の再編・ネットワークというものをつくり上げる、いわゆるガイドラインに沿った改革プランをつくるという趣旨からすると、新病院をどうするかという議論をここでされても困るという話をするなど、第1回目、第2回目はいろいろな話で終始いたしましたので、最終的に4回やった部分で当初の目的といいますが、考えていたような内容で時間的な問題を含めて整理しきれなかった。それで、やはり発言の中で、特徴的と申しますか、感じたのは、たくさん御議論がありましたけれども、いわゆる今回の切り口というのが総務省が出している切り口なわけですから、旧自治省でいわゆる自治体の財政の健全、なかんずく病院を持っている自治体がとりわけ赤字ということなので、医師不足ということも相まって地域医療というものを直視して、自治体病院の役割というものをきちんと整理して、自治体の健全な経営をするというのが切り口にありますので、どうしても地域医療という立場でいけば、監督官庁的に言うと厚生労働省から地域のこの疲弊した病院問題をどうするかという議論があるべきでないかというのが、ある程度内在しながらの議論かという感じはしました。

したがって、公的病院についての悩みとしては、いわゆる自治体病院もそうかもしれないけれども、経常収支を黒字にするというのがやはり民間病院としての使命だという、これがまず第一にあって、そういう中で現在の診療報酬なり、医療環境を取り巻く医師不足等の問題は、やはり民間病院にとって大変大きな問題なのだ。それを単に公的病院がこういう状況なので役割分担をするという話を持ってこられても、いわゆる順序としては、市立病院なり、小樽市が地域の医療をどうするのだという、こういうことスタンスをきちんと示しながら意見を求めてもらわないと、我々にいろいろな意見を求めて、それに基づいて市立病院を何とかしようなんていうのは、ちょっと順番が違わないかというのが最初に話としてございましたので、そういったことを整理しながら、少なくとも現状認識とか課題というものだけは、まず共通項にしようではないか。そして、当面、小樽病院がこういう現状なので、ここ数年間はこういう形で頑張らせてもらうというような案を示し、お互いに了解点と申しますか、そういうものを探りながら何とか4回目で、今、内容精査を最終的にして、近々市長に報告させてもらいたいというふうに思っています。

したがって、御質問にあったように、具体的にどこの科をどうするか、病棟をどれだけ振っていくとかという、極めてシビアな問題ですので、協議会でまともに、どこどこ医院の院長が、私がそれをやります、あれをやりますなんていう話にはちょっと難しいというふうに私は認識していますので、一定程度これから市長とも相談をして進めなければならないと思いますけれども、いわゆる経営主体の考え方は、北海道済生会小樽病院であれば、前に言ったように、いわゆる恩賜財団済生会のほうの考え方と申しますか。ですから、院長と議論するというのも必要ですが、経営する母体の考え方としてどういう方向で地域の病院として考えてられるのかというあたりも含めて話し合いをしながら、そういうことをして協議会というものを、お互いに表舞台でまた議論をしていくという、このような話を私としては考えていますので、今後のスケジュールについては具体的にいつ何をするかというよりも、ただ改革プランのリミットという意味では、今回やりました内容について具体的に今回の中で報告をするということで、道

なり国のほうには間に合いますといいますが、それで、次にどうするかということを書いていなければならぬので、少なくとも1年以内には具体的にネットワークというものをこういうふうにするというものを一定程度方向づけしなければならないというふうに思っていますので、ここ1年以内には今申し上げたような具体の部分については、つくり上げたいというふうに思っているところでございます。

議長（見楚谷登志） 鈴木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

5番（大橋一弘議員） 堺町通り周辺の観光活性化について質問をいたします。

本年4月に大分県日田市の豆田地区を視察いたしました。平成16年に重要伝統的建造物保存地区の指定を受けました。江戸時代の幕府天領として筑後川水運の中心地と栄えた豪商の建物が残っている、近年評判の観光地です。長く重要伝統的建造物保存地区の指定を希望しておりましたが、商店街の中心が駅前に移り、家屋の取壊し等で保存状態がよくないということで指定が遅れておりました。平成4年に都市景観条例を制定し、まち並み保存の助成で改築した家屋は40軒に上り、16年ようやく指定されたものです。観光客も昭和50年代はゼロ人であったものが50万人に増加しております。繁栄、没落、古いまち並みを生かして急速に観光地化と、小樽と似た歴史をたどっていますので、興味を持ち、視察をいたしました。日田市の木工品、農産物等、地域の特色を持った土産の多いことに感心しましたが、狭い道に観光客があふれ、その間を車が行き交う様子は、まさに十数年前の堺町の道路状況でした。

堺町通りは、平成9年7月に一方通行化され、歩行者中心の道路整備がなされました。先日、平成9年の住宅地図を持って堺町通りを歩きましたが、地図が80パーセント役に立たないほど変ぼうをしております。歩いてみてわかったことは、自分は堺町通りの現況をあまりにも知らなすぎたということであります。道内観光も団体旅行から個人旅行へ変わりつつあると言われますが、土産の目玉であったカニの高額化、すし店の乱立による小樽のすしブランドの魅力の低下が顕著とされる中、他の観光地と比べますと、客の体験型工房を持つ店の多いこと、菓子店がそれぞれの特色を出していること、若い女性向きのアクセサリー店が増加していることなどがよい点と感じられますが、ただ、いかにも無国籍というか、小樽としての主張の薄い店が多いように思います。堺町通りの商店主の中には、売上が昨年比七、八パーセント落ちているとの声もあり、店の入替えも激しく、民芸風バラックとも言われている簡易型店舗も増えております。堺町通り周辺の今後の観光活性化を考える上で基礎となる事項について、13点お尋ねいたします。

堺町通りの出店者は何店でしょうか。

その中で職種の分類を飲食店、水産物販売、菓子販売、現地での客の製作体験を伴う販売、その他の販売とした場合のそれぞれの店舗数は何店でしょうか。

本店が小樽又は経営者が小樽市民の店舗数はどうでしょうか。

大手の店で経営本体が他市町村にある店の数及び店名、本店所在地を教えてくださいたいと思います。

堺町通りの商店の売上が市内経済とどのような関係にあるか、お尋ねいたします。

売上の調査、景気動向等、出店者から定期的に聞き取りをされているでしょうか。

また、市内で生産されているもの、出荷されているものはどのようなものが販売されておりますでしょうか。物販では、メロンやアクセサリー、土産物等、多くの割合のものが市外から仕入れられていて、市内経済の底上げに余り寄与していないようにも思えますが、いかがでしょうか。

総従業員数は、概算で何名ぐらいでしょうか。

通常の商店街であれば、役員、リーダー等人材の姿が見え、発展、運営等、協議の一定の形がわかるも

のですが、堺町通りについてはよくわかりません。商店街としての意見を集約又は運営を協議するような商店組合、町会のような組織はありますでしょうか。過去に商店街の有志を集めて協議するグループを結成しようと観光協会の中で声がけをしようと考えたが、店長といえども従業員として第一線で販売しており、時間がとれないこと等で実現していないと聞いております。堺町通りの発展を検討していくグループを組織することはお考えでしょうか。

経営者が小樽市民の場合は、北一硝子、大正硝子、利尻屋みのやのように商工会議所、中小企業家同友会、青年会議所等を通じて市内経済活動にも参加いただき、小樽のリーダーとしても活動いただけますが、小樽以外の経営者の場合には、何ら接点のないケースが多いと思います。中心部で経済活動をしているのに、その会社を市が十分知らないことは、いろいろ支障が予想されるところであると思います。そのような経営者への働きかけをしていく考えはありますでしょうか。

あと3項目お聞きします。

小樽市民が経営する店を増やす方策あるいは繁栄させるための経営支援策は考えていますでしょうか。

過去にごみ収集、歩道の雪の始末で近隣とのトラブルもあったと聞いていますが、現在、あの地区で市に要望されていることはありますか。

最後に、近年の出店で目立つ店があれば、その内容、店名等をお教えてください。

安全・安心の小樽公園についてお尋ねします。

小樽公園の整備構想及び公園内のバリアフリーを進めることについてお尋ねします。

小樽公園は、花園公園と呼ぶ市民もありますが、明治時代より市民の憩いの場所として愛され、そこからの港の眺望は、多くの画家によって描かれてきました。近年は、木が大きくなりすぎ視界が遮られ、またマンションが目の前に立ち、心ある市民から、市は何をしているのかとおしかりを受けたこともありました。9月にはこどもの国の遊具の寄贈と多目的広場の使用開始となりました。

まず、今後の整備のスケジュールはどうなりますか。

また、整備により、現在の小樽公園と違う特色はあるのでしょうか。

16年ほど前、視覚障害者の方々から、自分たちが安心して歩ける公園が欲しいという要望を受けました。公園整備構想が出たとき、バリアフリー化を目指すと言いましたので、その方々に「散策しやすい公園をつくると言っていますよ」と伝えました。今は、その言葉が間違いを伝えてしまったのかと疑問も感じております。現在は、球場、グラウンドで行事のときには園路上に車がびっしり駐車し、その間を通行する車も多く、見通しも悪く大変危険なものとなっています。車いすで外出する人も増えている時代に、バリアフリー化を目指す公園整備の方針の中で、市の代表的な公園の中心部を車が走行していることは、他の都市でもあまり例のないことと聞いております。今も園路の一部を歩行者専用にしています。こどもの国の隣に住宅があることを考えますと、体育館からこどもの国までの区間の車の通行を禁止してほしいと思いますが、いかがですか。

また、路上に駐車できない分、ますます駐車場所が不足しますので、旧東山中学校のグラウンドを駐車場とすることを検討していただきたいと思います。整備計画を持つ今こそ市民公園にふさわしいものをつくっていただきたいと要望いたします。

伍助沢の旧廃棄物処理場についてお尋ねいたします。

桃内の旧廃棄物最終処分場に移転して8年になりますが、排水の処理は継続されております。何年間、排水の浄化を続けることになるか、明快な見通しがつくものなのかどうか。

また、処理場建設に地元の同意を得る中で、廃止後の跡地利用について有効活用を約束したと聞いておりますので、伍助沢の住民の方々からどうなっているのかという問い合わせもいただきますので、以下、

質問をいたします。

処理場の年間の経費は幾らでしょうか。

平成12年、埋立終了前の処理原水の水質と現在の水質の変化はどうでしょうか。

処理場はいつまで稼働すれば国の廃止基準の水質になると考えていますでしょうか。

廃止基準に達しない中で跡地利用計画を立てることは法律上、可能でしょうか。

赤茶けたむき出しの地面もここ数年、雑草に覆われ、一部ではカラマツも自生してきています。地面の下は、まだまだ風化しておらず、土地も安定せず、建造物等が考えられない状態であることは容易に理解できますが、植物が育つようになったので、植樹をし、緑化することで環境整備もできます。隣接地にある民間の土砂埋立場では、道路に面する斜面に桜を植樹しており、桜並木にして丸山に登る登山の人に楽しんでもらうと言っております。今の財政難では緑化の予算など組めないことは承知しておりますが、千年の森プロジェクトのように、民間での植樹活動も活発になっています。市民の知恵と力をかりて緑化し、林をつくり、将来の利用構想に一步步備えていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

ソウル市江西区との今後の友好交流について、お尋ねします。

江西区との交流は、江西区長の小樽来訪も回数を重ね、雪あかりの路での韓国物産展の開催、小樽少年野球選抜チームのソウル市遠征等、中身の濃い交流が続いております。8月4日、ソウル市和谷(ファゴ)小学校野球部が親善試合に来ました。折から竹島問題で対日感情の悪化が伝えられ、全国で夏休み中のスポーツ・文化の交流事業が相次いで中止されており、実現が危ぶまれました。子供たちの交流はあくまで民間交流で、政治に巻き込むべきではないとの江西区側の判断で実行できました。少年野球小樽選抜チームと自然の村で2日間合宿し、2試合を行うことができました。しかし、予定の副区長は来日せず、市役所への使節団の公式訪問は中止となりました。江西区議会では、日本批判にかかわることは議題に上らなかつたと聞いております。小樽日韓友好親善協会では、10月の許浚(ホジュン)祭りに招待され、訪韓すると聞いております。韓国の漢方薬の歴史上の偉大な医師である許浚先生を祭る一大行事だそうです。そこで小樽ラーメンの店を出し、小樽の海産物の売り込みも企画されております。通常であれば市長も訪韓し、友好都市構想の煮詰めをする機会だったと思いますが、許浚祭りへの参加をどうするのか、また今後の江西区との交流をどのように進めていくお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、堺町通りの店舗数でありますけれども、市道本通線及び本通第2線沿いの店舗のうち、於古発川からオルゴール堂までの間で94店が出店しております。また、分類別の店舗数ですが、飲食店が27店、水産物販売店が9店、菓子販売店が6店、ガラス工芸など現地での製作体験を伴う販売店が10店、その他の販売を行う店舗が42店あります。本店が小樽あるいは経営者が小樽市民である店舗数は、今回、聞き取りを行ったところ94店のうち63店が該当しております。

次に、経営本体が他市町村にある店についてでありますけれども、主なものとしましては、銀の鐘が名古屋市、ふうど館が札幌市、六花亭が帯広市、北菓楼が砂川市、ルタオが千歳市などが挙げられます。

次に、売上や売行き動向の聞き取りでありますけれども、こういった調査は行っておりません。また、市内で生産されているものなどの販売状況についても調査はしておりませんが、ガラス製品や酒類

などの多くは市内で生産されたものであり、それらが販売されていると認識しております。

次に、市外からの仕入れが多いのではないかと御指摘でありますけれども、地元製品や商品を地元で仕入れ、販売されることは望ましいこととあります。しかし、道外や国外からの観光客のニーズにこたえるためには、事業者としても人気の高い商品の品ぞろえにも配慮しなければならないことから、市外からの仕入れを行うこともあると認識しております。また、市内経済への寄与につきましては、商品の仕入れ、販売の経済活動が流通、雇用などさまざまな分野に効果をもたらすことから、堺町エリア全体で考えますと、一定程度寄与しているものと推測します。総従業員数については、商店街組織などが形成されていないことから、詳細は把握しきれておりません。

次に、商店組合や町会のような組織でありますけれども、大部分が港堺町会のエリア内にあることは承知しておりますが、加入状況については把握しておりません。また、商店街としての組織は形成されておきませんが、平成18年には外国人観光客を含めた来街者の安全確保を図ることを目的として、趣旨に賛同する店舗や地元町会の皆さんが中心となり、堺町本通防犯を考える会が発足し、防犯啓発に向けたパレードを実施した経緯がありますが、現在は目立った活動はしていないと聞いております。堺町通りに出店する方々の多くは、業界団体などに加入していないと聞いていることから、早急な組織化は難しいと考えておりますが、組織化に向けてどのような方法があるのか、観光や商業団体など関係する方々と話し合っていきたいと思っております。

次に、市外の経営者への働きかけでありますけれども、これまでも市外企業の方々には、各種観光イベントをはじめまちづくりに協力いただいておりますが、今後、観光振興にまちを挙げて取り組んでいく過程において、堺町地区の経営者の皆さんの協力は不可欠なものと考えております。したがって、他市町村にある本店に出向くか、あるいはまた経営者が小樽に来たときに直接お会いしまして、いろいろなお話し合いをする機会を持ちたいと思っております。

次に、小樽市民が経営する店舗の増加策ということとありますけれども、これまでも市内の新規開業に当たっては、市独自の制度融資はもとより、国や道などの支援施策の情報提供を行ってまいりました。今後は、当地区の店舗に対しましても、適宜情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、堺町地区からの市に対する要望でありますけれども、ごみ収集や雪処理にかかわるトラブルにつきましては、各事業者が市の所管する部局へ直接相談しているのが実態であり、地区からの要望という形では承知しておりません。

次に、最近出店した中での特徴的な店舗でありますけれども、例えば小樽産のホッケをメインの具材として使ったハンバーガーを販売する店舗や市内の工芸家等がつくった雑貨やCD等を受託して販売する店舗が、いずれも小樽の出店者として話題を提供していると聞いております。

次に、小樽公園についての御質問でありますけれども、初めに、再整備前と後の違う特色でありますけれども、再整備後の公園の将来像としては、小樽市のシンボリックな公園としての潤いとにぎわいのある空間の創出、高齢者や児童、障害者等にも配慮した公園、安全で安心して利用できる公園、小樽公園のすぐれた景観や雰囲気、さらには歴史的・文化的素材等を生かした空間の形成の四つの目標を設定し、市民にとって利用しやすく愛される公園を目指すこととしております。

次に、今後の整備スケジュールでありますけれども、短期的には平成18年度に着手し、今年度までにこどもの国ゾーンの整備を実施いたしました。今後の中・長期的な整備につきましては、財政状況を勘案しながら進める必要があると考えております。

次に、体育館からこどもの国までの車両の通行禁止でありますけれども、園内には弓道場から紅葉橋手前まで、体育館から教育委員会まで、旧東山中学校グラウンドから第二駐車場までの車両通行可能な園内

通路があり、これらの通路は周辺地区及び公園に隣接する一般住宅、公園内にある売店などのアクセス道路となっていることから、車両を通行止めすることは難しいのではないかと考えております。

次に、旧東山中学校グラウンドの開放でありますけれども、イベント等の開催時に公園内の駐車場が不足した場合には、臨時的に開放をしております。

次に、塩谷4丁目、伍助沢の旧廃棄物処理場についての御質問でありますけれども、初めに施設の維持管理経費につきましては、この施設は昭和53年8月に供用開始し、平成12年6月をもってごみの搬入を終了いたしました。現在も引き続き、浸出水の処理を行っております。19年度における維持管理経費としましては、光熱水費や原水ポンプの修繕など約930万円となっております。

次に、処理原水の水質の変化でありますけれども、処理原水の水質検査は毎月1回定期的に実施しておりますが、代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）で申し上げますと、埋立終了時の平成12年6月では、1リットル当たり114ミリグラムであり、直近の20年8月の検査結果では、42ミリグラムとなっており、全般的に見て年々処理原水の水質は向上してきております。

次に、処理場を廃止できる水質基準達成の見通しでありますけれども、環境省が定めたBODの放流水の排出基準は1リットル当たり60ミリグラムであり、現時点においても処理原水の段階でこの基準を下回っております。しかしながら、地元町会と市が締結した協定では、放流水の水質を30ミリグラム以下と定めておりますので、これを処理原水の段階で恒常的に下回るには、まだ時間を要するものと考えております。

次に、処理場の跡地利用計画の策定でありますけれども、廃止基準に達しない段階であっても利用計画を立てることについては、法律上の問題はないものと考えております。

次に、処理場の緑化についてですけれども、自生している樹木もありますが、全体的には埋立てごみの分解が終息しておらず、現在においても地盤の変動やガスの発生が見られるなど、安定した状態ではありませんので、現状では処理場内での植樹活動は難しいものと判断しており、また跡地利用計画を策定するためには、まだ状況を見極める必要があるものと考えております。

次に、ソウル市江西区との交流でありますけれども、竹島問題で対日感情の悪化が伝えられる中にもかかわらず、8月には江西区少年野球団が来樽し、小樽の子供たちと親善・交流が深められたことは大変喜ばしいことであり、実現に向けて御尽力された皆さんに深く敬意を表するものであります。

次に、10月の訪韓であります。友好都市締結に関する具体的な予定はないと伺っておりますので、私は訪問いたしません。かわりに担当職員が訪問し、区長の関係者と今後のスケジュールなどについて協議してくる予定であります。また、今後の交流の進め方についてですけれども、昨年、今年と両都市間で行われた少年野球交流や、許浚祭での小樽ラーメンの出店など、さまざまな分野での交流が着実に広がりを見せておりますので、これに伴いまして友好都市締結に向けた動きが次第に醸成されていくものと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 5番、大橋一弘議員。

5番（大橋一弘議員） 2点、お尋ねいたします。

1点は、小樽公園の中の車の通行に関してであります。御答弁のようにアクセス道路として非常に便利に機能していること、住宅が存在することについてはよく存じ上げております。これは公園の歴史が古いだけに、公園の敷地の中に住宅がまじる、そういうような現況。それから、小樽の地形上、公園の山の真ん中に道路を通すことが便利であった時代、そういうことだと思っております。ただ現在、車の時代になったことを考えますと、アクセス道路としての部分は時間的な問題から言えば、車が公園の真ん中の部

分を通過しなくても、そんなに小樽市内の通行において時間が極端にとられるということにはならないものというふうに考えます。また、公園の中の住宅にとって一方通行的になることは非常に不便をおかけすることではありますけれども、小樽公園というものを本当に市民の公園として百年間という大計の中で考える場合には、やはり現在、公園整備計画を持っているときにあの道路をどうするのかということを考えなければ、本当に市民が安全に利用できる公園にはならないというふうに考えます。公園の通行をできなくするという事は、通常の公園の整備計画と違いまして、別に新たに予算措置が必要なような大げさなことではありません。単純に時間制限で通行をできなくするという方法もあるでしょうし、いろいろな形があるというふうに思います。少なくとも地元の住民の方々に、こういう声も議会で出ているけれども、考え方としてどうだろうかという投げかけをすることから始めていただきたいというふうに思いますが、その点、現在のアクセス道路、そういう状況から困難であるということで、今回の整備計画のときも最初から考慮しなかったのかというふうに思っていますけれども、そこら辺でやはり一歩、住民の同意とかそういう部分でこれから研究をしていただきたい、そういうふうに思いますが、その点いかがかということです。

それから、伍助沢の旧廃棄物処理場の部分ですが、地盤が安定しないこと、それからまだまだガスが出ること、これは当然であると思っています。昭和49年に使用を開始したからまつ公園におきましても、十数年前になりますか、サッカー場の芝が何回張り替えてもうまくいかないということで、それが望洋サッカー・ラグビー場の建設に結びついたような経緯もあったように思いますし、いまだにからまつ公園に隣接した元牧場のため池には濁った水も出てきます。しかし、いつまでも完全になることを待っていたのでは、いつになるかわからないという問題だと思っています。やはり緑化についてはできる部分で実験をしていく、そういうことを始めてもいいのではないかとこのように思っています。

以上2点について、お尋ねいたします。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝鷹） 伍助沢の旧廃棄物処理場の件については、生活環境部長から答弁させます。小樽公園の問題ですけれども、先ほどもお話があったように非常に歴史のある公園です。それで、公園の入り口のすぐその石碑のところには門が立っていますけれども、あれから全部公園なのです。本当は道路も公園なのです。ですから、そもそも公園の中を車が通っていること自体がおかしいのです。これからどうかというのは本当に皆さんで議論をしないと、ただ住民の人がいいと言っただけでは、バスが通っているバス路線も公園内なのです。本当に難しい場所なので、これからどのような形で進めていくか、いろいろな場面で話し合いをしていきたい。これから整備構想もありますので、その中でいろいろな議論をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 生活環境部長。

生活環境部長（小原正徳） 大橋議員の再質問にお答えします。

塩谷4丁目の伍助沢の旧廃棄物処理場の件でございますが、まだ供用が終わってから8年しか経ていないという状態でございますので、議員もおっしゃっているとおり、まだ地層の変動もございまして、ガスの発生が見られるという状態では、植樹はもちろんでございますが、まだ手がつけられるような状態にはなっていないというふうに判断をしております。実験でもということでもお話がございましたが、そういう点につきましても頭に入れながら、旧処理場の状態を観察していきたいというふうに考えているところ

でございます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

5番(大橋一弘議員) バスも通っているという、園路の状態については承知しておりますので、私の提案は、こどもの国から体育館までのわずかな距離の問題だけに絞ったということを御理解いただきたいと思えます。

それから、伍助沢の件については、生活環境部長が答弁したような状況である、また植樹の実験に値しないという考え方もあると思えますが、現実にかラマツが自生してきて雑草が生えてきている状況の中で実験することは可能だというふうに考えております。

答弁は要りません。

議長(見楚谷登志) 大橋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

19番(佐々木勝利議員) 質問も最後になりました。よろしくお願いします。

ほとんどだれも経験したことのない少子高齢化が急速に進んでいます。私は、こんな言葉をかみしめたいと思えます。「子供しかるな、来た道じゃ。年寄り笑うな、行く道じゃ」。かみしめて一般質問に入りたいと思えます。

初めに、財政健全化についてです。民間調査による全国都市財政健全度ランキングでは、小樽市の財政健全度は、全国806市区中、総合645位、43.13ポイントとなっています。これは2006年度の各都市の普通会計決算、いわゆる決算状況調を基に、脱借金体質、弾力性・自主性、財政力、財政基盤の四つの観点から13指標を採用、それぞれ平均値を50とする偏差値を算出、具体的にはその単純平均を指標化したものです。ちなみに、脱借金体質とは、地方債依存度や元利償還金の度合い、弾力性・自主性は歳出構造の硬直性や国への依存度、財政力とは税収をはじめとする財政力の強さ、財政基盤とは所得や雇用動向からはかる経済的な基盤の確かさを示すものとしています。自治体財政の一つの見方として提示しました。

そこで伺いますが、小樽市の財政についてどのように分析し、特徴づけ、市民に対して説明していますか、お聞かせください。

次に、参考までに年度別行政視察受入れ調をここ3年間で見せてもらいました。合計団体数408団体、平均団体数136団体、人数で言うと2,986人、平均すると995人が市の行政視察に向いてくることがわかりました。また、行政視察調査項目を上位5項目で見ますと、1位は観光行政、基本計画、フィルムコミッション、来ぶらり百選。2位、景観行政、歴史的建造物の保全。そして3位、財政再建推進プラン。4位に議会運営、議会広報。5位に新市立病院基本構想、病院経営となっています。

そこで伺いますが、このように注目されている小樽市の財政健全化の確実な見通しと市長の決意をお聞かせください。

次に、メタボリックシンドロームについてです。

2006年の流行語にもなったメタボ、いわゆるメタボリックシンドロームのことです。2006年5月、厚生労働省が発表した2004年国民健康・栄養調査において、予備軍を含めて1,900万人の該当者がいると指摘されました。特に中高年男性では2人に1人が該当するとされました。内臓脂肪とは、内臓の周りに脂肪がたまった状態で、多くは運動不足や偏った食生活が原因であること。腹囲が男性85センチメートル以上、女性が90センチ以上あると危険信号で、糖尿病、脳卒中、心筋こうそくなどの生活習慣病を引き起こす可

能性が高いと警告されていました。もっとも、突然発表された1,900万人や85センチメートルというリアルで衝撃的な数字については、その根拠について疑問視する向きもあり、いたずらに不安をあおりすぎているとの批判が強かったのではないかと。今もメタボがひとり歩きし、メタボイコール病気、悪いというふうに見られているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

初めに、今年4月からの特定健康診査を実施するに当たり、メタボリックシンドロームの概念が導入された背景と、その目的についてお聞かせください。

また、今年度から各医療保険者に対して特定健診が義務化され、健診の実施状況により財政的ペナルティが医療保険者に科せられると聞いておりますが、義務化された経過とペナルティの内容についてお聞かせください。

この項最後に、メタボリックシンドロームは、どのような基準で診断されるのですか。

また、腹囲の基準になぜ男女差があるのかについてもお尋ねします。

次に、新型インフルエンザワクチンについてです。

昨日、警察庁は、国内外で新型インフルエンザが発生した際の混乱防止や交通規制などについて定めた行動計画を決めました。今後、都道府県に対し具体的な計画の整備を求めるとの報道がありました。2004年以降、アジアを中心として鳥インフルエンザウイルスの人への感染が絶えず続いていて、現在、いつ新型インフルエンザが出現してもおかしくない状況にあり、政府や自治体では行動計画を作成し、種々の対策を立てています。小樽市は、先進的に取り組み、情報発信をしているところです。もし新型インフルエンザウイルスが出現すれば、国内で国民の25パーセントが感染し、64万人近い死亡者が出ると推定されています。政府が新型インフルエンザ対策の柱と位置づけるワクチンには2種類あると言われていています。一つは、新型インフルエンザが発生する前に鳥インフルエンザのウイルスを基にあらかじめつくっておくプレパンデミックワクチン、大流行前のワクチンで2,000万人分を備蓄済み。国民への事前接種が検討されているのはこのワクチンで、3週間あけて2度打つことになっているとのこと。

そこで伺います。

事前接種の対象者とその効果や、持続時間についてどのように把握されていますか、お聞かせください。

続けて伺いますが、新型インフルエンザが発生した後に原因ウイルスを基につくるのがパンデミックワクチンで、確実な効果が期待できるが、全国民分を製造するには1年半かかるとのこと。話によると、短期間で製造する技術開発の状況もあると聞いています。その状況についてお聞かせください。

次に、今必要な教育環境整備についてです。

財政的に教育現場を支援するはずだった7月1日に閣議決定された教育振興基本計画には、教員の増員や教育予算などの数値目標が入りませんでした。この結果を受けて新聞各紙も直ちに問題提起をしました。「今回の基本計画から抜本的に抜けているのは、日本の教育の問題点をどう総括し、そのための処方せんをどのように描いていくかである」。これは7月2日の朝日新聞朝刊の社説であります。「学校をこう変える、こんな人材を育てるといった未来図を示し、めり張りをつけた上で投資額を導き出すべきでなかったか」。7月2日の日本経済新聞朝刊の社説であります。また、中身にも入りますと、「ツケは現場に回るのか。看板倒れの10年の計。これでは現場は浮かばれぬ」など、教育環境の具体的な整備の必要性や教育に対する予算投入の大切さを論じています。子供たちの教育環境をよくしたい、保護者も教員も学校もみんなそう考えています。

しかし、現場の実態はどうでしょう。教員が受け持つ児童・生徒数は各国平均より多いということ。9割の教員が、子供たちと一緒に時間をもっと欲しいと感じている。9割の教員が将来の授業の準備の時間

が不足していると考えている。自治体の財政力によって教育予算に地域差が生じている。自治体教材費予算は年々ダウン。前にもありましたように、一般財源として積算された額と同額の措置率は下がっている。行き届いた教育の実現のために、もっと教育にける予算を増やし、国際水準並みの教育予算。国内総生産GDPに占める教育予算の割合を見ますと、日本は3.5パーセント。日本は世界の最下位であります。これを少なくとも最低水準をOECD各国の平均5パーセントに引き上げることによって、子供たちの学べる機会を均等に保つ公教育の充実になるのではないかと、そのための財政基盤を確保することが今必要だというふうに感じます。今、保護者は何を望んでいるか。そして、教員はどう考えているか。保護者の声、これは日本の教育を考える10人委員会の調べです。「義務教育だけで事足りる教育システムが望ましい。未来の日本の国を作るのはやはり子供の教育、もっと力を入れていいのでは。例えば30人学級を標準にするなど。どうして国は、教育に対してお金をかけようとしらないのですか」。教員の声、これは日本教職員組合の調べです。「自治体の財政力がそのまま教育現場を直撃しています。少ない予算の中で、教職員の知恵や汗だけではどうしようもありません。地方は財政が苦しいので、学校の設備が古く、子供たちに十分な措置ができない。楽器は10年から20年前のものを修理しながら使っていて、数も足りない。楽譜やCDなども、自己負担することが多い」などです。

そこで伺います。

このように、教育現場の実態や生の声をどう受け止めていますか。

また、今後どのような改善改革を行えば教育環境はよくなると考えていますか。お聞かせください。

次に、教育委員会制度とあり方についてです。

教育委員会は、本来、教育行政の地方分権の担い手として、教育の政治的中立性と教育行政の安定性の確保を目的とした行政委員会であると理解しています。教育委員会の役割は、地域住民のニーズにこたえ、生涯学習、学校教育、文化・スポーツなどの推進のための授業を、市長部局と調整する中で推進するものであります。教育委員会の任務は、實際上、学校教育に関することが大きく、教育に係る経費は国庫負担金と地方交付税を含む自主財源で賄われてきたと思います。しかし、これまで教育委員会の施策は、地域や地方の実態に即した独自の企画立案や学校を支援するよりも、国が進めてきた管理・監督を中心とする機能に追随する形で進められてきた嫌いが見られます。国と都道府県教育委員会、市町村教育委員会は、法律的にはそれぞれ別の機関であり、指導・助言という行政行為が働いています。これに対して教育委員会と学校の間を見ますと、指導・助言よりも指示・命令という要素が強いと感じます。しかし、中教審答申でも、学校の自主性・自律性の確立、教育委員会は学校を支援することが大事だと指摘されていますが、実際の学校運営に対する教育委員会の関与に関しては、特に最近小樽ではこの傾向が強くなっているのではないかと感じます。

そこで伺います。

教育委員会制度が発足してから55年余りを経過しましたが、制度の運用及び教育委員会のあり方をめぐって制度疲労に陥っているとの批判が強まっているとの指摘に対して、どのように受け止めていますか。特に教育行政を評価される仕組みがきちんとされていないことが問題と考えますが、どうでしょうか。

次に、教育委員の選出の段階で、地域住民の意向が直接反映できるよう、公選制の導入が必要と考えているところですが、大事なことは地域住民、現場に、保護者、教員に信頼される教育行政をどのように進めていくかが大事です。お聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査について伺います。

第2回となる今回の学力調査は、国語、算数、数学とも昨年と同様、「知識」に関する問題Aと「活用」に関する問題Bで構成され、文部科学省は実生活と結びつけて考えさせる問題として、ここが大事なので

すが、情報を的確に読み取り、自分の言葉で表現する能力を測定する学習到達度調査、PISAの内容に似た問題を作成したことを強調していますが、PISA型調査は、文部科学省が進める点数・知識偏重の学習指導要領に基づく学力とは違います。PISA調査自体、経済協力開発機構(OECD)が必要とする人材の学力であり、国家、企業が求める固定的な学力の側面にしかすぎないとされています。PISA型調査の模倣は、文部科学省の画一的な教育政策の誤りをみずから認めるものであり、実施の妥当性がなく、調査結果の信ぴょう性はないと指摘されています。設問については、規範意識や公共の精神、全体の奉仕など、内面にかかわる記述が多く、道徳的価値観を強調するし意的なものになっています。特にB問題に関しては、小中学校とも分量が多く、難問であり、子供の自信を喪失させるような設問があるなど、子供現場の実態を無視したものになっています。さらに小学校では、質問用紙を加えて連続4時間のテスト漬けは異常ではありませんか。児童・生徒の質問紙調査については、減らしたというものの、膨大なものになっています。その内容は、生活習慣をはじめ学習意欲・方法・環境に関するものであり、プライバシーと密接に関係するものも多く含まれるなど、極めて問題のあるものと言われています。また、学力と生活習慣、学習環境の相関関係を強調するなどして、国家の理想の子供像や家庭像などを意図的に強要し、子供の内面や家庭教育に不当に立ち入るなど、明らかに人権を侵害するものにはなっていませんか。

そこで伺います。

今回のこの調査について、どのように受け止めていますか、お聞かせください。

8月30日、調査結果の発表に対して各社一斉に社説で問題を指摘しました。紹介しておきます。「蓄積データを授業に生かせ」読売新聞とあるほかは、「このまま続ける必要があるのか」毎日新聞、「毎年実施の意味があるか」北海道新聞、「60億円はもっと有効に」朝日新聞。そして、「本来、参考資料である都道府県別平均点がランキングと意識され、教育委員会が一喜一憂するのはおかしい。情報は公開されるべきだが、それで無用な競争意識や圧迫感を与えるなら、加熱した1960年までの全国学力テストと同じ轍を踏むのではないか」。「自民党などからも、全員参加は数年に一度にして、あとはサンプル調査にしていいとの声が出ている。文科省は、現行のやり方にこだわらず、費用と効果に配慮した実施方法を検討すべきではないか」。「日本全体の学力動向を見るには、抽出調査にした上で同じ問題にするほうが、効率がよく実態もとらえやすい。そして、何よりも力を注ぐべきなのは、少人数指導など、この調査で有効性が確認された授業形態を少しでも実現させることではないか。そのために欠かせないのが、教員の数と質の向上である」と指摘しています。世論は無視できません。

そこで伺います。

この調査結果について、市教委は今後どのように対応するつもりですか、お聞かせください。

最後に、教員免許更新制についてです。

教員免許更新の導入に関しては、マスメディアも疑問を抱いています。一たん教員免許更新が導入されたカナダでは、わずか3年余りで廃止されています。2008年7月19日付け朝日新聞朝刊では「来年度から教員免許の更新が始まる。10年に1回講習を受けることが前提で、その試行となる予備講習がこの夏、多くの大学で開かれる。しかし、講義する側も受ける側もかなりの負担になる割に、制度そのものの理解は進んでいない。今のままでは、大分のような不祥事の防止にも役立たない。何のために始めるのか」こう指摘しています。「受入れ大学 負担感」「来年度実施 中止も選択肢では」、「導入を決める際に既に賛否両論が出ていたが、試行段階に入って制度のあいまいさや無責任性などがよりくっきりとしてきた。問題なのは、更新制は教員に対してのみ法律上の義務を課す。極端に言えば、更新しようが失効しようが本人の責任。文科省や教委、大学、勤務校のいずれにも、更新時期を知らせ、講習を受けさせる義務はない」と指摘しています。「そもそも、何のために期限をつけて更新する必要があるのかという点に、納得

できる説明を聞いたことがない。これらの問題が解決されなければ、中止という選択肢もあるのではないか」。

そこで伺います。

学校現場に対する制度の理解、周知が十分にされていますか。

学校現場の声を聞くべきです。本実施で十分な講習が開催されますか。

研修の整理・統合は、必要不可欠ではありませんか。

子供と向き合う時間が大事です。このままでは学校現場の混乱を招きかねないと思いますが、教育は人なり、子供は商品ではありません。一人一人、人格を持っています。現場で仕事をする人たちを大切にしなければ教育効果は上がらないと思います。

再質問を留保して終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政の健全化に関して小樽市の財政の特徴ということですが、平成18年度の普通会計決算を基に、全国の人口規模等の類似した都市と比較しますと、まず赤字決算の状況にあるのは本市のみであり、最も厳しい財政状況にあると思っております。また、財政力指数や経常収支比率が他都市に比較して悪く、地方交付税に依存する度合いが高い硬直化した財政構造にあります。一方で近年の給与の独自削減等によりラスパイレス指数は最低水準にあり、人件費、物件費等の決算額が平均を下回るなど、健全化の努力が現れつつあると思っております。

財政状況の市民の皆さんに対する説明につきましては、これまでも本市の厳しい財政状況について、予算や決算の内容を含め、広報おたるや市のホームページなどでお知らせをしていますが、このたび新たに地方財政健全化法に基づく四つの健全化判断比率と資金不足比率についても公表していくことになりましたので、それらも含めて今後とも公表する資料には、さらに工夫を加えながら、市民への説明責任も果たしてまいりたいと考えております。

次に、今後の財政健全化の見通しでありますけれども、近年の厳しい歳入動向を踏まえ、本年3月に市税や地方交付税の今後の収入見通しを改め、職員給与のさらなる削減等に踏み込む中で、健全化計画をより実現可能なものとして見直したところであります。したがって、今後、この計画達成の最大のかぎを握るのは、地方交付税等の動向によりますので、全国市長会などとも連携し、これまでの地方の健全化の努力が無に帰することのないように、地方交付税の復元・増額と地方一般財源の充実・確保について、さらに強く国に訴えてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本市にとりまして財政再建はどうしても乗り越えなければならない最優先の課題でありますので、平成24年度での累積赤字解消というその目標に向かって、今後とも健全化の歩みを緩めることなく、引き続き全庁を挙げて強力に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特定健康診査にメタボリックシンドロームの概念が導入された背景と目的でありますけれども、糖尿病や心臓病などの生活習慣病は、内臓肥満に加え、高血圧や高血糖、高脂血症の異常をあわせ持つメタボリックシンドロームが原因となって発症することが医学的に解明されたため、メタボリックシンドロームの早期発見と対象者への生活改善指導を積極的に行う制度に見直すこととなりました。具体的にはメタボリックシンドロームに関連する検査項目に従来よりも厳しい基準を設け、その該当者や予備軍の方を

より早い段階で把握し、対象者みずからが生活習慣の改善に取り組んでいけるよう支援を行うものであります。このことにより、生活習慣病を未然に防ぐことを目的としております。

次に、特定健診が義務化された経過とペナルティの内容でありますけれども、これまでの健診は市町村が実施しておりましたが、受診率が低く、健診後の保健指導も徹底されていなかったため、生活習慣病のり患者やそれに要する医療費が増加する結果となっております。これらの経過を踏まえて、今年度からは中・長期的に生活習慣病患者を減らし、医療費適正化を図るという考え方にに基づき、各医療保険者の責任を明確化した特定健診、特定保健指導が始まりました。また、健診を確実に実施するため、特定健康診査等実施計画の策定が各医療保険者に義務づけられました。この計画には、健診の実施方法や受診率、メタボリックシンドローム該当者等の減少率について目標を定めていますが、目標達成率が低い場合はペナルティとして後期高齢者医療広域連合への拠出金が増額されることになっております。

次に、メタボリックシンドロームの診断基準についての御質問でありますけれども、メタボリックシンドロームは腹囲が内臓脂肪の面積で100平方センチメートルに相当する男性85センチメートル、女性90センチメートル以上であることに加え、血糖、血圧、血中脂質の値について基準値を超えた項目が二つ以上あった場合に診断されます。これらの項目は該当する数が多いほど糖尿病や心臓病などの生活習慣病の発症危険度が高まると言われております。なお、脂肪には内臓脂肪と皮下脂肪があり、女性の場合、男性と比べて皮下脂肪が厚い傾向にあることから、腹囲の基準が5センチメートル大きい値となっております。

次に、新型インフルエンザについての御質問でありますけれども、プレパンデミックワクチンは国の行動計画に基づき、新型インフルエンザ発生の前に医療従事者や社会機能維持に必要な電気、水道等のライフライン事業者、警察官、消防職員等を対象として接種する予定となっております。事前接種の目的は、これらの対象者の感染予防を図ることにより、新型インフルエンザ発生時における国民の生命や生活を守るために必要な体制を確保することとされています。また、国では、プレパンデミックワクチンの臨床試験を本年8月から検疫所職員や国立病院職員等6,400人を対象に行っており、その効果や持続期間については平成21年3月に取りまとめられることになっております。

次に、パンデミックワクチンを短期間で製造する技術開発の状況とその見通しでありますけれども、国の専門家会議によりますと、既に海外のメーカーでは三、四社が6か月程度の短期間で製造する方法の製造承認を取得しており、今後、数年のうちにすべての海外メーカーが同様の方法に移行する見通しが報告されております。国内でも基礎研究は確立しており、実用化に向けて検討が開始されています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 譲) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教材費や教育予算についての実態や関係者からの声についてであります。日常的には学校からの施設設備の補修・修理などの要望があった場合、教育委員会のそれぞれの担当者が状況を聞いて対応しております。また、予算編成時には、市P連や校長会からの要望も来ておりますが、教員からの要望については教職員団体を通じて聞くことにしております。

次に、施設設備の改善についてであります。教育委員会では、これまで各学校の状況に応じて教育活動に支障を来さぬよう、緊急度の高いものから補修と整備を行っております。今後も厳しい財政状況ではありますが、個々の学校の状況に応じて施設設備の充実に努めてまいります。

次に、教育行政の評価についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成20年4月1日に施行されました。その中で、教育委員会は毎年、教育に関する事務その他の管理及び執行状況を点検し、評価を行うことになり、その際、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用

し、その点検・評価結果を報告書にして議会へ提出するとともに公表することになりました。教育委員会では、教育に関する事務など業務を点検・評価し、公表に向けての準備を進めております。

次に、地域や住民から信頼される教育行政のあり方についてであります。施策など教育委員会の情報を公開し評価するなどしながら、その結果を公表することは大変重要なことと考えております。こうしたことから、各学校においては、保護者や地域住民に対して学校運営に関する情報を公開し、学校経営に対する自己評価や外部評価を進めるとともに、その評価を公表し、信頼される学校づくりに努めているところであります。教育委員会でも、先ほど申しましたように、教育に関する事務の点検や評価を行い、その公表に向けて準備を進めております。

次に、今回の全国学力・学習状況調査の受止めについてであります。本調査は教育委員会や各学校が児童・生徒一人一人の学力や学習状況を把握し、学習指導や学習状況等の改善に役立てることを目的として実施されております。また、調査結果については、児童・生徒の学力と学習の状況を関係づけてとらえることができますことから、学校と家庭が一体となり、分析し指導方法を改善するなどしながら、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上や基本的な生活習慣の定着に向け、取り組むことのできる有効な資料になるものと受け止めております。

次に、調査結果の今後の対応についてであります。現在、学力向上検討委員会により本調査結果の分析とこれに基づく指導のあり方の検討を行っているところであります。10月上旬を目途として昨年同様、実施要領に基づき、分析結果や指導方法の改善方策等について各学校に示し、実態に応じてそれぞれ取り組んでいくよう指導してまいります。

次に、教員免許更新制についてであります。この制度は、その時々で教員として必要な資質・能力が期待されるよう、定期的に最新の知識・技能を身につけ、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることができるよう、平成21年度から実施されます。このため、文部科学省では、制度の仕組みなどホームページによりお知らせしているほか、市教委においても文部科学省が作成した教員用パンフレットや教員免許更新制の仕組みなどを配布し、その周知を図っているところであります。

次に、免許状更新講習についてであります。講習は文部科学大臣の認定を受けた大学や教員養成機関などにおいて開設されます。全国的に質が高く多様な免許状更新講習が開設されるよう、今年度は大学等において免許状更新講習のプログラムの開発、検証はもとより、情報提供、講習開設、関係諸手続等の試行として予備講習を実施しております。4月の段階では全国86か所で716の講座が指定されており、今後、実施箇所や講習内容なども拡大し、充実されていくものと考えております。

次に、現職研修との整理・統合についてであります。中教審の答申では「現職研修は、個々の研修の目的、内容、評価等の検証を行い、必要な改善・充実を図ることが必要である」となっており、特に10年経験者研修については「法定研修として引き続き存続させるものの、さらなる指導力の向上や得意分野づくりに重点を置いた研修としての性格を明確にすることや、実施時期や研修内容を柔軟な方向で見直すことが必要である」と提言されております。この提言を受けて文部科学省では10年経験者研修の内容について検討を進めていると聞いておりますが、免許状更新講習と10年経験者講習の統合については承知しておりません。

最後に、この制度は、定期的に講習を受けることによって最新の知識・技能を身につけることを目指しております。未来に生きる子供たちの夢の実現のため、受講者に制度の仕組みや内容を周知し、適切に行われていくものと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

19番（佐々木勝利議員） 2点ほどあります。

教育委員会のほうの関係では、私が質問した趣旨と外してきているのか、教育環境整備のところでも二つあります。

一つは、必要な教育環境整備についての質問をした中で、教育現場の実態、生の声をどう受け止めていますかという部分は、現在の小樽の段階でのその部分を今答えていただきました。私のほうは、前段で言いましたように、全体的な今、全国的に置かれている教育環境の実態を生の声で出したのです。それを小樽の場面だけに加えているので、こここのところはこの後の委員会でさらに詰めたいというふうに思いますが、質問している趣旨と違った答弁になっているものですから。

その次、今後どのような改善、改革を行えば教育環境はよくなりますかということについては、施設設備だけに絞って答えてきたということなので、私が言っているのは、今置かれた教育環境をどのように改善、改革を行うことが大事ですか。教員の問題もあるし、教育現場の問題もあるということで、もっと大きな観点から質問したと思っていますけれども、この質問の趣旨がちょっとかみ合わないの、今日の場面では、これ以上できないというふうに思いますが、趣旨のところでは答弁があったらお願いします。

それから、全国学力・学習状況調査のところ、今回行った調査全体のことを指しているのではなくて、この調査内容について問題のあるということを指摘して、今回のこの調査についてどのように受け止めていますか。私のほうでは、今回の調査内容は、非常に問題のある調査だというふうに受け止めているものですから、それに対しての部分は従来と変わらない答弁になってきているものですから、観点がずれているというふうに思います。そういうことで、質問の趣旨が伝わっていない、答える部分についてはちょっと食い違っているというふうに思ったので、そここのところはこの後の委員会で詰めたいと思います。その部分については答えてください。

それからもう一つは、メタボリックシンドロームのところでは答弁がありました。そのところで、保健所と最初やったのですけれども、答弁の中では、いわゆる健診を実施するに当たり、特定健診実施計画の策定を各医療機関で行うという計画をつくるし、その受診率、それから進ちょく率等については、目標を定めていますと答えてきたのですけれども、現在、その期間で目標値、それから達成率が低かった場合などについて、もっと具体的に答えていただきたいというふうに思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

医療保険部長（佃 信雄） 特定健診の関係でございますけれども、先ほどから答弁をしておりますとおり、保険者のほうに義務づけられております。国民健康保険を担当する医療保険部として、実は実施計画を持ってございます。その中で申しますと、国から示されているのが、平成24年度、実は三つの指標が義務づけられてございます。一つは、特定健診の実施率が24年度で65パーセントということと、もう一つは、それによって発生する特定保健指導の実施率が45パーセント、さらに20年度と24年度を比べたときに、メタボリックシンドロームの予備軍の減少率が10パーセント、これが実は義務づけられてございまして、これらの項目に該当しなければ、最大で10パーセントのペナルティがかけられるということになってございまして、20年度で申しますと、国民健康保険から後期高齢者医療のほうには支援金として14億1,000万円ほど行ってございますので、仮にこれに10パーセントのペナルティがかかるということになりますと、1億4,000万円ほど増えるというふうに考えてございます。ですから、24年度に向けまして、今言いました三つの指標を何とかクリアする形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。そのためにさまざま

まな努力をしてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 譲) 冒頭に話させていただきますが、決して質問からそれたというのではなく、私どもの職員の議員への聞き取りが悪かったのだろうというふうに思いますので、まずはお許しいただければと思っております。

それで、1点目の教育環境についてでございますが、国のレベル、道のレベルでもやはり財政的に厳しい面があるかと思いますが、少なくとも小樽の教育環境につきましては、何度もこれまでも話してございますように、ソフト面とハード面の両方の教育環境を整えていかなければだめなものというふうに考えているところでございます。もちろんソフト面は人的なものもあるでしょうし、ハード面については、このたび私どもが皆さんの協力を得て進めていこうとしております適正配置の絡みもあるかと思いますが、両面でやはり進めていかなければだめなものというふうに考えているところでございます。

次に、二つ目の国で行っております全国学力・学習状況調査でございますが、やはり今回、学力だけでなく、学習習慣とか生活習慣の二つの面、つまり学校と家庭が一体となって子供を育てていかなければだめ、つまり学校での学力だけではなくて、その子供たちが家庭でどんな生活の習慣があって、それが学校での指導と相まって、どういうふう子供たちが力をつけていくのか、そういう観点で行われているものだと思います。ですから、学力だけではやはり片寄っておりますし、生活習慣だけでも私はだめだと思います。両方が合わさって、先日どなたかからも御質問がありましたが、相関的なものを十分踏まえながら、やはり家庭、学校、教育委員会が一体となって、子供たちが将来的にも喜んで生きていけるようなテストであってほしいというふうに私は考えているところでございます。

不足の面は、また後日答弁したいと思います。

議長(見楚谷登志) 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第7号、第26号、第27号及び第29号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算及び基本構想特別委員会を設置し、議案第8号ないし第23号につきましては、同じく議長指名による9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算及び基本構想特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、鈴木喜明議員、成田祐樹議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、斉藤陽一良議員、山田雅敏議員、佐藤禎洋議員、斎藤博行議員。以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、成田祐樹議員、中島麗子議員、高橋克幸議員、濱本進議員、井川浩子議員、佐々木勝利議員、新谷とし議員、成田晃司議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第24号及び第30号ないし第32号は総務常任委員会に、議案第25号及び報告第1号は厚生常任委員会に、議案第28号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月19日から10月1日まで13日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 9時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 濱本 進

議員 山口 保

平成20年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成20年10月2日

出席議員(28名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝磨	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
医療保険部長	佃信雄	福祉部長	長川修三
生活環境部長	小原正徳	建設部長	嶋田和男
小樽病員局長	吉川勝久	消防長	安達栄次郎
教育部長	大野博幸	監査委員	宮腰裕二
会計管理者	中塚茂	監査委員	貞村英之
保健所次長	小林修一	総務部長	田中泰彦
財政部財政課長	木下正樹	総務部総務課長	

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第32号及び報告第1号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算及び基本構想特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 予算及び基本構想特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、集中審議を行いました第6次小樽市総合計画基本構想に関する質疑といたしましては、基本構想における計画策定の趣旨では、「前計画の理念を継承しつつ」とあるが、そもそも21世紀プラン自体がバブル期の計画を引き継いでいるものであり、本市の財政指標の推移から見ても、平成5年度が悪化の一途をたどるターニングポイントとなっている。これは国の景気浮揚対策に踊らされ、公共事業を大幅に増やしたり、箱物を乱立したことにより、市債が増加していることや、その結果、苦し紛れに病院会計が違法とも言える会計処理に手を染め、44億円もの不良債務をつくり出してしまったことが、現在の市財政に重くのしかかっている現実からも明らかである。この基本構想はこのままでは到底容認できるものではなく、構想策定に当たっては、前計画の反省に立って行うべきではなかったのか。

計画策定の趣旨で、21世紀プランについては計画に基づく事業を着実に実行したとあるが、具体的にはどのように総括を行ったのか。

前計画策定時とは景気の低迷など時代背景が違いため、今後はあらゆる事業に費用対効果が求められることになるが、基本計画の策定に当たり、行政評価についてはどのように行っていく考えなのか。

高齢者福祉の項では、「ボランティアと緊密な関係を図る」などとあるが、ポイントが強調されておらず非常に不満である。もっと市民ボランティアに数多く参加してもらうような明確なビジョンを基本構想に示すべきではないのか。

基本構想は各個別計画の上位に当たる総合計画の指針でもあるので、もっとまちの将来像が見えるような理念をうたうべきではないのか。

現行の21世紀プラン策定時は、計画期間の前年に当たる平成9年11月に基本計画案が完成し、その後、予算編成を行っていたため、計画と当初予算の整合性は図られていたものと考えられるが、今回は策定作業の遅れから、基本計画策定と予算編成作業を並行して進めるスケジュールになっているため、前回のよう整合性を図るのは難しいと思うがどうか。

基本計画は具体的な事業を念頭に置いた上で、その計画期間における概要を示すものであるのに対し、予算は単年度内に行う事業を個別に積み上げた結果であることから問題はないというが、本来、予算編成は基本計画という土台を踏まえた上で行われるべきではないのか。

基本構想でも「人口は自治体運営の基礎」と位置づけているとおり、人口に対してどのような施策を行っていくかというのは、非常に重要なことである。本市の人口は10年前と比較すると約11パーセント減少しており、財政的な面でも人口を算定基礎にしている交付税以外に、どのようなマイナス要素を考えているのか。

特に15歳から24歳までの若年層がここ10年間で約4割も減少していることから、若者の地元離れを防

ぐためにも、安心して定住することができる環境づくりが必要であり、市は企業誘致を強化することで新しい雇用の場の創出を検討しているとのことだが、今後、具体的にどのように進めていこうとしているのか。

詳細な施策は個別計画で位置づけるとのことであるが、総合計画はそれらの上位計画になることから、整合性を図るためにも、判断基準として、せめて一定程度の幅を持たせた将来人口の設定は必要であり、今回の構想にも示すべきであったと思うがどうか。

また、「効率的な行財政運営の推進」の項では「選択と集中」をキーワードとして掲げているが、どれを選択して集中させようとしているのか、この構想からはなかなか読み取れない。同時に、市の人事異動や組織編制に当たり、重点施策を担当する部署には、手厚い人員配置をするなどの姿勢が必要と思うが、その辺についてはどのような見解を持っているのか。

今回の基本構想は、人口対策を最も重要な課題の一つとしており、特に本市の未来を担う若者の定着を図らなければならないと感じる。そのためには、若い世代の意見を基本構想に反映させることこそ重要であるが、構想策定に向けて開催した市民との懇談会には、若者の出席は少なく、十分に意見が反映されているのか甚だ疑問に思うが、市の見解はどうか。

また、若い世代の定着には、安心して子供を産み育てられる環境づくりが最も大切なのは言うまでもなく、就労支援なども含めた幅広い少子化対策を図る必要があると思うが、市はどのように認識しているのか。

市は、企業誘致で雇用の場の確保に取り組んでいるというが、石狩湾新港地域の立地企業には、市内からの就労者数が非常に少ないのが実態であり、その改善を図る方策について検討すべきではないか。

今回の基本構想では、前回と異なり「市民福祉」など柱となる市政の各分野にかかわる理念や目標の標記が省略され、テーマの次に、いきなり施策ごとの説明がなされるという構成になっており、新旧両方で使用されている「生涯学習」という言葉の位置づけが変わっている。この10年の間に、この言葉の定義の変更について国から通知が出ているにもかかわらず、その違いが示されていないことから、別途説明する必要があるのではないか。

また、こうした通知文は各検討部会には示していないとのことだが、審議する委員は必ずしもその道のエキスパートとは限らないため、次の総合計画を策定する際には、できる限りの情報提供をするよう配慮してほしいと思うがどうか。

また、地域医療の項目では、市立病院の統合にはほとんど触れられておらず、現計画と比較すると非常に後退した内容になっていると感じざるを得ない。今後の実施計画策定に当たり、前期5か年は財政再建のため難しいことは理解するが、後期には新築統合に向けた位置づけをしてほしいと思うがどうか。

市は、北海道新幹線の札幌延伸について、整備促進に向けた活動を展開させており、このたびの基本構想案にも、新幹線を活用したまちづくりについての記述を盛り込んでいる。本市においては、天神地区に新駅が設置される見込みであるが、駅前周辺整備に係る市の負担については試算しているのか。

経済団体の見込みでは、全線開業に伴って航空機からシフトすることにより、年間1,400万人もの利用客があるとしているが、その一方で小樽は札幌の隣接駅であり、当然通過していく車両があるものと思うが、新小樽駅が果たす役割について、市は、どのように認識しているのか。

政府与党の確認では、新幹線の整備に関して、並行在来線をJRから経営分離することとしているが、小樽-札幌間は市民生活の重要な足であり、事業に対する市民の理解を得るためにも、市は新幹線誘致だけを進めるのではなく、在来線の存続を強く求めてほしいと思うがどうか。

近年の本市における商品販売額の落ち込みは著しく、景気の低迷が長引く中、中小企業者を取り巻く環

境は非常に厳しいものとなっている。市も制度融資を活用し、経営体質の強化を図ることや、にぎわいのある商店街づくりなどの取組に対して必要な助成を行うとのことであるが、商店街においても高齢化が顕著で、イベントの中心的役割を担う若い人材が不足しており、実施することが困難になってきていると聞く。基本構想の産業振興の項目に人材育成など経営基盤の強化を図るとあるが、商店街の振興に向け、より強力な施策を打ち出してほしいと思うがどうか。

自治基本条例について、総合計画地区別懇談会の中で、市民向けの資料を配布し、条例の必要性や目的、理念などについて説明し、意見聴取を行ったが、意見は何も出なかったとのことである。市長は、市が一方的に条例を制定しても意味がないため、プロセスを大切に、市、議会、住民が共通の認識を持った上で制定する考えのようであるが、この条例は市政運営の基本的ルールを定めた自治体の憲法とも言えるものであり、地方分権の時代において地方がまちづくりの役割と責任を果たす上でも、早期に制定する必要があると思うがどうか。

以前からも条例の必要性を指摘しているが、具体的な動きが感じられない。年度内には市内に条例化に向けた研究会を立ち上げるとのことであり、具体的進展につながるような議論を期待するが、どのように取り組んでいく考えなのか。などであります。

次に、その他の質疑といたしましては、

今回の補正予算では、地域再生チャレンジ交付金関連事業として、東アジア等・マーケット開拓事業費410万円を計上し、今後東アジア圏における販路拡大のための市場調査、観光PRを行うとのことである。従来こうした取組は、官がルールを敷いて、具体的折衝は民に任せるといった形で進められていたが、東アジア圏では官の信用が高いため、人脈を生かし、道筋をつけるにとどまらず、軌道に乗るまでフォローアップする必要があると思うがどうか。

また、経済交流使節団などが訪問する際には、前向きな提案もあるが、実際には実現に至らないことが多い。真の経済交流につなげるためにも、その話合いを基に、市の担当職員を派遣し、実務者レベルで実現に向けた協議を行ってはどうか。

今回の基本構想においても「選択と集中」がキーワードとなっているが、経済が沈滞している本市の現状にかんがみ、産業育成が図られるような取組を集中して展開していくべきと思うがどうか。

国は、年金受給者に対する納税の便宜を図ることや徴収の効率化を目的として、公的年金からさまざまな料金等を特別徴収する制度を進めており、導入済みの介護保険料に加え、本年10月からは国民健康保険料を、さらに来年10月には個人市民税まで対象を拡大する予定である。今回、そのシステム改修に係る補正予算が提案されているが、そもそもこの天引きについては、本人の意向にかかわらず、限られた生活費から先んじて強制的に徴収されるものであり、特に税金は自主納付が基本であることから批判も多い。このような国の一方的な措置に対して、不服申立てなどの意見を述べる制度はあるのか。

国保に関しては、国の制度変更により振り回され、改修が繰り返されているが、費用については国の責任において負担をすることになっているのか。

また、市立病院の医事システムに係る補正予算については、オンライン請求の義務化に伴う更新費用とのことだが、1億1,000万円と高額な上、前回の更新から6年しか経過していない。市は、これまでのリース契約にかえて、交付税措置のある起債により購入することで負担軽減を図る考えで進めているが、この起債許可の可否についても、他の医療機器と同様、病院の経営状況によって判断されるのではないかと。

両市立病院では、今年度から医事システムの更新を行い、最終的にはフルオーダーリングシステムや電子カルテの導入を目指すと聞く。病院問題を議論する際、診療科や医師ごとの収支データなどを必要とすることが多いが、今回の更新により、こうした資料が速やかに集計できるように改善されると考えてよいのか。

か。

病院経営は市立病院の新築統合の議論とは別に日々行われているものであり、きめ細かな経営分析をするためにも、財政的に厳しいのは理解するが、できるだけ早い時期に電子カルテを含めた総合的なシステムの導入を目指すべきと思うがどうか。

また、医事システムの納入業者が決定すれば、システムは一連のものであることから、おのずとその後には随意契約となることも考えられるため、業者選定に当たっては、契約金額を下げるためにも、最終目標である電子カルテ導入までの全体設計を示した上で契約交渉に臨むべきと思うがどうか。

地方交付税について、平成19年度は国が市民税の所得割に係る収入額を実際より過大に見積もったため、予算との開きが3億5,000万円にも及び、厳しい財政運営を強いられたが、国に改善を申し入れた結果、一定の改善は見られたものの、今年度も2億6,000万円のかい離があった。市は、こうした状況をきちんと国に説明し、実態に応じた精算制度を導入するよう、さらに強く訴えてほしいと思うがどうか。

また、今年度の不足分を補うため、市は減収補てん債の発行を検討していると聞くと、また前年度のように、本来あるべき交付税措置が認められない単なる借金の上積みになるのではないかと懸念している。

本来は、市税収入が落ち込めば、基準財政収入額が減少し、地方交付税は増額となるべきものであるが、国の算定方法が不透明なため、財政健全化計画においても、今後の見込みについて、平成20年度予算と同額又は減額を想定している。これは国が三位一体の改革以降、地方交付税を不当に削減しているためであり、こうしたやり方を抜本的に改善し、平成15年度の水準に還元するよう、国に強く申し入れるべきと思うがどうか。

教職員査定昇給制度は、給与を職員個々の勤務実績等に応じたものにするすることで、士気向上を図るとともに組織の活性化に資することを目的に、この12月から実施することとなっている。道教委と北教組は、この制度の導入に当たり、AからDまで4段階ある評価区分のうち、極めて優秀、優秀に当たるA、Bを全体の40パーセント程度にすることや、特定の教職員が上位区分に連続して評価されることのないよう、公平な判定を行うことをお互いに確認し合っているが、これでは、勤務成績に関係なく機械的に3年に一度、上位区分への格付を行うことを申し合わせているかのようにも受け取れる。本来の趣旨から逸脱することのないよう適正に実施すべきではないか。

また、この制度による評価結果は給与に反映されることから、労使双方が交渉事項であるという認識のようであるが、この制度を運用すること自体が任命権者の専権事項であり管理運営事項に当たるもので、交渉の余地はないと思うがどうか。

平成20年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されたが、北海道は昨年度に引き続き下位に位置づけられたとのことである。これまで市教委は、昨年度の調査結果を基に児童・生徒の指導上の改善点を各校に示し、それぞれの学校の状況に合った授業の改善プランを策定し実践に努めるよう指導したというが、現実的には各学校で行ってきたというさまざまな取組は何の成果も上げておらず、学校任せにした市教委の指導方法に問題があったのではないかと懸念している。

改善プランが機能しなかったのは、学校現場の教員の意識が低かったことも一因というが、そもそも教員の資質、指導力に問題があったのではないかと懸念している。

市教委は、今回の結果を重く受け止め、早急に分析をして、次年度以降の指導方法の改善に役立て、教員の指導力向上を図るべきであり、そのためにも、前回のように分析結果を基にした改善点を概要の形で示すのではなく、より具体的に、だれもがわかりやすく納得できる改善方針を示し、各学校で教職員が一丸となって児童・生徒の学力向上に取り組めるよう、全力で指導に当たるべきではないかと懸念している。

学校給食の使用済食用油については、これまで産業廃棄物として有料で業者に処分を委託しているが、

近年、道内の自治体では、これらの廃油を精製した「バイオディーゼル燃料」を公用車の燃料として再利用するなどの取組が行われており、廃油引取り業者は、積極的に買取りを進めていると聞く。廃油の再利用は、地球環境の保全と燃料節約の両面から大変に望ましいことであり、本市においても同様の取組を前向きに検討してはどうか。

現在、市内の学校では、「学校支援ボランティア」として、地域住民や保護者による児童・生徒の学習活動支援や安全対策、校内環境整備などが行われているが、この取組は、地域との協働による学校教育の活性化が期待できることから、これらの活動をより発展させるため、本年度から国で行っている「学校支援地域本部事業」を活用し、財政面の援助を受け、事業の充実を図ってはどうか。

市教委は、この事業は短期的なものであり、財源手当がなくなり事業を縮小することとなった場合に混乱を招くおそれがあるとして、学校のニーズや地域の特性を踏まえた現状の枠組みを維持する考えという。しかし、各学校間で活動内容に濃淡が見られるので、それを解消するために国の制度の活用を検討することや、地域との話し合いを行うべきと思うがどうか。

ボランティアの中には他の地域でも活動したいという方もいるが、現状では地域の枠を超えて活動できる仕組みにはなっていない。「あおぼとプラン」でも、学校支援ボランティアの登録をうたっているが、実際は行っていない現状にあるので、積極的に登録を促すとともに、要望のある地域に意欲のある人を紹介するなど、活動が全市的に拡充されるよう、早急に対応してほしいと思うがどうか。

現在、本市の放課後児童クラブにおける障害児の受入れは、実施要綱では小学校4年生までと定め、試行として5、6年生の受入れを行っているが、体格が大きくなることで指導員の介助が限界に達していることや、学校施設上の問題などを理由に来年度から試行をやめる方針を示している。しかし、厚生労働省が示しているガイドラインでは、「障害児については可能な限り受入れに努めること」とうたわれていることや、おたる子育てプランの中でも「障がい児受入れ施設の拡大」を目指していることから、試行を続けることはできないのか。

福祉施設では受入れが可能とのことであるが、放課後児童クラブとどのような点が異なるのか、個別の検証はきちんと行った上で判断しているのか。

また、体格や障害の程度は千差万別であり、国や市の方針に照らしても、機械的に学年で線引きをするのではなく、子供一人一人の実態に応じた対応をすべきではないのか。

対象外となった障害児については、障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業などが受皿になることであるが、利用者負担金が数倍高くなるなどの試算もあり、障害児を抱える親のためにも、方針の撤回を強く求めるがどうか。

滞在型観光の促進と地域の幅広い関係者が連携した地域活性化の取組を支援するため、観光圏整備事業費補助制度が創設されたが、後志管内の町村との連携については、協議会を設置することや、民間事業者が実施計画を策定しなければならないこと、また資金の負担も生じることなどから難航しているとのことである。この制度は施行されてから期間も短く、さまざまな問題を抱えているとの意見もあるが、集客と長期滞在を考える一つの手法として有効と思うので、道内有数の観光都市である本市がリーダーシップをとり、継続して取り組んでほしいと思うがどうか。

市内で営業をするタクシーの一部には、道を指示しないと遠回りをする、臨港線沿いで違法な客引きをしている、接客態度が悪いなど、さまざまな苦情をよく耳にするが、タクシーは市民生活はもちろんのこと、本市では多くの観光客が利用しており、このままでは非常に悪い印象を持たれることが懸念される。今後、観光都市宣言を行い、本格的な観光都市を目指す本市では、より一層のサービス向上が必要不可欠になることから、接客教育を各タクシー会社に任せるだけでなく、市が積極的にモラルの啓発に取り

組んでほしいと思うがどうか。

悪質なタクシー会社には何らかのペナルティを与えるという考え方もあるが、一方、長崎県佐世保市では、市がハイヤー協会と共同で考案した観光プランについては、観光の達人として認定した、いわゆる「お墨つき」のタクシードライバーのみが案内できるといった、プラス面を持たせた取組を行っている自治体もあり、本市でもそのような取組をぜひ検討してほしいと思うがどうか。

今年度のふれあい見舞金は、昨年度に実施した福祉灯油と同様に、市民税非課税世帯を対象にする予定と聞く。これにより、重度身体障害者や母子家庭など約1,000世帯が対象外になるとのことだが、そもそもふれあい見舞金は低所得者などに対する冬季支度金としての意味合いがあることを考慮すると、まさに福祉の後退そのものであり、この方針は決して許されるものではないので、撤回を強く求めるが、市の見解はどうか。

また、福祉灯油も、昨年同様、生活保護世帯は対象外とするとのことである。その理由の一つに、別途冬期間の生活費を補てんするための冬期加算が措置されていることを挙げているが、この算定には、昨年から続いている灯油の異常な高騰分は考慮されておらず、支給対象外とする理由にはならないのではないかと。

厚生労働省からも、福祉灯油の実施に当たり、生活保護世帯を認める通知が出されていることや、国が交付税措置を決定し、北海道が補助内容を拡充していることから、生活保護世帯も対象とすべきではないのか。

市では災害時における高齢者や障害者の避難を円滑に行うための「災害時要援護者避難支援プラン」の策定に当たり、個々に対応できるよう援護者一人一人の情報をリストとして盛り込むというが、特に高齢者は持病の悪化などにより入院や介護施設に入所するなど、生活状況の変化が想定される。同プランを実効性のあるものとするためには、要援護者の最新の状況を常に把握し、リストを更新していく必要があるのではないかと。

また、他の自治体では、一般の避難所での共同生活が困難と思われる要援護者を対象に、生活福祉避難所の開設が進められている。本市では、そうした人の避難所に福祉施設を利用する考えとのことであるが、災害時の生活に不安を抱いている高齢者等も多いことから、早急に指定するとともに周知を図ってほしいと思うがどうか。

市は、国民健康保険料を前年度1年間滞納した約500世帯にいわゆる資格証を発行しているが、法律で発行が義務づけられたとはいえ、医療機関ではいったん全額負担しなければならず、実質的な医療の取上げとの感が強い。本来、資格証は、滞納世帯と接触する機会を増やし、納付に向けた話し合いを行うことが目的なのであり、交付世帯数の推移を見る限り、その効果は一向に出ていないのではないかと。

資格証交付世帯数が非常に少ない帯広市では、納付交渉を行った上、資格証交付対象者であると認めた場合にのみ行っていると聞く。一方、本市では交付した世帯のうち接触できたのが何世帯なのかさえ把握していない状況であり、滞納理由が不明のまま、資格証を送付したケースがあると思われるが、そもそも支払能力のない人から徴収することは不可能であり、実態をよく調査すべきと思うがどうか。

最近、資格証交付世帯に子供がいるケースで受診抑制されていることが問題視され、国も調査に乗り出している。本市でも、子供がいる世帯が17世帯あり、これらの世帯に適切な納付交渉を進めることは当然であるが、子供の保険証については、大切な命を守るという点から交付すべきではないかと。

病院事業の今年4月から7月までの入院・外来収益は、予算を1億1,000万円ほど下回る厳しい状況であり、平成23年度までに不良債務を解消する収支計画の達成は非常に難しいと思うが、目標年度を先延ばしする考えはないのか。

経営改善のために、これまでも専門家からアドバイスを得て、院内の各部署から人選したチームによる検討も行っていると聞かすが、抜本的な解決に至らないため、職員の中には、疲弊感や閉そく感があることは否めない。他都市には赤字経営の病院を、さまざまな改革の努力によって黒字化を果たした数多くの事例があることから、それらを研究し、今までとは切り口を変えた取組をしていくことが必要ではないのか。

小樽病院の先行きに対する不安から、年度末に退職を希望している看護師が多数いるとの話を耳にするが、職員のモチベーションを高め、安定した経営に資するためにも、待遇の改善や人材育成に力を入れるべきではないか。

市立病院改革プラン「再編・ネットワーク化協議会」の協議内容が市のホームページで公表されているが、会議における発言を要約したものであるため、だれの意見なのか、また説明の内容やその発言に至るまでの経緯などは把握できないものになっている。傍聴を認めていない上に会議録の閲覧や音声記録を聞くこともできないため、中身がわからないとの声の一部の市民から上がっており、その辺について市はどのように考えているのか。

また、市は、市立病院改革プランの素案発表を近日中に予定しており、その後パブリックコメントは行うが、市民向けの説明会は行わないとしている。いずれの対応も、公立病院改革ガイドラインで示している「積極的な情報開示」という方針から、かい離していると思うがどうか。

公立病院改革ガイドラインでは、病院事業に対する一般会計負担金の算定基準を明確にすることを求めているが、これまで、財政的な事情により基準額まで繰り出していない場合や、逆に基準以上に繰り出したケースはあったのか。

不採算部門に係る経費などは、繰出し基準が抽象的にしか示されていないため、算出根拠がわかりづらい。今後は具体的な算出方法も含め、市民にも理解しやすいように示してもらいたいがどうか。

同ガイドラインでは、一般会計から病院事業会計への所定の繰出しを行った場合、経常黒字を達成するように求めている。しかし、繰出しを含めて黒字となりさえすればよいのではなく、あくまでも本業である医業収支を改善し、黒字化していくことこそが必要であると思うがどうか。

また、病院事業の財務情報を民間病院と比較ができるように、平成16年改正の病院会計準則にのっとった財務諸表を作成すべきとしているが、本市も、従来の決算書類に加えて、これを作成する考えはないか。

このほど、大阪の米穀加工販売会社が、工業用として仕入れた汚染米を食用と偽って転売していたことが大きな問題となっている中、小樽病院が給食調理業務を委託している日清医療食品が仕入れたもち米にも混入していたという事実が明らかになったが、問題発生後、市は安全性や事実経過についてどのように確認したのか。

さらに同社は、化学物質メラミンが混入した疑いのある中国製冷凍食品を、全国の医療施設などで使用したとのことであるが、幸い小樽病院には納入されていないと聞く。この物質は検査対象外ではあるが、全国規模で大量に食品を提供する大企業には社会的責任があるので、問題が起きたら回収すればよいという姿勢ではなく、事前に十分な検査をするのが本来の姿ではないのか。

一方、第二病院は、別な委託業者が給食に使用する食材の大部分を地元業者から仕入れていることを理由に、その安全性を強調するが、地元業者であっても、生産や流通の過程で混入する可能性が全くないわけではない。市は、両病院における患者の食の安全を確保するため、委託業者への指導に力を入れてほしいと思うがどうか。

市が社会福祉法人に運営を委託しているさくら学園では、今回、化学物質メラミンが混入した疑いがある冷凍菓子を、児童らに提供していたとのことである。現在まで健康被害の報告はないと聞かすが、何ら症状はなかったのか、改めて詳しく聞き取り調査を行うべきと思うがどうか。

市が病院給食業務を委託している業者が仕入れたもち米にも汚染米が混入されており、全国規模で既に高齢者などに提供してしまっていることが、大きな問題となっている。委託業者は、食品衛生法の定めにあるように、自主的に検査を行うことは言うまでもないが、市は、取引しているすべての業者に対し、安全確認のため食品の成分分析表を提出させるべきではないか。

食の安全に対する問題が次々と発生するのは、我が国の食料自給率の低さが一つの要因であるが、今、早急に求められるのは、危険性のある食料品の輸入を水際で防ぐことであり、そうした検査体制の強化を国に要望すべきと思うがどうか。

雇用促進住宅については、国の独立行政法人整理合理化計画に基づき全廃し、民間企業に売却するなどの方針が打ち出され、入居者は退去を迫られるという深刻な状況にある。この不当な決定に対し、全国から不満の声が噴出したことで、国も退去期間の延長を認めたものの、先が見えない中で、入居者は不安を抱えた日々を過ごしている。こうした状況からも、市は国に方針の白紙撤回を強く求めてほしいがどうか。

また、本市の雇用促進住宅は、耐用年数から勘案すると、今後も十分使用可能であり、また、地域優良賃貸住宅制度を活用することで、国の補助を受けられることから、市がそれらも勘案し、購入することで問題の解決を図ってほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第3号及び第29号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号、第3号及び第29号は否決の討論を行います。

議案第1号一般会計補正予算の中の御膳水会館増築の助成金や認可外保育施設整備支援事業補助金など、市民要望にこたえる予算には賛成いたしますが、来年10月から開始される公的年金から個人住民税を特別徴収するための電算システム改修事業費1,800万円が計上されており、これには賛成できません。

公的年金からの天引きは、介護保険料に始まり、今年4月からは後期高齢者医療保険料、今月からは65歳から74歳の、いわゆる前期高齢者の国民健康保険料と次々と行われ、その上、小樽市の介護保険料は全道35市の中で一番高い料金、国民健康保険料も所得の15パーセントというのは大変重い負担です。この上、市民税までが年金天引きとはと、市民の不満、不安は大変大きいものがあります。市民に市民税納税の義務はあっても、本来、自主納税が原則ではありませんか。本人の了解もなしに天引きをするのは納得がいかない上、年金に一元でも残れば天引くというのは、あまりにも過酷です。

この間、自公政権により公的年金控除の縮小、老齢控除の廃止、定率減税の廃止などで新たに5兆円の国民負担が課せられ、65歳以上の市民は税制改悪に連動して介護保険料や国民健康保険料が引き上げられ、水道料金・下水道使用料など、市独自の減免制度の改悪で雪だるま式に負担増となり、さらに灯油高、物価高で市民生活は一層厳しさを増しています。にもかかわらず年金は下がる一方、定率減税廃止の財源で百年安心の年金プランと言っていたその財源は、どこに消えたのでしょうか。

このような市民の負担増に加え、市民税の天引きは負担感が増すばかり。さらに、不服申立てが認めら

れる可能性は低いということです。また、システム改修に係る財源措置も、後から交付税措置されるとしても、全額充てられるかも不明です。このような制度を認めるわけにはいきません。

議案第3号は国民健康保険事業特別会計補正予算案で、後期高齢者医療制度導入に伴う国保システム改修経費増額分が計上されています。国民健康保険料は10月から天引きですが、国民の批判を浴びて口座振替も可能となったことによるシステム改修経費分です。小樽市では、特別徴収対象1,742件のうち口座振替は10月1日現在354件、約20パーセントということです。口座振替をした市民は、先ほど述べたように、年金からの天引きは2か月分の保険料が一括に引かれるため、負担感が大きいし、一月ごとに納付するほうが生活設計が立てやすいと話しています。

政府は、後期高齢者医療制度にしても、国民健康保険制度特別対策にしても、国民の批判を浴びるたびに制度や内容の変更をせざるを得なくなっています。これらの制度が国民の支持を得られない、道理のないものであることを示しているものです。そして、変更のたびに市の担当者も、作業量の増大で大変な思いをしています。システム改修経費は、特別調整交付金のメニューに含める方向で検討しているというものの、いまだ決定していませんから、自治体の負担になりかねません。この際、保険料の年金からの天引きもやめるべきです。

議案第29号は、第6次小樽市総合計画基本構想です。

今回の計画策定の趣旨について、社会情勢に的確に対応するため、前計画の理念を継承しつつ新たな視点も導入し、小樽市が目指す将来都市像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な展開方向や主要施策を指針として示すために策定するとうたっています。そうであるなら、前計画の検証を的確に行う必要があります。

平成元年の小樽市新総合計画と同10年の「市民と歩む 21世紀プラン」における人口、商業販売額、工業出荷額の総合計画主要指標の推移と計画指標のないその他の統計推移で見る商店数、商店従業者数、製造事業所数、農家戸数、農家人口、小樽港一般貨物取扱量、石狩湾新港貨物取扱量は、目標年次又は直近の実績値と策定時の実績との比較をみると、小樽市新総合計画においても、「市民と歩む 21世紀プラン」においても、唯一石狩湾新港貨物取扱量だけが数値を大きく上回っています。石狩湾新港貨物取扱量は、21世紀プランの目標年次実績と小樽市新総合計画策定時の19年間の数値比較で、実に1,150パーセントの実績、しかし小樽港一般貨物取扱量は59パーセントにすぎず、小樽港の衰退が如実に表れています。総合計画主要指標、21世紀プランでは、計画の目標値に対する実績は、人口で87パーセント、商業販売額で68パーセント、工業出荷額で69.5パーセントと下回っています。その他の統計指標を19年間の比較で見ると、商店数で68パーセント、商店従業者数で86パーセント、製造事業所数で66パーセント、農家戸数で35パーセント、農家人口で29パーセントと、いずれも大きく下回っています。このように、新総合計画、21世紀プランとも目標を達成できず、計画の失敗は明らかです。この間、政府の景気浮揚対策で、建設事業の拡大押し付けによる起債の膨張、小泉構造改革、三位一体改革で地方交付税の大幅削減、労働者派遣法改悪で生み出されたワーキングプアなど、低賃金や社会保障の連続改悪などによる消費の落ち込みで市経済も低迷し、市税収入の落ち込みで市財政は厳しさを増し、目標どおりに施策が進まないのは国策によるところも大きいと思います。

しかしその一方で、マイカル誘致による20億円に上る固定資産税の滞納、石狩湾新港で王子特殊紙の利用計画しか明確でないのに、深さ14メートルの港を建設するなど、市財政を圧迫する大型事業や大企業中心の施策で、市財政を圧迫させたことも大きな原因です。そのために、地方自治体の責務である住民の福祉は後退し、21世紀プランに盛り込まれていたさまざまな市民要望も後退しています。せっかく3年間かけて改修した小樽市室内水泳プールも、大和ハウス、大成建設の大企業がかかわる駅前再々開発で取り壊

されると知り、3万6,000筆の署名や全国から激励が寄せられ、スポーツドクターや商店街から上がった陳情は2,000件を超し、プールを楽しみにしていた障害児が市長に存続を要望する手紙を送るなど、市民は必死に存続を訴えました。現在地で存続が難しいのであれば、プールの補償金で新しいプールの建設をと要望する市民の声は、ついに実現されませんでした。21世紀プランには、市民のスポーツ・レクリエーションに対する関心が年々高まる中、市民ニーズにこたえるため、スポーツ・レクリエーション施設の拡充を図る、温水プールの整備に努めると書かれ、取壊しの計画は全くなかったのです。市民に市政に対する失望を与えた責任は大きいのではないのでしょうか。

第6次小樽市総合計画基本構想は、これまで述べた各指標の目標達成状況、市民のための施策など、前総合計画を反省したものになっているのでしょうか。人口の目標も立てられず、これから実施計画を立てても、実施年度は財政健全化計画の進ちょく状況を見てからというのでは、絵にかいたもちになりかねません。まだまだ言い尽くせませんが、このような基本構想には賛成できません。

以上、3議案に対する反対討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第3号及び第29号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

24番（成田晃司議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第8号ないし第23号につきましては、去る9月18日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、議案第8号ないし第23号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第24号について、公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定当時に、派遣先の「公益法人」に関する規定が「業務の全部又は一部が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する団体」と抽象的な規定であったことから、公立保育所の保育士を民間保育所に派遣するなど営利法人への派遣労働に道を開くことになると指摘していた経過がある。本議案は、国の公益法人制度改革により、関係法令の一部改正に伴う条例の改正であり、これまでの「公益法人等」とされていた規定を「公益的法人等」に改めるものだが、これまで以上に職員を派遣できる範囲を拡大するような規定となっており、当初に懸念していた営利法人への職員派遣につながっていくおそれはないのか。

陳情第1109号に関し、国が学校施設の耐震化促進に向けて、平成22年度まで耐震補強事業に係る国庫補助率をかさ上げするとしていたことを受け、市教委はこの制度を活用して、耐震診断を実施することとした。今回は、耐震化優先度調査の対象施設のうち小学校3校、中学校2校について耐震診断を行うため、第4回定例会での予算化に向けて関係部局と協議するという。学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす学習の場であり、何より安全・安心な場所であればならず、これ自体は耐震化を推進する上での第一歩であるが、文部科学省の通知では、統廃合などの計画がある建物についても事業実施までの使用について安全を確認し、必要に応じた耐震診断を実施するよう求められており、一部の学校のみを対象とするという考え方については、保護者から不満の声が出るのではないのか。

仮に該当するすべての学校施設で診断を実施した場合でも、1億8,000万円程度で可能とのことであり、危険な状態をそのまま放置せず、早急に実施し、耐震化に取り組むべきではないか。

以前の議会で市と市教委は、学校耐震化をスピード感を持って取り組んでいくとの答弁をしており、その結果として、今回小中学校5校で耐震診断を実施するための予算化を表明したが、本年度中に一括して実施する予定と考えてよいのか。

また、診断により、構造耐震指標が0.3未満で耐震化が必要と判断される施設については、国庫補助率のかさ上げ措置の期限である22年度までに補強工事に着手するつもりなのか。

市教委は、第4回定例会での補正予算案計上に向けた協議を行うこととしており、財政サイドの前向きな検討を期待するものであるが、予算化の見通しはどうか。

市教委は、これまで学校施設の耐震化優先度調査の結果を踏まえ、適正配置との整合を図りながら耐震化整備計画を策定するとしていたが、今回、計画策定に先立ち、小中学校5校で耐震診断を行おうとするのであれば、当初に示された学校施設の耐震化計画策定フロー図に新たな工程を加えることになる。

全体の流れを再確認するためにも、改めて計画策定に至る作業工程を整理した上で策定フロー図をつくり直す必要があると思うがどうか。

市教委がさきで開催した「学校規模・配置の適正化にかかわる地域懇談会」では、いずれの会場でも総じて参加者が少なく、早々に終了したところもあったと聞く。市教委は、懇談会で総論的な説明に終始し、参加者が期待していた対象校や地域における学校のあり方など具体的な方針は一切示されず、参加者の思いと市教委の思わくにギャップがあったことは否めないと思うが、この結果をどう受け止めているか。

今後、各地域で説明会を開催する場合は、項目を絞り込み、参加者がより具体的な議論ができるよう、説明の方法を工夫すべきと思うがどうか。

また、市教委が、適正配置計画案をスケジュールどおりに段階的に進めようとしているのは理解できるが、前倒しできる項目については、もっとスピード感を持って取り組むことはできないか。

文学館・美術館では、常設展における企画展示や特別展を積極的に開催しており、そのかいがあって両館とも毎年多くの市民や観光客が訪れている。しかし、来館者から分庁舎1階の中村善策ホールをはじめとする展示室へのアクセスの悪さやミュージアムショップがないといった問題が指摘されている。

今後とも分庁舎に文学館、美術館を置くのであれば、これらの点を改善する必要があると思うが、将来に向けた施設面の整備についてどのように考えているのか。

また、分庁舎のフロアごとに文学館、美術館を配置することでそれぞれの展示をまとめることができ、より効率的な展示が可能となると思うが、検討してはどうか。

国は、だれもがスポーツを通じて健康で心豊かな生活ができる「生涯スポーツ社会」の実現のため、スポーツ振興基本計画を策定し、市町村に対して、平成22年までに総合型地域スポーツクラブを設立するよう求めており、本市でも同クラブ創設に向け準備中と聞く。クラブ設立に当たって策定する総合型地域スポーツクラブ育成計画の取組の一つには、市民が年齢や体力に関係なく、だれでも楽しむことができるニュースポーツの普及がうたわれる予定とされるが、現在、小樽ではどのようなニュースポーツ競技が行われているのか。

パークゴルフの発祥地である幕別町のように、スポーツの普及が地域の活性化につながる事例もあることから、小樽でもまちおこしの起爆剤となり、全国に普及していくような小樽ならではの特色のあるニュースポーツを考案し、育成計画に盛り込んではどうか。

財政再建プラン実施計画で取り組んできた公用車運転業務の見直しや家庭ごみ収集業務の委託化に伴い、当該業務に携わってきた職員が余剰人員化しているのではないかと市の声がある。これらの職員は、委託化でこれまで従事したことのない事務的な職場に一般業務員として異動することが多いと聞くが、どのような業務に従事しているのか。

また、一般業務員が事務職員に職種変更を希望する場合、一定の試行期間を設け、本人の意向を確認しつつ、無理のないように進める旨を職員組合と合意しているというが、市は、職種変更の適否を判断するに当たり、当該職員の適性について客観的に判定をせず、本人の希望だけで決定しているということはないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第32号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号及び第1086号ないし第1108号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案はいずれも可決、陳情は採択と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1109号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第32号小樽市非核港湾条例案は可決、新たに提出された陳情第1086号ないし第1108号については採択を、継続審査中の陳情につきましても採択を主張して討論をします。

9月25日、横須賀市民、国民の反対抗議の中、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀に配備されました。「空母の配備ではなく、空母乗組員の家族居住計画」「空母の配備はおおむね3年」。1973年、日

本政府は、このようにごまかしながら横須賀への空母配備を容認し、以来、米空母は35年にわたって居座り続けました。この間、米空母は、湾岸戦争やイラク・アフガニスタン戦争での対テロ戦争への出撃を繰り返しました。そうした偽りの歴史に新たなページが加えられたのが、原子力空母の安全性という偽りです。米本土では、原子力空母の放射能漏れや炉心の緊急停止が相次いでおり、最近では原子力潜水艦ヒューズトンが日本寄港時に11回にわたって放射能を放出していたなど、これもまた破たんした安全宣言です。2回にわたる空母配備の是非を問う住民投票を求める直接請求は否決されましたが、これ以上アメリカの勝手にはさせない、自分たちの将来は自分たちが決めたいと願う横須賀市民の声を後盾に、引き続き原子力空母母港化の是非と安全性を問う運動が強められています。

さて、1997年の新ガイドライン以降、国内の民間港に米艦船の寄港は一気に増えました。親善・友好を理由にしながら入港を繰り返し、横須賀の基地のように実績を積み上げようというのがねらいではないでしょうか。日米再編強化の下では、周辺事態に始まり、さまざまな有事法がつくられました。周辺事態の自治体、民間協力のいろいろな事例が示されていますが、たとえ有事であっても港湾施設の使用に当たっては港湾管理者の長の許可が必要とされています。この港湾法をしっかりと生かして、市民の安心・安全を確保していきましょうというのが条例の意図するところです。核搭載可能な米艦船の寄港を市民は望んでいません。こうした意思を示すことで、核廃絶の運動とも連携できるものです。

8月26日付けの公明新聞では、「日本は核保有国を動かす使命を果たせ」と題し、「核保有国を動かすことも決して不可能ではない。被爆者の心を我が心とし、核廃絶を必ず実現することを誓う原爆の日にしたい」と感銘的な記事が掲載されていました。本条例制定は、その一歩となります。御賛同いただきますよう呼びかけるものです。よって、陳情第1005号は、この立場で採択を主張します。

次に、市営プール早期建設の陳情です。市長も次期総合計画に明文化したいとの意思を示されました。市民の健康増進とスポーツの発展のためにも、議会としては陳情を採択し、早期の実現を後押ししていきたいものです。

次に、陳情第1004号です。今もって北海道電力株式会社は、プルサーマルの安全性についての説明責任を果たしていません。事故があった場合に小樽市民が受ける影響を想定するならば、陳情の願意は極めて妥当です。採択を主張し、皆さんの御賛同を重ねてお願いし、討論とします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第32号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論いたします。

9月25日、全国の多くの市民の抗議の声の中、アメリカ海軍原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀のアメリカ海軍基地に入港しました。海上自衛隊艦船との共同訓練終了後の入港だったと聞いております。小樽にも2回寄港したことのあるキティホークの後継艦です。今後、この空母が西太平洋全域でのアメリカ海軍戦略の中核となります。横須賀入港後の記者会見で、空母ジョージ・ワシントンが所属する第5空母打撃群のリチャード司令官は、「調査や手順を踏まなければならないが」と言いつつも、「日本国内の民間港に入港できることを期待している」と明言しております。小樽港には9万7,000トンというこの空母の大きさから入港は難しい、そのような話がありました。しかし、最近では小樽に入港するのも、艦載機の調整などで技術的には可能だと言われるようになっております。核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽港への原子力空母の入港は決して許すことができません。

今年2月のブルーリッジ入港をめぐり、従来から小樽市が外国艦船の入港のときの判断基準とした3条

件が改めて注目されました。平和な商業港である小樽港では、民間の商船が優先される。この原則は、日米安保条約、そしてそれに基づく地位協定を盾に、民間港の優先使用をねらうアメリカ海軍の思わくに、痛烈な打撃を与えました。改めて港湾法に定められている港湾管理権の強さを示したことです。

しかし他方で、この3条件の持つ限界もまた明らかになったと思います。四つ目の条件、それは小樽の平和と小樽港の発展を願う市民の思いを受け入れ、積極的に小樽港の平和を守り、商業港としての発展を目指す、そういう条件が必要だと思います。議案第32号小樽市非核港湾条例案は、こうした市民の思いを条例化し、非核港湾行政の推進を目指すものであります。

議員各位の御賛同を改めて訴えて、討論を終わります。(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

4番(吹田友三郎議員) 平成会を代表して、議案第32号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論をいたします。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論をいたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第32号について採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号及び第1086号ないし第1108号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

5番(大橋一弘議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1110号について陳情者の趣旨説明では、原油・原材料価格の高騰で、市内の中小零細企業は極めて厳しい経営を強いられているとのことであり、その対策として市に、制度融資の拡充、農業・漁業者への燃料代の補助のほか、上下水道料金や国保料の値下げなど多岐にわたる要望をしている。その実情は十分に理解できるが、市の財政状況が厳しいことは言うまでもなく、一部の業種に対し助成をすることや金額の設定が難しいことなど公平性の問題もあることから、実現は困難であると思うが、市の認識はどうか。

今般の原油価格高騰による国民生活への影響は依然大きく、政府与党は定額減税を中心とした緊急経済対策を実施する考えとのことであり、これこそが日々の生活に苦しむ国民に手を差し伸べる適切な施策と言えると思うがどうか。

原油価格高騰の影響は依然大きく、市内の灯油小売店からは悲鳴にも似た声が上がっている。こうした中小零細企業への直接的な助成を行うことは、財政的に難しいとの認識なのか。

市は財政難を理由に何もしないという姿勢ではなく、道が中小企業の経営を支援するため、9月に創設した融資制度の周知を図るなど、何らかの取組を行うべきではないのか。

市の制度融資については、現在内容について見直しをしているとのことであるが、例えば利率の引下げや融資対象などの要件を緩和し、もっと利用しやすい制度となるよう十分検討してほしいと思うがどうか。

趣旨説明では、原油価格高騰により、経営が圧迫されている市内の中小零細企業への助成を市に求めるとともに、国や道に対する要望を求めているが、市としても既に、バス会社をはじめとするさまざまな業界の危機的実態を受け止め、北海道市長会にも強力に働きかけ、国へ支援策を求める要請を行ったとのことである。政府与党は、こうした声を受け止め、緊急経済対策を打ち出す考えを示しているが、市は、国や道などの動向について、どのようにとらえているのか。

観光都市宣言については、観光振興にまちを挙げて取り組むこと意思表示として、観光都市小樽を広くアピールするものであるが、このほどパブリックコメントによる意見募集を終えて、宣言文を確定したとのことである。今定例会では、いよいよ議決する運びとなっており、その後は市として速やかに宣言を行ってほしいと思うがどうか。

この宣言は、まさに市民と一体のものとして、時間の経過とともに光輝くものと期待されており、今後は国内はもとより国外に向けても発信していくことになると思うが、市の決意のほどはどうか。

石狩湾新港地域に立地した企業への市内からの就業者は、非常に少ないのが実態であるが、これらの企業から小樽市民を優先的に採用する意向の有無や、地元雇用への取組状況について、話を聞いているのか。

市内には職業能力開発大学のほか工業・水産高校があり、優秀な人材を輩出しているが、道内より景気のよい本州の一部上場企業などは、道内企業に比べて求人活動が早く、学生も早く内定を受けたいという心理から、そちらに多く流れ出てしまうため、結果として地元で就職する者は少ないとのことである。一方で高校生からは地元で就職したいという声をよく耳にしており、このようなギャップが生じる要因はどこにあると考えているのか。

市は、学生に地元企業をよく知ってもらうための見学会など、地元定着事業を実施しているとのことであるが、景気の低迷が続く中で、企業誘致の見通しも厳しく、今年の市内企業の求人は一段と冷え込むとの話もある。市は、新卒者だけではなく技術を持った方の再就職も含めた雇用の場の確保が図られるよう、さらに取組を強化してほしいと思うがどうか。

総務省の調べでは、労働者のうち非正規雇用が35パーセントを占めているとのことであるが、いくら働いても貧困な生活から抜けられないワーキングプアが社会問題化しており、最低賃金の大幅な引上げが緊急の課題となっている。国の最低賃金審議会において生活保護施策との整合性を一つの基準として議論されたものの、企業側の反発もあり、満足できるような答申には至っておらず、北海道地域については13円の引上げで667円とされた。これでは依然として生活保護水準より低いままであるが、市は、今回の答申内容をどのように受け止めているのか。

また、市内では最低賃金を遵守していない企業もあるやに聞くが、経営環境が厳しい中で、今回の引上げがきちんと反映されるのか疑問を感じる。市は、関係機関との連携を強化し、最低賃金の改定について周知徹底してほしいと思うがどうか。

本市と札幌市手稲区との地域経済交流促進のため、このたび同区内の大型ショッピングセンターで「小樽の物産と観光フェア」が開催されたが、当初の売上げ目標を上回る大変な盛況であったと聞く。これは市や物産協会などで組織する実行委員会により実施されたが、市の補助金も入っており、事業の費用対効果について、市はどのように検証する考えなのか。

こうした催事は、市場調査を行うチャンスであるが、来場者へのアンケートや、店舗内で市内商品がどの程度取り扱われているかなどの調査はしたのか。

市内の企業が大手スーパーから商談を持ちかけられても、生産量が少ないことや価格が折り合わないなどの理由で成立しないことも多いが、こうした物産展であれば、単価が高くても地域ブランド商品として付加価値をつけて販売できる。しかし、売れ筋商品は会場によっても異なることから、そうしたリサーチを十分に行って参加業者を選定することで、催事の魅力をもっと高めることができると思うがどうか。

また、札幌市は隣接する自治体との交流を進める方針を打ち出しており、それが今回の事業のきっかけにもなったと聞く。札幌はマーケットとしても大きな存在であることから、これを機会に、今後、経済交流が活発に進むよう、本市からも積極的にアプローチしてほしいと思うがどうか。

国内経済については、物価の上昇や個人消費の冷え込みにより、各業界とも競争が激化しており、中小企業ほど経営が厳しいとの指摘があるが、中小企業が多い本市において、こうした見方に対し、どのような見解を持っているのか。

先月は看板製作所と中古車販売会社、9月にはタクシー会社と倒産が相次いでいるが、負債額が多くないにもかかわらず倒産に至るケースが見受けられる。これは金融機関がいわゆる貸し渋りや貸しはがしを

していることが懸念されるが、市が、企業などの調査をした中では、そうした実態はなかったのか。

かつて金融危機の際に、政府は多くの金融機関に巨額の公的資金を投入したからこそ、現在のように経営の健全化を達成できたと考えられることから、厳しいときこそ一丸となって景気回復に努めるべきであり、市はこうしたことも踏まえて金融機関に市内企業の経営支援を要請してもらいたいと思うがどうか。

大手証券会社リーマンブラザーズの経営破たんをはじめとするアメリカの金融不安を契機に、世界的に負の連鎖が広がりを見せている。日本もこの影響を受けて金融不況に陥った場合、本市経済は危機的なダメージを受けるのではないかと懸念するが、現状の認識と今後の対策について、市の考え方はどうか。

本市の水産業について、近年、岩礁の表面が石灰化し、海藻類が繁茂しないことで、漁業資源が減少する「いそ焼け」が問題となっている。市は、その対策の一環として、平成13年から礼文塚衛生処理場で発生した活性汚泥を塩谷漁港に投入しているが、試行であるため量が非常に少ないので、今後、投入量を増やす考えはないか。

ウニなどの漁業資源の回復を図る方策を模索し、それを実行するためには、市と漁業者が双方の責任を認識した上でともに協働して取り組むための場を設けるべきであり、忍路地域では若い漁業者が海域を特定して海藻類を育成し、ウニを繁殖させる自主的な試みを模索中と聞く。漁場の環境改善は、若い世代の漁業に対する意欲を向上させ、ひいては漁業振興にもつながるものと思うが、市の認識はどうか。

また、夜間に出漁するイカ釣り船に観光客を同乗させ、釣れた新鮮なイカを食べさせるというイベントを企画すれば、宿泊せざるを得なくなる。例えばホテルとタイアップして実施すれば、課題となっている滞在型観光の促進にも寄与できることから、ぜひ検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1110号ないし第1114号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1110号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情はすべて採択を主張し、討論をいたします。

陳情は、灯油価格引下げ等、暮らしと営業を守るための措置方についてです。

陳情者を代表して、小樽民主商工会会長から趣旨説明が行われました。その中で、食堂経営者は「10年間値上げをしていないが、食材の仕入れ値が上がり、やっていけなくなった」、食料雑貨店は「配達サービスをしているが、ガソリン代が高くて赤字だ」、灯油の小売販売業者は「お客さんは灯油が高いのでホームタンクにいっぱい入れず、3回、4回と分けて入れるから、配達費用もかかるし、灯油代の支払も悪い」、型枠業者は「資材の高騰で売上げは20パーセント下回っている。銀行はお金を貸してくれないし、国民金融公庫も保証人がいない。北海道の制度も税金滞納で貸してもらえない。資金繰りに大変困っている」など、灯油・ガソリン・資材高騰による業者の厳しい経営実態が浮き彫りになりました。

東京商工リサーチの調査による企業倒産は、全国では平成19年1月から20年8月現在まで連続して

1,000件を超え、8月累積比では、今年は19年より696件、負債総額で8,407億円も増えています。小樽では、8月累積比、19年は15件、20年は19件、負債総額は23億5,000万円、20年は76億8,600万円と3倍以上に膨れ上がり、厳しい経営実態が数字に表れています。

北海道中小企業家同友会が原油・原材料に関するアンケート調査を行い、8月、全道1,313社から回答を得た結果を5点にわたり中間発表しています。その1点目は、仕入れ単価アップの企業は86パーセント、51パーセントの企業は販売価格に転嫁できない、とりわけサービス業、建設業、運輸業の厳しさが目立つこと。2点目に、経常利益で減益と回答した企業が61パーセントに達していること。3点目に、悩みは「販売価格に転嫁できない」「仕入れの一方的値上げ」「経費の増大」に加え、「消費の冷え込み」などから思うように売上げが伸びず、しん吟する中小企業の姿が痛いほど伝わってくると述べています。4点目に、原油・原材料高騰への対応としては、「諸経費の削減」「販売価格への転嫁」「人件費の削減」などを挙げていますが、「自助努力も限界、公的支援の声を」も270社あり、早急な公的支援が求められますと述べています。5点目に、国などに望むこととして、「灯油・ガソリン・軽油などの税率低減」と「国際的な投機防止対策」「中小企業への緊急融資」「大企業への便乗値上げへの監視と指導」などを挙げ、政府をはじめ関係機関には当面の緊急対策と個人消費が上向き、景気がよくなる抜本的な対策を結合した政策の実施を早急に望みたいと結んでいます。

また、札幌商工会議所会員企業の調査では、経営危機から燃料手当を廃止・削減を予定する企業が40.6パーセントに上っているという報道がありますが、これは放置できない問題です。

このように中小企業が原油・原材料の高騰で苦しんでいる一方、国内石油元売大手6社の2008年3月期決算合計の経常利益は、前年比42.7パーセント増の2,392億円、税引き利益は前年比69.5パーセント増の1,388億円と前年を大きく上回っています。

欧州では、このような原油高騰による利益を国民に還元する措置が広がりつつあります。ポルトガル議会は、石油企業の反対を押し切って、原油高騰で増大させた利益に25パーセントの課税をする新たな税制、ロビンフッド税を可決し、社会的弱者を救済する措置に支出されることになりました。イタリアでは、8月初めに新税創設が決定されています。日本共産党は、早くから政府に対し、石油元売企業の利益還元、便乗値上げの監視などを申し入れ、投機マネーに対しては情報開示と適正な課税を提案してきましたが、中小零細企業の要求とも一致するものです。今、総選挙を目前に、政府の緊急経済対策として定額減税が打ち出されておりますが、財源はポルトガルのように石油元売各社の利益を充てるべきではないでしょうか。

陳情趣旨説明では、水道・下水道料金、国民健康保険料、電気・ガス代の引下げなどの要求もありましたが、厳しい経営を余儀なくされている業者にとって、どれも切実なことばかりです。この冬を戦々恐々として迎える市民と中小零細企業の営業を守るため、陳情項目にある灯油価格引下げにつながる中小販売業者に対する直接助成あるいは低利の融資制度などでの助成、あわせて国や北海道に対する原油高騰対策申入れは当然の願いです。他会派の皆さんには、ぜひ今定例会で陳情を採択して、少しでも安心して冬を迎えられるように応援することを呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1085号について、現在、高齢者介護の現場で働く労働者の間からは、厳しい労働条件の割に低賃金であることに不満の声が上がっており、離職する者も多いと聞く。市内にある介護保険施設のうち、市に指導責任があるグループホームは44か所とのことであるが、その職員配置が国の基準を満たしているかどうかについて把握しているのか。

また、全国的な傾向と同様に、本市の介護労働者の賃金も低く感じるとのことだが、介護事業所の経営者が利益を独占し、賃金を不当に抑えているようなことはないのか。

小樽市産業廃棄物最終処分場の料金徴収事務を含めた管理・運営等の業務については、樽栄環境整備株式会社に委託しているが、先日、この委託業務の現場総括責任者が処分手数料の一部を着服していたことが判明したとのことである。この件に関しては、市が委託業者に対し、連番を付している伝票に無効が生じた場合、理由を付して別に保管することを指示しているにもかかわらず、その伝票の報告を受けずに業者任せにしていたなど、チェック体制にも大いに問題があったと言わざるを得ない。

また、開場直後の繁忙時間帯は受付から収納までを一人で行っていたとのことであるが、そもそも現金を扱うときは一人に任せるのではなく複数でチェックするのが原則であり、市の検査も抜き打ちで行うなど、緊張感のあるものでなければ全く意味がないと思うが、全庁的な課題として、今後どのように整理し、対策を立てていく考えなのか。

委員会当日の新聞に、今回の事件が詳細に掲載されていたが、議会に報告する前に報道されたことは非常に問題である。今後はわかり得る情報を早い時期に議会へ報告するなど、取扱いには細心の注意を払ってほしいと思うがどうか。

小樽市産業廃棄物最終処分場に係る処分手数料の納入方法には、毎月一度その月分をまとめて支払う後納方式と、廃棄物の搬入ごとに窓口において現金で支払う二通りの方法があるとのことである。

今回の件は、窓口で収納した手数料の一部を着服するという手口で行われたことから、納入方法をすべて後納方式に統一することはできないか。

また、平成19年度中に収納した処分手数料の金額や搬入された廃棄物の数量自体も変わってくるとのことであり、決算とのかかわりはどのようになるのか。

現在は、業者に対するコンプライアンスの指導や教育が適切に行われているかが、非常に重要な時代なので、今後、市が委託契約を結ぶ際には、その辺の取組について一層力を入れるよう要望するがどうか。

今年度のふれあい見舞金については、昨年度の福祉灯油と同基準である市民税非課税世帯を対象にすることにより支給世帯を減らすのみならず、その二つを統合する考えもあると聞く。

また例年と異なり、今年度の当初予算に同見舞金を計上していないのは、福祉灯油との制度の一本化を当初からねらっていたからではないのか。

これは灯油の高騰に便乗した実質的なふれあい見舞金の廃止であり、いくらこの事業が議決を要しない要綱によるものとはいえ、議会に対する説明や十分な議論もしないうちに一方的に変更することは、あってはならないことであり、今後も引き続き実施すべきではないか。

さらに福祉灯油については、今後、市民が灯油の高値になれたところを見計らい、実施が取りやめられることも想定されるが、それでは低所得者世帯への冬期支援制度自体がなくなることになり、市の一連の姿勢は、福祉の大幅な後退と言わざるを得ないがどうか。

福祉灯油に関して、北海道は福祉灯油特別対策事業として2億円の補正予算を計上しており、今年度は昨年度100万円の上限補助枠を撤廃し、市町村支給額の2分の1を補助すると聞かすが、市の事業費は幾らを見込んでいるのか。

昨年から続く灯油価格の異常な高騰は、市民生活を大変圧迫しており、昨年同時期と比較し約1.5倍になっている状況から、支給額をせめて1万円にすることはできないか。

市では介護保険の地域自立生活支援事業として高齢者給食サービスを実施しているが、ここ数年の延べ配食数は伸び悩んでおり、その一番の理由として、配食の手伝いをしてくれるボランティアが確保されていないことが挙げられる。自治体の中には給食の調理とともに配達も民間業者に委託しているところもあり、市もそのような方法を検討するべきではないか。

今後、全道他都市並みに給食サービスを拡充していくためにも、なぜ当初考えていたボランティア数や延べ配食数の目標値と大きくかい離する結果になったのかを分析し、方針を立て直した上で、第4期介護保険事業計画を策定すべきではないか。

また、当計画においては、療養病床の数をどのように見込むのかにより、今後の介護保険料の算定に影響が出ることから、非常に重要であると思うが、病床の全廃を前提とした計画にした場合、その分は介護保険料の減につながると考えているのか。

本市の介護保険料は道内他都市の中で一番高いということが、現在、高齢者保健福祉計画等策定委員会でも議論されているが、適正な保険料の設定という観点からも、公費負担の見直しを含め、国に対して積極的に声を上げていくべきではないか。

視覚障害者が道路を通行するときは、道路交通法第14条第1項により、政令で定めるつえ若しくは盲導犬を連れていなければならないと規定されており、さらに身体障害者補助犬法第9条では、病院や飲食店など不特定多数の者が利用する施設への盲導犬の同伴を拒んではならないとも規定されている。

先日、市内のあるラーメン店で全盲の方が盲導犬を連れて入ろうとしたとき、入店を断られた事例があったと聞かすが、その後、その店に盲導犬が同伴している場合の対応について指導を行ったのか。

いくら法律で規定されているとはいえ、市内の飲食店などの意識はまだまだ低いと考えられることから、今後、積極的に周知に努めるべきではないか。

また、今回のような件で、苦情を申し出た方には、その後の対処方について連絡し、経過を説明してほしいと思うがどうか。

ひとり親世帯への子育て支援策の一つに児童扶養手当制度があり、母子家庭等の生活の安定と自立を促進するために設けられたものであるが、所得制限が厳しいことから、現実に苦しい生活をしているにもかかわらず対象にならない人も多いため、要件を緩和し、もっと幅広い人が受給できるよう国に改善を要望してほしいと思うがどうか。

この制度は、婚姻によらず生まれた児童も対象になるが、今、全国では年間約40万人の子供が中絶されているという事実もある。結婚しなくても子供は欲しいという女性もいるため、支給対象を拡大し、子供を産み育てやすい環境を整備していくことにより、近年減少している出生数の増加にも結びついていくと

思うが、市はどのような見解を持っているのか。

また、ひとり親世帯に対する各種の医療助成事業については、子育て支援策の一環として制度をさらに拡充すべきと思うがどうか。

近年、景気の低迷から職を失い生活保護を受給しているが、健康面には問題がないため、公的扶助に甘えていると感じられる者が見受けられる。子供がいる家庭においては、汗をかいて働く親の姿を見て育つことが、子供の成長過程の中でプラスになると考えられることから、健康な受給者に対し、地域のボランティア活動への参加を促し、社会貢献をさせるような仕組みづくりを検討する考えはないか。

妊婦が医療機関で受診する一般健康診査について、現在、本市の制度上、市外で受診する場合は、全額自己負担になるとのことであるが、一方、道内では、北海道医師会と契約を結んでいるため、自己負担のない自治体もあると聞く。本市は、保健所政令市であるという背景から、小樽市医師会と契約しており、道内のほかの政令市も同じ取扱いであることから、これまで契約方法について何ら検討はしていなかったとのことだが、これは行政の怠慢以外の何物でもないと思うがどうか。

妊婦に費用負担をさせないためにも、早急に契約方法を見直すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号、第252号、第646号、第1003号及び第1115号第3項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、陳情第1085号は採択と、陳情第1115号第2項目及び所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1115号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第1115号については陳情項目3項目のうち意見が分かれた第3項目に対して部分採択を求めて討論します。なお、継続審査中の陳情は、すべて採択を主張します。

陳情第1115号は、平成20年度福祉灯油の改善方を求めるものであり、陳情項目は、「1 福祉灯油の対象を拡大し、生活保護世帯も対象にすること」「2 福祉灯油は現金支給をやめて米穀商組合や灯油業者の組合と協議し、金券とすること」「3 ふれあい見舞金の縮小をやめること」となっています。委員会では、福祉灯油の対象を生活保護世帯に拡大することは採択され、支給方法を金券にすることは全会一致で継続審査になりました。しかし、ふれあい見舞金制度の縮小反対は継続審査になっています。

昨年度の小樽市福祉灯油は3,854世帯に支給され、支給額はふれあい見舞金と合わせて1世帯8,000円から9,000円でした。福祉灯油の支給対象世帯を市民税非課税世帯にしたため、ふれあい見舞金受給者のうち1,003世帯が対象外になっています。質疑の中で明らかになりましたが、市は今後、ふれあい見舞金対象者を市民税非課税世帯に縮小しようと検討しているだけでなく、ふれあい見舞金も福祉灯油も趣旨が同じものとして福祉灯油に一本化し、ふれあい見舞金の廃止も視野に入れていることがわかりました。

福祉部長はまだ決まっていないと言いますが、既に今年度の予算には計上されておらず、福祉灯油の実施時期に制度を廃止する予定だったとしか考えられません。制度は要綱規定のため議会に諮る必要がないとはいえ、20年も続いてきた福祉制度を議会で審議もせず、なし崩し的に廃止することは許されません。委員会では、他党派からも福祉灯油は1万円ほど支給すべきとの意見がありました。福祉灯油は原油高騰による一時対策にすぎず、今後、恒常的に実施されるとは限りません。今年度の福祉灯油が昨年度と同額では、ふれあい見舞金がなければ5,000円にとどまります。また、4月からの物価高で市民生活の負担は大きなものがあります。

新日本婦人の会北海道本部は、5月に道内65地域で2,094人を対象にして、北海道の生活実態調査を実施しています。1年前と比べて今の生活が苦しくなったと答えた人が83パーセントでした。収入では「増えた」はわずか5パーセント、「減った」は65パーセントです。収入減の主な理由は、「税、社会保障費の負担」「年金生活になった」がともに27パーセントでトップ、「賃下げ・給料カット」が23パーセントで続いています。10月からさらに食料品、日用品、光熱費などの値上げが続き、生活不安は解消されません。このような時期に障害者や母子家庭、高齢者などの弱い立場の世帯へ福祉制度を縮小・廃止することは、福祉行政の後退そのものです。陳情趣旨に賛同し、各党派の皆さんに採択を訴えます。

継続審査中の陳情は、すべて願意は妥当、採択を求めます。委員会では、公明党、自民党がとりわけ陳情第253号及び第285号の生活保護の母子加算廃止反対や基準の引下げ反対について、政府の今後の動向を見ていくとして継続を主張しておりますので、若干触れておきます。

9月26日の厚生労働省の社会福祉行政業務報告によると、2007年度に生活保護を受けた世帯は、一月平均110万5,275世帯で、前年度を2万9,455世帯上回り、過去最高を更新しています。生活保護を受けた実人員は1か月平均154万3,321人で、世帯別で見ると高齢者が49万7,665世帯で一番多く、次いで障害者、傷病者、さらに母子家庭が続きます。2007年9月の調査では、生活保護申請の理由は「傷病」が43パーセントで断トツの1位、「収入の減少」が18パーセント、「貯金がなくなった」が16パーセントでした。年々生活保護を受ける国民が多くなることは貧困が進んでいることであり、今、日本社会の貧困と格差をめぐって生活保護が注目されています。

1950年に現在の生活保護法が制定されましたが、その立案者とも言える当時の小山進次郎保護課長が貧困の定義を試みています。第1に、生命を維持し健康を保つために必要な衣食住、第2に、社会的な体面が維持できること、さらに第3に、多少の余暇が楽しめるような余裕が必要だと言っています。つまり、生きることへの意欲が持てるということです。

今、政府が進めているのは、生活保護基準の見直し、つまり切下げです。老齢加算の廃止、母子加算の廃止・縮小、物価指数が下がったことを理由とした生活保護費の引下げです。今後さらに保護基準の立て方そのものを見直し、切り下げようという動きもあります。この見直しで、生活ができるのか、生きる意欲が持てるのか、貧困とは何かが問われるのです。

生存権裁判と言われた朝日訴訟では、生活扶助の基準が、肌着2年に1枚、パンツ1年に1枚、ちり紙月1束が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利と社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進をうたう憲法に違反するのかが問われました。時代は違いますが、現代に置きかえて人間らしく生活できる社会保障が問われています。

日本の生活保護の補そく率、本来、生活保護受給となる対象で実際に保護を受けている割合ですが、これは20パーセント以下です。イギリスやドイツでは85パーセント程度で、賃金の低い分は公的扶助制度として受けることが当たり前になっており、日本でも国民が一般的な制度として利用できるようにすべきです。生活保護の基準引下げで各種加算廃止は貧困を拡大するもので、国民が安心して生活することに

逆行するものでしかありません。陳情趣旨を尊重して、採択に御賛同いただきますよう各議員に呼びかけて、討論といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号及び第1115号第3項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第252号、第646号及び第1003号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時30分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 10番、齊藤陽一良議員。

(10番 齊藤陽一良議員登壇)(拍手)

10番(齊藤陽一良議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽市景観計画(素案)について行ったパブリックコメントでは、色彩の基準や建築コストに関する懸念など、市民生活に規制を与えられることによるネガティブな意見が出ている一方で、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるために、もっと景観計画の周知、啓発を図る必要があるとの意見も寄せられている。市は、計画の施行に当たり、市民向けのフォーラムを開催するなど、具体的な周知方法を考えて

いるのか。

市民参加型のイベントであるビズ・サイエンスカフェおたるでは、毎回100人程度の規模で「ものづくり」や「まちづくり」について気軽に話し合える場が創出されている。市もこのような場を活用して、景観計画は、市民生活を縛るものではなく、市民の協力を得てまちをよくしていくものなのだという観点でアピールするなど、周知方法や表現の仕方を工夫することで市民の意識も変わると考えるがどうか。

平成20年度の除雪体制について、6か所の除雪ステーションから得られた過去2か年のデータを精査し、作業効率を見直すとのことだが、具体的にはどのような改善が図られるのか。また、これまで市民や業者から寄せられた意見は反映されるのか。

昨年度に試行された置き雪対策は、市民から「大変助かった」との声がある一方で、路線選定の調整がつかず実施できなかったステーションもあった。今年度の試行に当たっては、どのような基準で選定するつもりなのか。

町会役員も参加して実施された除雪パトロール体験を通して、大変な作業であることは十分認識できたが、今後も、効率よく一人でも多くの市民に喜んでもらえる除雪を行うよう望むがどうか。

市道公園東通線は、平成18年度に安全な歩行者空間を確保するため、路側帯を拡幅し、カラー舗装を施すなどの整備が試行されたが、交通量はむしろ増加し、車両が路側帯にはみ出して走行するなど、効果が十分に現れず、付近住民は依然として危険にさらされている。本来ならば歩道を新設することが望ましいが、道路の一方通行規制や多額な費用を要するために困難だということであれば、周辺町会と協力して、実際に事故が起きている箇所でゴムポールやセーフティコーン、北海道が貸し出しているランプを活用した実験を行い、財政に負担をかけない方法で運転者に当該路線の危険度を認識させるような対策を講じてはどうか。

国土交通省は、道路構造令で道路の安全性、円滑性を確保するために必要な基準を定めているが、歩行者がまばらな地域にある両側歩道の存在など、過大な道路整備の要因の一つになっているとの批判もあるため、地域の実情に応じた道路整備の実現に向け、すべての地方自治体を対象とした実態調査を基に改善策の方向性を検討する「柔軟性のある道路構造令の在り方検討委員会」を立ち上げたと聞く。今後、どのような基準の変更が示されると予想されるのか。

また、これまで国の基準に従って道路整備を行った場合、国から補助金が交付されていたが、地方自治体が独自の裁量で道路整備を行った場合、財政的な負担が課題として残ることが心配されるがどうか。

市営住宅の修繕費は、単費による施設整備費と国からの交付金が含まれる改善事業費とに分けられており、10年前には施設整備費に占める住宅使用料の比率が3割程度を占めていたが、現在は、改善事業費とあわせても3割に満たない状態である。公営賃貸住宅ストック活用計画による団地別の適正修繕計画では、地上デジタル放送設備や火災警報感知器が主なものとなっているが、これはそれぞれ関係法令により設置が義務づけられているもので、いわゆる維持修繕に当たるものではない。現在の財政状況から、10年前と同じ水準に戻すことは難しいまでも、公営住宅法に基づく修繕の義務を果たせるよう、財政当局に予算要求してほしいと思うがどうか。

公営住宅への応募者が増加し、住宅困窮者に住まいを提供するという目的が維持しにくくなっていることから、国は公営住宅法施行令を改正し、平成21年度から入居収入基準の引下げや家賃算定基礎額の収入区分等の見直しを行うとのことである。この改正に伴い、住宅使用料が上昇する一部の世帯には、数年間の激変緩和措置がとられることになっているが、低所得者層が中心の入居者にとって、わずかでも家賃が増額することは大きな負担となる。

国の通知によると、住戸ごとの事情に応じて設定できる利便性係数については、各事業主体の裁量が拡

大されたことから、できるだけ増額とならないように研究してほしいと思うがどうか。

建設部所管の都市公園は、年に1回、専門業者による遊具の点検を行うほか、日常的なパトロールも周辺住民が組織する公園愛護会と市職員のそれぞれが行うチェック体制がとられており、管理が行き届いている。一方、産業港湾部所管の築港臨海公園では、同じ市内の公園であるにもかかわらず、くぎが外れかけている看板が危険な状態のまま放置されているなど、所管部によって管理体制にばらつきが見られる。今後の公園管理に当たっては、所管する両部局でノウハウを共有し、安全性の高い公園となるよう適切な維持管理に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1号、第246号及び第644号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第28号につきましては、全会一致により可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の案件である陳情第1号、第246号及び第644号については、いずれも願意は妥当、採択を求める討論を行います。

私は、さきの第2回定例会において、以下、次のように述べました。

まず、陳情第1号であります。市道潮栄線の一部にロードヒーティングの敷設を求めたものです。この市道は延長約2キロメートル。沿線住民にとっては他に替えようがない生活道路であります。市の除雪水準においても、幹線的な道路として2種の2に位置づけられている道路です。その一部道路の最大こう配14パーセントの箇所に、ロードヒーティングの敷設方を繰り返し求めてきました。

陳情第246号は、市道桜18号線の幅員拡張を求めたものであります。御承知のように、この桜地域は、地形の特性から、市内のどの地域にも見られないように、幅員の狭い道路が数多く市道として認定されている地域であります。陳情者の趣旨説明においても、こうした道路事情、つまりこの案件が、地形、形状、道路用地などから大変困難な案件であることを承知の上、決して本格的な道路改良でなくてもいいこと、冬場の安全確保のために少しでも幅員を広げてほしい旨の陳述をしていたものであります。

陳情第644号は、市道銭函石山線と市道銭函神社線に手すりの設置を求めたものです。銭函神社線は近くに郵便局もあり、利用する市民も多い生活道路です。道路幅員も十分、こう配もそれほどきついものではありません。しかし、この道路の除雪水準はなぜか第3種、雪割り路線です。現に冬場には転倒事故の発生している道路でありました。銭函石山線は、この銭函神社線に比べると幅員の狭い道路であること、除雪の置き雪場所がないため手すり設置に工夫を要する路線であることは、当委員会の現地調査でも承知していた道路であります。しかし、このいずれの道路においても、除雪の仕方、除雪水準の改善あるいは砂まき路線にするなど、願意に少しでも近づくことはできないか、住民の願いにこたえていく道はないのかと呼びかけてきました。

ところで、その後の進展であります。3本の案件のうち、陳情第644号に関しては、行政の側が具体的に動き出しました。郵便局下の老朽化した手すりは、冬対応型に新設改善されています。陳情者はもとより、付近住民は大変喜んでいます。今年の冬からは、試行的とはいえ神社線の除雪改善、石山線では砂ま

きの実施を行いたいとのことであります。議会は、継続審査として棚上げであります。にもかかわらず、行政は動き出しました。これでは、小樽市議会は行政の後追いでしかない、議会の役割を果たしていない、市議会は何をやっているのか、このように言われても仕方ありません。執行機関である市長、そして対等・平等である議決機関、その議会を私たちは構成しています。つまり、議員の軸足は市民の側にあつてこそであります。市長の後追い機関などと決して不名誉な議会にはしたくありません。そのことを議員各位に呼びかけ、改めて陳情案件に賛同されるよう期待し、討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号及び第644号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

議長（見楚谷登志） 次に、議案第28号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

19番（佐々木勝利議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、7月に市内14か所の中学校を会場として「学校規模・配置の適正化計画策定に関わる地域懇談会」を実施したが、地域住民や保護者などの参加は合計で130名ほどであり、大変に低調なうちに終了した。現職のPTA会長の中には、自分が関係する地区の懇談会に出席していない者もいたとのこと驚きであるが、その一方で、今回出席者が少なかったのは、市民の中に少子化が進んでいるため適正配置もやむなしとの思いもあったのではないかと考える。その辺について市教委は、どのような見解を持っているのか。

地域懇談会開催に当たっての周知方法としては、広報誌への掲載や新聞報道のほか、小中学校及び幼稚園や保育所の保護者にも印刷物を配布するなど、できる限りの対応をしたとのことであるが、出席者が極端に少なかった。今後、より多くの出席を得られるよう効果のある手法を考えてほしいと思うがどうか。

また、懇談会の結果に係る報告資料には抽出された一部の意見しか掲載されていないため、全体像がつかめない状況にあるが、これは見方によっては、市教委が望む方向づけに沿った意見を意図的に取り上げているとも考えられる。適正配置の是非を判断するには、関係者の生の声を把握する必要があるため、今後は積極的な情報の開示を求めるがどうか。

今回行われた地域懇談会の参加者数は、当初市教委が想定していた人数を大幅に下回ったと聞くと、どのくらいの人数を見込んでいたのか。

本来、懇談会の開催に当たっては、できるだけ多くの市民に参加してもらえよう、子供連れの保護者のために託児所を用意するなど、きめ細かな配慮をすべきであったが、今回そのような姿勢は全く見られなかった。多くの市民に参加してもらおう気持ちが本当にあったのかと疑わざるを得ず、その辺について市

教委は、どのように認識しているのか。

昨年10月に提出された在り方検討委員会の答申の中にも、地域や市民との合意が適正配置計画を進める上で大事だと示されていることから、参加できなかった人への対応もせずに、今回の懇談会のみでおおむね市民の理解を得られたとする市教委の姿勢は、大いに問題ではないか。

このように大ざっぱな懇談会のやり方を真しに反省し、議会にもスケジュールを示し、意見も聞きながら時間をかけて進めていくべきではないか。

7月に実施した地域懇談会で寄せられた意見等の中に、早く統合の対象校を明らかにしてほしいというものが寄せられていたというが、来年の夏ごろに予定されている地域説明会においても具体的な校名を示さないのであれば、今回同様、多くの参加者は見込めず、あまり意味のないものになってしまうのではないかと危惧するが、その辺について市教委は、どのように考えているのか。

保護者の関心事は、あくまでも具体的な校名がいつ発表され、その後どのように取り組んでいくのかということであり、今後支障なく適正配置を進めていくためにも、ぜひ来年の4月ごろに報告が予定されている適正化計画案の中で校名を発表し、できるだけ早い時期から地域住民や保護者との話し合いを行い、時間をかけて理解を求めていく姿勢が必要と思うがどうか。

また、いじめなどに悩む多くの子供たちを救うためには、適正配置を実施し、複数学級化を図るといったことも必要であり、もっとスピード感を持って計画を策定してほしいと思うがどうか。

今回の地域懇談会に当たり、市教委が打ち出している計画をつくるに当たっての三つの考え方のうち、地区を単位とした検討・協議、耐震化については、参加者に一定の理解が得られていると思うが、「望ましい学校規模のあり方」に対する反応は、どのように受け止めているのか。

参加者も、近年、急速に進んでいる少子化の現状を認識しているため、ほぼ理解されたと考えているようであるが、これは今後の方向性を決める上で最大のかぎとなるものであり、児童・生徒の豊かな人間関係をはぐくむ面からも重要な適正配置を円滑に進めるため、早期に対象校の公表や具体的な規模の中身を示すなど、十分理解が得られるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

今回行われた地域懇談会では、参加者から学校施設の耐震化の遅れを憂慮する声が数多く聞かれた。

市教委は、平成26年度においても、いわゆる「望ましい学校規模」を満たしていると思われる小中学校のうち5校について、まず耐震診断を実施していく予定とのことだが、今回診断を行わない学校の保護者に対しては、どのように説明をし、理解を得ていくのか。

また、懇談会に参加した教員からは、大規模校に比べ小規模校のほうが非常に温かさを感じるという声もあり、適正配置を進める中で、一部の教員と市教委との間で学校規模の考え方に温度差を感じたが、今後は、教員に対しても市教委の方針を説明し、意見を聞く場を設けるべきではないか。

地域懇談会では、望ましい学校規模を小学校12学級、中学校9学級とする理由を前面に出して説明していたが、この考え方にはさまざまな意見があることから、関係者の理解を得るのは難しいのではないか。

今後、説明会を開催する際には、学校を運営していくには多額の経費を要することや、少子化が進む中、市が数多くの学校を抱えることが財政的に厳しいという現実も伝えていくべきと思うがどうか。

また、保護者の中には、適正配置を行うことによるデメリットを考える人も多いが、その不安を解消するため、この機会に教員OBを活用した不登校児童・生徒の学習支援をするなどの地域の教育力を高める新たな施策を打ち出すということを検討してはどうか。

市教委は、統廃合を考える上で、小学校12学級以上、中学校9学級以上が、いわゆる「望ましい学校規模」と、何かにつけて金科玉条のように説明している。これはあくまでも本市独自の基準であり、学校教育法施行規則や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令を根拠にしているとのこと

あるが、この施行令が制定された昭和30年代前半は、国が市町村合併を全国的に進めていたころであり、行政側に都合のいいように学級数などを定めたとしか思えないような法律を根拠にして説明するのは、勘違いも甚だしいと思うがどうか。

市教委が説明している「望ましい学校規模」は、子供たちにとっては必ずしもそうとは言えるものではなく、このことは小規模校の方がいじめや不登校など、問題行動の発生数が少ないという調査結果から見ても明らかではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号は採択の討論を行います。

7月に市内中学校14か所で開催された地域懇談会には270名が参加したといいますが、保護者、地域住民は130名とごくごく少数であり、教育委員会は懇談会で市民の意見に耳を傾ける気があったのか、その姿勢が疑われるものでした。この懇談会をもって適正配置の今後の進め方に理解を得られたなどとは、到底言えるものではありません。当委員会に提出された懇談会の意見の集約の仕方も、意見の例が記載されているだけで全体像がつかめない、不透明だと指摘されて当然です。適正配置を進めたい教育委員会は、小学校では12学級以上、中学校では9学級以上が標準規模の学校であり、教育効果を上げるためにはこの規模が必要とお題目のように繰り返していますが、果たしてそうでしょうか。

当委員会の審議の中でも、不登校、いじめ、問題行動は、学級数の多い学校に現れていることが明らかになりました。標準規模とは、子供の教育のためではなく、市町村合併の推進で財政の効率性があったと政府自身が述べているように、教育予算の削減がその大きな理由と言っても過言ではありません。

今、年収400万円未満の家庭での教育費は、年収の50パーセントを超え、日本の家庭の学費負担は国際的にも異常な状況と言われています。1学級当たりの児童・生徒数もOECDの平均では小学校21.7人、中学校23.8人です。少人数学級の実現、教育費の公費負担増こそが、今、日本の教育行政が取り組むべき課題です。

地域懇談会でも多くの意見が出され、政府も本腰を入れ始めたのが学校の耐震化です。教育委員会が真剣に子供の安全を守ろうとするならば、優先度調査で危険度がはっきりしているすべての小中学校の耐震の2次診断を計画、実施することを最優先課題と位置づけることです。そうした保護者の当面する心配や要求にしっかりこたえることこそが教育委員会の任務ではないでしょうか。地域住民、保護者、学校現場、教育委員会など、こうした立場の人たちが共通の認識に立つことで、子供の安心は守られ、健やかな成長が保障され、教育効果も上がるのだと確信します。

豊倉小学校の実践は、何よりもそのことが実証されています。地域の人に愛されている学校を教育委員会の考える規模に合わないといって統廃合することは、全く教育的配慮に欠けるものです。

陳情の願意は妥当、採択を主張して、討論とします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

24番(成田晃司議員) 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

再編・ネットワーク化協議会は、市と医師会、三つの公的病院が共通の認識に立ち、市内の医療の現状把握と課題整理などについて協議を行い、このたびその中間報告を行った。これによると、市立と公的病院を対比すると、入院が4対6、外来はほぼ半々の患者数となっており、心臓血管外科など公的病院にはない診療科を持つ市立病院の役割は大きいものと思う。市民の中には赤字経営の市立病院は不要と考える者もいるが、基幹病院としての必要性を認識してもらうため、具体的な診療内容をもっとPRすべきではないか。

また、公的病院も医師不足に悩んでおり、これ以上の患者は受け入れられず、市内の医師を減らさない対策を必要としている。市立病院の診療科が一つでも失われれば、市民にしわ寄せが行くことになり、医師確保は本市の生命線とも言えると思うが、どのような話し合いがなされたのか。

特に第二病院は緊急手術が多く、医師の負担が大きいと推察するが、医師が燃え尽きて退職することのないよう、十分なフォローを行い、現在の体制維持に努めてほしいと思うがどうか。

改革プランの骨子では、来年度から地方公営企業法の全部適用を導入し、病院事業管理者の下で民間の経営手法を取り入れ、効率的な運営を図ることとし、その一環として、経営戦略の明確化や経営情報の分析強化を行う旨がうたわれているが、これらは今すぐにでも取り組むことが可能なのではないか。

また、経営情報の分析は、病院のみで行うのではなく外部の専門家も含めて実施する考えはないのか。

経費削減と抑制対策による効果については、収支計画にあまり反映されていないと感じるが、例えば料金収入に占める材料費の比率は平成18年度と23年度の計画でほとんど変化がない。今後、材料費の削減を行うというのであれば、もっと率を引き下げることができるのではないか。

許可病床に対する病床稼働率については、23年度には80パーセント以上とすることを目標としており、21年度に300床程度の削減を行う考えと聞く。削減後も5年間ももとの病床数で算定した交付税措置が維持されることから、経営効率化のため、より実態に合わせた削減を行ってほしいと思うがどうか。

改革プランの骨子では、平成21年度からさらなる経費削減に取り組むこととしているが、これまでもさまざまな手を打ってきており、どのような対策を検討しているのか。

収入増加対策には、本来、医師の確保が最も効果的なのは言うまでもないが、確保できる見通しが立たないのが現状であり、今回、病室の改善による差額ベッド料金の増収など新たな項目が盛り込まれた。具体的には、患者満足度の向上を図るため、院内環境の整備を行うとしているが、病院内で改装工事を行う考えなのか。

その場合の費用や期待される増収見込額については、今回の収支計画に含まれているのか。

改革プランに項目を掲げた以上、どれだけ具体的な改善策に取り組み、どのような効果を上げるかが重要なかぎになると考える。当初は素案を示すとしていたが、骨子にとどまったため、項目ごとの対策が具体化しておらず、今後の、素案策定に当たっては鋭意内容を詰めてもらいたいと思うがどうか。

改革プランの骨子では、人件費の抑制を図るため、平成21年度から、薬剤師や看護師など医師以外の医療職に対し、医療職給料表2及び3を導入するとしており、これにより生涯賃金は減少することになるという。これまで医療職には行政職給料表1を適用してきており、問題は一切なかったにもかかわらず、地方公営企業法の全部適用を行うというだけの理由で、突然収入減となる給料表の変更を突きつけるのでは、職員の理解は得られないと思うが、雇用者である市はどう考えているのか。

病院に多額の不良債務が発生したのは、人件費に原因があるのではなく、両院の組織統合で経営の効率化を図るといった対策が遅れたためとは考えられないか。

給料表の変更は国に準拠した本来の姿に改めるものというが、今まさに経営の効率化に向けて職員にさまざまな協力を求めなければならないというときに、モチベーションの低下が懸念されることから、仮に導入するのであれば、市長から直接職員に説明し、理解を求めることも必要ではないのか。

特例債について、本市は18億8,000万円の発行を要望しているが、道内の自治体では12市町が発行を希望し、その総額は130億円を超えるとのことである。国は発行総額を600億円程度と発表していることから、全額が認められることはないと思うが、市は全国からの要望額が幾らになるのか調査をしたのか。

改革プラン骨子は、市が必要とする特例債発行額を見込んで作成しているが、素案については、国から認められた確定額を基に作成する必要があるのではないか。

そもそも本市の場合、当初国が想定していた特例債発行の要件には当てはまらず、国へ陳情を重ねて要件の拡大にこぎつけた経緯からして、大幅に減額されることも考えられることから、その場合を想定したシミュレーションを行うべきではないか。

また、特例債は、一般会計からの繰り出しにより、7年間で返済することとしているが、本市の財政状況を勘案すると非常に困難と思うがどうか。

特例債について、本市の病院会計の不良債務は、もともと不適切と言われる会計処理により表面化したもので、本来は発行要件に当てはまらない。しかしその後、不良債務を増やさないための経営努力分も対象に追加されたことから、市は一般会計繰入金の一部や給与削減分などの合計18億8,000万円の特例債発行を要望しているが、これが認められる確証はあるのか。

申請に当たって作成された改革プランの骨子について、その収支計画は、平成20年度の医業収益が前年度に比べ大幅に落ち込んでいるにもかかわらず、21年度には4億円近い増額を見込んでおり、過去数年の実績値から考慮しても見通しが甘いと感じるが、絵にかいたもちに終わることはないか。

職員給与費は21年度以降減少し続ける計画となっているが、既に20年度から医師を除く職員の期末勤手当のカットなどを行っており、職員1人当たりの影響額は幾らになるのか。

このたび小樽病院は、呼吸器科の医師の退職により後志管内唯一の結核病床を休止し、今後は札幌の三つの病院に受入れを依頼するとのことであるが、結核は定期検診よりも病院で発見される率が非常に高いため、これまでも市内の医院・診療所からの患者を受け入れるなど、重要な役割を果たしてきたのではないか。

結核病床を休止する一方で、近年、結核の知見を十分に有する医師が不足しているとの指摘があり、結核予防を担う保健所はどのような対策を考えているのか。

例えば、山口県の萩市民病院では、4月で結核病床を廃止したものの、結核の疑いのある患者の一時入院と外来診療を行い、検査によって診断が確定した場合に病床を持つ宇部市の病院に患者を送るとのことである。本市は道内でも結核罹患率は上位にあり、数年前には大学での集団感染があったことも踏まえて、小樽病院は市内で唯一結核患者に対応できる施設を有している以上、専門医の不在で休床していても、内科の医師で対応し、一時入院は受け入れるべきと思うがどうか。

千葉県の銚子市民病院は医師不足が原因で経営難に陥り、巨額の赤字を抱えて今月で診療を休止することであるが、小樽病院においても、患者数に対する法定の医師数はクリアしているものの、医師不足は深刻である。医師不足は全国的な問題となっており、その原因として、都市部への医師の集中と偏在、リスクの高い診療科を避ける傾向などに加え、臨床研修制度の開始が大学医局の医師に不足を招き、公立病院に派遣されている医師の引揚げにつながっているが、この制度の問題点について、どのように考えているのか。

臨床研修医は指導医の下で働くという点以外は他の医師と変わりなく、あらゆる方法で積極的に募集し、研修終了後は本市に残ってもらえるよう努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号につきまして、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第33号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案第33号について、提案理由を説明申し上げます。教育委員会委員の任命につきましては、阿久津光之氏、菊讓氏の任期が平成20年10月17日をもって満了となりますので、新たに末永通氏を任命するとともに、引き続き菊讓氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいま提案された議案第33号小樽市教育委員の任命に関し、提案されたお二方のうち、末永通氏については棄権、菊讓氏は不同意の討論を行います。

我が党は、教育委員の選任に当たっては、個人の人格の評価については基本的にその基準にしています。末永通氏については、初めての教育委員任命の提案であり、同氏が教育の基本である憲法や新しい教育基本法にどのような見解をお持ちかは承知しておりません。また現在、小樽市の教育の大きな焦点となっている小中学校の統廃合、学校適正化計画についても、どのような見解を持っておられるか不明です。それだけに、末永通氏が今後この問題に態度を明らかにすることになるでしょうが、そのときの態度がわからないのに、我が党として白紙委任する態度をとるわけにはいきません。このように、我が党として責任を持ってないことに同意することにはなりませんので、末永通氏の任命については棄権の態度といたします。採決に当たっては、自席に着席のまま棄権の態度表明とさせていただきます。

菊讓氏は、平成16年10月に小樽市教育委員に選任されると同時に、小樽市教育委員会教育長として小学校教育適正配置計画の名による学校統廃合推進の中心的役割を果たしてきました。我が党は、当時の手宮小

学校、北手宮小学校、量徳小学校、堺小学校4校を廃校にする小学校適正配置計画については、御承知の理由で白紙撤回を求めてきました。しかし、菊讓氏は、保護者や地域の関係者の意見を取り入れようとせず、あくまでも小学校4校を廃校することを推進しようとしてきました。しかし、最後には、関係者の理解を得られず、小学校適正配置計画は白紙撤回せざるを得ませんでした。現在も、前回の白紙撤回の教訓をどう学んだかは不明ですが、現実に進められている新たな小中学校適正配置計画を推進しようと、その中心的役割を果たしていることは事実であります。

前回の適正配置計画のときと大きく条件が違うのは、憲法に反する新教育基本法が制定され、これに基づく教育振興計画が閣議決定され、実行に移されようとしていることです。これに加えて構造改革の名による大企業優先の政治によって格差と貧困が広がっています。政府はさらに、この破たんした構造改革を進めようと社会保障費の削減、教育費の削減を行おうとしていることは重大です。財務省の財政制度審議会は、平成の市町村大合併で、児童・生徒1人当たりのランニングコストを約3割削減できたと胸を張り、直ちに取りかかるべき事項に学校適正配置を掲げました。骨太の方針2008でも、学校適正配置を前面に押し出しました。標準規模以下の学校は教育効果が低下する、これは経費の無駄という事実と反する論法であります。学校の適正な規模とは何を意味しているのでしょうか。

市教委は、今年7月の14会場での地域懇談会で、適正な学校規模を小学校12学級以上、中学校9学級以上とし、これがあたかも教育上適正な規模であると受け取れるような説明を行いました。しかし、学校の適正規模とは、適正規模の学校を建設したら補助金を上積みしますということで、学校統廃合を誘導するためのものです。適正規模とはあくまでも行政の補助金支出基準であり、また1956年当時、8,000人の住民に1つの中学校があることが行政的に効率性がよいとされていたことによるもので、子供の教育にとって適正という意味では決してありません。

私は、市教委が開いた14会場すべての地域懇談会に参加し、参加者の意見に耳を傾けました。地域懇談会で出された意見は、小樽の教育をよくしようという真剣な立場からのもので、これらの意見に耳を傾けたら、立派な教育が推進されるものと意を強くした次第です。ここで出された意見は、1973年のUターン通達で示されている内容と共通するものが多く、小樽市教育委員会は謙虚に耳を傾けるべきです。

1973年に現在でも有効なUターン通達と呼ばれる通達が出されたのは、1956年、当時の文部省の通達によって全国で強引な学校の統廃合が進められ、多くの紛争や矛盾が引き起こされた反省からです。当時、新聞にも報道されましたが、北海道では統廃合によって遠くなった学校に通学するために、朝4時とか5時に起床しなければならないとか、通学バス代が高いのに小さな子供はすぐなくしてしまう、あまりの広域化のために教員が保護者と意見を交わす地域懇談会に参加できなくなったなど、強引な学校統廃合が引き起こした異常事態が全国至るところで噴出したため、国会では党派の違いを超えて、その原因である通達をも見直そうということになりました。Uターン通達は、このように、それまでの20年間の試行錯誤、住民の反対運動等を背景に出されたもので、その内容は現在でも重要な教訓、原則が含まれています。三つだけ紹介します。

第1は、学校規模を重視するあまり、無理な学校統廃合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと、無理な統廃合を戒めています。

第2は、小規模校には教職員と児童・生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し、充実するほうが好ましい場合もあると、小規模校を尊重することを求めています。

第3は、学校統廃合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めることを求めています。

私は、この点で継続審査になっている陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方については、その陳情の内容を改めて読み返してみて、学校は子供の教育にとどまらず、その地域にとって独自の役割があることを改めて認識を深めました。学校は、運動会や文化祭をはじめ地域の核としての役割を担っています。また、そこに学校があるから地域に残って子育てができるという点で、地域を維持するために欠かせない施設です。子供が少なくなったからといって安易に統廃合を進め廃校にするならば、地域のコミュニティの崩壊、地域社会の荒廃、ひいては小樽市の衰退につながる取り返しのつかない事態を招きかねません。だから、学校が小さくなくても、ぎりぎりまで統廃合を避けようとすることは当然です。

大変小さい学校では多様な子供と接することができないという心配もありますが、そのデメリットを小規模校が連携して、合同での授業、体育、クラブ活動などで補って、最後まで学校を残そうとしている自治体が生まれています。これらに学んでほしいと思うものです。どういう学校をつくるかを住民が決めるということは、教育における地方自治の本質的問題です。住民合意を尊重する立場は、賛成・反対で住民の間に垣根をつくることなく、一緒に話し合うことを可能にします。

適正配置計画が子供にとってどうなのか、地域にとってどうなのか、話し合えば住民は必ず道理ある立場をとるものと我が党は確信するものです。だからこそ、最近の市町村合併、平成の大合併に向けて全国都道府県教育長協議会の教育委員会のためのマニュアルの改訂版の学校統廃合の項でも、このUターン通達の方針を確認しています。教育の専門家でもある菊讓氏はこれらのことを百も承知しながら、政府の教育予算削減の立場から学校統廃合を推し進めてきたし、これからも推進しようとしているもので、任命に同意できないのは当然です。

以上、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

本件につきましては、小樽市教育委員会委員2名の同意案件であります。菊讓氏と末永通氏を分離して採決いたします。

最初に、菊讓氏について採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

議長（見楚谷登志） 次に、末永通氏について採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第16号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第16号及び決議案第1号につきましては、提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 意見書案第1号後期高齢者医療制度に関する意見書について、提出者を代表して提案説明をします。

インターネットで後期高齢者医療制度を検索すると933万3,000件ヒットします。内容分類ごとに見ますと、問題点を指摘するもの227万件、見直しに関するもの237万件、廃止に関するもの249万件、保険料負担軽減のために世帯分離などを紹介、説明しているもの12万2,000件などです。国民の関心の高さと同時に問題点が指摘され、制度の廃止を求める世論の高まりを感じます。

日本医師会が2007年7月2日に6項目の問題点を指摘し、制度の全面見直しを要求したのをはじめとして、制度が始まる前から各方面から見直しを求める声、白紙撤回を求める声が相次ぎました。この制度に対する高齢者の怒りは、負担増への怒りだけではなく、75歳という年齢で差別されることや、別枠の制度に囲い込まれ、過酷な保険料徴収が行われ、診療報酬も別建てとされ、保険医療が制限されるなど、人間としての存在が否定されたような扱いを受けることへの深い憤りです。制度が始まって半年過ぎましたが、国民の怒りはますます広がり、保険料の決定や年金からの天引きなどに対する不服審査を請求した人は全国で3,000人以上になりました。

地方議会からの意見書も増え続け、9月末で654自治体となっています。既に2回目の意見書を採択している自治体も増えています。所得の低い人ほど負担が軽減されるとの政府の説明は真っ赤なうそ、その後の厚生労働省の調査で低所得の人ほど負担増になる実態が判明すると、政府は慌てて軽減策を打ち出す始末です。

今、舛添厚生労働大臣は、国民が支持しない制度は大胆に見直す、年齢区分の廃止、新しい医療制度の創設などと発言していますが、あくまで制度にしがみつこうとしています。後期高齢者医療制度廃止法案は、さきの通常国会では参議院で可決され、衆議院では継続審議となっています。国民の怒りの声があることを政府は真しに受け止め、小手先の見直しではなく、命を年齢で差別する制度は廃止を強く求め、意見書案第1号の提案理由の説明といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

16番(林下孤芳議員) 提出者を代表して、意見書案第2号社会保障関係費2,200億円削減方針の撤回を求める意見書案について、提案理由の説明をいたします。

2006年度の骨太の方針以来続いている社会保障関係費の削減は、高齢化社会を迎えている今、最も必要とされる医療や介護、福祉などの分野で極めて深刻な影響が生じているほか、労働保険特別会計の削減による雇用情勢がますます悪化することが懸念されています。既に医師不足や介護士の不足は現実のものとなり、保険制度までに波及し、地域間格差もますます拡大する傾向を示しています。

市民の不安と不満は日増しに高まっており、改善は緊急を要する課題であると考えます。社会の安心と安定のためには、社会保障関係費は削減すべきではなく、むしろ増額すべき分野であると考えます。社会保障関係費2,200億円の削減を撤回した場合に、財源はどこからねん出するのかという指摘もありますが、税金の無駄遣いを徹底的に排除することや、支出を国民生活優先にすることによって十分に可能と思えます。今、臨時国会で議論される補正予算の規模は、社会保障費の10年分に相当する額とも言われており、この事実により、選挙になれば予算が出てくることが証明されています。

以上の点にかんがみて、議員各位の御賛同を心からお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 3番、鈴木喜明議員。

(3番 鈴木喜明議員登壇)(拍手)

3番（鈴木喜明議員） 提出者を代表して、意見書案第3号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案の提案趣旨説明を行います。

北海道の道路整備における現状と課題として、道内は全国に比べ都市間距離が長く、自動車の依存率が非常に高く、圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、全国と比べ救命救急センターのカバー面積は4倍にも及び、地域医療の充実を図る上でも高規格幹線道路網などの早期整備は、最重要課題であります。また、1年のうち半分近くが雪に覆われる本道にとって、冬期における交通環境を考慮した道路整備や通行止めの原因の半分以上が雪である現状を考えると、除排雪の強化など積雪寒冷地を考慮した交通対策の充実が不可欠であります。

防災・減災対策においても、本道は台風や地震をはじめ有珠山噴火など、頻繁に大きな自然災害が発生し、そのたびに各地で交通が寸断され、産業、生活面において多大な被害を受けております。災害での被害を最小限にする道路構造の強化や緊急時の代替路の確保は、生活や産業安定を図る上で欠くことができません。

戦後の高度成長期から今日まで、急速に整備されてきた橋りょうやトンネルなどの道路施設が本格的な更新時期を迎えてきており、補修による施設の長寿命化や計画的な更新が必要となっています。

以上のことから、道路特定財源の一般財源化に当たり、北海道の実情に合った道路整備計画とその維持・管理に要する財源の確保を明確にすることと、地域の自主性、裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度の継続、今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること、また地方税の減収分についても、全額補てんすることを強く望むものであります。

以上、提案理由といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

1番（秋元智恵議員） 公明党を代表し、意見書案第3号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案について、賛成の討論を行います。

北海道は、歴史的経過から人口密度が比較的希薄で、広大な面積に長い距離を隔てて集落が点在する地域が多く、人の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しています。したがって、道路は道民生活や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤となっております。

しかしながら現状は、冬期間における厳しい気象条件の克服、スリップによる衝突、追突など交通事故の防止、道路施設の計画的な補修、更新など、解決すべき多くの課題を抱えており、これらの地域の特殊性を考慮した高規格幹線道路や住民に最も密着した市町村道路網の計画的・体系的整備は、ぜひとも必要であります。特に道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実を図る上でも、最も重要な課題の一つであることは疑う余地がないものと考えます。

したがって、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路整備や維持・管理に要する財源の確保を明確にし、地方の事情に十分配慮した整備が着実に推進できるようにすることが必要であります。

さらに、身近な道路整備にきめ細かく対応できる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国において確実に措置され、地方税減収分についても、全額補てんされるべきことは当然であります。

以上の理由により、意見書案第3号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案は、まことに時を得たものであり、賛成の態度を表明し、すべての議員の御賛同を呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について賛成の討論を行います。

意見書案第1号は、後期高齢者医療制度に関するものです。

10月15日には、第4回目の後期高齢者医療保険料が年金から天引きされます。3回目までの天引きの対象者は、約850万人でした。今回は、これまで保険料負担がなかったサラリーマンの扶養家族約200万人、65歳以上74歳までの国民健康保険の世帯主300万人など、合わせて約625万人が新たに天引きになり、全国で1,500万人が年金からの天引きになります。

市民からは「預金通帳を見ても保険料が幾ら引かれているのかわからない」との意見がありますが、口座振り込み以前は年金から天引きされている分は記録されていません。別に通知されるといっても、年金額も保険料もよくわからなくなる仕組みです。

4月から開始されて以来、制度の矛盾が次々と明らかになり、見直しに次ぐ見直しの連続です。保険料の負担軽減は年金収入80万円以下の世帯の保険料を9割軽減するといいますが、対象数は360万人、75歳以上1,300万人の3割にしかすぎません。今後、月の途中で75歳になって後期高齢者医療制度に移行すると、その月の医療費の自己負担限度額が最大2倍になる問題や、夫婦の一方だけが後期高齢者医療制度に移るとき、窓口負担が1割から3割に増加する人については、来年1月から見直すといえます。

政府は、これまで制度を宣伝するために8億円以上の税金を投入してきました。制度開始を目前にした3月から4月の新聞折り込みで、高齢者の生活を支える医療を売り込みましたが、制度の実態が知れ渡り、4月の年金からの天引きが始まると、全国で怒りが沸騰、6月28日には改めて説明させてくださいと新聞各紙に全面広告を掲載しています。巨額なお金を投じて宣伝を繰り返さなければならないこと自体、国民の理解を得られないままに強行したことの証明ではないでしょうか。

廃止を求める世論は、党派の違いを超えて広がっています。全国の3分の1以上の650を超す地方議会が廃止・見直しを求める意見書を可決し、制度に異議を唱える都道府県の医師会も35に上っており、各地で高齢者が不服審査請求を行っています。

こうした国民の怒りを前に麻生首相や舛添厚生労働大臣は、「一時抜本的に見直す必要がある。国民が支持しない制度は大胆に見直す」と発言していましたが、その後、「制度自体は悪くない。よりよい制度に改善する」と態度を一転し、動揺しながらも制度維持に固執しています。麻生内閣の発足に当たって、自民党と公明党が発表した連立政権合意は、「よりよい制度に改善する」と、現行制度を続けることを前提にした方針です。自民党の細田幹事長は、「全国でも75パーセントは保険料が下がった。高齢者は片方では優遇されている」と言って制度を擁護しています。細田氏が挙げた数字は、負担増になる世帯を最初から除いた上、丸ごと負担増になる健康保険扶養家族200万人を調査対象から外した厚生労働省の推計です。制度は、後期高齢者の保険料を2年ごとに改定し、75歳以上の人が増加し、医療費が増えるにつれて値上げする仕組みです。制度の開始前に厚生労働省が地方自治体の職員に対して、「医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と説明しています。これで高齢者は優遇されているのでしょうか。

国民の怒りと運動で、参議院では廃止法案が可決しています。解散後の総選挙では、後期高齢者医療制

度は大きな争点になります。我が党は、医療費抑制という制度の根本から間違っている後期高齢者医療制度はきっぱり廃止するよう求めます。

舛添厚生労働大臣は、後期高齢者医療制度の見直しについて、最近の報道では、市町村の国民健康保険を都道府県単位に再編し、制度を一本化する考えを発表しています。国民の理解を得られていない制度の根本的な改正もなく、新たな再編案は、国民と医療保険制度にますます混乱を拡大することになります。きっぱり廃案にして、減らされ続けた国庫負担をもとに戻し、年齢や所得による差別のない医療制度をつくることです。

意見書案第2号は、社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求めるものです。

生活が苦しいときこそ社会保障でしっかり支えてほしい、この願いにこたえることが政治の役割ではないでしょうか。しかし、政府与党は、正反対の政治を進めてきました。特に国民に大きな被害を与えたのは、高齢者の増加によって自然に増える社会保障費を年々削ってきたことです。2002年度に3,000億円、その後は毎年度2,200億円を削減、2008年度まで見ると1兆6,000億円以上になり、この中で医療、介護、障害者福祉、生活保護の制度が次々に改悪されました。毎年度2,200億円削減は、小泉政権の時代に決められました。国民に痛みを押しつける構造改革路線の大きな柱とされたのです。骨太の方針2008は、失った社会保障制度の信頼回復を課題の一つとして掲げ、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をまとめました。しかし、2009年度の社会保障関係費の概算要求では、社会保障費抑制路線を堅持して自然増を2,200億円抑制することを盛り込んでいます。日本医師会などが開いた地域医療崩壊阻止のための総決起集会の決議は、「長年にわたる社会保障費の伸びの抑制が、医療崩壊を顕在化させたことは明らかである」と指摘しています。

この間の相次ぐ社会保障の改悪の実態です。

2002年。70歳以上の医療費窓口負担1割、現役並み所得者は2割に引上げ。雇用保険料引上げ。

2003年。介護保険料引上げ。サラリーマン本人、家族の医療費窓口負担3割に。雇用保険失業給付額削減。

2004年。生活保護の生活扶助基準等の引下げ。生活保護の老齢加算廃止。厚生年金保険料の引上げ開始。

2005年。国民年金保険料の引上げ開始。生活保護母子加算、16歳から18歳の削減。介護保険の食・居住費の自己負担導入。

2006年。介護保険料引上げ。障害者自立支援法による自己負担増。現役並み所得高齢者医療費窓口負担3割に。

2007年。生活保護母子加算、15歳以下の削減。

以上、振り返ってみると、社会保障の削減と国民負担の増大は明らかです。命や国民が生きていくことを効率化することはできません。大型公共事業の浪費を正し、軍事費と大企業減税にメスを入れ、財源を確保してこそ、社会保障制度を抜本的に拡充できる道が開けます。この際、年間300億円の政党助成金も廃止して社会保障の財源にすることを含め、骨太の方針で打ち出された社会保障関係費を毎年度2,200億円削減する方針を撤回することを求め、各議員に御賛同を呼びかけて、討論とします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

18番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第3号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案に対して、反対の討論を行います。

なお、この意見書案の要請している項目の4、今年度の暫定税率失効に伴う道路整備財源の減少分の国

の責任による全額補てんは当然のこととありますので、この項は賛成いたしますが、残余につきましては基本的な考え方が違いますので、以下述べさせていただきます。

私はかねがね、日本の公共事業のあり方、なかんずく道路整備のあり方について大きな疑念を抱いてまいりました。一つは、道路事業の大半が国によって道路整備計画が決められ、かつ補助事業となっていること、道路構造令によって全国一律の基準でつくられてきたことにより、地域の実情に合わず、過大な整備や不必要な道路の新設など、税の無駄遣いの温床となってきたのではないかという疑念であります。もう一つは、道路を中心とする公共事業が地域の経済の再生につながっていないのではないかという疑念であります。

高度経済成長に合わせて日本の道路は、まず都市と地方道を結ぶ幹線が整備され、今や中山間地の村落の隅々まで舗装道路が整備をされてまいりました。このことは世界に類を見ないほどであります。これらの維持・管理には、今後、膨大なコストが必要となります。私は、これらの事業は、国の権限と財源を地方に完全移譲し、地方が責任を持って行うようにすることで、高コスト体質からの脱却も可能であり、また地方の土木業者の育成や再生にも必ずつながるものと考えております。

また、道路特定財源の一般財源化はヨーロッパでも早くから行われ、イギリスでは1930年代に、ドイツでも1960年代に、フランスでも1980年代に行われております。財源は、さまざまな社会保障関係費などに充当されてきております。超高齢化社会を迎えている今、医療や福祉が重要な課題となり、また経済のグローバル化の中で雇用が不安定化している今日、就業支援や雇用支援など多くの新たな財政的ニーズが生まれてきていることは言をまちません。

私は、今後の道路整備については、個別に論じられるべきではなく、国に抜本的な財政構造の転換、財源の移譲を伴う真の地方分権を求めていく中で論じられるべきであると考えます。地方からの陳情が8割は道路と言われて、地方が国に道路などの社会基盤の整備を求め続ける、このような状態が続くことこそ改革されなければならないと考えます。

以上の基本的な考え方から、意見書案第3号に反対の討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

両件とも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま決定いたしました決議案第1号は、小樽観光都市宣言であります。

小樽観光のさらなる発展を目指し、全市一丸となって取り組む決意を新たにすため、小樽市議会とし

て全会一致で可決したものであります。

私から内容を読み上げて御紹介をいたします。

小樽観光都市宣言～“今こそ”の心意気～。

我がまち「小樽」は、海と山に囲まれた美しい自然、四季が織りなす多彩な風景、そして明治・大正・昭和の面影をしのばせ、かつての栄華を今に伝える運河や歴史的建造物をはじめ、産業・芸術・文化、市民の暮らしに至るまで、多様な観光資源に恵まれた魅力ある都市です。

「小樽」は、まちの将来を巡る運河論争を契機に観光都市として発展し、今や、観光は、まちの基幹産業にまで成長しました。

しかしながら、「小樽観光」が更なる発展を遂げるためには、観光に対する市民意識の向上をはじめ、新たな観光資源の発掘や滞在時間の延長など、いくつかの課題を克服する必要があります。

こうした中、これからの「小樽観光」に求められること。それは、市民一人一人が観光まちづくりの主役となり、人情味あふれる「小樽気質」でお客をお迎えし、ふれあいを通じ感動と安らぎを感じていただくとともに、ゆっくりと時間をかけて「小樽」を楽しんでいただくことです。それが、我がまち「小樽」にとって、何物にもかえがたい喜びなのです。

今こそ、「小樽」は、多くの人に愛されるまち、より質の高い時間消費型観光のまちを目指し、ここに「観光都市・小樽」を宣言します。

以上、決議します。

平成20年10月2日。

小樽市議会。

以上であります。（拍手）

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議員 秋 元 智 憲

議員 新 谷 と し

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案、決議案

平成20年小樽市議会第3回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成２０年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

後期高齢者医療制度に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行

「年をとったら早く死ねというのか」という声に象徴されるように、4月実施の後期高齢者医療制度への国民の不安や怒りは、今も広がり続けています。

国民世論の批判の中、政府・与党は、保険料軽減など4回の制度見直しを行いました。「見直し」を繰り返さなければ制度が維持できないこと自体、欠陥だらけの制度であることを政府自ら認めたことではないでしょうか。

しかも、高齢者を75歳という年齢で一律に区切って、差別をするという制度の根幹には、一切手をつけようとしません。

国民の怒りがかたつてない広がりで噴出しているのは、どんな理由であれ、医療という人間の命にかかわる問題で、高齢者を「年齢で差別」する制度は、一刻も続けさせるわけにはいかならないからです。

しかも、医師不足や自治体病院の再編縮小、療養病床の削減などで医療難民、介護難民が生じる中で、後期高齢者医療制度の実施は、正に、命にかかわる極めて深刻な問題です。

先の通常国会では、後期高齢者医療制度廃止法案が参院で可決され、衆院で継続審議となりましたが、この背景には、多くの高齢者を始め国民の怒りの声があることを、政府は真しに認識すべきではないでしょうか。

国並びに政府関係機関におかれましては、高齢者がいつでもどこでも、安心して医療が受けられる制度になるよう、以下の事項について要望いたします。

記

- 1 命を年齢で差別する後期高齢者医療制度は、廃止してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月2日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 吹田 友三郎
同 中島 麗子
同 林下 孤芳

地域における医師不足を始めとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化しています。非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっています。

そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2,200億円抑制することが示されました。これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねません。不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねません。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」（骨太の方針2006）で打ち出された社会保障関係費を毎年2,200億円削減する方針を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	鈴木喜明
	同	成田祐樹
	同	菊地葉子
	同	高橋克幸

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっています。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えています。

以上のことから、道民にとって、地域の特殊性を考慮した高規格幹線道路や、住民に最も密着した道路網の計画的・体系的整備は是非とも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ち後れている圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要な課題の一つです。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところですが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危ぐされるところです。

このような状況を踏まえ、地方財源の確保を図るとともに、特に次の事項について強く要請します。

記

- 1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。
- 2 新たな整備計画の策定に当たっては、安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。
- 3 地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備の様々な課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。
- 4 今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。また、地方税の減収分についても全額補てんすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月2日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

生産資材価格高騰対策・国内農業生産基盤の確保実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

原油・穀物先物市場の高騰により、肥料・飼料・動力光熱他、農業生産資材価格がかつてない上昇を見せる中で、農業経営は甚大な影響を受けるとともに、今後、更なる状況の悪化も予期され、「来年の営農計画が立たない」状況にあります。

さらに、生産現場においては、土壌分析に基づく適正な施肥やたい肥投入、自給飼料の確保など、コスト低減に向け、必死の取組を重ねているが、生産者・関係機関の努力も既に限界を超えております。

また、先般、決裂したWTO交渉については、最悪の決着が当面、回避されたものの、農業分野交渉における我が国の厳しい立場は何ら変わっておらず、農畜産物の関税大幅削減や低関税輸入枠拡大の脅威にさらされております。

一方、国際的な食料価格の高騰や食料輸出国における禁輸措置、食料調達の「買い負け」などの事態の下、我が国食料の安定供給に赤信号がともっており、国内農業生産資源を最大限活用し、食料自給率の向上を図ることは国民全体の緊急かつ最重要課題であります。

以上の地域農業の危機的状況を踏まえ、我が国政府に対し下記事項の実現とともに、国際交渉におけるき然たる対応を強く求めます。

記

1 生産資材の安定供給と経営安定対策の実施

肥料や燃料などの農業生産資材の安定供給を確保するとともに、経営努力の範ちゅうを超える影響部分に関しては、緊急的な経営安定対策を講じること。

2 省エネルギー・低コスト技術への支援

省エネルギー型農業機械等の導入促進を図るとともに、土壌分析に基づく低成分肥料の活用と施肥効率の向上、自給飼料の生産振興対策等、低コスト生産の取組に対する支援を実施すること。

農地・水・環境保全向上対策において、化学肥料の節減等、環境負荷の低減を促進する対策を強化すること。

3 投機マネーへの規制等

原油価格や穀物価格の高騰に対して、国際的連携の下、投機マネーへの規制など、実効性のある解決策の検討と対応を図ること。

4 消費者・流通業界に対する理解の醸成

生産者並びに農業団体の努力を超える生産資材価格の上昇分については、農畜産物価格に適切に反映されるよう、消費者や流通業界の理解醸成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

近年、輸入冷凍ギョーザへの毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化しています。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にあります。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は、平成7年度が約27万件であったものが、平成18年度には約110万件に達し、平成7年度に比べ約4倍に増大しています。

しかし、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成7年度には全国（都道府県・政令指定都市・市区町村合計）200億円（うち都道府県127億円）だったものが、平成19年度は全国108億円（うち都道府県46億円）に落ち込むなど大幅に削減されています。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなりました。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討していますが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠です。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行するため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しています。

よって、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような施策ないし措置を講じるよう強く要請します。

記

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言、あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置付けるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度の整備をすること。
- 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月2日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

道立試験研究機関の地方独立行政法人制度導入に対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐藤	禎洋
	同	佐々木	勝利

道立試験研究機関は設立以来、北海道産業の育成、道民生活向上のために、国と連携しながら調査研究・技術開発を行い、その成果を道民に還元してきました。こうした中、道は、昨年、このうち22か所の道立試験研究機関を一つの地方独立行政法人によって運営する内容の「道立試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針案」を北海道議会に提示しました。

北海道は、食料自給率の向上、食の安全や環境保全などで大きな役割を担っていますが、これらを支える道立試験研究機関は、公正・中立を保ち、充実した機関として運営されなければなりません。これまで、国立大学及び国立研究機関でも独立行政法人化がなされていますが、運営上の問題により、廃止の懸念も出てきています。道立試験研究機関が地方独立行政法人化された場合も、効率的な運営を目指す余り、採算性重視の研究となり、地域に密着した研究ができなくなることが懸念され、また、相談、指導、分析、測定などの手数料の値上げによる住民負担の増加、ひいては試験研究機関そのものの存続が危ぶまれる状況に陥ることも予想されます。

よって、北海道においては、道立試験研究機関の地方独立行政法人化に向けては、研究機能や住民サービスの低下を招かないよう、農林水産業従事者、消費者、関係団体、学識経験者及び試験研究機関にかかわる職員などの意見を幅広く求め、慎重に検討することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃しています。

日本の景気は更に減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなるおそれがあります。

これまでの景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊しています。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、更なる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念されます。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税・住民税減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分（3パーセント程度）の上乗せを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	大橋一弘
	同	濱本進
	同	林下孤芳
	同	新谷とし

季節労働者の冬期雇用援護制度である通年雇用安定給付金暫定 2 制度が廃止され、加えて、雇用保険の季節労働者向け失業給付である特例一時金50日分が40日分に削減され、今、季節労働者はかつてない厳しい生活を強いられています。

建設関連の冬期失業者を対象とする冬期技能講習の給付金 9 万円及び雇用保険の特例一時金 2 割削減による合計15万円の収入減は、拾い仕事で厳冬の数か月を乗り切る季節労働者にとって深刻な死活問題となっております。

北海道における季節労働者はいまだ11万人余りと全国の約 6 割を占めますが、特に建設業ではその95パーセントが専業労働者であり、冬期間の雇用と生活の確保が最重要課題です。

事業の年間平準化や通年雇用化が進まない中で、冬期雇用援護制度の廃止と特例一時金削減だけを先行することは、限りある財政の中で冬期季節労働者対策を進めてきている北海道地域の疲弊を促進させるばかりです。

昨年秋にスタートした国の季節労働者「通年雇用促進支援事業」は、委託条件に阻まれ地域の主体的な事業企画ができず、十分な効果を上げていません。しかも、この事業を通じても、通年雇用に至らない季節労働者が大量に置き去りにされています。

各市町村による季節労働者対策である冬期の短期就労事業の拡充は、通年雇用に至らない大多数の季節労働者の雇用と生活の確保、通年雇用化への環境整備として自治体において最重要課題となっており、これへの国の財政措置が必要です。

これらの状況から、以下の項目の実現を求めます。

記

- 1 雇用保険の特例一時金を50日分に戻すこと。
- 2 通年雇用促進支援事業について、実施主体である「地域協議会」が主体的な事業を実施できるよう委託条件の見直しを行うこと。
- 3 自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税など財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

雇用促進住宅廃止計画の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	山	田	雅	敏
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則

全国14万戸、35万人が住んでいる雇用促進住宅を全廃して居住者との入居契約を一方的に打ち切るといことが進められています。

雇用促進住宅は、1950年代後半からのエネルギー政策の転換による炭鉱閉山などにより、移転・離職を余儀なくされた人々の住宅確保を目的として、1960年から雇用促進事業団（現在、雇用能力開発機構）が建設してきたものです。その後、移転就職者だけでなく、仕事と住まいを求める人たちも対象になり、公営・公団住宅とともに国の「住宅政策5か年計画」の一つに位置付けられてきました。

ところが、「官から民へ」の特殊法人改革の中で、住宅の建設、管理から撤退、全廃し取り壊し、民間企業に売却などの方針が一方的に決められました。しかも、2003年11月以後の定期（期限付）契約者は、まともな説明もないまま早ければ今年中に退去を迫られるという事態に直面しています。

北海道でも、5月から6月にかけて「廃止決定」の通知が配布され、当市はもとより札幌・室蘭・岩見沢などでは入居者から「何の説明もなく許されない」「撤回してほしい」などの怒りが噴出しています。

しかし、このような退去要求は何の道理もないばかりか、居住権の乱暴な否定です。そのうえ現行借地借家法の定めにある、家主が立ち退き請求できる「（家主が）建物の使用を必要とする事情」という正当な理由にも当たらないものです。「特殊法人改革」は、国の都合で始まったものであり、入居者には何の責任もありません。

よって、以下のことを求めます。

記

- 1 一方的に行われた住宅廃止の前倒し決定については見直し、入居者の声を十分聞き、事情もよく理解した上で、進めること。
- 2 定期借家契約の入居者に対しても普通借家契約と同様に、退去に当たっては十分な配慮を行うこと。
- 3 地方公共団体への事業主体の変更（売却）にあつては無償譲渡等を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月2日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

父子家庭にも児童扶養手当の支給を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

母子・父子家庭という配偶者のいない「ひとり親家庭」が増えています。

ところが、児童扶養手当法は第 1 条で「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」とあり、父子家庭は収入にかかわらず児童扶養手当の支給対象から除外されています。

父子家庭の場合、父親が子育てすることへの社会的な理解の後れもあり、長時間労働を強いられ、転職せざるを得ない人も少なくありません。「残業と休日出勤なし」「転勤なし」という条件で仕事を探せば、パートやアルバイトなど低賃金の仕事に就かざるを得なく、年収 300 万円未満が父子家庭の 37 パーセントも占めています。「母子家庭に支給されている児童扶養手当を、父子家庭にも支給してほしい」という願いは切実です。

よって、以下のことを要望します。

記

- 1 児童扶養手当法を改正し、父子家庭にも児童扶養手当を支給できるよう改善すること。
- 2 新たな対策を創設し、ひとり親の子育て支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 10 月 2 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

裁判員制度の慎重な実施を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	高 橋 克 幸
	同	佐々木 勝 利
	同	横 田 久 俊

裁判員制度は、来年 5 月の実施まで 1 年を切ったにもかかわらず、制度に対する国民の合意が不十分であり、このまま実施することより、国民の生活に混乱が生じる心配があります。

問題の第 1 は、裁判員になることに国民の多数が消極的、否定的だということです。日本世論調査会の調査（3 月）では、裁判員を務めたくないが 72 パーセントに対して、務めてもよいは 26 パーセントでしかありません。最高裁の調査でも、参加したくないが 38 パーセント、参加してもよいは 11 パーセントです。

問題の第 2 は、国民が安心して裁判員になる条件整備が整っていないことです。その一つは仕事や日常生活との関係で、裁判員になることが過大な負担となりかねないことです。裁判員になれば、最低でも 3 日間から 5 日間、場合によっては一週間や 10 日間も連続して裁判に参加しなければならず、その間「原則として裁判員を辞退できない」とされています。その二つは、裁判員には「守秘義務」が課され、違反したら重い罰則が科されることです。その三つは、裁判員制度の対象となるのは死刑や無期懲役につながる「殺人」や「強盗致死傷」「放火」などのいわゆる「重大犯罪」です。これが心理的負担を招くことです。

問題の第 3 は、えん罪を生まない制度的保障がないことです。証拠の開示が捜査当局の一方的な意思の下に置かれ、警察や検察による被疑者の取調べが密室で行われる現状があるままでの実施になることです。

よって、国民の合意が不十分な中、様々な問題が指摘されている現状での実施は困難であり、来年 5 月からの実施時期を含めて、見直しと改善を図るよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 10 月 2 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

北海道職業能力開発大学校の存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、現在国において、独立行政法人雇用・能力開発機構の存廃について検討されています。

この機構が設置、運営する職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は全国で22校あり、主に高等学校卒業者を対象にものづくりができる人材を育成しています。

小樽市には平成12年に短期大学校から組織改編された北海道職業能力開発大学校があり、道央圏のみならず北海道各地から学生が集まり、理論と技術・技能を有機的に結びつけた実学融合の教育訓練システムの下で学んだ優秀な人材を産業界に輩出しています。地域にとっても、高度な技術や技能を有した卒業生は企業の即戦力として活躍し、受入れ企業からも高い評価を得ています。また、大学校に蓄積された研究成果や設備を生かし、地元企業との間で共同研究や受託研究が行われるとともに、企業や団体に対しては体系的な職業能力開発が図られるよう支援を行う事業内援助などが実施されており、大学校は人材育成のみならず産業振興の観点からも大きな役割を果たしています。

少子高齢化が一層進み、人口減少社会に転じる中で、我が国のものづくり産業の競争力を維持・強化していくためには、高度化するものづくり技術や多様化する産業界のニーズに対応できる人材の確保や育成を図ることが必要であり、実践能力を備えた優秀な人材を輩出できる高等教育機関の存在は今後ますます重要になると考えられます。

よって、政府におかれましては、独立行政法人雇用・能力開発機構の存廃の検討に当たっては、大学校が地域における人材の育成と確保、さらには産業振興に果たしている役割を十分に踏まえられとともに、国として高度な技術力を堅持・育成することの必要性や責務を十分に考慮され、今後も北海道職業能力開発大学校を始めとする既存の大学校が存続されるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) 関連疾患に関する意見書 (案)

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	井川浩子
	同	斎藤博行

ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1) とは、致死率が高い「成人 T 細胞白血病 (ATL)」や、排尿、歩行障害を引き起こす「せき髄疾患 (HAM)」の原因ウイルスです。ウイルスを体内に持っている人 (キャリア) は全国で 120 万人に上ると推定され、ATL で年間約 1,000 人が命を落とし、HAM 発症者は激痛やまひ、歩行障害に苦しんでいます。いまだに根本的な治療法は確立されていません。

このウイルスは輸血や性交渉により、また母乳を介して母親から感染をします。このうち輸血による感染防止のために、献血時の抗体検査が 1986 年 11 月から導入され、新たな感染はほぼなくなりました。

このウイルスの特徴は、発症するまでに 40 年から 60 年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子供を産み育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染をさせてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時に抗体検査を実施し、陽性の方には授乳指導を行い、感染拡大を抑制しています。

HAM については平成 21 年度から難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定されることになりましたが、今後、治療法の確立へ向けて研究促進に大いに期待します。

よって政府におかれましては、ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型関連の疾患の予防、感染の拡大防止を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 潜在患者の把握など実態調査を行うこと。
- 2 医療機関等への HTLV-1 に関する情報を周知徹底すること。
- 3 治療研究の促進及びワクチンの開発を行うこと。
- 4 ウイルス感染者の相談体制の充実を図ること。
- 5 発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 10 月 2 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

今年 7 月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国である我が国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60～80パーセント削減するという積極的な目標を掲げたところです。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因としては、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められています。

その新エネルギーの中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万kWであり、ドイツ、米国などとともに世界をリードしてきた経緯があります。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール（パネル）の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となりました。

こうした事態の打開に向けて、福田総理は「経済財政改革の基本方針2008」や地球温暖化対策の方針「福田ビジョン」において、「太陽光発電については、世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とする」と、目標を示したところです。

「環境立国」を掲げる我が国が、太陽光発電世界一の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、総理のリーダーシップの下、政府・各省が連携を緊密に取りつつ、具体的には、「住宅分野」、「大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野」、「更なるコスト削減に向けた技術開発分野」、「普及促進のための情報発信・啓発分野」の各分野に対して支援策を打ち出す必要があると考えます。

よって、政府に対して、太陽光発電システムの更なる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望するものです。

記

- 1 国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充。
- 2 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など、集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進。
- 3 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度整備。
- 4 導入コスト低減にかかわる技術開発促進策の推進。
- 5 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

小中学校の耐震診断の即時実施及び耐震化工事実施に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	横田	久俊

全国各地で大規模地震が多発しています。小中学校は、日中の児童生徒の生活の場であると同時に、災害時における地域住民の避難場所ともなっております。

本市には、公立小中学校が41校ありますが、そのうち29校に昭和56年以前に建築された校舎があり、その棟数は100棟を超えています。

本年6月、国は小中学校の耐震化を促進するため、地震防災対策特別措置法を改正し、学校施設耐震改修等の補助率の引き上げを行いました。しかし、その期間は平成22年度までの期限が設定され、また、補助率かさ上げの対象となる校舎の構造耐震指標は0.3未満とされています。

しかし、本市は、極めて厳しい財政事情にあり、短期間のうちにすべての学校施設の耐震化を進めることは困難な状況にあります。

以上のことから、補助率かさ上げの期間を延長するとともに、耐震補強事業に係る補助単価等については実情に見合った引き上げを行うなど、公立小中学校の耐震化について、国は積極的な措置を講ずるよう、北海道においても強く働きかけていただきたく、要望します。

また、北海道においても、公立小中学校の耐震化に対する助成制度の検討を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月2日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

実効ある介護労働者の人材確保と待遇改善の施策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	井川浩子
	同	斎藤博行

高齢者介護現場の人材不足が社会問題となっています。「介護事業所や施設が職員を募集しても集まらない」「介護職を養成する専門学校に生徒が集まらない」という深刻な事態が生まれています。これらの事態は過酷な労働に対して、余りにも賃金・労働条件が低すぎるのが原因です。

介護職員の離職率は2007年度で21.6パーセントにも達しています。しかもそのうちの約4割は1年未満で離職しています。介護福祉士のアンケートでも定着しない理由の一番は「給料が安すぎる」で、「仕事がきつい」よりも多くなっています。

利用者・高齢者にとっても、介護労働者が安心して働けることが大切です。疲れ切った職員の下では、安全で快適なサービスを受けられません。

先の通常国会では、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が成立し、平成21年4月までに介護従事者の確保を図るように、賃金を始めとする処遇の改善のための必要な施策を実施することとなっています。事態は深刻であり、早急に実効ある施策を実施することが求められています。

介護の人材不足打開のためには、来年度介護報酬改定において、相当の引上げを行うことが不可欠です。しかし、現行制度の下では介護報酬引上げは国民・高齢者・サービス利用者・地方自治体への負担増を引き起こすこととなります。人材確保と待遇改善の施策は、政府の必要な財政措置も含めて実施されるべきです。

以上のことから、介護労働者の人材確保と待遇改善のため、以下の点を要望します。

記

- 1 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」に基づき、平成21年4月までに介護従事者の確保を図るように、賃金を始めとする処遇の改善のための施策を早急に具体化し、実施すること。
- 2 介護従事者の人材確保・賃金水準の改善については、介護保険料、介護サービス利用料の引上げにつながらないよう、国が必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年10月2日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

小樽観光都市宣言に関する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	北野	義紀
	同	前田	清貴

小樽観光都市宣言～“今こそ”の心意気～。

我がまち「小樽」は、海と山に囲まれた美しい自然、四季が織りなす多彩な風景、そして明治・大正・昭和の面影をしのばせ、かつての栄華を今に伝える運河や歴史的建造物をはじめ、産業・芸術・文化、市民の暮らしに至るまで、多様な観光資源に恵まれた魅力ある都市です。

「小樽」は、まちの将来を巡る運河論争を契機に観光都市として発展し、今や、観光は、まちの基幹産業にまで成長しました。

しかしながら、「小樽観光」が更なる発展を遂げるためには、観光に対する市民意識の向上をはじめ、新たな観光資源の発掘や滞在時間の延長など、いくつかの課題を克服する必要があります。

こうした中、これからの「小樽観光」に求められること。それは、市民一人一人が観光まちづくりの主役となり、人情味あふれる「小樽気質」でお客様をお迎えし、ふれあいを通じ感動と安らぎを感じていただくとともに、ゆっくりと時間をかけて「小樽」を楽しんでいただくことです。それが、我がまち「小樽」にとって、何物にもかえがたい喜びなのです。

今こそ、「小樽」は、多くの人に愛されるまち、より質の高い時間消費型観光のまちを目指し、ここに「観光都市・小樽」を宣言します。

以上、決議します。

平成 20 年 10 月 2 日
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 10 月 2 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

平成20年小樽市議会第3回定例会議決結果表

会期 平成20年9月9日～平成20年10月2日(24日間)

議案番号	件名	提出者	提出年月日	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成20年度小樽市一般会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
2	平成20年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
3	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
4	平成20年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
5	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
6	平成20年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
7	平成20年度小樽市病院事業会計補正予算	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
8	平成19年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
9	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
10	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
11	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
12	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
13	平成19年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
14	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
15	平成19年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
16	平成19年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
17	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
18	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
19	平成19年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
20	平成19年度小樽市病院事業決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
21	平成19年度小樽市水道事業決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
22	平成19年度小樽市下水道事業決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
23	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	市長	H20.9.9	H20.9.18	決算	H20.9.18	継続審査	H20.10.2	継続審査
24	公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案	市長	H20.9.9	H20.9.18	総務	H20.9.26	可決	H20.10.2	可決
25	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	市長	H20.9.9	H20.9.18	厚生	H20.9.26	可決	H20.10.2	可決
26	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
27	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	市長	H20.9.9	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決

議案 番号	件 名	提 出 者	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
28	小樽市ラブホテル建築規制条例案	H20.9.9	市長	H20.9.18	建設	H20.9.26	可決	H20.10.2	可決
29	小樽市基本構想について	H20.9.9	市長	H20.9.18	予・基	H20.9.25	可決	H20.10.2	可決
30	北海道市町村備荒資金組合規約の変更について	H20.9.9	市長	H20.9.18	総務	H20.9.26	可決	H20.10.2	可決
31	小樽市土地開発公社定款の変更について	H20.9.9	市長	H20.9.18	総務	H20.9.26	可決	H20.10.2	可決
32	小樽市非核港湾条例案	H20.9.9	議員	H20.9.18	総務	H20.9.26	否決	H20.10.2	否決
33	小樽市教育委員会委員の任命について	H20.10.2	市長					H20.10.2	同意
報告1	専決処分報告（転倒事故に係る損害賠償額）	H20.9.9	市長	H20.9.18	厚生	H20.9.26	承認	H20.10.2	承認
意見書案 第1号	後期高齢者医療制度に関する意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	否決
意見書案 第2号	社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	否決
意見書案 第3号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第4号	生産資材価格高騰対策・国内農業生産基盤の確保実現を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第5号	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第6号	道立試験研究機関の地方独立行政法人制度導入に対する意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第7号	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第8号	「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第9号	雇用促進住宅廃止計画の見直しを求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第10号	父子家庭にも児童扶養手当の支給を求める要望意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第11号	裁判員制度の慎重な実施を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第12号	北海道職業能力開発大学の存続を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第13号	ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第14号	太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第15号	小中学校の耐震診断の即時実施及び耐震化工事実施に関する意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
意見書案 第16号	実効ある介護労働者の人材確保と待遇改善の施策を求める意見書（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
決議案 第1号	小樽観光都市宣言に関する決議（案）	H20.10.2	議員					H20.10.2	可決
その他会議に付した事件	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）				経済	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事項）				厚生	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査

陳情議決結果表

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H20.2.29	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H20.2.29	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H20.2.29	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1109	小中学校の耐震診断の即時実施及び耐震化工事実施方等について	H20.9.17	H20.9.26	採択	H20.10.2	採択

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H20.9.26	採択	H20.10.2	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
252	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H20.9.26	採択	H20.10.2	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H20.9.26	採択	H20.10.2	継続審査
646	犬捕獲方法の改善方について	H20.3.4	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1085	政府の責任で実効ある介護労働者の人材確保・待遇改善の施策を求める意見書提出方について	H20.9.4	H20.9.26	採択	H20.10.2	採択
1115	平成20年度福祉灯油の改善方について(第1項目)	H20.9.17	H20.9.26	採択	H20.10.2	継続審査
	平成20年度福祉灯油の改善方について(第2、3項目)	H20.9.17	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H20.9.26	採択	H20.10.2	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H20.9.26	採択	H20.10.2	継続審査

建設常任委員会
陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H20.9.26	継続審査	H20.10.2	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会
陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H20.9.29	継続審査	H20.10.2	継続審査

市立病院調査特別委員会
陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
5~185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H20.9.30	継続審査	H20.10.2	継続審査
187~219		H19.6.29	H20.9.30	継続審査	H20.10.2	継続審査
220~243		H19.7.2	H20.9.30	継続審査	H20.10.2	継続審査
248、249		H19.9.4	H20.9.30	継続審査	H20.10.2	継続審査
254		新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H20.9.30	継続審査	H20.10.2